

**平成25年度
地域まちづくり推進状況報告書・評価書及び見解書**

平成 26 年 3 月 27 日
横浜市地域まちづくり推進委員会
横浜市都市整備局地域まちづくり課

はじめに

横浜市では、平成3年度から市民による自主的なまちづくりの活動を支援するために、複数の部署の連携により地域まちづくりの推進に取り組んできた。また、様々なモデル事業を通じて、効果的な支援のあり方やニーズに即した事業展開などを模索し、活動支援のシステムを構築してきた。また、協働の推進としては、16年度には「協働推進の基本指針」（24年10月改定）を発表し、様々な分野の協働を推進してきた。

地域まちづくり推進条例は、こうした流れに沿って17年に制定・施行され、「地域まちづくり」を安全で魅力あるまちの実現と位置付け、地域が抱える課題解決に向けての市民による多面的取組のうち、ハード整備にかかるものを中心に、横浜市として保障し、柔軟に支援するべく定められたものである。

条例制定以降、地域まちづくりのすそ野を広げ、より一層の推進を図るべく、地域のニーズに合わせて地域まちづくり支援制度要綱の一部を改正してきた。また、市民局の「身近な地域・元気づくり事業」などの、主にソフト部門でのまちづくりを支援している部署や各区の「まちのルールづくり相談コーナー」とも連携し、総合的なまちの魅力づくりや課題の解消も進めてきた。これらの取組は一定の成果を出しており、概ね軌道にもっている。現在、市民のライフスタイルや価値観が多様化しており、施策・制度についても、そうした多様な地域のニーズに対応できることが求められている。

報告書は、平成23・24年度の実績を中心に地域まちづくりの推進状況についての報告であるが、地域まちづくりは成果に結びつくまでに手間と時間をかけて、長期的な視点で取り組む必要があること、また、27年度に地域まちづくり推進条例制定後10年になることを見据え、これから10年後、20年後の地域まちづくりの推進に向けて、幅広くまちづくりの活動に取り組んでいる地域の紹介や、支援制度を活用しているまちづくりに関する制度や事業の紹介等、幅広い視点で地域まちづくりの推進状況をまとめた。

成熟段階にある横浜市の協働による地域まちづくりの更なる推進を図るべく、庁内各部署での取り組みとの連携を更に強化し、ソフトとハードを担当する複数の担当課が協働していく体制を構築し、報告書に対する評価書を糧として、次の10年、20年を見据えた地域まちづくり推進のビジョンを次期中期計画の中で盛り込んでまいりたい。

報告書・評価書及び見解書について

目的

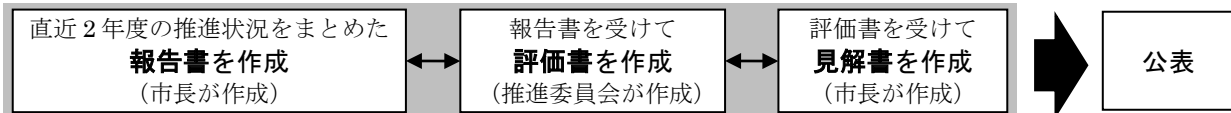
報告書は、地域まちづくり推進条例（以下、「条例」という）及び同施行規則に基づき、平成 23 年度及び 24 年度について、同条例に基づく施策の推進状況を明らかにすることを目的として作成した。また、それに対する地域まちづくり推進委員会の評価及び評価に対する横浜市の見解を掲載した。

なお、報告書は、各章の冒頭に該当章の概要、評価書、見解書を掲載し、その後、報告書本編を掲載している。

対象

報告書の対象は、条例で規定している地域まちづくり推進委員会委員（P.128 参照）のほか、地域のまちづくり関係者（都市整備局内外の行政職員を含む）、まちづくりコーディネーター等の中間支援者及び地域まちづくりに強く興味・関心のある市民を想定している。

【図 0-1】報告書・評価書・見解書作成の概要



横浜市地域まちづくり推進条例

第 17 条第 3 項 **市長**は、地域まちづくりに関して、この条例に基づく施策の推進状況等を明らかにする**報告書**を作成し、当該報告書を推進委員会に諮った後に、これを公表するものとする。

横浜市地域まちづくり推進条例施行規則

第 33 条 市長は、隔年の年度終了後、速やかに、条例に基づく施策の推進状況及び地域まちづくりグループの活動状況等を取りまとめて、条例第 17 条第 3 項の規定による地域まちづくりに関する施策の推進状況等を明らかにする報告書を作成し、推進委員会に諮るものとする。

2 **推進委員会**は、前項の報告書に基づき、当該 2 年度における地域まちづくりに関する施策の推進状況等について、**評価**を行うものとする。

3 **市長**は、前項の推進委員会の評価及びこれに対する**見解**を、第 1 項で作成した報告書と併せて、インターネットの利用及び所管課に備え置いて閲覧に供すること等により公表するものとする。

報告書における「地域まちづくり」とは

報告書で取り扱う「地域まちづくり」とは、横浜市地域まちづくり推進条例第 2 条第 3 項のとおり、「安全で快適な魅力あるまちを実現するために行う市街地の整備又は保全その他の地域の環境の維持又は改善の取組」のことである。

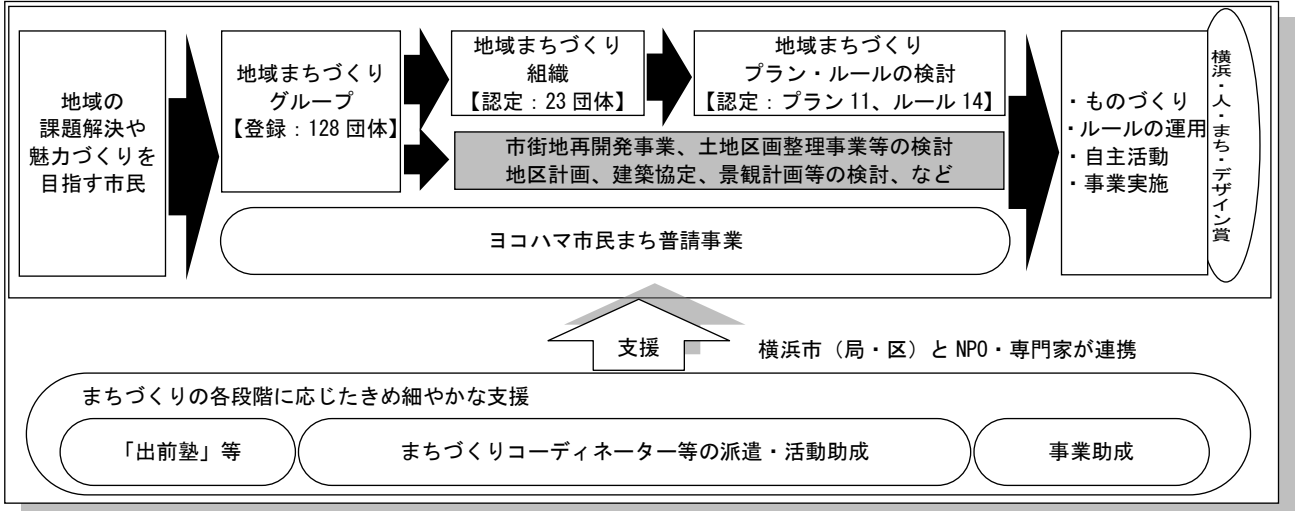
また、「地域まちづくり活動」とは、横浜市地域まちづくり支援制度要綱第 2 条第 2 項第 1 号の通り、「市民等が主体となって行う地域まちづくりの活動のうち、地域まちづくり組織の設立等に関する検討、地域まちづくりプランの策定等に関する検討、地域まちづくりプランの推進に係る方針の策定等に関する検討、地域まちづくりルールの策定等に関する検討、地区計画の策定等に関する検討、建築協定の策定等に関する検討、景観計画及び景観協定の策定等に関する検討、都市計画提案に関する検討、市街地の開発事業に関する検討、いえ・みち まち改善事業に関する検討、その他地域まちづくりに関する活動で市長が特に必要があると認めるもの」のことである。

地域まちづくり活動の流れと支援の概要

地域まちづくり推進条例に基づく地域まちづくり活動の流れと、それに対する支援の概要は下図のとおりである。報告書は市民による地域まちづくり活動及びそれに対する支援のうち、主に平成 23 年度及び 24 年度の状況について報告する。

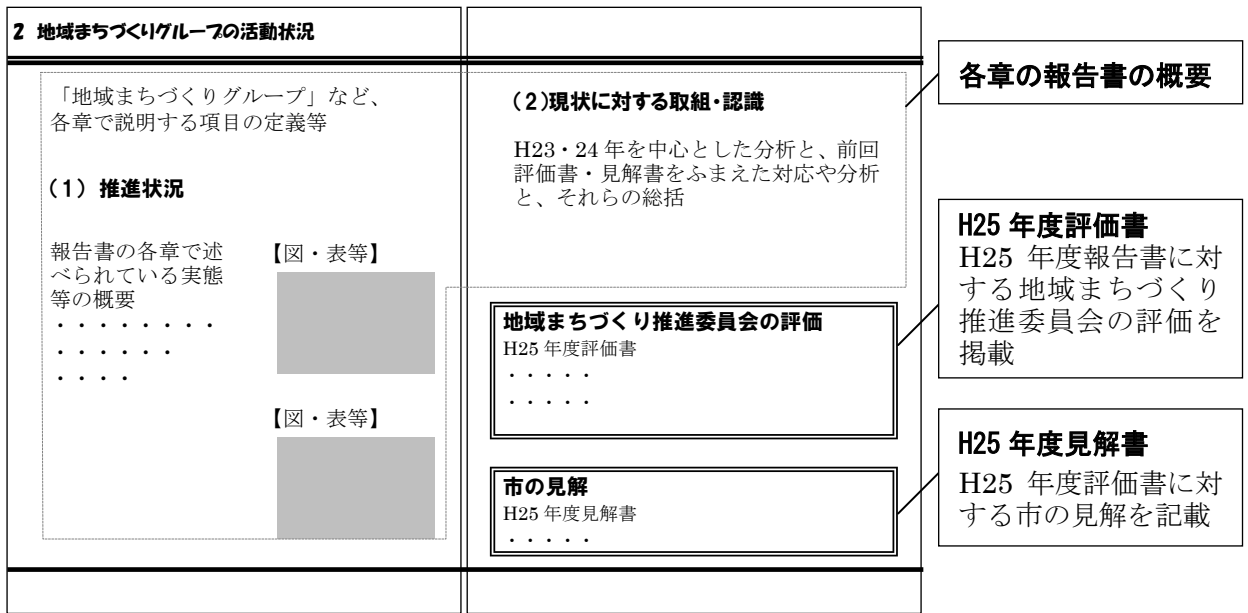
【市民との協働による地域まちづくりの流れ】

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

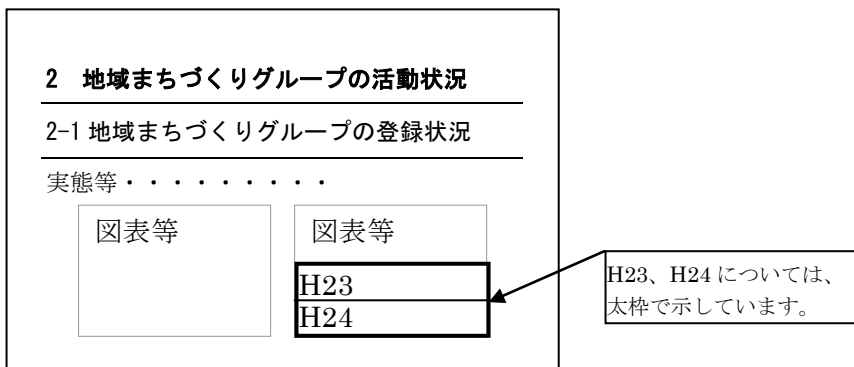


報告書の見方

【概要】



【本編】



目次

1 概 要	はじめに	1
2 グ ル ー プ	報告書・評価書及び見解書について	2
3 組 織	目次	4
4 プ ラ ン	1 地域まちづくり推進条例・体制の概要	6
5 ル ー ル	1-1 地域まちづくり推進条例の特徴	9
6 支 援 制 度	1-2 制度改正の概要	11
7 ア ン ケ ー ト	1-3 地域まちづくり推進体制の状況	12
8 ま ち 普 請	1-4 制度の対象としている主な事業	14
9 顕 彰	2 地域まちづくりグループの活動状況	16
10 広 報	2-1 地域まちづくりグループの登録状況	18
11 委 員 会	2-2 地域まちづくりグループの活動地域分布図	26
12 お わ り に	3 地域まちづくり組織の活動状況	28
資 料 編	3-1 地域まちづくり組織の認定状況	30
	3-2 地域まちづくり組織の活動地域分布図	31
	3-3 地域まちづくり組織によるまちづくりの事例紹介	33
	4 地域まちづくりプラン等の策定・運用状況	38
	4-1 地域まちづくりプランの策定状況	41
	4-2 上位プランの紹介（参考）	43
	5 地域まちづくりルール等の策定・運用状況	44
	5-1 地域まちづくりルールの策定・運用状況	46
	5-2 建築協定	47
	5-3 地区計画	49
	5-4 街づくり協議地区（参考）	50

6 地域まちづくり支援制度の実績	52
6-1 地域まちづくり支援制度の特徴	56
6-2 まちづくりコーディネーターの登録状況	58
6-3 まちづくり支援団体の登録状況と活動・支援実績	59
6-4 まちづくりコーディネーター等の単発派遣	63
6-5 まちづくりコーディネーター等の年間委託	64
6-6 地域まちづくり活動助成	65
6-7 地域まちづくり事業助成	66
6-8 地域まちづくり支援制度の支援経費実績	67
6-9 区による地域まちづくりの支援状況	68
6-10 区による独自の支援事業	72
7 地域まちづくりグループ・組織等に対するアンケート	74
7-1 地域まちづくりグループ等の活動状況アンケート調査結果	77
7-2 地域まちづくり組織の活動状況アンケート調査結果	86
8 ヨコハマ市民まち普請事業の状況	94
8-1 ヨコハマ市民まち普請事業の実施状況	97
8-2 ヨコハマ市民まち普請事業に関する新規取組の紹介	105
8-3 ヨコハマ市民まち普請事業の応募地区・整備地区の分布	107
○ まち普請鼎談会コラム	108
9 顕彰事業の状況	110
9-1 横浜・人・まち・デザイン賞	113
9-2 まちづくり月間 国土交通大臣表彰	118
10 広報、普及啓発活動	120
10-1 メールマガジン、発行物、ホームページ等	123
10-2 区による広報活動	125
11 地域まちづくり推進委員会の開催状況	128
11-1 委員会構成（第4期、平成23年4月～平成25年3月）	131
11-2 開催状況と審議内容	132
12 おわりに～地域まちづくり推進状況の評価及び見解書のまとめ	136
資料1 地域まちづくりの活動状況にかかるアンケート	138
資料2 平成23年度評価書に対する見解書とその後の対応状況	142

1 地域まちづくり推進条例・体制の概要

地域まちづくり推進条例は、平成 15 年「新時代行政プラン・アクションプラン」に基づき、広くまちづくりに取り組むことを想定し、市民と市が協働し、市民が主体となつて行う地域まちづくりの理念やその市民を支援する市の責務を明らかにし、安全で快適な魅力あるまちの実現に資することを目的として平成 17 年 2 月 25 日に公布、同年 10 月 1 日に施行した。

地域まちづくり推進条例の主な特徴は、地域まちづくりグループの登録制度など、地域まちづくりの初動期の段階から支援できる仕組みを整えていること、地域まちづくりプランや地域まちづくりルール
の運営主体を地域まちづくり組織として認定し、団体の位置づけを明確にする制度も整えていることである。「地域交通サポート事業」の運用開始に伴い、平成 19 年からは道路局でも活用されており、他のまちづくりに関する制度においても考え方や仕組みを参考にされてきた経過がある。

(1) 推進状況

① 地域まちづくりの定義に基づく範囲

地域まちづくりの範囲は、①まちのルール・プランづくり、②都市計画提案制度、③市街地再開発事業、④土地区画整理事業、⑤いえ・みち・まち改善事業、⑥ヨコハマ市民まち普請事業、⑦地域交通サポート事業の 7 つとしている。また支援策として、人的支援、事業への財源の支援、活動団体への財源の支援の 3 つを行っている。

② 制度の活用促進のための改善実施

地域まちづくり支援制度要綱について、支援の目的に照らし、地域がより活用しやすくなるよう要綱及び関連要領の一部を改正し、平成 24 年 4 月 1 日から施行した。主な改善点としては、建築協定運営委員会を地域まちづくり活動団体※に位置付け、グループ登録をしなくても支援制度が活用可能となったこと、コーディネーターの派遣や委託の年限、年間派遣回数の上限を定め、より多くの地区で支援制度を活用できるようにしたことなどである。

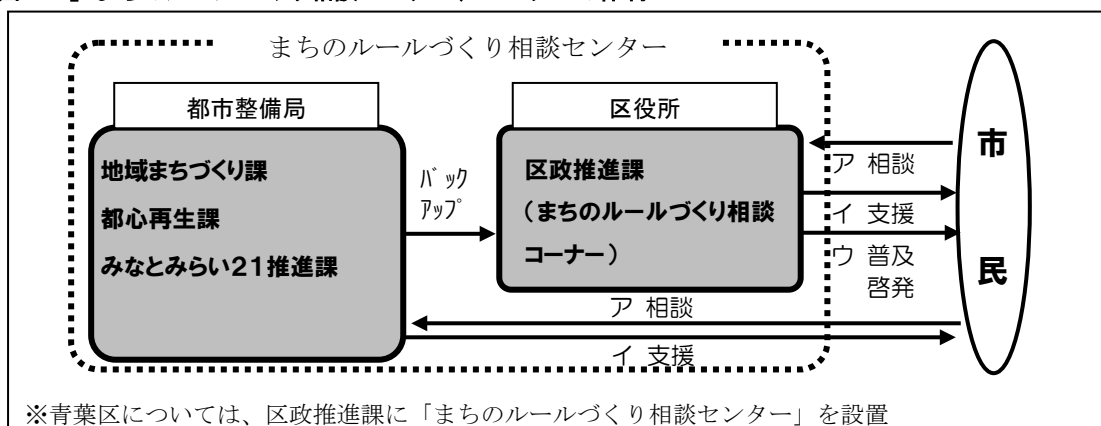
※ 地域まちづくり活動団体とは…

地域まちづくりグループ（登録）、地域まちづくり組織（認定）及び建築協定運営委員会である。

③ 推進体制

地域まちづくりの推進体制は、地域まちづくり推進条例の制定・施行及び運用の状況にあわせ、拡充されてきた。特徴的な体制としては、区役所区政推進課に置かれている（青葉区を除く）「まちのルールづくり相談コーナー」と、都市整備局に置かれている「まちのルールづくり相談センター」が連携して、市民の相談対応や支援、普及・啓発などの活動を行っている。

【図 1-1】まちのルールづくり相談コーナー、センターの体制



まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

(2) 現状に対する取組・認識

条例の理念である「市民が主体となって行う地域まちづくり」の推進に向け、地域の実情に合った支援が行えるよう、様々な機会を捉え、制度の改善に努めてきた。

また、都市整備局（まちのルールづくり相談センター）と区役所の区政推進課（まちのルールづくり相談コーナー）が連携し、プランやルール等の策定を目的とする地域まちづくり活動への支援を行っている。

現在、郊外住宅地では高齢化などが進み、地域まちづくりの施策は、横浜市の重要施策の一つになっている。地域まちづくり活動は、今後地域のニーズを捉えながら、時代の状況に合わせた支援施策のあり方を考えていく必要がある。更なる局間の連携も視野に入れながら、横浜市が一体となり、地域の課題解決に努めていきたい。

地域まちづくり推進委員会の評価

地域まちづくり推進条例第2条に定義されている「地域まちづくり」における「安全性」、「快適性」などについて何が重要であるのか、時代とともに新たな課題やニーズを的確にとらえていく必要がある。

また、「地域まちづくり」への市民の関わり方は、第3条により「身近な地域において、健康で文化的な生活を営み、創造的な活動を行うため」と記載されているが、「健康」「文化」「創造的な活動」についても何が重要であるのかを的確にとらえていく必要がある。

区役所における地域まちづくり支援の機能強化や助成制度の見直し等を重点的に行ってきたことで、市民主体の活動を支援する範囲については、より自由度・柔軟性をもたせたと同時に、人的、財政的な支援については、より効果的な支援となるよう期間や内容を明確化したといえる。見直しについては、市民への一層の周知が必要であろう。

現在の社会情勢や地域のあり様を背景として、「地域まちづくり」「市民の関わり方」のニーズが広がっており、その支援をますます拡充させる必要がある。一方で厳しい財政状況の中ではあるが、今後も都市整備局のバックアップ体制を維持するだけでなく、より効果的な支援のためにはいかなる体制が最適か、検討していく必要がある。

市の見解

「地域まちづくり」において、現状を踏まえた新たな行政課題や地域社会のニーズは、「市民生活白書」や「中期計画」等において受け止めているほか、区役所やまちづくりコーディネーター等との連携により、市民から直接寄せられる相談から見えてくる課題やニーズについても、的確にとらえるよう努めています。今後、将来的な社会構造などの変化も見据え、他局や地域ケアプラザ等の中間支援組織とも情報共有を図っていくとともに、地域社会のニーズをさらに掘り下げて探っていきます。

東日本大震災以降、地域コミュニティの良さの再確認や再生に向けた取組が活発化しています。また、防災に対する市民の意識や安全安心なまちづくりのニーズも高まっています。こうした状況を踏まえ、いえ・みち まち改善事業を通じて蓄積された地域支援のノウハウを地域まちづくりの取組の推進に活かしていきます。

バックアップ体制については、区役所や他局と連携して、まちのルールづくり相談センターとしての役割を果たせる体制を維持していきます。市民への周知については、幅広い広報だけでなく、今後は、地域に役立つ情報を潜在的な必要性のある地域にも届けられる仕組みを検討していきます。

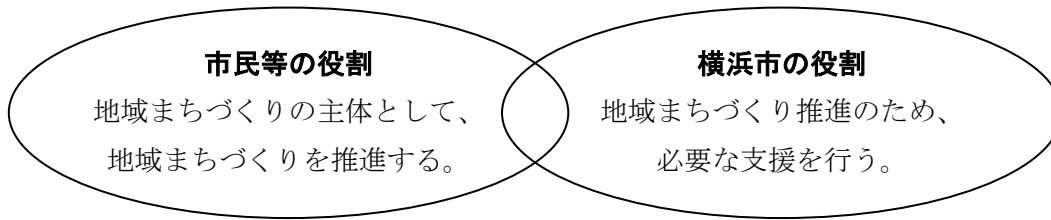
地域との協働による課題解決や魅力向上のための支援ができるよう、区役所や関係局、まちづくりコーディネーターやまちづくり支援団体を含む中間支援組織と一層円滑に連携する体制を構築していきます。

1-1 地域まちづくり推進条例の特徴

地域まちづくり推進条例の大きな特徴は、次の3点となっている。

- ①市民等と横浜市の役割を位置づけ
- ②地域まちづくり活動の主体の登録・認定を条例で保障
- ③市民等が策定するプラン・ルールの認定と運用を条例で保障

【図 1-1-1】 地域まちづくり推進条例上の市民等と横浜市の役割



【表 1-1-1】 地域まちづくり推進条例の特徴的な制度

特徴的な制度	内容
地域まちづくりグループの登録	地域まちづくりに関する活動を行う団体を結成し登録できる。 5人以上の市民等の団体で登録できる。 有効期間は2年度間で、延長可能。 ※詳細については下記ホームページを参照 http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/chiikimachi/katsuyou/gr-tourokutejun.pdf
地域まちづくり組織の認定	身近なまちづくりに取組み、地域住民等の多数の支持を得た団体を、地域まちづくり組織として市長が認定する。有効期間は3年度間で延長可能。 認定には、地域まちづくり推進委員会へ意見を聞くことが必要。
地域まちづくりプランの認定	地域まちづくり組織が、地域の目標・方針やものづくり・自主活動など課題解決に向けた取組みをとりまとめ、地域住民等の多数の支持を受けた計画について市長が認定する。 有効期間は6年度間で延長可能。
地域まちづくりルールの認定	地域まちづくり組織が、地域まちづくりに関して守るべきことを定め、地域住民等の多数の支持を受けたルールについて市長が認定する。有効期間は6年度間で延長可能。

- ・「地域まちづくり推進条例ができるまで」については下記ホームページを参照
<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/chiikimachi/katsuyou/07-dekirumade.html>
- ・「地域まちづくり推進状況のあらまし」については下記ホームページを参照
<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/chiikimachi/katsuyou/06-aramashi.html>

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

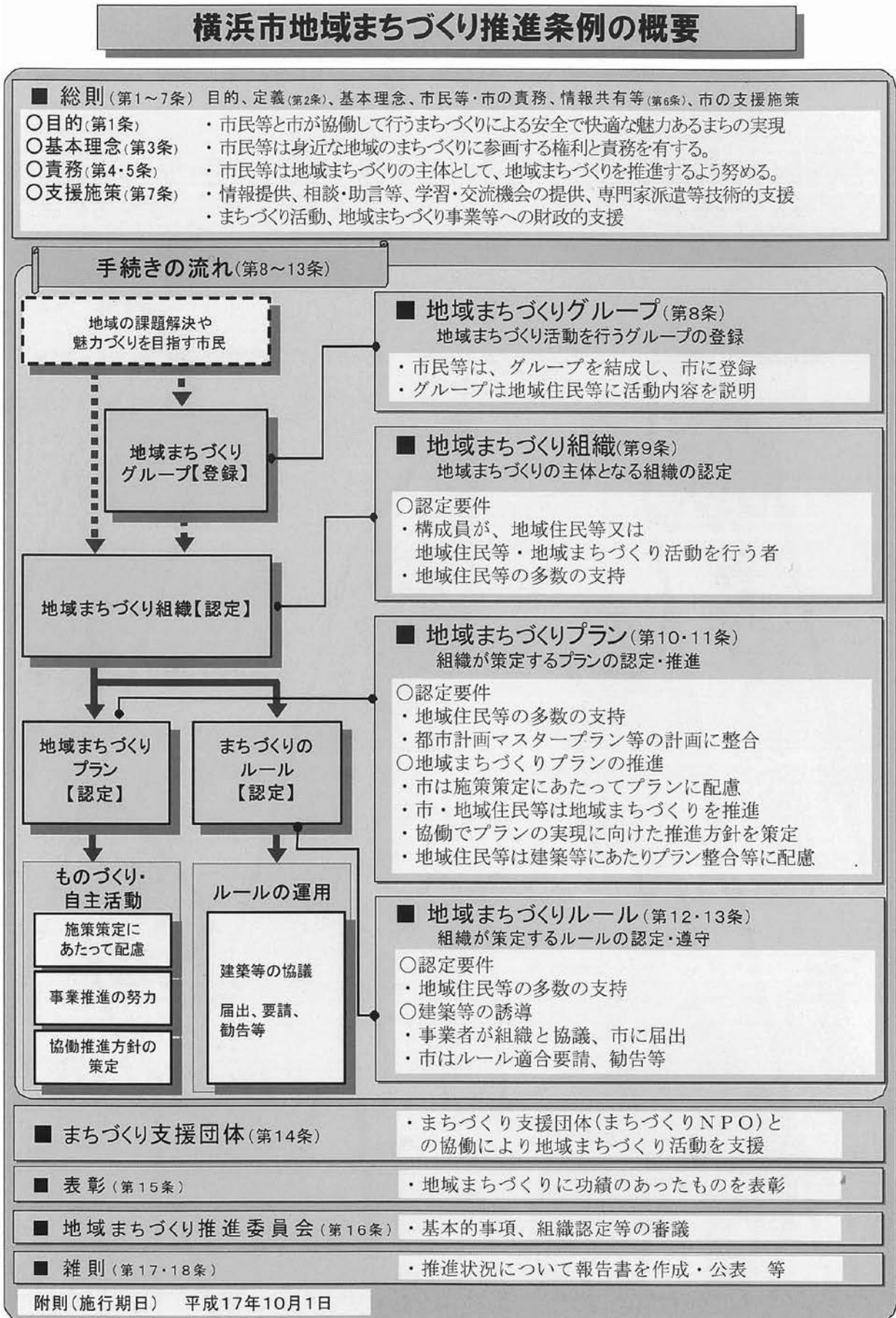
10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

【図 1-1-2】 条例の概要



まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

1-2 制度改正の概要

地域まちづくり支援制度要綱（以下要綱）について、手続きの簡素化とより多くの地区で活用されるため、要綱及び関連要領の一部を改正し、平成 24 年 4 月 1 日から施行した。主な改正点は、次のとおりである。

(1) 全体（要綱第 2 条）

- ・建築協定運営委員会（建築協定の更新など、建築協定の運営を目的とした活動を行う団体）を地域まちづくり活動団体に位置付け（P.6 参照）、グループ登録をしなくても支援制度が活用できるようにし、地域の負担軽減と、事務手続きの簡素化を図った。

(2) まちづくりコーディネーター単発派遣（要綱第 3 条、第 3 条の 2）

- ・これまで、ルール、プラン等の検討段階におけるまちづくりコーディネーター等の単発派遣について、派遣期間の上限を定めていなかったが、地域の主体的なまちづくりを推進するため、年度単位で通算 5 か年までとする上限を設けた。ただし、プラン、ルールの策定後は、細則や運用基準等の検討を支援する必要があるため、策定年度の後 1 か年は、派遣可能とした。
- ・これまで、1 年あたりのまちづくりコーディネーター等の派遣回数の上限は定めていなかったが、より多くの地区に派遣し、地域の主体的なまちづくりを推進するため、派遣回数を 1 年あたり 12 回までとする上限を設けた。
- ・これまで、まちづくりコーディネーター等の派遣 6 回ごとに 1 回の申請が必要であったが、地域の負担軽減と事務手続きの簡素化のため、申請書類の受付を原則として年 1 回とした。

(3) まちづくりコーディネーター年間委託（要綱第 12 条）

- ・年間委託期間の 3 か年を経過した後の委託期間については、特段の定めはなかったが、市長が特に認める場合、2 年に限り延長を可能とすることとした。

(4) 事業助成（要綱 23 条）

- ・事業助成金の助成期間を通算 3 か年とする上限を設け、1 年に限り延長できるものとした。ただし、いえ・みち まち改善事業を除く。

(5) 街づくり推進団体助成金の助成対象（要綱第 17 条）

- ・街づくり推進団体助成金について、横浜市暴力団排除条例の制定に伴い、申請のあった団体または団体の代表者が暴力団、暴力団員の場合は助成の対象としないこととした。

(6) 街づくり推進団体助成金の助成期間（要綱第 18 条）

- ・街づくり推進団体助成金の助成期間（通算 5 か年を限度とする）については、第 2 項を追加し、一定の要件を満たす団体については、市長が認める場合に限り助成期間の延長等ができることとした。

まえがき

1 概 要

2 グループ

3 組 織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕 彰

10 広 報

11 委員会

12 おわりに

資料編

1-3 地域まちづくりの推進体制の状況

1-3-1 地域まちづくりの推進体制の変遷

地域まちづくりの推進体制は、地域まちづくり推進条例の制定・施行及び運用の状況にあわせ、拡充されてきた。地域まちづくり推進体制の変遷は、表 1-3-1 の通りである。

【主な経緯】

- (1) 平成 17 年 4 月に大規模な機構改革が行われ、旧都市計画局と旧建築局の再編により、都市整備局とまちづくり調整局が発足した。地域まちづくりの推進体制としては、都市整備局地域整備支援課が条例・規則及これに基づく支援制度を所管し、地域整備課（都心部については都市再生推進課・みなとみらい 21 推進課）が条例等の運用と市街地開発事業等の推進を所管する体制でスタートした。
- (2) 平成 19 年 4 月に、修正的な機構改革が行われて地域まちづくり課が発足し、市街地開発事業を分離するとともに、地域まちづくり関連制度の所管と運用を一体的な体制で行うこととした。この結果、条例の所管・運用に加え、地区計画・建築協定、街づくり協議地区制度、都市計画マスタープラン区プラン・地区プラン、都市計画提案制度等の運用や、協働のまちづくりのモデル的取組として進めている「いえ・みち まち改善事業」をあわせて所管することとなった（都心部については従前通り）。また、新たに、景観法に基づく景観計画や景観協定等の運用も所管することとなった。
- (3) 区の機能強化は、横浜市の基本施策として平成 14 年度策定の中期政策プラン、18 年度策定の中期計画等で位置付けられ、現在では、まちのルールづくり等の活動支援を局と連携して推進するようになっている。

【表 1-3-1】地域まちづくりの推進体制の変遷

H11 年度	○区役所建築課を廃止して方面別センターを設置
H14 年度	○まちのルールづくり相談センターを旧建築局に設置
H15 年度	○区役所区政推進課に担当係長（政策担当）を設置
H16 年度	○旧都市計画局に「地域まちづくり推進担当」を設置 ○旧建築局で住環境整備課と地区計画等担当が統合 ○まちのルールづくり相談コーナーを各区役所に設置 ・職員（技術）1 名を配置
H17 年度※	○都市整備局が発足 地域整備支援課、地域整備課、都市再生推進課、みなとみらい 21 推進課を設置 ○土木事務所を区役所に編入 ○区政推進課担当係長をまちづくり調整担当係長とする（土木事務所兼務）
H18 年度	○方面別センターを廃止して建築・宅地指導センターを設置
H19 年度	○都市整備局再編 地域まちづくり課を設置 ○青葉区にまちのルールづくり相談センターを設置 ・課長 1 名、職員 1 名を増員（課長 1、係長 1、職員 1 を都市整備局地域まちづくり課に兼務）
H20 年度	○5 区に地域元気推進員を配置
H21 年度	○13 区に地域力推進担当が設置（地域元気推進員をあらたに 5 区に配置、計 10 区）
H22 年度	○18 区に地域力推進担当を設置

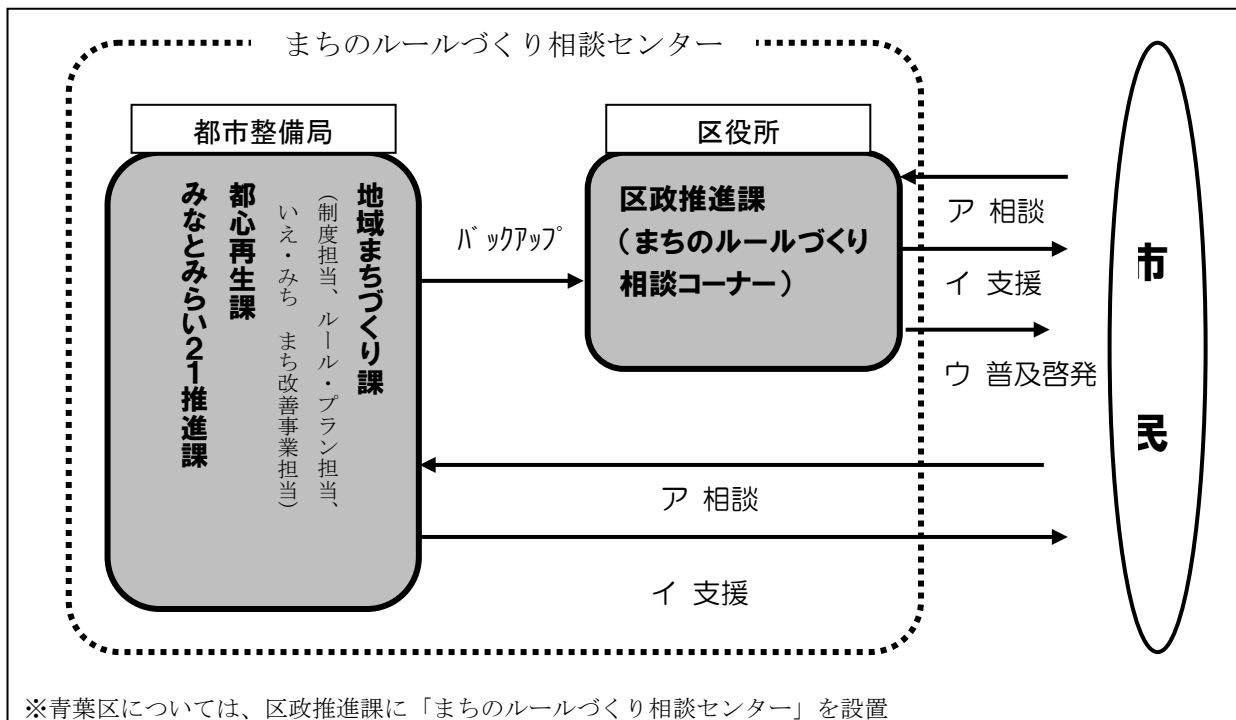
※平成 17 年度に地域まちづくり推進条例施行

1-3-2 まちのルールづくり相談コーナー、センターについて

まちのルールづくり相談センターは、地域が主体的につくるルールづくりを支援したり、案内を行う市民や事業者向けの窓口である。主に扱っている制度は、地区計画、景観計画、建築協定、景観協定、地域まちづくりルール、地域まちづくりプランである。

まちのルールづくり相談コーナー、センターの体制は、図 1-3-1 のように、都市整備局地域まちづくり課（制度担当、ルール・プラン担当、いえ・みち まち改善事業担当）、都心再生課、みなとみらい 21 推進課と区役所のまちのルールづくり相談コーナーで構成されており、これらの役割分担は、市民のまちのルールづくりなどに関する相談業務、市民のまちのルールづくりの取り組みへの支援業務、市民に地区計画、建築協定、地域まちづくり推進条例等、地域まちづくりについての普及・啓発業務などである。

【図 1-3-1】まちのルールづくり相談コーナー、センターの体制（再掲）



【表 1-3-2】各課の役割分担

課名・担当名		内容
各区区政推進課		各区内に関すること
エリア担当	都心再生課	関内、関外、元町 横浜駅周辺地区、新横浜都心、ヨコハマポートサイド地区、桜木町駅周辺 に関すること
	みなとみらい 21 推進課	みなとみらい 21 地区に関すること
	地域まちづくり課	
	ルール・プラン担当	17 区（青葉区以外）に関すること
	いえ・みち まち改善事業担当	いえ・みち まち改善事業地区に関すること
青葉区区政推進課	青葉区に関すること	
制度担当（地域まちづくり課）		各制度（建築協定・地区計画・地域まちづくり推進条例、街づくり協議地区）の取りまとめや普及啓発に関すること

※それぞれルールづくり以外の業務も行っている

まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

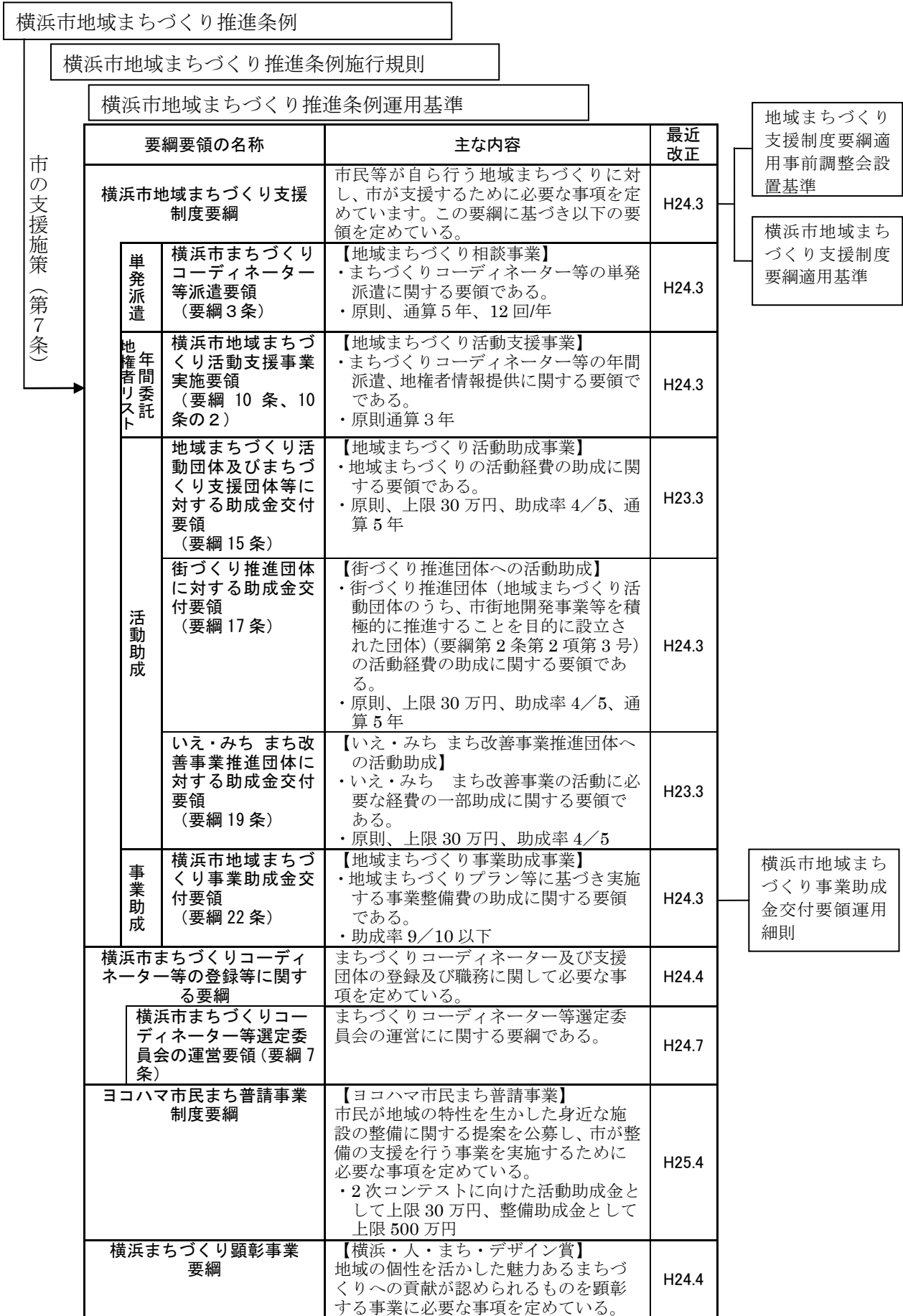
1-4 制度の対象としている主な事業

地域まちづくり支援制度は、他の様々なまちづくり関連事業において、市民が主体となってまちづくりに取り組む際に活用されている。制度を活用している主なまちづくり事業は、表 1-4-1 の通りである。

【表 1-4-1】地域まちづくり支援制度の対象としている主な事業

事業名	主な事業内容
①まちのルール・プランづくり	建築協定、地区計画、地域まちづくりルール・プラン等のまちのルールやプランについて、地域が主体となってルール・プランづくりに取り組んでいる。
②都市計画提案制度	住民等がより主体的かつ積極的に都市計画に関わっていくことを可能とするための制度で、土地所有者、まちづくり NPO 等が、一定の条件を満たした上で、地方公共団体に都市計画の提案ができるという制度。
③市街地再開発事業	市街地内の老朽木造建築物等が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、建築物の不燃化、公園広場・街路等の整備等を行うことにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。
④土地区画整理事業	街の健全な発展を目指して面的整備を総合的に行うことを目的として、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。
⑤いえ・みち まち改善事業	防災上課題のある密集住宅市街地における、防災性の向上と住環境の改善を図り、住民と行政だけでなく、専門家や NPO 等も交えた三者協働で取り組む、横浜市独自の事業。
⑥ヨコハマ市民まち普請事業	地域の特性を生かした身近な生活環境の整備を、自ら主体となって発意し実施することを目的として、市民から身近なまちのハード整備に関する提案を募集し、最高 500 万円の整備助成金を交付するなど市民が主体となった整備の支援を行う事業。
⑦地域交通サポート事業	既存バス路線がない地域などで、小型バスなど生活に密着した交通手段の導入に向けた地域の主体的な取組がスムーズに進むように、運行にいたるまでの事業の立ち上げに対して支援を行う事業。

【図 1-4-1】要綱・要領の体系図



まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

2 地域まちづくりグループの活動状況

地域まちづくりグループは、地域まちづくりに関する活動を行う5人以上の市民等の団体で登録することができる。有効期間は2年度間で、延長することが可能である。この制度は、地域住民にグループの活動が周知されること、いろいろなグループ相互の交流が進むことを目的として設けている。

また、グループの活動を周知するため、横浜市のホームページにグループ登録簿を掲載している。

(1) 推進状況

① 新たなグループ登録は25グループ

平成23年度は13グループ、24年度は12グループの登録があった。登録したグループの活動内容は、建築協定が12グループで一番多く、次いで、地域交通サポートが5グループとなった。(表2-1)

② 新規グループ登録数は横ばいで推移

新規のグループ登録数は、この4年ほど10グループ前後で横ばいに推移している。(図2-1)

③ 全体のグループの活動内容は建築協定が最も多い

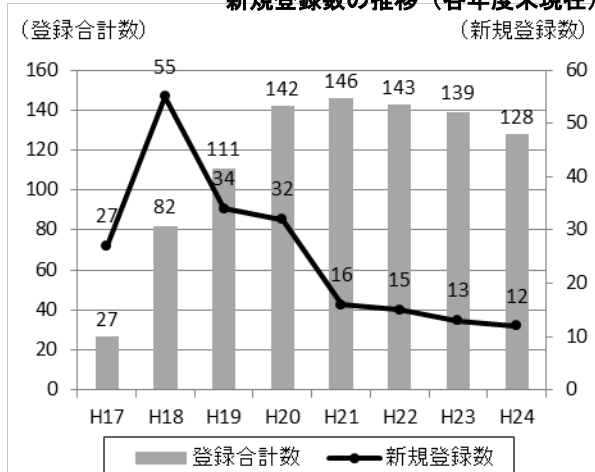
活動内容は、建築協定が約4割を占め、再開発、地域まちづくりルール、その他環境改善・魅力づくり等がそれぞれ約1割を占めている。全体的に見れば、様々な内容で活動されており、地域まちづくりの多様な取組が伺える。(図2-2)

(建築協定については、「5-2 建築協定」を参照。)

④ 全体のグループ登録数は減少傾向

グループの登録数の推移をみると、この4年間は減少傾向にある。しかし、平成24年度の制度改正で、建築協定のグループは登録をしなくても支援を受けられるように改正したため、支援を受けた9地区を含んだ数(137団体)を23年度までの地域まちづくりグループ数と同等と捉えたと、ここ5年間は概ね140グループ前後で推移していると言える。(図2-1)

【図2-1】 地域まちづくりグループ登録合計数※及び新規登録数の推移(各年度末現在)

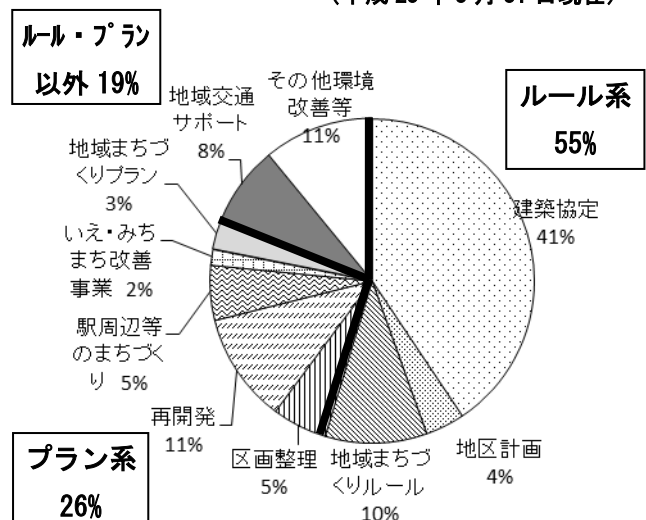


※ 登録合計数とは、登録抹消した団体を除く、各年度末時点のグループ数

【表2-1】 H23・24に新規登録をした地域まちづくりグループの活動内容(平成25年3月31日現在)

カテゴリー	活動内容	H23	H24	合計
ルールづくりがテーマのグループ(以下ルール系)	建築協定	10	2	12
	地区計画		2	2
	地域まちづくりルール	2		2
事業やプランづくりがテーマのグループ(以下プラン系)	区画整理			0
	再開発			0
	拠点地区(駅周辺等)のまちづくり			0
	いえ・みち まち改善事業		1	1
上記以外の生活環境改善	地域まちづくりプラン		2	2
	地域交通サポート	1	4	5
	その他環境改善・魅力づくり等		1	1
合計		13	12	25

【図2-2】 地域まちづくりグループの活動内容の割合(平成25年3月31日現在)



(2) 現状に対する取組・認識

グループ登録に至る経緯は様々であるが、平成 23、24 年度はいえ・みち まち改善事業の新規地区の 1 地区が登録となり、当事業による新規登録は平成 20 年以来 4 年ぶりとなる。

地域まちづくりの総数は(1)④の通り、地域まちづくり支援制度を活用可能な団体数としては、ほぼ横ばいで推移しているが、高齢化や昭和 40～50 年代に開発された住宅地等では、開発から約 40 年が経過し、まちの状況が変化していくことから、地域まちづくり支援の潜在ニーズは高まっていると思われる。

なお、平成 23 年度には、「地域まちづくり白書 2011」において、より多くの活動事例について、活動のきっかけやうまく活動できたコツなどをまとめた。平成 24 年度からは、この白書を活用して、活動を希望する地域への情報提供を行っている。しかし、潜在的に地域まちづくりのニーズがある場合に、その地域のニーズをとらえているかもしれない庁内の部署や中間支援組織*が、地域まちづくりの支援についてすぐに案内できるような十分な体制とはなっておらず、今後連携を図っていきたい。

※中間支援組織とは、市民等と市の連携促進や、市民等の自立と課題解決を支援するための情報や知識、技術等の提供、市民等のネットワーク化の促進、相談対応やコーディネートといった活動支援等を行う組織（横浜市市民協働条例より）。

中間支援組織の例：公設の市民活動支援センター、市・区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等のほか、民設のまちづくり支援団体も中間支援組織の 1 つ。

地域まちづくり推進委員会の評価

年度ごとの新たな登録グループ数が 10 を越えて推移している。これは、制度の周知が継続的に行われていると考えられ評価できる。建築協定での制度利用が多く市民からの期待度も高い中、それに対し制度改正を行い、支援を受けやすくしたことは評価できる。

活動内容が地域それぞれでの特色があり、それに沿った柔軟な支援を行うためにも、中間支援組織との益々の連携が急務と思われる。また、ニーズがあり、活動を希望している地域、団体においての担い手の高齢化、次期担い手の不足は顕著であり、その発掘、育成においても継続的な支援を期待したい。

地域まちづくり支援制度を適用するかどうかの可否判断は、要件さえ満たせば地域まちづくりグループ登録されるなど住民側に委ねられているが、まちづくり概念が広がるにしたがって自分たちの活動が支援要件に適合するかの判断は難しくつつある。制度が一層有効に活用されるために、支援要件をさらにわかりやすく住民に伝えていただきたい。

市の見解

中間支援組織との連携については、協働による広義のまちづくりの具体的な制度等を有する市民局、健康福祉局と協議し、地域ケアプラザ等の中間支援組織との連携や情報共有を図っていきます。また、地域福祉保健計画の地区別計画も視野に入れながら、地域の特色に合った地域まちづくりが推進される連携のあり方を検討していきます。

地域まちづくりグループにおける担い手の確保・育成については、引き続き支援の中で取り組んでいきますが、特に「若い世代をどう地域活動に参加させていくか」、「多世代交流をどう生み出すか」といった視点を一層意識し、まちづくり支援団体等と協力しながら幅広い支援を検討していきます。

地域まちづくり支援制度の適用要件については、さらにわかりやすく地域に伝えていくとともに、支援制度を積極的に活用してもらえるように制度自体の周知も引き続き図ります。

2-1 地域まちづくりグループの登録状況

平成 23 年度は 13 グループ、24 年度は 12 グループの登録があった。

平成 17 年度～24 年度の登録累計は 204 グループで、その内訳は下表の通りである。なお平成 24 年度末までに、76 グループが登録を抹消した。この結果、平成 25 年 3 月 31 日現在の登録数は 128 グループである。なお、組織認定を受けて移行したグループは 23 グループである。

【表 2-1-1】 年度別登録地域まちづくりグループの活動内容（平成 25 年 3 月 31 日現在）

カテゴリー	活動内容	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	総計
ルールづくりがテーマのグループ (以下ルール系)	建築協定	4	10	9	9	6	2	10	2	52
	地区計画	2				1			2	5
	地域まちづくりルール	1	8	2				2		13
事業やプランづくりがテーマのグループ (以下プラン系)	区画整理		4	1			2			7
	再開発		9		1		4			14
	拠点地区（駅周辺等）のまちづくり		2	3	2					7
	いえ・みち まち改善事業	1							1	2
上記以外の生活環境改善	地域まちづくりプラン					1	1		2	4
	地域交通サポート			2	2	1		1	4	10
	その他環境改善・魅力づくり等	4	2	3		3	1		1	14
	①小計	12	35	20	14	12	10	13	12	128
	②これまでに登録を抹消した地域まちづくりグループ	15	20	14	18	4	5	0	0	76
	③当該年度の新規登録数（①+②）	27	55	34	32	16	15	13	12	204

【表 2-1-2】 地域まちづくりグループ数の推移

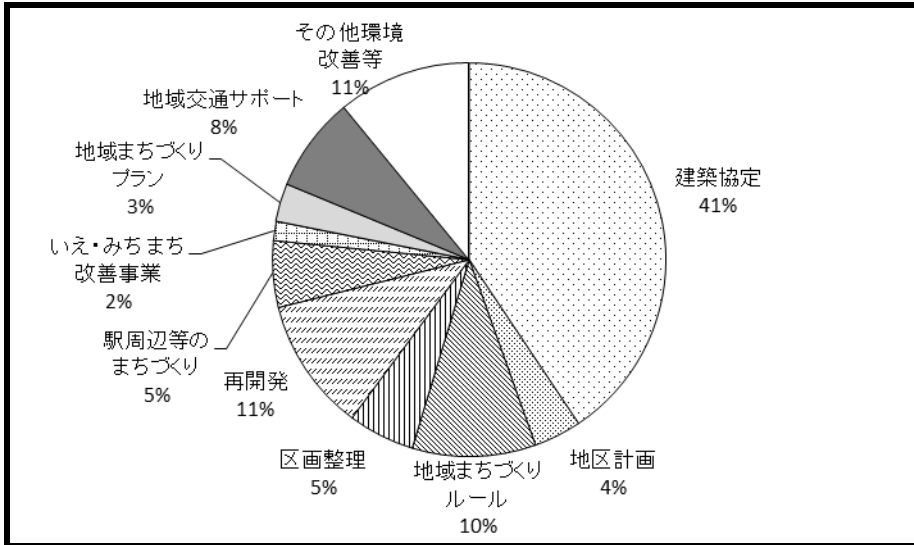
	H17年度末	H18年度末	H19年度末	H20年度末	H21年度末	H22年度末	H23年度末	H24年度末
グループ登録数	27	82	111	142	146	143	139	128

【表 2-1-3】 区別地域まちづくりグループの登録状況（平成 25 年 3 月 31 日現在）

	鶴見区	神奈川区	西区	中区	南区	港南区	保土ヶ谷区	旭区	磯子区	金沢区	港北区	緑区	青葉区	都筑区	戸塚区	栄区	泉区	瀬谷区	総計
グループ登録数	1	4	4	11	4	8	5	6	8	11	6	4	22	8	12	6	5	3	128

（状況）表 2-1-3 より、グループの登録状況を区別にみると、全区でグループ登録があり、市全域で活動がされていることが分かる。青葉区が最も多いが、そのほとんどは建築協定のグループになっている。

【図 2-1-2】 地域まちづくりグループの活動内容の割合（平成 25 年 3 月 31 日現在）（再掲）



（状況）図 2-1-2 より、活動内容は、建築協定が約 4 割を占め、再開発、地域まちづくりルール、その他環境改善・魅力づくり等がそれぞれ約 1 割を占めている。表 2-1-4 より、地域交通サポートのグループ登録は、2 年間で 5 グループとなっており、建築協定の 12 地区に次いで多い活動内容となった。

【表 2-1-4】 H23・24 に新規登録をした地域まちづくりグループの活動内容（平成 25 年 3 月 31 日現在）（再掲）

カテゴリー	活動内容	H23	H24	合計
ルール系	建築協定	10	2	12
	地区計画		2	2
	地域まちづくりルール	2		2
プラン系	区画整理			0
	再開発			0
	拠点地区（駅周辺等）のまちづくり			0
	いえ・みちまち改善事業		1	1
	地域まちづくりプラン		2	2
上記以外の生活環境改善	地域交通サポート	1	4	5
	その他環境改善・魅力づくり等		1	1
	合計	13	12	25

まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

【表 2-1-5】登録グループ一覧 は平成 25 年 3 月 31 日時点で登録が終了している地域まちづくりグループ

登録年度	番号	地域まちづくりグループ名称	区	活動内容	グループ登録終了日	グループ登録終了理由	備考
H17	G05001	保土ヶ谷まちづくり工房	保土ヶ谷	その他環境改善等			
H17	G05002	滝頭・磯子まちづくり協議会	磯子	いえ・みち まち改善事業	H19. 4. 1	組織認定	H18. 5. 25 組織認定
H17	G05003	東久保町夢まちづくり協議会	西	いえ・みち まち改善事業	H19. 4. 1	組織認定	H18. 10. 25 組織認定
H17	G05004	滝一研究会	磯子	その他環境改善等			
H17	G05005	グレースカウ湘南六浦台自治会	金沢	建築協定	H23. 4. 1	延長無し	
H17	G05006	鴨居 4 丁目・建築協定を考える会	緑	建築協定	H19. 4. 1	延長無し	
H17	G05007	小山台まちづくり推進委員会	栄	地区計画			
H17	G05008	鳥が丘まちづくり委員会	戸塚	建築協定	H21. 4. 1	延長無し	S54. 3. 5 建築協定締結
H17	G05009	特定非営利活動法人 ドリームの丘	戸塚	その他環境改善等	H19. 4. 1	延長無し	
H17	G05010	鶴見区市場西 中町まちづくり協議会	鶴見	いえ・みち まち改善事業	H19. 4. 1	組織認定	H18. 1. 13 組織認定
H17	G05011	横浜中華街ルールづくり検討準備会	中	地区計画	H21. 4. 1	延長無し	
H17	G05012	鶴見本町通 1 丁目 A 地区防災街区まちづくり協議会	鶴見	いえ・みち まち改善事業			
H17	G05013	西武金沢文庫住宅建築協定運営委員会	金沢	建築協定	H23. 4. 1	延長無し	H8. 11. 5 建築協定締結
H17	G05014	つつじが丘第 1 公園周辺地区住環境委員会	青葉	建築協定			
H17	G05015	馬車道地区まちづくり検討委員会	中	地区計画	H21. 4. 1	組織認定	H20. 3. 5 地区計画決定 H20. 9. 25 組織認定
H17	G05016	(仮称) 長島街なみ協議会	港北	地域まちづくりルール	H23. 4. 1	延長無し	
H17	G05017	Lプラザ周辺地区のまちづくりを考える会	中	建築協定			
H17	G05018	ぐるっと緑道・遊歩道研究会	都筑	その他環境改善等			
H17	G05019	あかね台 1 丁目まちづくり会	青葉	建築協定			
H17	G05020	協同組合 伊勢佐木町商店街 まちづくり委員会	中	地域まちづくりルール			
H17	G05021	東本郷まちづくり協議会	緑	その他環境改善等			
H17	G05022	浦島町まちづくり協議会	神奈川	いえ・みち まち改善事業	H23. 4. 1	組織認定	H21. 11. 25 組織認定
H17	G05023	吹上東急住宅建築協定運営委員会	戸塚	建築協定			
H17	G05024	川和町駅周辺まちづくりグループ	都筑	駅周辺等のまちづくり	H23. 4. 1	延長無し	
H17	G05025	二ツ池プロジェクト	鶴見	その他環境改善等	H21. 4. 1	延長無し	H18 年度 まち普請提案
H17	G05026	大曽根南台まちのルールづくり委員会	港北	地区計画			
H17	G05027	庄戸第一地区建築協定運営委員会・庄戸一丁目、四丁目地区建築協定運営委員会	栄	地区計画	H21. 4. 1	延長無し	
H18	G06001	中山駅南口 A 地区市街地再開発準備組合	緑	再開発			
H18	G06002	中山駅南口 B 地区市街地再開発準備組合	緑	再開発			
H18	G06003	東山田駅周辺地区 土地区画整理組合設立発起人会	都筑	区画整理	H22. 4. 1	延長無し	
H18	G06004	綱島東口再開発協議会	港北	再開発			
H18	G06005	戸塚駅西口第 1 地区再開発協議会	戸塚	再開発	H22. 4. 1	延長無し	
H18	G06006	戸塚駅東口周辺再開発協議会	戸塚	区画整理			
H18	G06007	すみれが丘まちづくりを考える会	都筑	地区計画	H24. 4. 1	延長無し	
H18	G06008	戸塚駅矢部地区街づくり協議会	戸塚	区画整理			

登録年度	番号	地域まちづくりグループ名称	区	活動内容	グループ登録終了日	グループ登録終了理由	備考
H18	G06009	戸塚駅西口第2地区再開発協議会	戸塚	区画整理			
H18	G06010	大船駅北第二地区市街地再開発準備組合	栄	再開発			
H18	G06011	新羽駅周辺街づくり協議会	港北	駅周辺等のまちづくり			
H18	G06012	湘南桂台まちづくり委員会	栄	地区計画	H22. 4. 1	組織認定	H13. 5. 25 地区計画決定 H21. 11. 25 組織認定
H18	G06013	金沢八景まちづくり協議会	金沢	区画整理			
H18	G06014	緑区東本郷台建築協定運営委員会	緑	建築協定	H24. 4. 1	延長無し	H19. 2. 5 建築協定締結
H18	G06015	本郷台自治会 まちづくり21委員会	栄	地域まちづくりルール			
H18	G06016	すみよし台C地区住環境委員会	青葉	建築協定			
H18	G06017	鶴ヶ峰駅北口周辺まちづくり連絡協議会	旭	再開発	H24. 4. 1	延長無し	
H18	G06018	東急若草台分譲地建築協定運営委員会	青葉	建築協定			
H18	G06019	初黄・日ノ出町環境浄化推進協議会	中	地域まちづくりルール			
H18	G06020	瀬谷駅南口A地区再開発協議会	瀬谷	再開発			
H18	G06021	二俣川駅周辺再開発協議会	旭	再開発			
H18	G06022	二俣川駅南口地区市街地再開発組合	旭	再開発			
H18	G06023	一本松まちづくり協議会	西	いえ・みち まち改善事業	H22. 4. 1	組織認定	H20. 8. 5 組織認定
H18	G06024	市ヶ尾B地区建築協定運営委員会	青葉	建築協定			
H18	G06025	コモンシティ日野自治会	港南	建築協定			
H18	G06026	桂台自治会まちづくり指針運営委員会	栄	地域まちづくりルール			
H18	G06027	長津田駅北側まちづくり協議会	緑	再開発			
H18	G06028	関内を愛する会	中	その他環境改善等	H22. 4. 1	延長無し	H18・20・ 21年度 まち普請提案
H18	G06029	川向町テクノゾーンまちづくり会	都筑	建築協定	H24. 4. 1	延長無し	H21. 6. 5 建築協定締結
H18	G06030	青葉区松風台住宅地区建築協定まちづくりグループ	青葉	建築協定			
H18	G06031	青葉美しが丘中部地区計画街づくりアセス委員会	青葉	地域まちづくりルール			
H18	G06032	青葉区桂台住宅地区建築協定運営委員会	青葉	建築協定			
H18	G06033	篠原の住環境を考える会	港北	その他環境改善等	H22. 4. 1	延長無し	
H18	G06034	桂台二丁目中地区建築協定準備委員会	青葉	建築協定	H24. 4. 1	延長無し	H20. 12. 25 建築協定締結
H18	G06035	横浜駅西口五番街市街地再開発準備組合	西	再開発			
H18	G06036	横浜滝頭の賑わい開発の会	磯子	その他環境改善等	H22. 4. 1	延長無し	
H18	G06037	三春の丘まちづくり協議会	南	いえ・みち まち改善事業	H22. 4. 1	組織認定	H21. 3. 25 組織認定
H18	G06038	特定非営利活動法人らしく並木	金沢	その他環境改善等			
H18	G06039	若草台B地区建築協定更新準備委員会	青葉	建築協定			
H18	G06040	大口通商店街協同組合	神奈川	地域まちづくりルール	H20. 4. 1	組織認定	H20. 1. 15 組織認定
H18	G06041	神大寺一丁目住宅地区建築協定委員会	神奈川	建築協定	H22. 4. 1	延長無し	H19. 2. 23 建築協定締結

まえがき

1 概

要

2 グループ

3 組

織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

2 地域まちづくりグループの活動状況

まえがき	登録年度	番号	地域まちづくりグループ名称	区	活動内容	グループ登録終了日	グループ登録終了理由	備考
1 概要	H18	G06042	横浜駅西口地区市街地再開発準備組合	西	再開発			
2 グループ	H18	G06043	大協企業団地操業環境保全協議会	保土ケ谷	地域まちづくりルール	H22. 4. 1	延長無し	
3 組織	H18	G06044	“トラム社会”を目指す会	南	その他環境改善等			
4 プラン	H18	G06045	金沢文庫パークタウン建築協定運営委員会	金沢	建築協定			
5 ルール	H18	G06046	住みよいまち・本郷町3丁目地区協議会	中	いえ・みち まち改善事業	H22. 4. 1	組織認定	H20. 12. 15 組織認定
6 支援制度	H18	G06047	タウンセンター魅力アップ推進グループ	都筑	地域まちづくりルール			
7 アンケート	H18	G06048	日限山3・4丁目まちづくり協議会	港南	地区計画	H24. 4. 1	延長無し	
8 まち普請	H18	G06049	新横浜駅前(南口)まちづくり会	港北	駅周辺等のまちづくり			
9 顕彰	H18	G06050	洋光台まちづくり協議会	磯子	地域まちづくりルール			
10 広報	H18	G06051	市ヶ尾町D地区建築協定運営委員会	青葉	建築協定			
11 委員会	H18	G06052	瀬谷向陽台住宅地建築協定運営委員会	瀬谷	建築協定			
12 おわりに	H18	G06053	川向町まちづくりの会	都筑	地域まちづくりルール			
資料編	H18	G06054	市ヶ尾町泉天ヶ谷公園地区建築協定運営委員会	青葉	建築協定	H24. 4. 1	延長無し	H20. 3. 14 建築協定締結
	H18	G06055	戸塚工業団地建築協定運営委員会	戸塚	建築協定	H24. 4. 1	延長無し	H21. 2. 13 建築協定変更
	H19	G07001	弘明寺「ひかりが丘」地区建築協定運営委員会	南	建築協定			
	H19	G07002	富岡西ひかりが丘町内会第2区B地区建築協定委員会	金沢	建築協定	H21. 4. 1	延長無し	H20. 3. 25 建築協定締結
	H19	G07003	芹が谷まちづくりの会	港南	区画整理			
	H19	G07004	すすき野地区建築協定運営委員会	青葉	建築協定	H21. 4. 1	延長無し	H18. 3. 3 建築協定締結
	H19	G07005	緑園都市コミュニティ協会	泉	地域まちづくりルール			
	H19	G07006	良好な生活環境構築を目指すまちづくり組織	南	地域まちづくりルール			
	H19	G07007	日限山自治会住宅地区建築協定運営委員会	港南	建築協定			
	H19	G07008	山手まちづくり推進会議	中	地域まちづくりルール	H21. 4. 1	組織認定	H20. 4. 4 組織認定
	H19	G07009	すすき野第二地区建築協定運営委員会	青葉	建築協定			
	H19	G07010	都筑ふれあいの丘まちづくり協議会	都筑	駅周辺等のまちづくり			
	H19	G07011	領家地区建築協定運営委員会	泉	建築協定	H23. 4. 1	延長無し	H21. 7. 3 建築協定締結
	H19	G07012	能見台一丁目建築協定運営委員会	金沢	建築協定	H21. 4. 1	延長無し	S59. 2. 25 建築協定変更
	H19	G07013	石川町まちづくり委員会	中	駅周辺等のまちづくり			
	H19	G07014	鶴見寺尾地区福祉のまちづくり推進協議会	鶴見	その他環境改善等	H23. 4. 1	延長無し	
	H19	G07015	美しが丘西よもぎ地区まちづくり準備会	青葉	その他環境改善等	H23. 4. 1	延長無し	H17 年度 まち普請提案
	H19	G07016	奈良北地区ミニバス実現の会	青葉	地域交通サポート	H23. 4. 1	延長無し	
	H19	G07017	紅葉坂周辺環境、景観保全協議会	西	建築協定			
	H19	G07018	みすずが丘自治会	青葉	その他環境改善等			
	H19	G07019	関内駅周辺再生推進協議会	中	駅周辺等のまちづくり			
	H19	G07020	日野ヶ丘町内会交通問題研究会	港南	地域交通サポート			
	H19	G07021	常盤台みどりが丘建築協定委員会	保土ケ谷	建築協定			
	H19	G07022	小雀西地区交通対策委員会	戸塚	地域交通サポート			
	H19	G07023	六浦西地区プラン協議会	金沢	地域まちづくりルール	H23. 4. 1	延長無し	

登録年度	番号	地域まちづくりグループ名称	区	活動内容	グループ登録終了日	グループ登録終了理由	備考
H19	G07024	皇谷台建築協定運営委員会	戸塚	建築協定			
H19	G07025	入江一丁目東部町愛会	神奈川	その他環境改善等			
H19	G07026	ラムーナ交通サポート検討プロジェクト	戸塚	地域交通サポート	H23. 4. 1	延長無し	H21. 6. 8 バス路線改編
H19	G07027	能見台三丁目建築協定運営委員会	金沢	建築協定			
H19	G07028	岸根篠原東急団地建築協定運営委員会協定更新準備部会	港北	建築協定	H23. 4. 1	延長無し	H21. 4. 15 建築協定締結
H19	G07029	横浜金沢産業連絡協議会地域環境検討会	金沢	地域まちづくりルール	H23. 4. 1	組織認定	H22. 3. 25 組織認定
H19	G07030	パークヒル上大岡建築協定運営委員会	港南	建築協定			
H19	G07031	栄犬友会	栄	その他環境改善等			
H19	G07032	みたけ台A地区建築協定運営委員会	青葉	建築協定			
H19	G07033	子安通1丁目地区社会福祉協議会	神奈川	その他環境改善等	H23. 4. 1	延長無し	
H19	G07034	六浦地域交通対策連絡会	金沢	地域交通サポート	H23. 4. 1	延長無し	H21. 9. 7 バス路線新設
H20	G08001	たちばな台一丁目 A 地区建築協定運営委員会検討部会	青葉	建築協定			
H20	G08002	洋光台6丁目南そよかゼクラブ	磯子	建築協定			
H20	G08003	二俣川ニュータウン中央町内会西地区建築協定委員会	旭	建築協定			
H20	G08004	さわやか港南	港南	その他環境改善等	H24. 4. 1	延長無し	H20～22 準支援団体として協働事業を実施
H20	G08005	菊名・篠原丘陵地シャトルバス実行委員会	港北	地域交通サポート	H24. 4. 1	延長無し	
H20	G08006	玉川学園台交通改善委員会	青葉	地域交通サポート			
H20	G08007	市沢団地住宅地区建築協定運営委員会	旭	建築協定	H22. 4. 1	延長無し	S55. 8. 5 建築協定締結
H20	G08008	別所・中里地区シャトルバス本格運行実行委員会	南	地域交通サポート	H24. 4. 1	延長無し	
H20	G08009	みたけ台 19 番地地区建築協定準備委員会	青葉	建築協定			
H20	G08010	南瀬谷交通検討委員会	瀬谷	地域交通サポート	H24. 4. 1	延長無し	
H20	G08011	寺前東町・寺前西町・金沢町まちづくり協議会	金沢	いえ・みち まち改善事業	H22. 11. 26	組織認定	H22. 11. 25 組織認定
H20	G08012	東高島駅北地区まちづくり協議会	神奈川	駅周辺等のまちづくり			
H20	G08013	旭中央地区コミュニティバス等検討委員会	旭	地域交通サポート			
H20	G08014	戸塚神明台建築協定運営委員会	戸塚	建築協定			
H20	G08015	あざみ野地区（第三）建築協定運営委員会	青葉	建築協定	H24. 4. 1	延長無し	S54. 8. 4 建築協定締結
H20	G08016	青砥北八朔地区交通協議会	緑	地域交通サポート	H24. 4. 1	延長無し	
H20	G08017	日野九丁目建築協定運営委員会	港南	建築協定			
H20	G08018	西谷駅周辺住みよいまちづくり連絡協議会	保土ケ谷	駅周辺等のまちづくり			
H20	G08019	上大岡 C 北地区市街地再開発準備組合	港南	再開発			
H20	G08020	横浜今宿パナタウン管理組合	旭	建築協定	H24. 4. 1	延長無し	H21. 7. 24 建築協定締結
H20	G08021	協同組合元町エスエス会	中	地域まちづくりルール	H22. 1. 26	組織認定	H21. 9. 4 組織認定
H20	G08022	商店街振興組合元町クラフトマンション・ストリート	中	地域まちづくりルール	H22. 1. 26	組織認定	H21. 9. 4 組織認定

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

2 地域まちづくりグループの活動状況

まえがき	登録年度	番号	地域まちづくりグループ名称	区	活動内容	グループ登録終了日	グループ登録終了理由	備考
	H20	G08023	横浜興和台建築協定運営委員会	旭	建築協定			
1 概要	H20	G08024	協同組合横浜マーチャングデザインセンター MDC 地区計画推進特別委員会	金沢	地区計画	H22. 4. 1	組織認定	H22. 3. 25 組織認定
2 グループ	H20	G08025	戸塚鳥が丘住宅地建築協定運営委員会	戸塚	建築協定			
	H20	G08026	あかね台まちづくり推進の会	青葉	建築協定			
	H20	G08027	元町自治運営会	中	地域まちづくりルール	H22. 1. 26	組織認定	H21. 9. 4 組織認定
	H20	G08028	お三の宮通りまちづくり委員会	南	その他環境改善等	H22. 12. 15	組織認定	H22. 11. 25 組織認定
3 組織	H20	G08029	丸山台自治会	港南	地域まちづくりルール	H22. 9. 28	組織認定	H22. 8. 25 組織認定
4 プラン	H20	G08030	新石川 2 丁目 A 地区建築協定運営委員会準備委員会	青葉	建築協定	H24. 4. 1	延長無し	S57. 9. 25 建築協定締結
	H20	G08031	「富岡第 7 期第 4 次建築協定」を考える会	金沢	建築協定	H24. 4. 1	延長無し	H23. 1. 14 建築協定締結
	H20	G08032	鴨志田町第一地区建築協定運営委員会	青葉	建築協定	H22. 4. 1	延長無し	S54. 10. 15 建築協定締結
5 ルール	H21	G09001	高島中央公園ガーデニングクラブ	西	その他環境改善等	H23. 4. 1	延長無し	H21 年度 まち普請整備
	H21	G09002	荏田南近隣センターまちづくりの会	都筑	地区計画			
	H21	G09003	みなとみらい市民街づくり協議会	西	その他環境改善等			
6 支援制度	H21	G09004	新桜ヶ丘二丁目地区まちづくり協議会	保土ヶ谷	地域まちづくりプラン			
	H21	G09005	野村戸塚本郷台住宅地建築協定運営委員会	栄	建築協定			
7 アンケート	H21	G09006	横浜中華街「街づくり」団体連合協議会 街づくり協定改訂検討委員会	中	地域まちづくりルール	H23. 4. 1	延長無し	
	H21	G09007	野毛地区街づくり会	中	その他環境改善等			
	H21	G09008	山王台交通対策委員会	南	地域交通サポート			
8 まち普請	H21	G09009	富岡西ひかりが丘町内会第 2 区 B 地区建築協定運営委員会	金沢	建築協定			
	H21	G09010	南舞岡一丁目・二丁目住宅地区建築協定運営委員会	戸塚	建築協定			
	H21	G09011	金沢八景の自然と史跡を守る会	金沢	その他環境改善等			
9 顕彰	H21	G09012	日商岩井・東芝・三ツ沢住宅地区建築協定運営委員会	西	建築協定	H22. 4. 14	運営委員会設立	S56. 6. 15 建築協定締結
	H21	G09013	港北ニュータウン薫風台建築協定更新委員会	都筑	建築協定			
10 広報	H21	G09014	新子安まちづくり推進委員会	神奈川	地域まちづくりプラン	H24. 4. 1	組織認定	H23. 11. 25 組織認定
	H21	G09015	ヒルズ南戸塚建築協定運営委員会	戸塚	建築協定			
	H21	G09016	あかね台 1 丁目 B 地区まちづくり会	青葉	建築協定			
11 委員会	H22	G10001	米軍根岸住宅地区返還とまちづくりの会	磯子	区画整理			
	H22	G10002	杉田・新杉田駅間地区街づくり協議会	磯子	地区計画	H24. 4. 1	延長無し	S62. 9. 25 地区計画決定
	H22	G10003	川和町駅周辺地区 B エリア土地区画整理検討会	都筑	区画整理			
12 おわりに	H22	G10004	大倉山エルム通り街づくり委員会	港北	地域まちづくりルール	H24. 4. 1	組織認定	H24. 3. 23 組織認定
	H22	G10005	横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発準備組合	神奈川	再開発			
資料編	H22	G10006	横浜中華街北門通り海河道 きたもん会	中	地域まちづくりプラン			

登録年度	番号	地域まちづくりグループ名称	区	活動内容	グループ登録終了日	グループ登録終了理由	備考
H22	G10007	鶴ヶ峰駅北口再開発研究会	旭	再開発			
H22	G10008	常盤台166番地まちづくりの会	保土ケ谷	建築協定			
H22	G10009	岡津地区建築協定運営委員会	泉	建築協定			
H22	G10010	金沢文庫駅東口地区(5・6街区)市街地再開発準備組合	金沢	再開発			
H22	G10011	港北ニュータウン夕月野・夕月野南建築協定準備委員会	都筑	建築協定	H24.4.1	延長無し	H24.2.3 建築協定締結
H22	G10012	掘割川魅力づくり実行委員会	磯子	その他環境改善等			
H22	G10013	横浜西谷住宅地建築協定運営委員会	保土ケ谷	建築協定	H24.4.1	延長無し	S56.12.15 建築協定締結
H22	G10014	さちが丘A地区建築協定更新準備委員会	旭	建築協定	H24.4.1	延長無し	H24.2.15 建築協定締結
H22	G10015	瀬谷駅南口第1地区市街地再開発準備組合	瀬谷	再開発			
H23	G11001	西柴団地自治会	金沢	地域まちづくりルール			
H23	G11002	富岡第7期(第3次)建築協定更新準備委員会	金沢	建築協定			
H23	G11003	桜台住宅地区建築協定運営委員会	青葉	建築協定			
H23	G11004	メールド磯子・建築協定・地域まちづくりルール等検討委員会	磯子	建築協定			
H23	G11005	西原住宅地区建築協定更新準備委員会	港北	建築協定			
H23	G11006	あかね台一丁目A地区建築協定運営委員会	青葉	建築協定			
H23	G11007	4号線バス問題懇談会	戸塚	地域交通サポート			
H23	G11008	森戸原住宅地区建築協定運営委員会	港北	建築協定			
H23	G11009	三井杉田台建築協定運営委員会	磯子	建築協定			
H23	G11010	あざみ野地区(第二)建築協定運営委員会	青葉	建築協定			
H23	G11011	六角橋商店街連合会	神奈川	地域まちづくりルール			
H23	G11012	新本牧地区建築協定運営委員会	中	建築協定			
H23	G11013	賀寿団地建築協定	戸塚・泉	建築協定			
H24	G12001	緑園バス運行推進協議会	泉	地域交通サポート			
H24	G12002	北方町地区防災まちづくり勉強会	中	いえ・みち まち改善事業			
H24	G12003	磯子台団地地域交通協議会	磯子	地域交通サポート			
H24	G12004	下和泉地区交通対策委員会	泉	地域交通サポート			
H24	G12005	伊勢佐木町1・2丁目地区地区計画等検討委員会	中	地区計画			
H24	G12006	元町河岸通り会	中	地域まちづくりプラン			
H24	G12007	領家地区地区計画検討委員会	泉	地区計画			
H24	G12008	金沢地区防災まちづくり勉強会	金沢	地域まちづくりプラン			
H24	G12009	港南つつじヶ丘自治会まちづくり検討グループ	港南	建築協定			
H24	G12010	片吹地区交通対策委員会	金沢	地域交通サポート			
H24	G12011	あかね台1丁目C地区まちづくり会	青葉	建築協定			
H24	G12012	東山田準工まもる会	都筑	その他環境改善等			

※ その他環境改善・魅力づくり等：その他環境改善等 と表記

※ 拠点地区(駅周辺等)のまちづくり：駅周辺等のまちづくり と表記

※ 活動内容は最新のものを反映している。

※ 終了日は登録抹消の手続きを行った年月日を表記している。

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

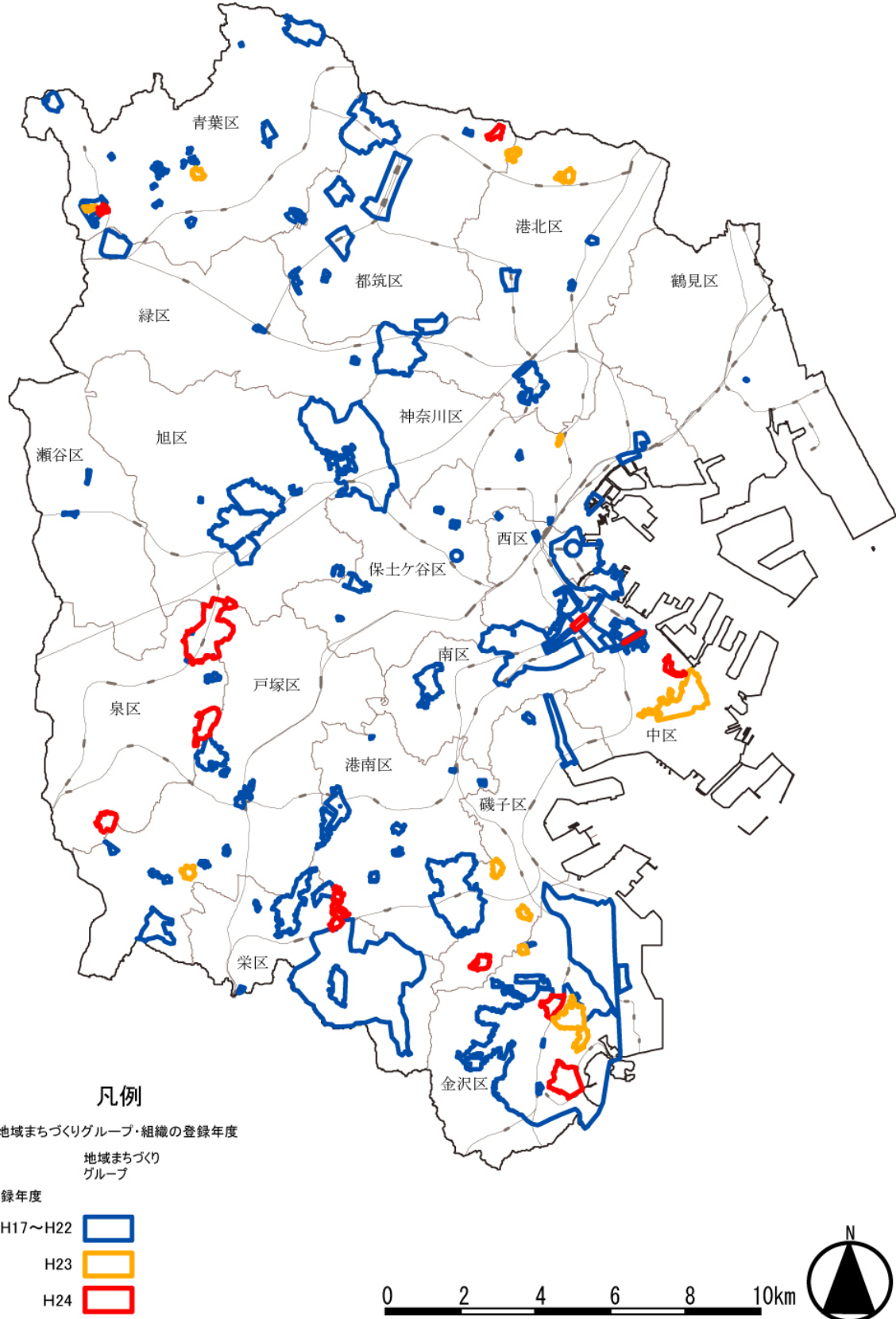
資料編

2-2 地域まちづくりグループの活動地域分布図

地域まちづくりグループは、全市的に登録されていることがわかる。

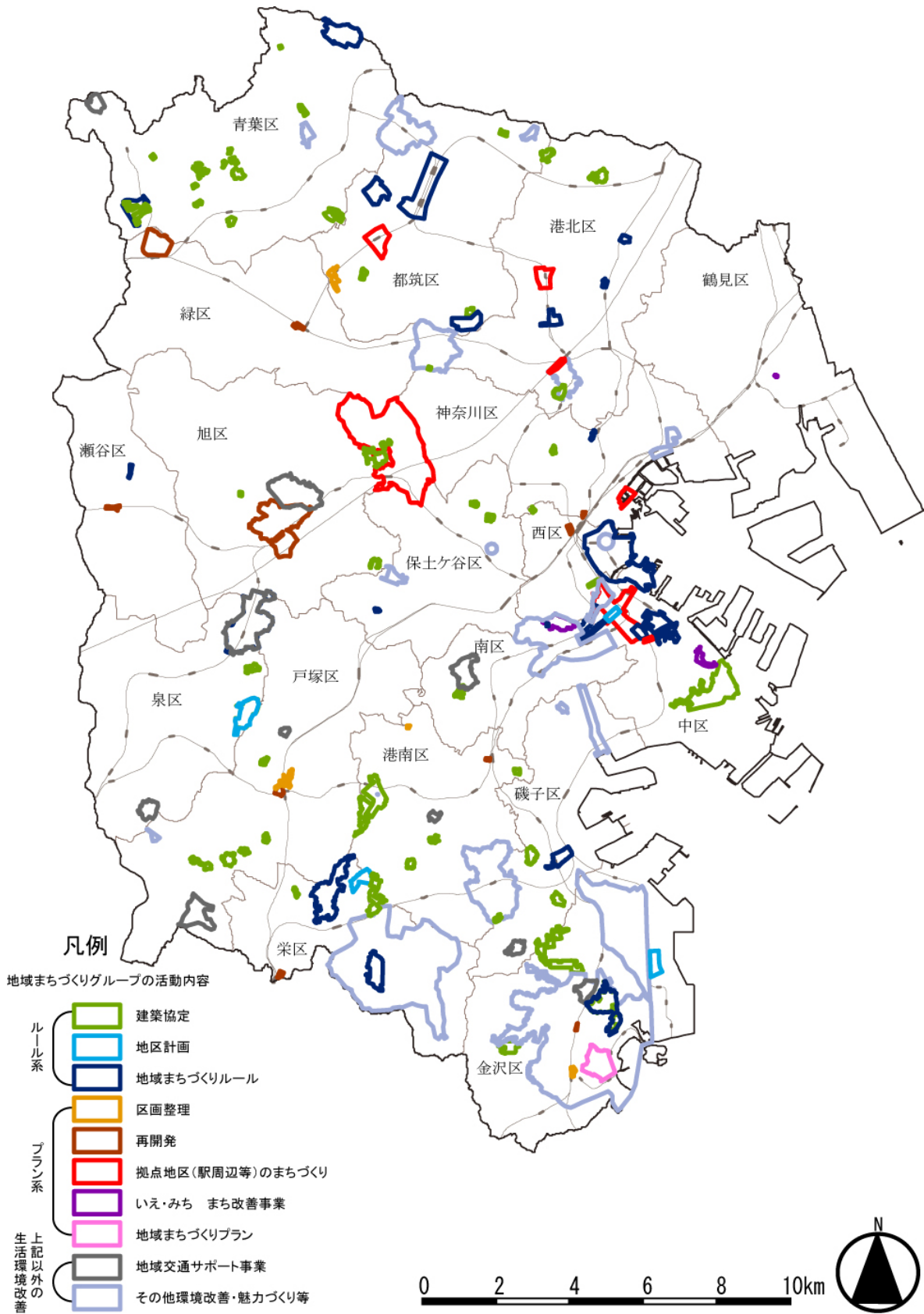
また、カテゴリー別に見ると、建築協定の対象地区については比較的郊外部に、区画整理・再開発については拠点駅周辺に、いえ・みち まち改善事業については臨海部に集中している。

【図 2-2-1】登録年度別グループ活動対象地区図（平成 25 年 3 月 31 日現在）



まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

【図 2-2-2】 カテゴリー別グループ活動対象地区図（平成 25 年 3 月 31 日現在）



まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

3 地域まちづくり組織の活動状況

地域まちづくり組織は、地域住民等の多数の支持を得た団体として認定され、地域まちづくりプランや地域まちづくりルール¹の運営主体となる。

(1) 推進状況

① 新たな組織認定は3団体、平成24年度末時点で23団体認定

平成23年度は「新子安まちづくり推進委員会」「大倉山エルム通り街づくり委員会」の2団体、平成24年度は「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」の1団体、計3団体が組織認定された。

地域まちづくり組織は、平成24年度末時点で23団体認定されており、そのうち、地域まちづくりルールを策定している組織が13団体、地域まちづくりプランを策定している組織が11団体となっている。「滝頭・磯子まちづくり協議会」と「山手まちづくり推進会議」は、地域まちづくりプランと地域まちづくりルールの両方の認定を受けている。

地域まちづくり組織の23団体のうち8団体は、「いえ・みち まち改善事業」による活動を行っている協議会である。

【表3-1】地域まちづくり組織の類型（平成25年3月31日現在）

母体組織の凡例 ●：自治会町内会 ■：商店街 ★：企業団体

下線はプラン・ルール検討中

地域類型	プランの策定・実行を目的とした組織	ルールの策定・運用を目的とした組織
都心部	●■お三の宮通りまちづくり委員会（南区）	●元町自治運営会（中区） ■協同組合 元町エスエス会（中区） ■商店街振興組合 元町クラフトマンシップ・ストリート（中区） ■馬車道商店街協同組合（中区） ■大倉山エルム通り街づくり委員会（港北区）
都心・臨海部周辺	●山手まちづくり推進会議（中区） ●新子安まちづくり推進委員会（神奈川区） ●米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会（磯子区）	■大口通商店街協同組合（神奈川区）
	い え・ み ち ま ち 地 区 ●鶴見区市場西中町まちづくり協議会（鶴見区） ●東久保夢まちづくり協議会（西区） ●一本松まちづくり協議会（西区） ●住みよいまち・本郷町3丁目地区協議会（中区） ●三春の丘まちづくり協議会（南区） ●浦島町まちづくり協議会（神奈川区） ●寺前東町・寺前西町・金沢町まちづくり協議会（金沢区） ●■滝頭・磯子まちづくり協議会（磯子区）	
郊外部		●荏田北二丁目自治会住環境委員会（青葉区） ●湘南桂台自治会（栄区） ●丸山台自治会（港南区）
臨海部		★横浜金沢産業連絡協議会（金沢区） ★協同組合 横浜マーチャングデザインセンター（金沢区）

※地域類型は横浜市都市計画マスタープラン全体構想（P73）より

② さまざまな事業に取り組む地域まちづくり組織

地域まちづくり組織の中から、4地区をサンプリングし、ヒアリングを行ったところ、各地域での地域まちづくりは多岐にわたっており、市の各局や区以外にも、地域の団体や企業、大学など、多様なつながりを活用して、様々な事業を行っていることが明らかになった。

市の助成制度などを有効に活用している事例を見ると、市や区の担当者がワンストップの相談窓口となっているケースが多くみられた。

まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

(2) 現状に対する取組・認識

条例制定後、毎年地域まちづくり組織が認定され、自立的な活動が始まっている。

これまで、組織認定を受けているのは、「いえ・みち まち改善事業」地区や地域まちづくりルールを策定している地区が多かったが、この2年間に認定された組織のうち、「新子安まちづくり推進委員会」や「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」などは、民間事業者の跡地や接収からの返還予定などをきっかけとしたまちづくりの検討など、これまでとは異なる背景や活動内容を持つ組織である。今後も、多様な場面で地域まちづくり組織の認定制度が活用されることが期待される。

また、「いえ・みち まち改善事業」については、平成24年度に新規着手した地区がいくつかあり、平成25年度以降、組織認定が増えることが見込まれる。

地域まちづくり推進委員会の評価

組織の運営状況について、4団体にヒアリングし、その結果をまちづくり活動の相関図にまとめたことで制度を理解しやすくなった。この制度について、知りたい、利用したいと考えている市民へのアプローチとなると思われ、評価できる。また、これらをヒアリング先の団体にもフィードバックすることで、各団体等が組織の見直し等に使用できればと考える。

また、組織認定された団体は自立した活動が出来ているとの認識があるが、アンケート・ヒアリング等の調査などを行う必要があるのではないか。継続活動を行えるための支援を期待したい。

市の見解

市民向け広報誌である「地域まちづくり白書」では、支援の段階ごとに地域の活動を掲載し、制度の案内をしています。報告書におけるヒアリング結果と白書のヒアリング結果を合わせて、参考になる事例として、ヒアリング先だけでなく、すべての地域まちづくり組織と共有し、各組織の運営への活用を促します。

認定組織に対する支援については、コーディネーター派遣などを通じて、制度の説明や組織の活動の継続につながるアドバイス等をより一層行っていきます。

3-1 地域まちづくり組織の認定状況

地域まちづくり組織は、地域住民等の多数の支持を得た団体として認定され、地域まちづくりプランや地域まちづくりルールの運営主体となる。このため、地域まちづくりプランやルールと同時に認定されることがほとんどである。

地域まちづくり組織は、条例制定後、毎年地域まちづくり組織が認定され、平成24年度末時点で23団体認定されている。

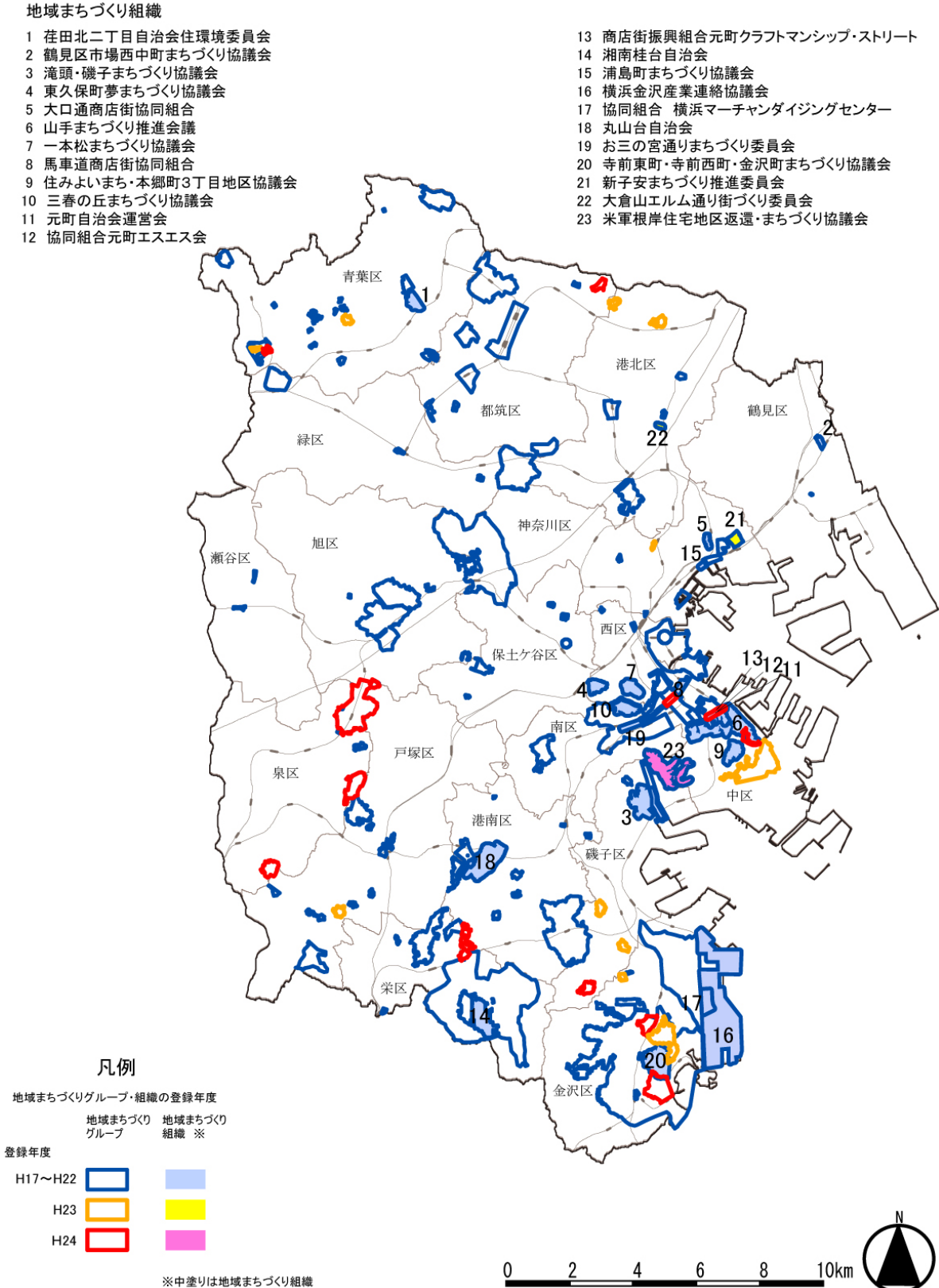
【表3-1-1】地域まちづくり組織一覧

年度	番号	組織名称	活動所在地	活動内容		
				地域まちづくりルール	地域まちづくりプラン	いえ・みち改善事業
H17年度	S05001	荇田北二丁目自治会住環境委員会	青葉区荇田北	○		
	S05002	鶴見区市場西中町まちづくり協議会	鶴見区市場西中町		○	○
H18年度	S06001	滝頭・磯子まちづくり協議会	磯子区滝頭他	○	○	○
	S06002	東久保町夢まちづくり協議会	西区東久保町		○	○
H19年度	S07001	大口通商店街協同組合	神奈川区大口通	○		
H20年度	S08001	山手まちづくり推進会議	中区山手町	○	○	
	S08002	一本松まちづくり協議会	西区西戸部町		○	○
	S08003	馬車道商店街協同組合	中区常盤町	○		
	S08004	住みよいまち・本郷町3丁目地区協議会	中区本郷町		○	○
	S08005	三春の丘まちづくり協議会	南区三春台		○	○
H21年度	S09001	元町自治運営会	中区元町	○		
	S09002	協同組合 元町エスエス会	中区元町	○		
	S09003	商店街振興組合 元町クラフトマンシップ・ストリート	中区元町	○		
	S09004	湘南桂台自治会	栄区桂台南	○		
	S09005	浦島町まちづくり協議会	神奈川区浦島町		○	○
	S09006	横浜金沢産業連絡協議会	金沢区福浦	○		
	S09007	協同組合 横浜マーチャンダイジングセンター	金沢区幸浦	○		
H22年度	S10001	丸山台自治会	港南区丸山台	○		
	S10002	お三の宮通りまちづくり委員会	南区南吉田町		○	
	S10003	寺前東町・寺前西町・金沢町まちづくり協議会	金沢区金沢町		○	○
H23年度	S11001	新子安まちづくり推進委員会	神奈川区新子安		○	
	S11002	大倉山エルム通り街づくり委員会	港北区大倉山	○		
H24年度	S12001	米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会	磯子区杉田		○	

3-2 地域まちづくり組織の活動地域分布図（地域まちづくりグループ含む）

地域まちづくり組織は、横浜市の都心部から南部にかけて分布しており、対象としているエリアの広さは様々である。

【図 3-2-1】登録年度別組織の活動地域分布図（グループ含む）（平成 25 年 3 月 31 日現在）

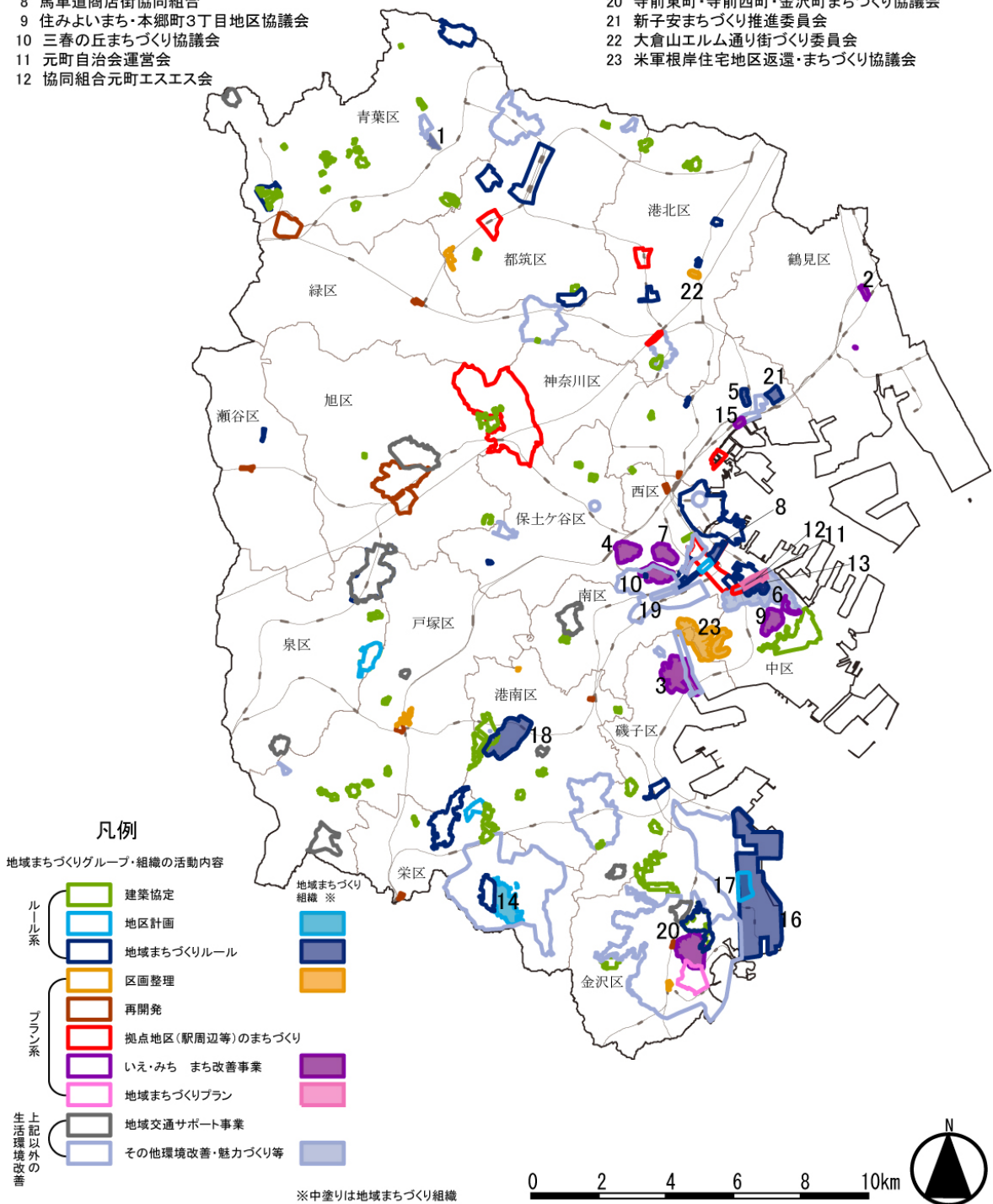


まえがき
1 概 要
2 グループ
3 組 織
4 プ ラ ン
5 ル ー ル
6 支 援 制 度
7 ア ン ケ ー ト
8 ま ち 普 請
9 顕 彰
10 広 報
11 委 員 会
12 お わ り に
資 料 編

【図 3-2-2】 カテゴリー別グループ・組織活動地域分布図（平成 25 年 3 月 31 日現在）

地域まちづくり組織

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 荏田北二丁目自治会住環境委員会 2 鶴見区市場西中町まちづくり協議会 3 滝頭・磯子まちづくり協議会 4 東久保町夢まちづくり協議会 5 大口通商店街協同組合 6 山手まちづくり推進会議 7 一本松まちづくり協議会 8 馬車道商店街協同組合 9 住みよいまち・本郷町3丁目地区協議会 10 三春の丘まちづくり協議会 11 元町自治会運営会 12 協同組合元町エスエス会 | <ul style="list-style-type: none"> 13 商店街振興組合元町クラフトマンシップ・ストリート 14 湘南桂台自治会 15 浦島町まちづくり協議会 16 横浜金沢産業連絡協議会 17 協同組合 横浜マーチャングデザインセンター 18 丸山台自治会 19 お三の宮通りまちづくり委員会 20 寺前東町・寺前西町・金沢町まちづくり協議会 21 新子安まちづくり推進委員会 22 大倉山エルム通り街づくり委員会 23 米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会 |
|---|---|



まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

3-3 地域まちづくり組織によるまちづくりの事例紹介

◇ 目的

地域まちづくり推進条例が制定されて8年が経過し、地域まちづくり組織では、条例に基づく支援制度のほか、様々な制度を活用してソフトも含めたまちづくりの活動を進めている。将来に向けた地域まちづくりの推進のためには、様々なまちづくりの活動との連動や、その所管部署との連携などを検討していくことも考えられる。

そこで、地域の複合的なまちづくり活動の実態をヒアリングし、活動の相関図として整理し、明らかにすることとした。

◇ 事例の選定について

ヒアリング先としては、平成23・24年度に組織やルールの更新、変更などの動きのあった地域まちづくり組織のうち、団体の母体組織のタイプや、地域類型※のバランスをみて、①湘南桂台自治会（栄区）、②馬車道商店街協同組合（中区）、③六角橋商店街連合会（神奈川区）、④協同組合横浜マーチャングライディングセンター（金沢区）の4地区とした。

【表3-3-1】ヒアリングの概要

名称	母体組織タイプ	地域類型※	ヒアリング日程
湘南桂台自治会	自治会・町内会系	郊外部	平成25年8月26日（月）
馬車道商店街協同組合	商店街系	都心部	平成25年8月23日（金）
六角橋商店街連合会	商店街系	都心臨海周辺部	平成25年8月27日（火）
協同組合 横浜マーチャングライディングセンター	企業系	臨海部	平成25年8月30日（金）

※ 横浜市都市計画マスタープラン全体構想において、都市計画の方針を考えるために地域を分けたゾーンの考え方

【図3-3-1】ヒアリング先の組織位置図



◇ 概況

今回ヒアリングした地区のうち、湘南桂台自治会を除く3地区では、核となる組織が他のまちづくり活動にもメンバーを変えながら取り組んでいる。また、湘南桂台では、まちづくり活動を行う各団体とも連携体制がとれていることが分かった。

また、地域と様々なまちづくりの制度とのつなぎ役は、いずれの地区も地域の核となる活動の窓口である部署が担っている。地域にとって最も身近な部署等が、地域にニーズを捉え、他の制度とつないでいくことの重要性が分かる結果となった。

(1) 湘南桂台自治会～長年培われ確立された組織体制による地域主体のまちづくりの実践～

○まちづくり活動の概要

湘南桂台地区は、昭和40年代から50年代にかけて開発された民間分譲住宅地で、戸建住宅中心の団地である。開発分譲の時から建築協定により、低層住宅地としての良好な住環境を維持・保全してきており、平成13年には地区計画に移行した。地区計画に盛り込めない項目については、地区計画を補完する「湘南桂台まちづくり指針」が策定された。平成21年、「湘南桂台まちづくり指針」は地域まちづくりルールの認定を受けて運用している。

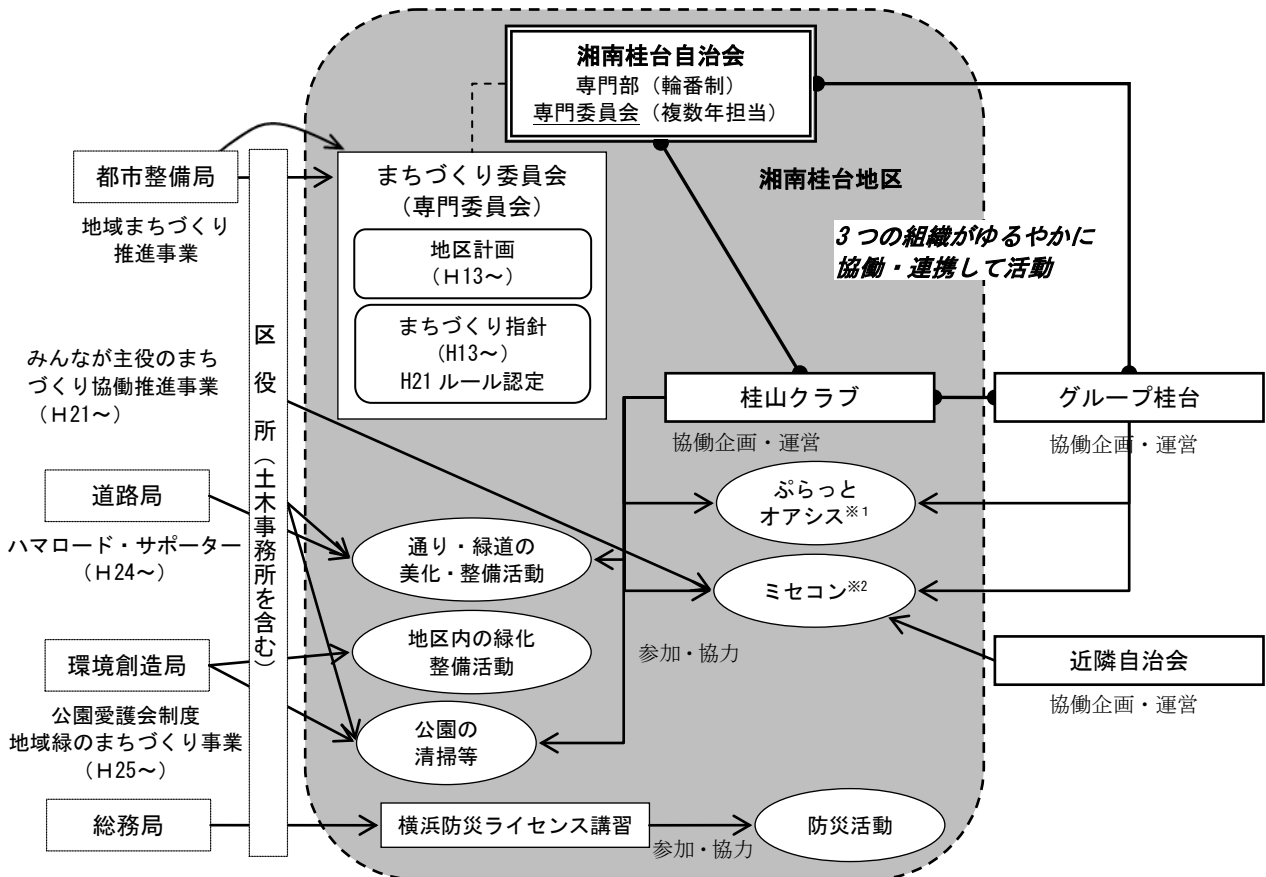
※湘南桂台自治会では、シニアクラブの集まりである「桂山クラブ」、有償家事支援団体の「グループ桂台」と連携して、地域活動に取り組んでいる。

○まちづくり活動の特徴

- ・湘南桂台自治会が中心となり、グループ桂台、桂山クラブの3つの組織がゆるやかに協働・連携して活動している。
- ・湘南桂台自治会は、長年培われ確立された組織運営のもと、通りの美化から商業施設を巻き込んだイベントまで多面的な活動を行っている。また、ウェルカムミーティングの開催などにより、新しく自治会に加入した人への地区の紹介がなされ、地域の情報の共有が行われている。
- ・区役所が行政窓口となり、地域内の主要な歩行者道路や公園の清掃などを始めとして住環境の維持・保全につとめている。

○地域の制度のつなぎ役…栄区役所

【図3-3-2】湘南桂台自治会のまちづくり活動の相関図



※1 ふらっとオアシス：ふらっと立ち寄れる場所づくりとして、地域ケアプラザでサロンを月1回開催。

※2 ミセコン：地区内のスーパーマーケットの店内で、コンサートを月1回開催。

(2) 馬車道商店街協同組合～地域の個性と資源を生かしたまちづくりの継承～

○まちづくり活動の概要

馬車道地区では、街路整備を行うため、昭和 48 年に市の都心型モデル商店街の指定を受けた。昭和 50 年には壁面後退などの規定を定めた「馬車道まちづくり協定書」（以下、協定書）を締結し、昭和 61 年に壁面後退の基準となる数値を盛り込んで一部変更を行った。平成 7～14 年度にかけて、ライプタウン事業による歩道やガス灯の整備等を行い、これに併せて協定書の変更が行われている。協定書は、昭和 50 年から現在に至るまで、一貫してまちづくりの基本となっている。

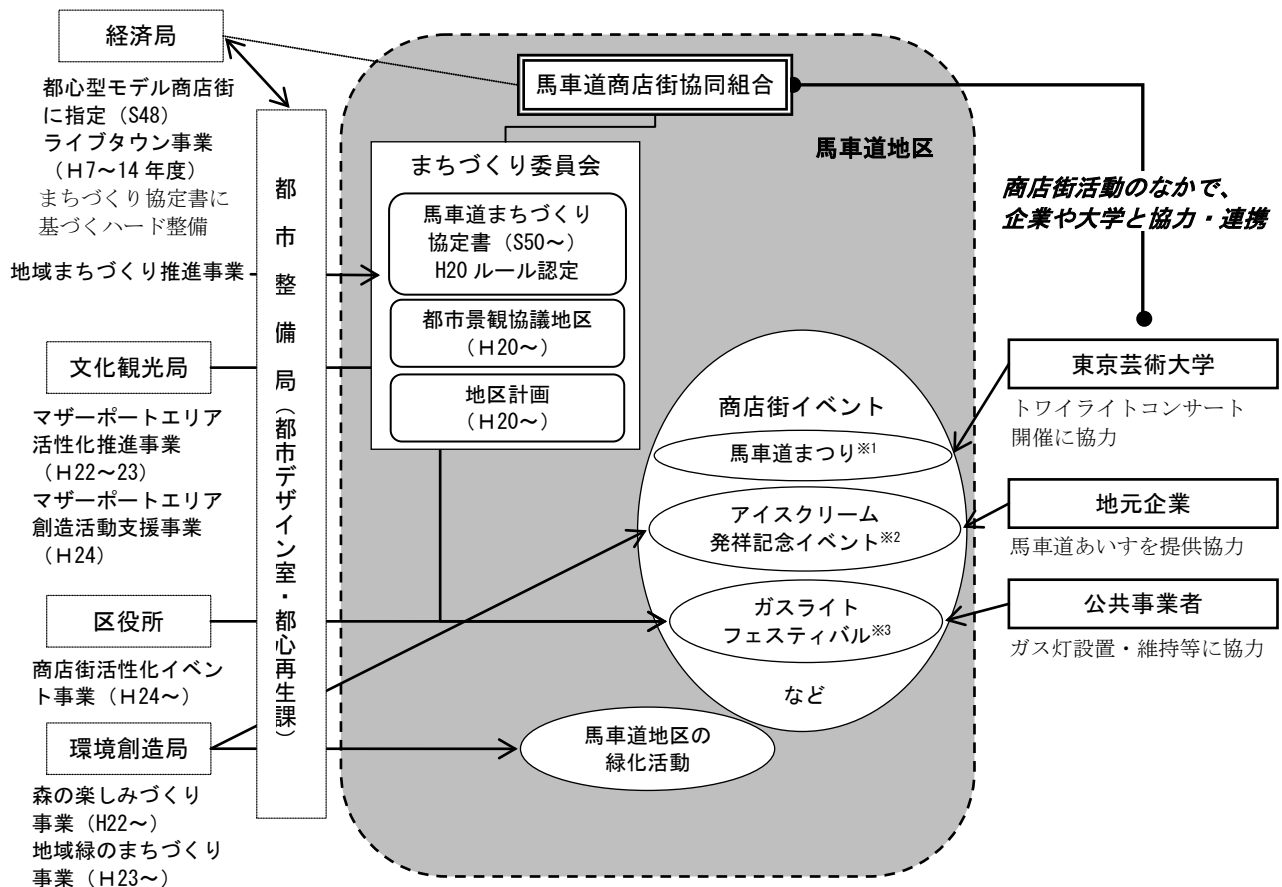
協定書は、昭和 50 年から紳士協定として商店街で運用していたが、担保性の高い制度に移行するため平成 20 年に地区計画の策定に併せて、地域まちづくりルールの認定も受けた。

○まちづくり活動の特徴

- ・企業や大学等と協力・連携して商店街のイベントを盛り上げている。
- ・商店街としての魅力づくりとまちづくり、ソフトもハードも総合的に長年取り組んできた実績がある。
- ・紳士協定として長年運用してきた「馬車道まちづくり協定書」は、現在、地域まちづくりの制度を活用し、運用している。
- ・都市デザイン室が行政のワンストップの相談窓口となり、地域と市の他局との橋渡しを行ってきた。

○地域と制度のつなぎ役…都市デザイン室

【図 3-3-3】 馬車道商店街協同組合のまちづくり活動の関連図



※1 馬車道まつり：馬車の運行やトワイライトコンサート等の様々なイベントを毎年秋に開催。
 ※2 アイスクリーム発祥記念イベント：5月9日アイスクリーム発祥を記念し、馬車道あいすの無料配布を実施。
 ※3 ガスライトフェスティバル：10月31日ガス灯発祥の馬車道から山下公園までのプロムナードで様々なイベントを実施。

まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

(3) 六角橋商店街連合会～火災を契機に防災まちづくりにも着手～

○まちづくり活動の概要

六角橋商店街地区は、神奈川区の中央部に位置し、約 500m の間に 4 つの商店街が立地している。十数年前は、空き店舗等の対策に苦慮していた時期もあったが、「商店街プロレス」、「大道芸」、「ドッキリヤミ市場」などのアイデア溢れるイベント等により、商店街の活性化に成功している。

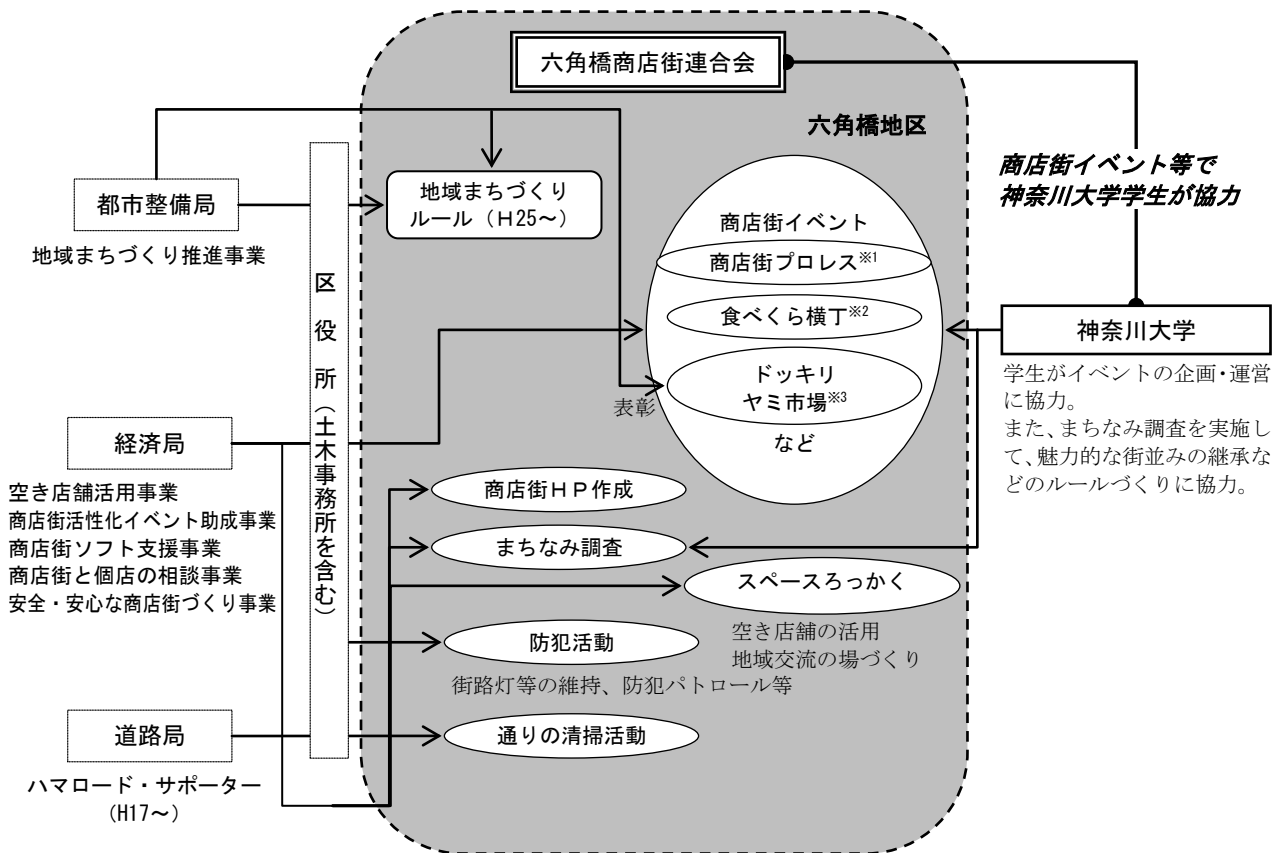
六角橋商店街連合会では、平成 23 年に発生した火災を契機に、昭和の面影を残した商店街の魅力を残しながら火災や災害に強いまちづくりを進めるため、地域まちづくりの取組みを始めた。まずは、火災の発生した区域を対象に、平成 25 年に地域まちづくりルール認定を受けており、今後は、商店街の区域全体の地域まちづくりルール認定を目指し、検討を進めている。

○まちづくり活動の特徴

- ・商店街振興に関する市の多様な助成制度を活用し、商店街イベントから防犯活動まで幅広い視点でまちづくりを行っている。
- ・近隣の神奈川大学と連携し、商店街活性化に寄与する様々な取組みを先駆的に行ってきた商店街である。
- ・商店街の火災をきっかけに、まちづくり、ルールづくりという新たな領域の取組みを始めている。

○地域と制度のつなぎ役…神奈川区役所

【図 3-3-4】六角橋商店街連合会のまちづくり活動の相関図



※1 商店街プロレス：プロレスで商店街を盛り上げたいと大日本プロレスによるイベントを毎年夏に開催。
 ※2 食べくら横丁：食のイベントを毎年秋に実施。毎年新しい企画催事内容を加味し今後とも継続的に開催。近隣、商店街内の飲食店を中心に試食サイズでの食べ歩き。2012 年春、秋、2013 年秋と 3 回開催。
 ※3 ドッキリヤミ市場：閉店後のシャッター前でフリーマーケットやライブイベントを、4 月～10 月（8 月を除く）の第 3 土曜日に開催。

まえがき
 1 概要
 2 グループ
 3 組織
 4 プラン
 5 ルール
 6 支援制度
 7 アンケート
 8 まち普請
 9 顕彰
 10 広報
 11 委員会
 12 おわりに
 資料編

まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

(4) 協同組合 横浜マーチャンドライジングセンター～多様な制度を活用し、良好な操業環境の維持へ～

○まちづくり活動の概要

幸浦 MDC 地区は、6 大事業の 1 つである金沢地先埋立事業で開発された地区であり、現在では、卸売業を中心に、サービス業や製造業等が立地している。協同組合横浜マーチャンドライジングセンターでは、良好な操業環境を維持するため、建築協定、施設維持管理協定等の自主協定を約 30 年にわたり運用してきた。

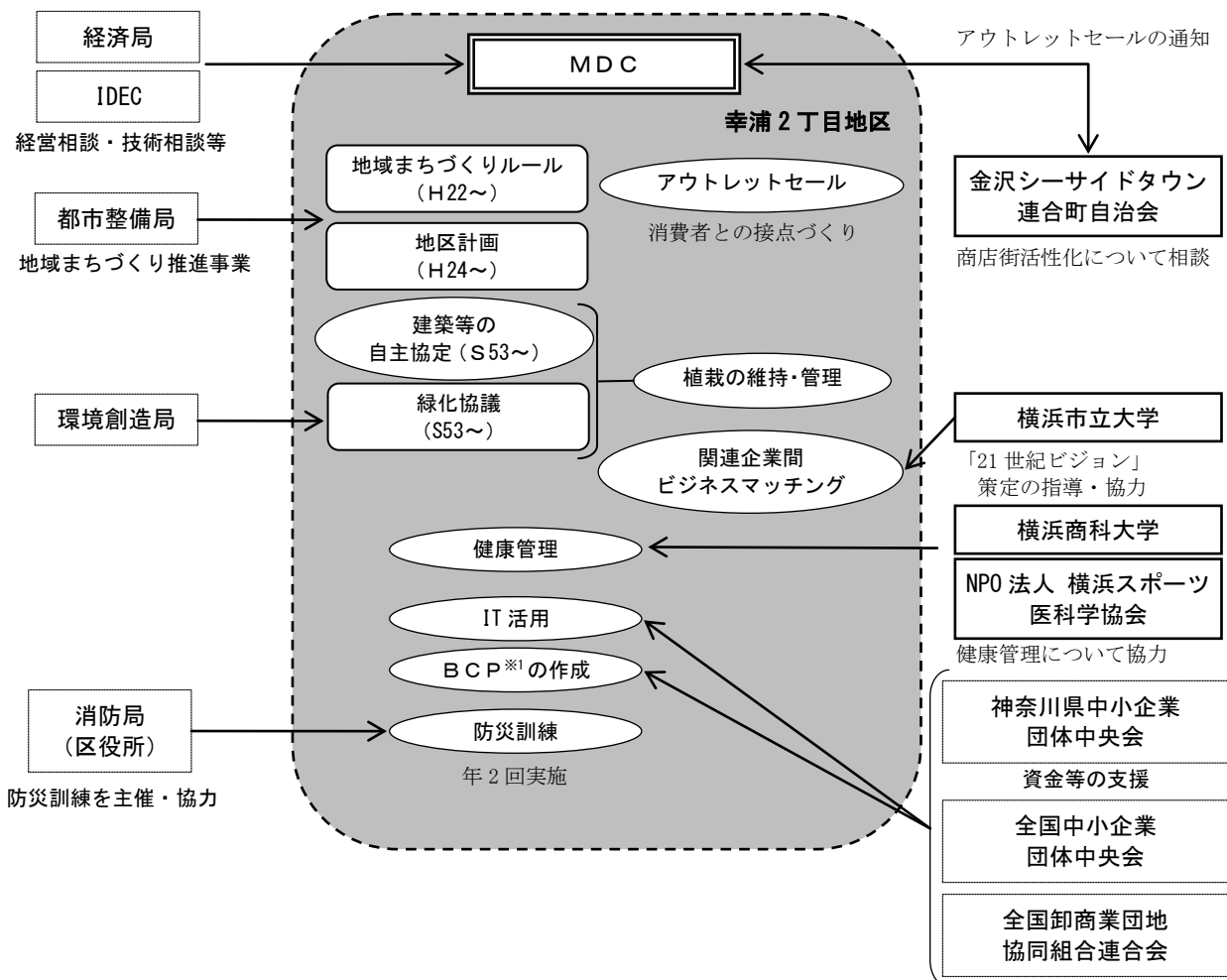
現在の社会状況に対応し、操業環境の維持・向上等を図ることを目的として、平成 22 年に地域まちづくりルールの認定を受けた。さらに、平成 24 年には、地域発意型の地区計画を策定するなど、制度を活用してまちづくりを進めている。

○まちづくり活動の特徴

- ・協同組合 横浜マーチャンドライジングセンター（以下、MDC）では、大学やNPO法人、中小企業団体中央会等の多様な組織と協力体制を築いている。
- ・地区の操業環境を守るために地区計画を策定した。
- ・アウトレットセールなどを開催し、卸売業と消費者という新しい接点をつくることで、地域や地区内の事業者の魅力を伝えるまちづくりを進めている。

○地域と制度のつなぎ役…経済局

【図 3-3-5】 協同組合 横浜マーチャンドライジングセンターのまちづくり活動の関連図



※1 BCP：事業継続計画（防災対策を目的としたもの）、MDCではH20年頃から取組を始めている。

4 地域まちづくりプラン等の策定・運用状況

プランづくりは、まちの将来像を地域住民が共有するための手段として重要であり、横浜市は、地域まちづくり推進条例に基づき、地域住民自らが策定主体となる「地域まちづくりプラン」を認定している。また、プランの実現のため地域まちづくり事業助成を活用している地区もある。(6-7 参照)

(1) 推進状況

① 平成 24 年度末時点 11 地区のプラン認定

地域まちづくりプランは平成 24 年度末までに 11 地区で策定されており、平成 23・24 年度に新たに認定されたプランは、23 年度の「地域力・魅力アップ新子安まちづくりプラン」の 1 地区であり、24 年度はなかった。

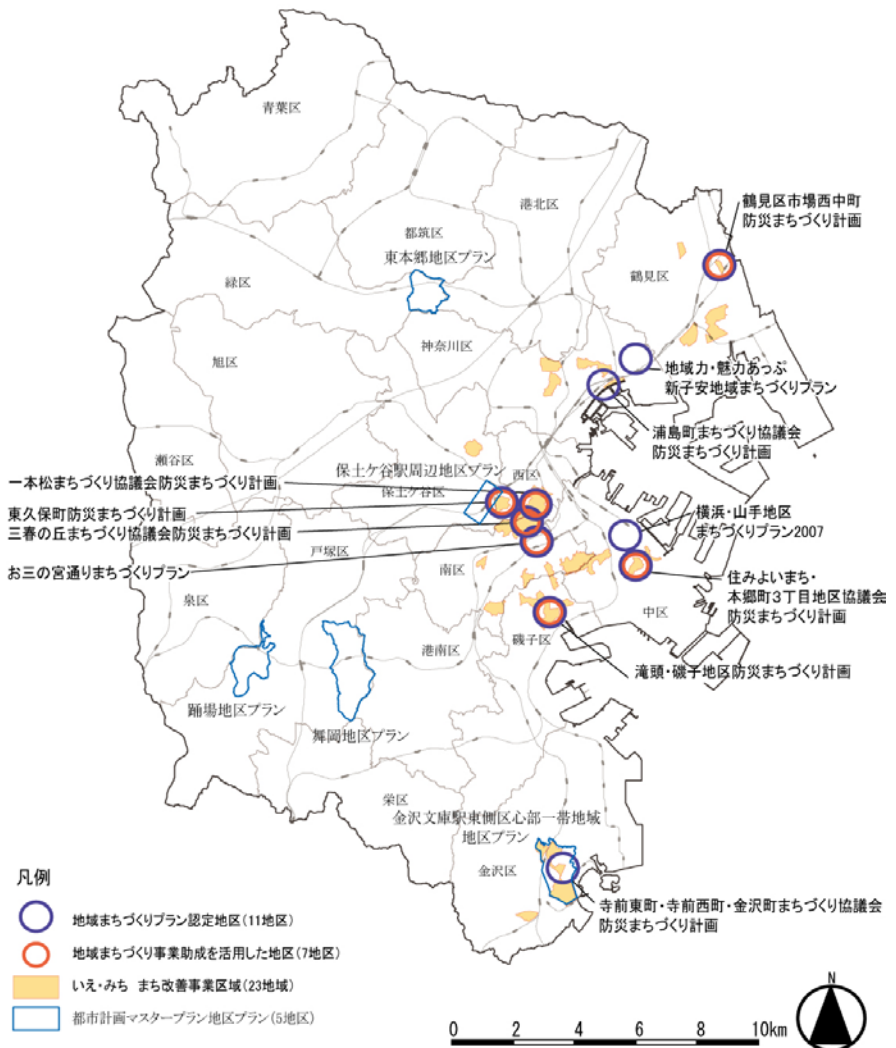
地域まちづくりプランのテーマは、防災まちづくりを目的とした「いえ・みち まち改善事業」が 8 地区で、地域まちづくりプラン認定を受けている地区の 7 割を超えており、そのほかの地域まちづくりプランをみると「横浜・山手地区まちづくりプラン 2007」及び「地域力・魅力アップ新子安地域まちづくりプラン」は総合的なまちづくりのプラン、「お三の宮通りまちづくりプラン」が歴史を活かしたまちづくりのプランとなっている。

なお、今期までに、プラン実現のため地域まちづくり事業助成を活用している地区は 6 地区 (延べ 7 地区) ある。

② 地域まちづくりプランと都市マス地区プランの状況

地域まちづくりプランは、横浜市都市計画マスタープラン (以下、都市マス) などの市が策定した計画に適合していることが認定条件の一つである。都市マスは、全市を対象とした全体構想、地域別構想 (区プラン、地区プラン) の 2 部構成となっており、平成 25 年 3 月に改定された都市マスでは、「総合的都市・まちづくりの推進」として、地域まちづくり推進条例に基づく支援の充実が定められている。

【図 4-1】地域まちづくりプラン及び都市マス地区プランの分布 (平成 25 年 3 月 31 日現在)



(2) 現状に対する取組・認識

地域まちづくりプランの内容は、いえ・みち まち改善事業が多く、防災のまちづくりを目指した事業助成の活用も徐々に進んでいる。いえ・みち まち改善事業においては、住宅市街地総合整備事業（国庫補助事業）における整備計画・事業計画に位置付けて活用している。

地域まちづくり推進条例の施行と前後して、地域福祉保健計画（H16）や地域緑化計画（H23）など、様々なまちづくり計画が策定されてきた。その中で、住民発意型のハード整備がメインである地域まちづくりプランは、事業助成にも繋がる制度であり、地域のニーズに合わせて活用できるように、地域を支援していくことが今後も求められる。

地域まちづくり推進委員会の評価

横浜市は成熟化しつつあり、「地域まちづくり」のうち、市街地の整備については、緊急度の高い課題を抱えたまちは以前ほどは多くはない。一方、市民の価値観やニーズは多様化しており、地域のあり方について、目標、取組等を幅広い観点から考え直す必要性は高くなっている。

次第に法的担保を求めるより任意の取組、ハードよりソフト的な取組を目指す地域が出てきている。地域まちづくりプランにおいても歴史や文化などの取組の重要性も認識されている^{*1)}。これに伴い、地域まちづくりの取組も、防災・防犯、福祉などへ幅が広がり、都市計画マスタープラン以外に市が策定した広義のまちづくりに関する計画と整合性や連携を図ることもますます重要になっている^{*2)}。これまでは防災のまちづくりを目的としたプランが多かったが、「お三の宮通りまちづくりプラン」のような防災のまちづくり以外をテーマとしたプランも策定されている。今後、こうしたプランが増えてきたら、その分野ごとの凡例の分析や策定後の追跡調査等も行うと良いのではないかと。

土地・建物の利用ニーズや形態も多様化しており、地域まちづくりプランを地域住民等の多数の支持を得て決定することが難しいケースもある。それによって計画策定プロセスの長期化、あるいは検討の結果プランの合意に至らないケースもある。多様な利害関係者の立場に立った検討や柔らかな合意形成のしくみを充実させる必要がある。

地域まちづくりプランを策定した地区においては、地域まちづくり組織と市が協働でプラン実現に向けた役割分担等を方針（協働推進方針）として定めることができる（横浜市地域まちづくり推進条例第11条4項）。今後、地域マネジメントの視点から協働推進方針の活用も期待される。

（注）

*1) 「お三の宮通りまちづくりプラン」では、歴史案内モニュメントを整備し、地域のシンボルキャラクターづくり、その案内板作成等の歴史を生かしたまちづくりに取り組んでいる。

*2) 平成25年3月に審議された「新桜ヶ丘二丁目地区 安全、安心なまちづくりプラン」は、活動計画として防災・防犯のまちづくり、高齢者にやさしいまちづくりなどを掲げている。

4 地域まちづくりプラン等の策定・運用状況

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

市の見解

プランを実現するためには、プラン策定時の合意形成が必要だと考えています。合意しやすくなるよう、進め方について成果を見せながら合意を促すことや、大枠として合意できる部分から段階的にプランを策定していく等、地域に合った工夫をしてまいります。

防災のまちづくり以外をテーマとしたプランについては、歴史や地域交通というテーマのプランも策定されはじめていますが、まだ各分野で1例ずつと事例は少ないため、今後、事例が増えてきた際は、凡例の分析や追跡調査を検討していきます。

協働推進方針については、策定された実績はありませんが、既存の地域まちづくりプランには地域と市の役割を示した記載が盛り込まれたものもあります。今後は、地域まちづくりプランと合わせて協働推進方針も策定することや、プランの一部を協働推進方針として位置付けることなども検討していきます。

4-1 地域まちづくりプランの策定状況

【表 4-1-1】地域まちづくりプラン一覧とプラン実現に向けた取り組み

年度	番号	地域まちづくりプラン名称／組織名称					所在地	面積	内容
		プランの進捗状況							
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目			
H19	P07001	滝頭・磯子地区 防災まちづくり計画 ／滝頭・磯子まちづくり協議会					磯子区久木町	約40ha	いえ・みち まち改善事業
		(H18) 地域まちづくり事業助成により滝頭・磯子三角広場を整備 ・H20年度より住宅市街地総合整備事業を導入 ・H20～22年度にまちづくり計画策定担い手支援事業の助成により検討実施 ・H21～24年度に狭あい道路拡幅整備工事を実施 ・H21、22年度に防災マップ作成 ・H21年度に浜マーケット地区地域まちづくりルール認定 ・H23年度に滝頭・磯子地区地域まちづくりルール認定、地域まちづくり事業助成により雨水貯留タンクを整備							
H20	P07002	鶴見区市場西中町 防災まちづくり計画 ／鶴見区市場西中町まちづくり協議会					鶴見区 市場西中町	約6ha	いえ・みち まち改善事業
		・H20年度より住宅市街地総合整備事業を導入 ・H21～22年度にまちづくり計画策定担い手支援事業の助成により検討実施 ・H21年度に歩道整備 ・H22年度に小広場①工事を実施（市場西中町きらきら公園） ・H24年度に小広場②工事を実施（市場西中町一里塚公園） ・H24年度にマンホールトイレの設置							
H20	P08001	東久保町 防災まちづくり計画 ／東久保町夢まちづくり協議会					西区東久保町	約21ha	いえ・みち まち改善事業
		・H20年度より住宅市街地総合整備事業を導入 ・H20～21年度にまちづくり計画策定担い手支援事業の助成により検討実施 ・H21年度に公園用地取得 ・H21年度に地域まちづくり事業助成によりかまどベンチ、雨水貯留タンクを整備 ・H21年度に防災マップ作成 ・H22年度に地域まちづくり事業助成により雨水貯留タンク周辺の雨水浸透舗装を整備 ・H22年度に避難通路の整備 ・H24年度に緑地公園工事、防災備蓄庫整備を実施							
H20	P08002	横浜・山手地区まちづくりプラン2007 ／山手まちづくり推進会議					中区山手町	約84ha	総合
		・H20年度より山手通り歩道改修計画策定 ・H22年度より地域緑のまちづくりの取組開始 ・H23年度に山手まちづくり協定を地域まちづくりルールに認定							
H20	P08003	一本松まちづくり協議会 防災まちづくり計画 ／一本松まちづくり協議会					西区西戸部町	約18ha	いえ・みち まち改善事業
		・H20年度に地域まちづくり事業助成によりかまどベンチ、雨水貯留タンク、井戸を整備 ・H21年度より住宅市街地総合整備事業を導入 ・H21～22年度にまちづくり計画策定担い手支援事業の助成により検討実施 ・H21年度に地域まちづくり事業助成によりかまどベンチ、雨水貯留タンク、井戸を整備 ・H22年度に避難通路の整備 ・H23～24年度に狭あい道路拡幅整備（擁壁後退） ・H24年度に防災マップ作成							
H20	P08004	住みよいまち・本郷町3丁目地区協議会 防災まちづくり計画 ／住みよいまち・本郷町3丁目地区協議会					中区本郷町	約17ha	いえ・みち まち改善事業
		・H20年度に防災マップ作成 ・H21年度より住宅市街地総合整備事業を導入 ・H21～22年度にまちづくり計画策定担い手支援事業の助成により検討実施 ・H22年度より公園整備工事を実施中 ・H22～24年度に公園整備工事実施（本郷町ガス山公園） ・H24年度に地域まちづくり事業助成により防災備蓄庫、掲示板を整備							

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

年度	番号	地域まちづくりプラン名称／組織名称						所在地	面積	内容
		プランの進捗状況								
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目			
H21	P09001	浦島町まちづくり協議会防災まちづくり計画 ／浦島町まちづくり協議会						神奈川県浦島町	約1ha	いえ・みち まち改善事業
		・H22年度に階段状道路の改善 ・H23～24年度に防災マップ作成								
H21	P09002	三春の丘まちづくり協議会防災まちづくり計画 ／三春の丘まちづくり協議会						南区三春台	約23ha	いえ・みち まち改善事業
		・H23年度より住宅市街地総合整備事業を導入 ・H23年度にいつとき避難場所の設置（いつとき避難場所は、H22にも新善光寺と協定を結んでいる。）、事業助成により歩きにくい道の整備（舗装整備）改善 ・H24年度に狭あい道路拡幅整備工事を実施、事業助成によりかまどベンチを整備								
H22	P10001	お三の宮通りまちづくりプラン ／お三の宮通りまちづくり委員会						南区南吉田町	約3ha	歴史を生かしたまちづくり
		・H23年度に地域まちづくり事業助成により歴史案内モニュメント（道標と歴史案内掲示板）を整備 ・H24年度にヨコハマ市民まち普請事業によりシンボルスポットを整備（植栽防護柵、モニュメントなど）								
H22	P10002	寺前東町・寺前西町・金沢町まちづくり協議会 防災まちづくり計画 ／寺前東町・寺前西町・金沢町まちづくり協議会						金沢区金沢町	約48ha	いえ・みち まち改善事業
		・H24年度に防災マップ作成、狭あい道路拡幅整備工事を実施								
H23	P11011	地域力・魅力アップ新子安地域まちづくりプラン ／新子安まちづくり推進委員会						神奈川県新子安	約14ha	総合

（状況）平成24年度末までに地域まちづくりプランを策定し、運用している11の地区では、各地区のプランに基づき、着実に事業を実施していることが伺える。プラン実現のため地域まちづくり事業助成を活用している地区は6地区（延べ7地区）ある。

【表4-1-2】地域まちづくりプランの対象区域面積の状況

面積	～5ha	6～10ha	11～15ha	16～20ha	21ha以上
地区数	2	1	3	2	3

4-2 上位プランの紹介（参考）

地域まちづくりプランを策定するにあたっては、横浜市地域まちづくり推進条例第10条の1第2項の規定に基づき、横浜市が策定した横浜市都市計画マスタープラン（都市計画法第18条の2第1項に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針）等に整合していることが必要である。

横浜市都市計画マスタープランは、「横浜市基本構想（長期ビジョン）」や上位計画である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定められ、市域全体のプランである「全体構想」、地域別構想の「区プラン」、「地区プラン」を策定している。

【表 4-2-1】都市計画マスタープラン一覧

	プラン名
横浜市	横浜市都市計画マスタープラン（全体構想）（平成 25 年 3 月 5 日決定）
港北区	港北区まちづくり方針（平成 12 年 1 月 25 日決定）
金沢区	金沢区まちづくり方針（平成 12 年 12 月 25 日決定） 金沢文庫駅東側区心部一帯地域地区プラン（平成 17 年 2 月 25 日決定）
戸塚区	戸塚のまちづくり（平成 13 年 4 月 25 日決定） 舞岡地区プラン（平成 12 年 1 月 25 日決定） 踊場地区プラン（平成 12 年 1 月 25 日決定）
青葉区	青葉区まちづくり指針（平成 14 年 1 月 25 日決定）
鶴見区	鶴見のまちづくり（平成 14 年 5 月 24 日決定）
都筑区	都筑区まちづくりプラン（平成 14 年 5 月 24 日決定）
保土ケ谷区	保土ケ谷区まちづくり計画（平成 14 年 8 月 23 日決定） 保土ケ谷駅周辺地区プラン（平成 12 年 10 月 25 日決定）
緑区	緑区まちづくり計画（平成 14 年 12 月 25 日決定） 東本郷地区プラン（平成 17 年 7 月 25 日決定）
西区	西区まちづくり方針（平成 15 年 2 月 25 日決定）
磯子区	磯子区まちづくり方針（平成 15 年 8 月 25 日決定）
神奈川区	神奈川区まちづくりプラン（平成 15 年 12 月 25 日決定）
南区	南区のまちづくり（平成 16 年 4 月 23 日決定）
旭区	旭区のまちづくり（平成 16 年 8 月 5 日決定）
栄区	栄区まちづくり方針（平成 16 年 12 月 24 日決定）
泉区	泉区プラン（平成 17 年 2 月 25 日決定）
中区	中区まちづくり方針（平成 17 年 7 月 25 日決定）
港南区	港南区プラン（平成 17 年 7 月 25 日決定）
瀬谷区	瀬谷区プラン（平成 17 年 12 月 22 日決定）

（状況）平成 25 年 3 月には全体構想の改定が行われ、これを受けて、「区プラン」についても順次改定作業が進められている。

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

5 地域まちづくりルール等の策定・運用状況

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

地域発意によるルールづくりについては、地域まちづくり推進条例に基づいた地域まちづくりルールのほかに、建築協定、景観協定、地区計画、景観計画など、様々な制度がある。制度の選択については、制限したい内容、担保性の程度、運営主体などを勘案して、地域の住民等が決めている。

※ それぞれのルールについては、横浜市ホームページを参照

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/machirule/pdf/sheet-hikaku01.pdf>

(1) 推進状況

① 地域まちづくりルールは2年間で3件増え14件に

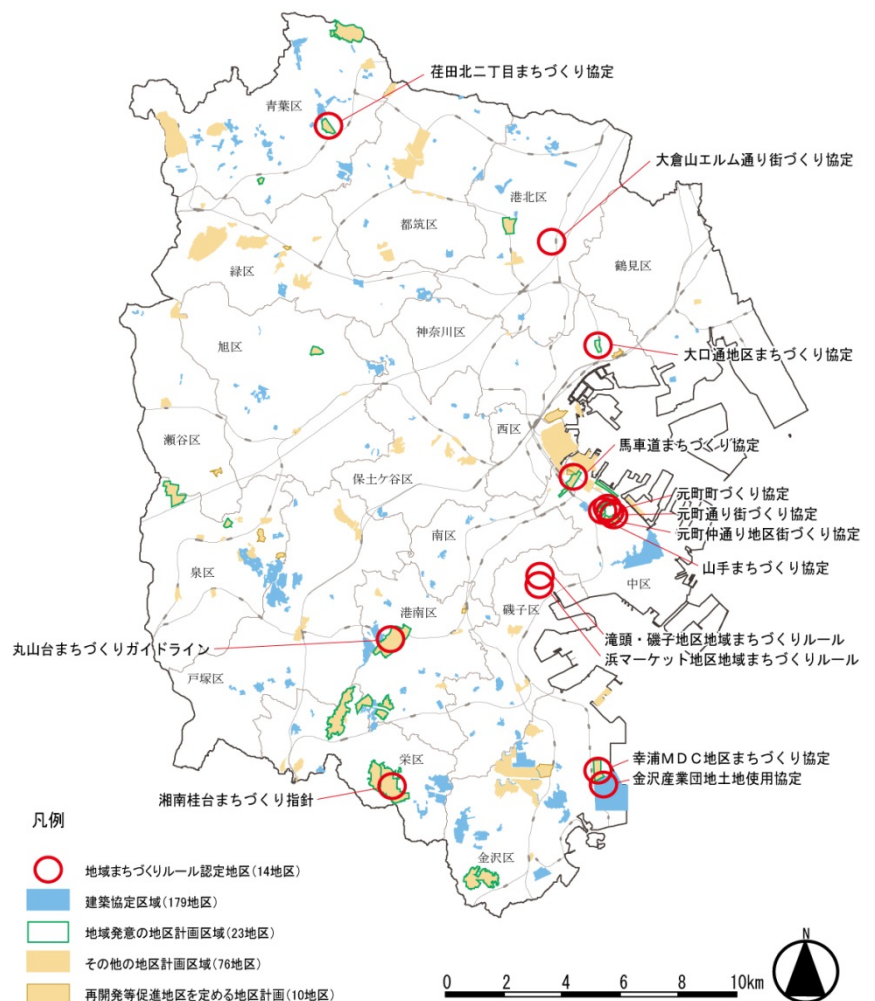
平成24年度末現在、認定されている地域まちづくりルールは14件である。平成23年度には山手まちづくり協定、滝頭・磯子地区地域まちづくりルール、大倉山エルム通り街づくり協定が認定された。滝頭・磯子まちづくり協議会では、平成21年度に商店街に範囲を限定したルールが認定されたが、今回は住宅地を含めた防災のルールとして2つ目の地域まちづくりルール認定となった。2つの地域まちづくりルールの運用と共に、地域まちづくりプランも策定しており、多面的に制度を活用している。

全般的には、市の行政地図情報提供システムなどのHPに地域まちづくりルールが掲載されている効果などもあり、地区別に見ても、平成23年・24年の協議件数・届出件数は、増えている傾向がある。

② 建築協定は2年間で15地区が締結・更新、地域まちづくりルールへ移行する地区も

平成24年度末現在、市内の建築協定は179地区で、このうち平成23・24年度内に建築協定の新規締結・更新を行った地区は、15地区となっている。建築協定は、一般的に締結・更新の負担が大きい一方で、効力が及ぶ範囲が協定に合意した地権者の敷地のみで、定められる項目も限られている。このようなことから、メール・ド磯子地区は、地域まちづくりルールへの移行を目指した。(25年4月認定)

【図5-1】地域まちづくりルールの分布



③ 地域発意による地区計画は2地区増加し23地区に

平成24年度末現在で、99地区において地区計画が決定されているが、このうち23地区は地域発意型となっている。地区計画と地域まちづくりルールを併用する地区は9地区になった。

今回決定された2地区は商店街と工業団地におけるもので、いずれも地域まちづくりルールを第一ステップとして地区計画を決定したものである。

(2) 現状に対する取組・認識

認定された地域まちづくりルールは、地区計画等と同様に横浜市行政地図情報提供システムにルールの範囲等を表示し、地域との協議をするように示している。また、初のルールの認定から7年が経ち、ルールに基づく協議が定着しつつあることから各地区の協議の件数も増えてきている。今後も地域住民等がまちづくりへの意欲を持続させ、ルールの積極的な運用をしていくことが求められる。

地区計画策定を目指して活動を進めたにもかかわらず断念する地区が増えていることを考えると、ルールの選択等に関する支援のあり方について検討する必要がある。

地域まちづくり推進委員会の評価

「地域まちづくりルール」は、地域まちづくり組織が運用するため、地区計画と比べると地域の役割が大きく、積極的な関与が求められる。ルールの維持、運用のためには、地域住民等の意欲を継続させる仕組が地域まちづくり組織と横浜市の両方に求められる。

「地域まちづくりルール」の制度化から8年が経ち、商店街や住宅街において豊かなまちのルールを市民主体でつくる仕組みが充実しつつある。また、地区計画や街づくり協議地区、建築協定等の多様なまちのルールの違いをうまく活用しあう制度間の流れが出来つつある。

ルールづくりを目指したにもかかわらず、策定に至らないケースや、策定が長引いているケース、あるいは一度策定したルールを変更するケース等について、今後、効果的な支援のあり方について調査や検討が必要である。

市の見解

地域まちづくりルールの策定後も、地域の実情やニーズに合わせてルールの変更や地区計画への移行等の支援も引き続き行います。また、ルールを運用して良かった等、参考になる他地区の事例を「地域まちづくり白書」や「ヨコハマ ひと・まち」等の広報誌で市民や支援者に紹介していきます。

合意形成への支援については、これまでの地域発意型地区計画の支援実績を踏まえ、合意形成やルール選択におけるポイントや課題等を整理し、効果的な合意形成の進め方を「住民合意形成ガイドライン」に反映し、誰でも活用できるよう横浜市ホームページで公開します。

5-1 地域まちづくりルールの策定・運用状況

【表 5-1-1】地域まちづくりルールの運用状況

番号	ルールの名称 ／地域まちづくり組織の名称	対象 地区	認定日	ルールづくりの経緯	※（上段）地域まちづくり組織との協議件数							
					※（下段）市への届出件数							
					H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
R05001	荏田北二丁目まちづくり協定 ／荏田北二丁目自治会住環境 委員会	青葉区 荏田北 二丁目	H18. 1. 13 (変更認定) H19. 4. 13	建築協定からの移行 地域発意の地区計画を策定	0	4	2	4	4	1	6	1
					0	4	2	4	4	1	6	1
R07001	大口通地区まちづくり協定 ／大口通商店街協同組合	神奈川区 大口通	H20. 1. 15 (変更認定) H24. 3. 23	商店街の自主ルール 地域発意の地区計画を策定			0	1	3	0	1	4
							0	1	3	0	1	4
R08001	馬車道まちづくり協定 ／馬車道商店街協同組合	中区 常磐町	H20. 9. 25	商店街の自主ルール 地域発意の地区計画を策定				3	0	0	11	8
								3	1	2	4	6
R09001	元町町づくり協定 ／元町自治運営会	中区 元町	H21. 9. 4	住宅地の自主ルール 地域発意の地区計画を策定					0	0	5	6
									0	1	3	3
R09002	元町通り街づくり協定 ／協同組合 元町エスエス会	中区 元町	H21. 9. 4	商店街の自主ルール 地域発意の地区計画を策定					2	11	34	22
									0	4	2	5
R09003	元町仲通り地区街づくり協定 ／商店街振興組合元町クラフ トマンシップ・ストリート	中区 元町	H21. 9. 4	商店街の自主ルール 地域発意の地区計画を策定					0	0	14	20
									0	0	3	3
R09004	浜マーケット地区地域まちづ くりルール ／滝頭・磯子まちづくり協議会	磯子区 広地町	H21. 9. 4	商店街の自主ルール (地区計画検討中)					0	1	0	1
									0	0	1	0
R09005	湘南桂台まちづくり指針 ／湘南桂台自治会	栄区 桂台南	H21. 11. 25 (変更認定) H24. 7. 25	建築協定からの移行 地域発意の地区計画を策定					0	22	35	26
									4	20	35	26
R09006	金沢産業団地土地使用協定 ／横浜金沢産業連絡協議会	金沢区 幸浦	H22. 3. 25	工業団地の自主ルール					0	12	29	36
									0	2	0	11
R09007	幸浦MDC地区まちづくり協定 ／協同組合マーチャングサイ ンター 地区計画推進特別委員 会	金沢区 幸浦	H22. 3. 25	工業団地の自主ルール 地域発意の地区計画を策定					0	0	1	0
									0	0	1	0
R10001	丸山台まちづくりガイドライン ／丸山台自治会	港南区 丸山台	H22. 8. 25	住宅街の自主ルール 地域発意の地区計画を策定						17	37	14
										14	37	13
R11001	山手まちづくり協定 ／山手まちづくり推進会議	中区 山手町	H23. 9. 5	住宅街の自主ルール 区域の一部で 地域発意の地区計画を策定							16	38
											9	12
R11002	滝頭・磯子地区地域まちづ くりルール ／滝頭・磯子まちづくり協議会	磯子区 久木町	H24. 3. 23	住宅街及び一部商店街の 防災に向けた自主ルール								32
												25
R11003	大倉山エルム通り街づくり協定 ／大倉山エルム通り街づくり 委員会	港北区 大倉山	H24. 3. 23	商店街の自主ルール								1
												1

※地域まちづくり組織との協議件数は、地域まちづくりルールが定められた区域で建築等の工事を行うときに、それぞれの区域の地域まちづくり組織と行われた協議の件数を示す。
市への届出件数は、地域まちづくり組織との協議の後、横浜市に届出された件数を示す。
なお、地域まちづくりルールの建築物にかかる協議で、ルールに該当したものは市への届出が必要であるが、それ以外の協議については届出が不要なため、必ずしも件数は一致しない。

5-2 建築協定

建築協定は、都市計画法や建築基準法による一般的な制限を加え、土地所有者等の全員の同意によって、建築物に関する制限を定め、建築基準法に基づき、市長が認可するものである。

地域まちづくり支援制度は、建築協定の新規締結又は更新の支援において制度が活用されている。

また、建築協定運営委員会等が相互に連絡を取り合い、情報交換、普及啓発等を行うために設立された、横浜市建築協定連絡協議会では、制度や運用に関する勉強会や、「建築協定だより」やパンフレットにより情報提供を行っている。

【表 5-2-1】 区別建築協定の策定・運用状況（平成 25 年 3 月 31 日現在）

区	建築協定 有効地区数	有効地区数の内		活動内容が 建築協定の 地域まちづくり グループ登録数	グループ登録せず 支援制度を受けた 運営委員会数
		H23 年度内に 新規締結及び更 新した地区数	H24 年度内に 新規締結及び更 新した地区数		
鶴見区	3				
神奈川区	3				
西区	1			1	
中区	3			2	
南区	5			1	
港南区	15	1		5	1
保土ヶ谷区	7				1
旭区	10	1	1	2	
磯子区	7 ^{※1}			3	
金沢区	19 ^{※1}		1	4	1
港北区	13 ^{※1}		2	2	
緑区	7 ^{※1}				
青葉区	50	4	2	19	5
都筑区	11	1		1	1
戸塚区	12		1	7	
栄区	9			1	
泉区	3	1		1	
瀬谷区	3			1	
計	181 ^{※2}	8	7	52	9

※1 複数区にまたがっている地区が 2 地区ある。（金沢区と磯子区、緑区と港北区）

※2 複数区にまたがっている地区は、重複して数えている。（2 地区）

（状況）平成 24 年度末現在で、市内の建築協定は 179 地区となっている。また、平成 23・24 年度内に建築協定の締結・更新を行った地区は、15 地区となっている。

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

【表 5-2-2】平成 23・24 年度に建築協定を新規締結又は更新した地区一覧

区	地区名	決定日	区域面積 (ha)	新規・更新
港南区	アトラス上大岡ガーデン	H24. 1. 25	25. 1	新規
旭区	さちが丘A地区	H24. 2. 15	22. 6	更新
	リストガーデンダイヤモンドパーク	H24. 8. 24	2. 9	新規
金沢区	富岡第7期(第3次)住宅地区	H24. 10. 5	10. 5	更新
港北区	ネクサス高田	H24. 6. 15	3. 7	更新
	西原住宅地区	H25. 1. 15	0. 5	更新
青葉区	市ヶ尾町 1636	H23. 4. 5	0. 3	更新
	榎が丘B地区	H23. 6. 3	1. 2	更新
	奈良五丁目 13 番地地区	H23. 10. 14	1. 9	新規
	桂台A地区	H24. 3. 23	0. 6	更新
	若草台B地区	H24. 4. 5	0. 1	更新
	あかね台鍛冶谷公園西地区	H24. 4. 13	2. 5	新規
都筑区	港北ニュータウン夕月野	H24. 2. 3	0. 1	更新
戸塚区	賀寿団地	H25. 3. 25	5. 3	更新
泉区	岡津地区	H23. 10. 14	1. 6	更新

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

5-3 地区計画

地区計画は、都市計画法に基づいて定める特定の地区・街区レベルの都市計画であり、まちづくりの方針や目標、道路・広場などの公共的施設（地区施設）、建築物等の用途、規模、形態などの制限をきめ細かく定めるものである。

横浜市では、地域主体による地域発意型の地区計画策定を推進しており、平成 24 年度末現在で、23 地区が定められている。

【表 5-3-1】 区別地区計画数一覧（平成 25 年 3 月 31 日現在）

区	地区計画数	地区計画数の内	
		H23 年度の地区計画決定数	H24 年度の地区計画決定数
鶴見区	1		
神奈川区	5	1	
西区	1		
中区	14		
南区	0		
港南区	7		1
保土ヶ谷区	5		
旭区	6	1	
磯子区	3		
金沢区	8		1
港北区	2		
緑区	8		
青葉区	7		
都筑区	7		
戸塚区	5		
栄区	8		
泉区	13	1	
瀬谷区	4		
計	104※	3	2

（※区域をまたぐ地区が 5 地区あるため、地区計画数は 99 地区）

（状況）平成 24 年度末現在で、99 地区において地区計画が決定されている。（このうち、地域発意型の地区計画は 23 地区であり、2 地区が地域まちづくりルールと併用している）

【表 5-3-1】 平成 23・24 年度に地区計画が決定した地区一覧

区	地区名	決定日	区域面積 (ha)
旭	二俣川駅周辺地区	H23. 10. 14	2. 7
神奈川※	神奈川大口通地区	H23. 12. 15	2. 5
泉	泉新橋榎橋地区	H23. 12. 15	0. 9
金沢※	金沢幸浦二丁目マーチャングライディングセンター地区	H24. 7. 13	16. 8
港南	港南中央駅周辺地区	H25. 2. 5	3. 2

※地域発意型

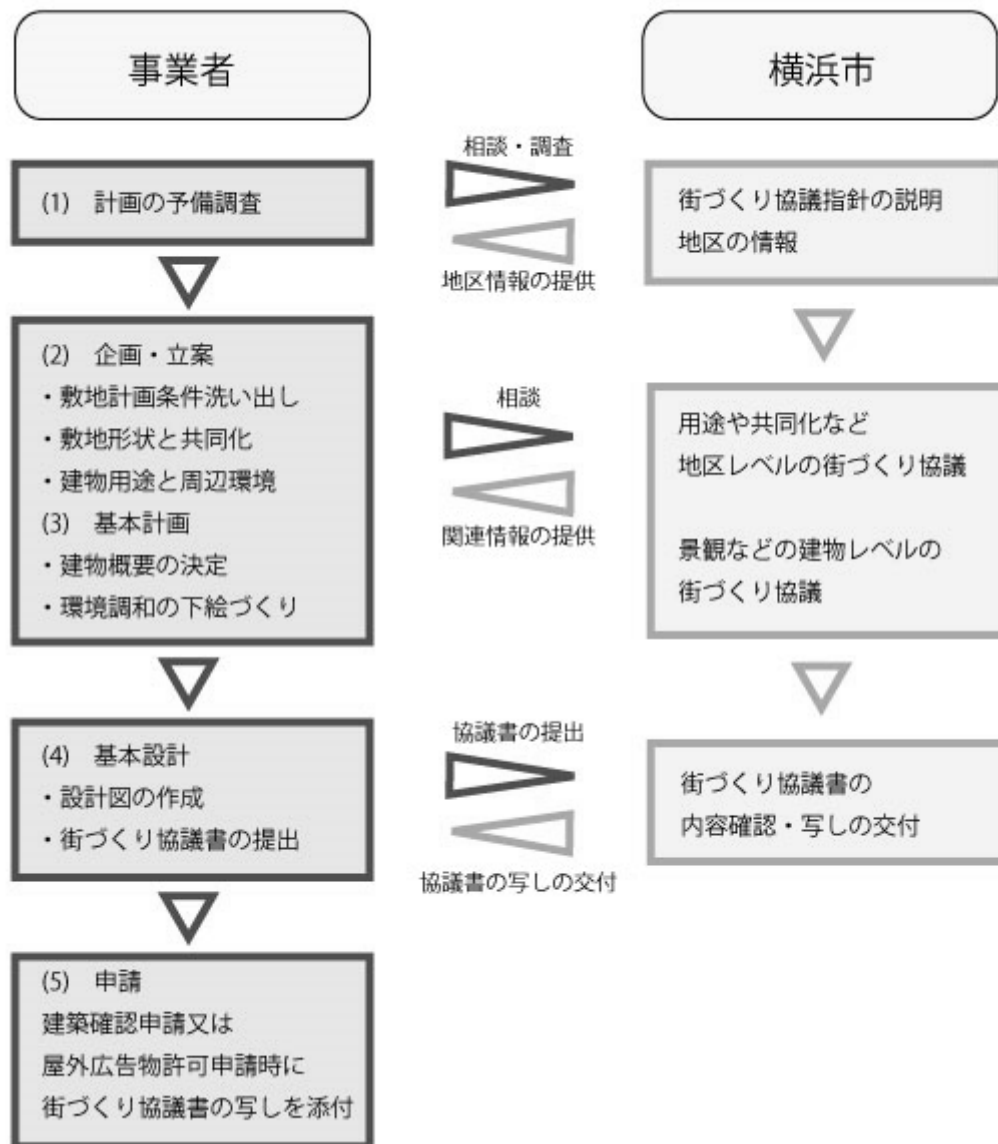
まえがき
1 概 要
2 グループ
3 組 織
4 プ ラ ン
5 ル ー ル
6 支 援 制 度
7 ア ン ケ ー ト
8 ま ち 普 請
9 顕 彰
10 広 報
11 委 員 会
12 お わ り に
資 料 編

5-4 街づくり協議地区（参考）

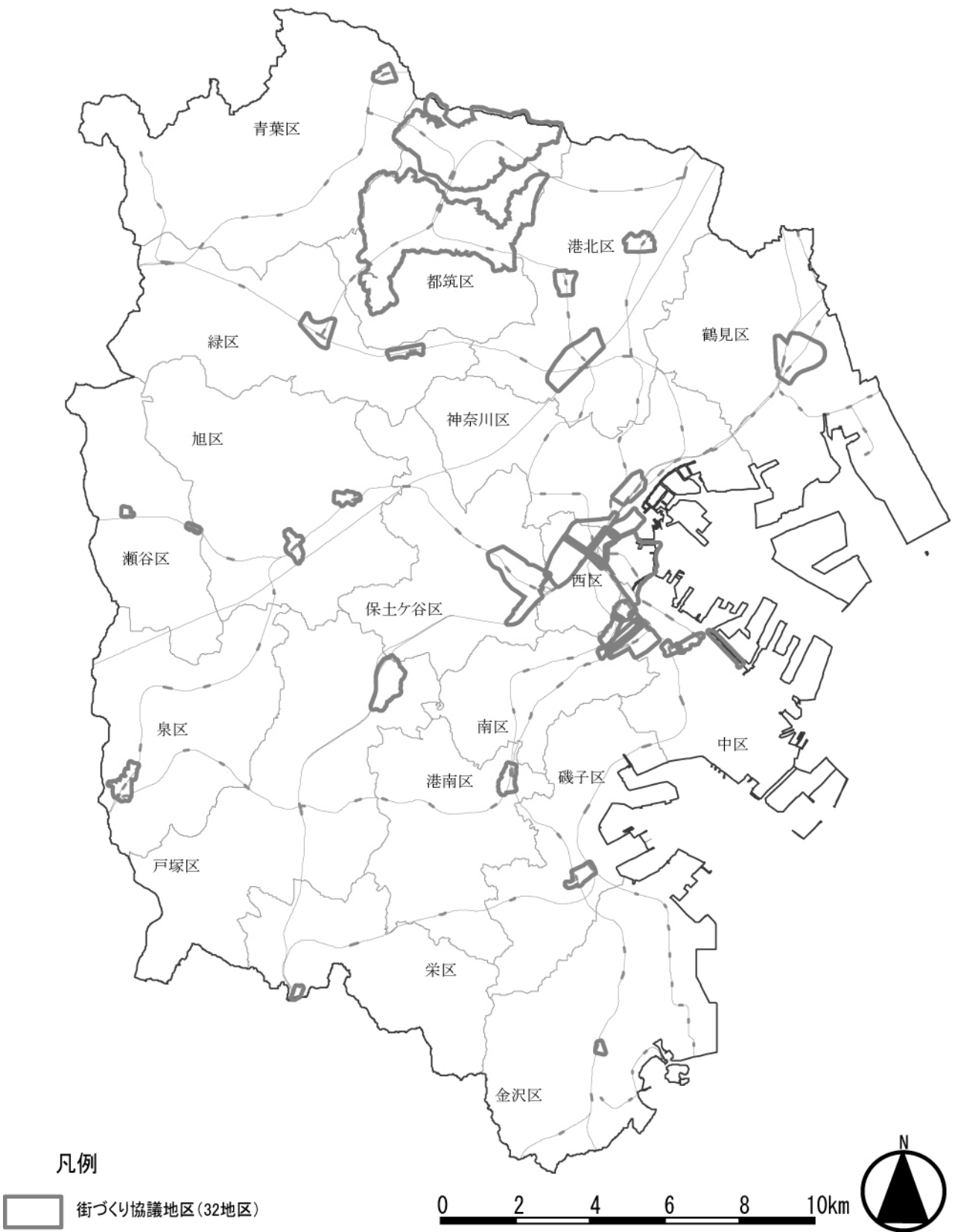
街づくり協議地区は、業務、商業等の都市機能の集積を図る地区、適正な土地利用の誘導を図る地区や良好な街並みの誘導を図る地区など、地区内での建築計画等について街づくりに関する協議が必要な地区を横浜市が指定した地区である。

平成 24 年度末現在、32 地区が指定され、地区毎に定められた「街づくり協議指針」に基づき、事業者と市が建築計画等に関する協議を行っている。

【図 5-4-1】街づくり協議地区の手続きの流れ



【図 5-4-2】街づくり協議地区分布



まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 **ルール**

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

6 地域まちづくり支援制度の実績

横浜市の地域まちづくり支援制度は、情報提供、相談、専門家派遣、財政的支援などきめ細かく規定しており、地域の状況やまちづくりの進捗状況に合わせた、支援策を実施している。

支援の概要は、下表 6-1 の通り。

【表 6-1】 支援制度の内容

支援制度	対象	内容	支援期間
出前塾	まちづくりに関心のある地域、地域まちづくりグループ	市職員が地域に出向いて、まちづくり制度などについて説明を行う。	期間制限無し
まちづくりコーディネーターの単発派遣	地域まちづくり活動団体（地域まちづくりグループ、地域まちづくり組織、建築協定運営委員会）	まちづくりコーディネーター等が地域まちづくり活動団体に対し指導助言を行う。	5年間
まちづくりコーディネーターの年間委託		まちづくりコーディネーター等が地域まちづくり活動団体に対しルール、プランの策定に必要な指導助言や案の作成などを行う。	3年間
地権者情報の提供		地域まちづくり活動団体に対し地権者情報の提供を行う。	同上
活動助成		地域まちづくりの活動に必要な経費の一部を助成する。	5年間
事業助成	地域まちづくり組織	地域まちづくりプラン等に基づき実施する事業整備費を助成する。	3年間

(1) 推進状況

① より多くの地区で活用されるために支援制度を改善

平成 24 年度の制度改正により、地域の申請等に係る事務処理の負担軽減や、支援制度の年限を設けるなどの改善を行った。（表 6-2）

【表 6-2】 支援制度の主な改善点（再掲）

<ul style="list-style-type: none"> ・建築協定運営委員会は、グループ登録をしなくても支援制度が活用できるようにした。 ・まちづくりコーディネーターの単発派遣について、派遣期間を年度単位で通算 5 か年を上限（ただし、プラン、ルールの策定年度の後 1 か年は派遣可能）とし、派遣回数の上限を 1 年あたり 12 回までとする上限を設けた。また、申請書類の受付を原則として年 1 回とした。 ・まちづくりコーディネーターの年間委託について、年間委託期間の 3 か年を経過した後は、市長が特に認める場合さらに 2 か年期間を延長できる旨を定めた。 ・事業助成金の助成期間を通算 3 か年とする上限を設けた。

② 第 8 期まちづくりコーディネーター・第 4 期まちづくり支援団体の登録状況

ア 第 8 期まちづくりコーディネーターの登録状況

まちづくりコーディネーターとは、地域におけるまちづくり活動を支援する専門家であり、市民主体の地域まちづくりを行うグループの求めに応じ、地域に出向き、組織化、プラン・ルールづくり、合意形成の方法などについて、助言やコーディネートを行っている。

平成 24 年 8 月 9 日に第 7 期まちづくりコーディネーターの満了を迎えたため、現在では、第 8 期まちづくりコーディネーターが 69 名登録されている。（平成 29 年 3 月 31 日満了）（表 6-3）

【表 6-3】 まちづくりコーディネーターの分野別登録状況（平成 25 年 3 月 31 日現在）

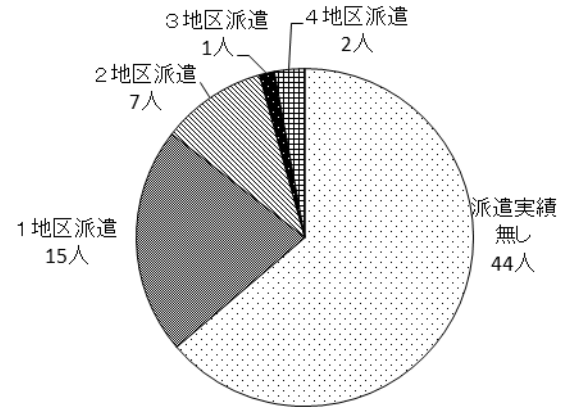
分野	登録者数（人）	合計
ルールづくりまたはプランづくり等	53	69
市街地開発事業等	44	
防災まちづくり等	43	

注）登録分野は重複しているため、合計数とは一致しない

イ まちづくりコーディネーターの派遣地区数

まちづくりコーディネーター等の派遣を受けている32地区で、25人のコーディネーターが地域に派遣され、活動している。派遣地区数は、1地区派遣が15人と最も多い。最も多い派遣地区数は4地区で、派遣されているコーディネーターは2人ととなっている。(図6-1)

【図6-1】 まちづくりコーディネーターの派遣状況 (平成25年3月31日現在)



ウ 第4期まちづくり支援団体の登録状況

まちづくり支援団体は、相談窓口の開設や専門家派遣などの支援をおこなう団体ほか、市と協働で相談・支援・普及啓発活動を主体的に行う団体である。

まちづくり支援団体登録数は新規の2団体を含む9団体であり、全体で1団体増加した。まちづくり支援団体資格構成員の合計は70名で、そのうち30名がコーディネーター登録者である。(表6-4)

【表6-4】 まちづくり支援団体及びその構成員一覧 (平成25年3月31日現在)

団体名	資格構成員 総数(コーディネーター登録者数)	相談の状況 (平成23・24年度実績)
NPO 法人日本都市計画家協会横浜支部	6 (4)	なし
NPO法人横浜プランナーズネットワーク	25 (17)	月1件程度
公益社団法人日本技術士会神奈川県支部【新規登録】	10 (1)	数件あり
NPO 法人横浜市まちづくりセンター	7 (2)	数件あり
横浜市住宅供給公社 住まい・まちづくり相談センター	3 (0)	なし
NPO 法人都市住宅とまちづくり研究会	6 (6)	なし
NPO 法人都市防災研究会	5 (1)	年1件程度
NPO 法人市民セクターよこはま【新規登録】	5 (1)	5件
NPO 法人文化メリットを創る会	6 (0)	2件

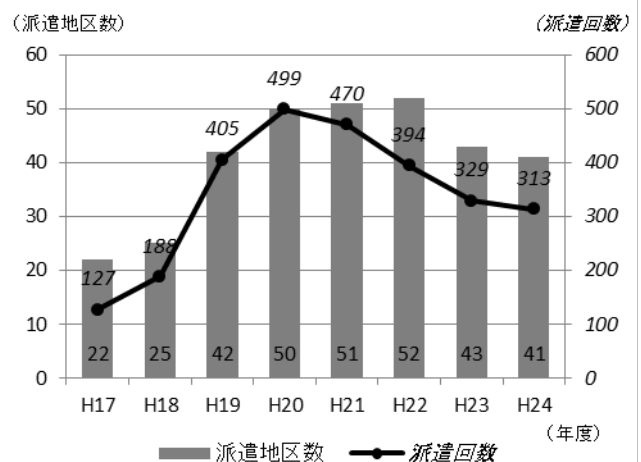
注) 2つの団体に所属するまちづくりコーディネーターが3名いるため合計数は一致しない。

まちづくり支援団体は、横浜市と取り交わした協働協約書に基づき、相談、支援、普及啓発活動を行うことになっているが、相談件数が0件の団体が3割強となっている。

③ まちづくりコーディネーター等の派遣はやや減少

平成23年度の派遣地区数は43地区、派遣回数は329回で、1地区あたりの平均派遣回数は7.7回、平成24年度の派遣地区数は41地区、派遣回数は313回で、1地区あたり平均派遣回数は7.6回となっている。地区数及び派遣回数ともに、過年度と比べて減少傾向となった。(図6-2)

【図6-2】 年度別まちづくりコーディネーター派遣実績



④ まちづくりコーディネーター等の年間委託は2年間で12地区

平成23年度はプラン策定を目的とした2地区、ルール策定を目的とした4地区の計6地区、平成24年度はプラン策定を目的とした3地区、ルール策定を目的とした3地区の計6地区で年間委託が活用された。

6 地域まちづくり支援制度の実績

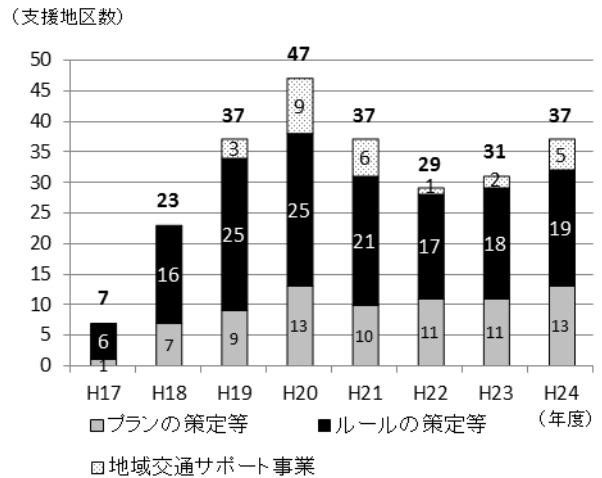
⑤ 地域まちづくり活動助成の支援地区数は増加傾向

地域まちづくり活動助成は、ルール・プラン等及び地域交通サポート事業の検討を行う「地域まちづくり活動団体」に対し、印刷費や通信費、会議等の会場借上費などの活動費を助成するものである。支援地区数は、平成 20 年度をピークに減少していたが、平成 23 年度以降、徐々に増加している。(図 6-3)

⑥ 事業助成は 2 年間で 8 件

平成 23 年度は、4 地区で 4 件、平成 24 年度は、3 地区で 4 件の助成を行った。平成 23 年度には南区南吉田町で、初めて掲示板・道標の設置といった防災まちづくりに関すること以外の整備が実施された。

【図 6-3】年度別地域まちづくり活動助成支援地区数



(2) 現状に対する取組・認識

まちづくりコーディネーター及びまちづくり支援団体については、第 7 期（支援団体は第 3 期）の任期満了に伴う登録の更新を行い、平成 24 年 8 月第 8 期（支援団体は第 4 期）がスタートした。

まちづくりコーディネーターの登録の更新にあたっては、地域まちづくり活動における合意形成がより難しくなっていることなどを踏まえ、知識及び地域への支援の経験が十分であることを確認するようにし、派遣実績がない方については、お会いして経験に基づく得意分野などを把握した。また、まちづくり支援団体については、今後の支援の担い手の裾野を広げる母体となることを期待して、資格構成員の要件を緩和した。また、まちづくりコーディネーター、まちづくり支援団体には、市民が地域のまちづくり活動に適当なまちづくりコーディネーター等を選択しやすくなるよう、登録用紙にはより具体的に分かりやすく実績などを記載して頂いた。

まちづくりコーディネーターの派遣は、これまで派遣実績のある人に派遣依頼が集中する傾向が課題とされてきたが、当該 2 か年度は、派遣地区数の重複が 4 地区まで（H21・22 年度は重複が最大 7 地区）となっており、派遣の平準化が進んでいる。第 8 期の登録にあたり、各コーディネーターの実績や得意分野を把握したことを新規派遣における地域への情報提供に活かしている効果と考えられる。

まちづくり支援団体については、相談や支援・普及啓発活動の実績が少ない団体もあるため、相談窓口の周知や、専門性を生かした活動が行われることが望まれる。

地域まちづくり推進委員会の評価

活動助成にとどまらず、事業助成に踏み込んだ仕組みを持つことが本条例・制度の特質すべき優れた特徴である。今後とも、プランづくりをゴールとすることなく、事業推進への直接的助成の実績を維持していただきたい。

まちづくりコーディネーターの必要性は、都市整備分野に限らず多くの政策分野および地域に直結する区政において増している。こうした状況を見るに、分野横断的に派遣要件や仕組み等を検討すべき時期に来ているのではないか。

「まちづくり支援団体」及び「まちづくり準支援団体」に対して、行政としての積極的活用の方向性が見えない。特に「準支援団体」に対するスタンスがはっきりしない。登録要件や育成方針などをきちんと定めていく必要がある。

区による地域まちづくりの支援状況や独自の支援事業の内容について、区が主体となって地域まちづくりを主導する状況が見えてきていることは好ましい。今後、区内部の地域支援体制と都市整備局等が連携し、更に充実した効果的な地域まちづくりを推進するための方策を講じていかれたい。

市の見解

コーディネーター及びまちづくり支援団体のあり方や資質向上については、コーディネーター等の意見を聞くことや、研修の企画・運営にも主体的に関わるようなことも含めて検討していきます。

まちづくり支援団体については、相談窓口の開設や専門家派遣などの支援のほかに、市と協働で相談・支援・普及啓発活動を主体的に行うことが望まれますので、各団体が得意分野を生かし、地域まちづくり活動の支援を存分に行えるよう働きかけます。また、「まちづくり準支援団体」については、引き続き「まちづくり支援団体」へ登録いただくよう働きかけを進めるとともに、具体的な登録要件等を含めた準支援団体の位置付けや育成方針などを定めていきます。

なお、支援制度以外でまちづくりコーディネーター等を派遣している他局にその理由を確認したところ、まちづくりコーディネーター等であることは選定理由ではないとの回答でしたが、頂いたご意見については、関係局と共有したうえで、改めてまちづくりコーディネーター等の登録制度等について情報提供しています。地域まちづくりを推進する体制につきましては、各区の「まちのルールづくり相談コーナー」と連携し、総合的なまちの魅力づくりや課題の解消を進めてきました。今後、各区の地域支援体制との連携や、多様化する市民のライフスタイルや価値観を背景とする地域ニーズに対応できる施策・制度について検討していきます。

6-1 地域まちづくり支援制度の特徴

【特徴】

横浜市の地域まちづくり支援制度の特徴として、次の点が挙げられる。

- (1) 地域の活動状況に併せて支援施策を、情報提供、相談、専門家派遣、財政的支援などきめ細かく支援している。
- (2) 認定された地域まちづくりプランに基づき実施する事業に対して助成する制度がある。
- (3) まちづくり支援団体と協約書を締結している。
- (4) まちづくり支援団体に対する支援だけでなく、「まちづくり支援団体と同等に市民等の地域まちづくりを支援することができる市民等の団体」である「準支援団体」に対する支援も行っている。

【状況】

- (1) 平成 24 年度に、地域の申請等に係る事務処理の負担軽減や、より多くの地区に支援がいきわたることなどを目的として、横浜市地域まちづくり支援制度要綱及び関連要領の改正を行った。主な改正点は P11 を参照。
- (2) 支援制度パンフレットの改定を行い、活動の流れと支援内容を分かりやすく紹介するものとした。このパンフレットは、初動期の活動に取組む方やまちづくりに興味のある市民にも手に取ってもらいやすくする目的で作成したものである。

【図 6-1-1】支援制度パンフレット (H25.3 改定版)



表面

裏面

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

【表 6-1-1】 支援制度の内容と根拠要領（再掲）

支援制度 ＜根拠となる要領＞	内容	支援期間	備考 (助成金の上限、助成率など)
出前塾	市職員が地域に出向いて、まちづくり制度などについて説明を行う。	期間の制限無し	—
まちづくりコーディネーター等の単発派遣 ＜横浜市まちづくりコーディネーター等派遣要領＞	まちづくりコーディネーター等が地域まちづくり活動団体に対し指導助言を行う。	5年間	横浜市が全額負担 (派遣1回あたり3万円)
まちづくりコーディネーター等の年間委託 ＜横浜市地域まちづくり活動支援事業実施要領＞	まちづくりコーディネーター等が地域まちづくり活動団体に対しルール、プランの策定に必要な指導助言や案の作成などを行う。	3年間	＜原則＞ 100万円 ＜地域まちづくり組織の場合＞ 200万円とすることができる 横浜市が全額負担
地権者情報の提供 ＜横浜市地域まちづくり活動支援事業実施要領＞	地域まちづくり活動団体に対し地権者情報の提供を行う。	同上	・助成金の上限については同上 ・作業については、コーディネーター及び職員が行っている。
活動助成 ＜地域まちづくり活動団体及びまちづくり支援団体等に対する助成金交付要領＞ ＜いえ・みち まち改善事業推進団体に対する助成金交付要領＞	地域まちづくりの活動に必要な経費の一部を助成する。	5年間	30万円 助成率は8割
事業助成 ＜横浜市地域まちづくり事業助成金交付要領＞	地域まちづくりプラン等に基づき実施する事業整備費を助成する。	3年間	＜プラン認定している場合＞ 事業助成(原則9/10以内かつ500万円まで) ＜プラン認定がない場合＞ 事業助成(原則9/10以内かつ150万円まで/ただし、いえ・みち まち改善事業の対象地区では、250万円まで)

※地域まちづくり活動団体：地域まちづくりグループ又は地域まちづくり組織、建築協定運営委員会（要綱第2条(2)）

※助成内容は、横浜市地域まちづくり支援制度要綱の関連要領による。

※事業助成は事業助成金交付審査委員会の審査を経て決定する。

【表 6-1-2】 まちづくり支援団体と準支援団体

	準支援団体	まちづくり支援団体
団体の概要	準支援団体とは、まちづくり支援団体を目指す、またはまちづくり支援団体と同等に市民等の地域まちづくりを支援することができる市民等の団体	まちづくり支援団体とは「横浜市まちづくりコーディネーター等の登録等に関する要項」により登録されたまちづくり支援団体
専門家派遣	まちづくりコーディネーターの派遣	—
実施事業への助成	地域まちづくりに関するフォーラムなどの経費に対する補助。(4/5以内かつ50万円まで)	地域まちづくりに関するフォーラムなどの経費に対する補助。(3/4以内かつ50万円まで)

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

6-2 まちづくりコーディネーターの登録状況

まちづくりコーディネーターとは、地域におけるまちづくり活動を支援する専門家であり、市民主体の地域まちづくりを行うグループの求めに応じ、地域に出向き、組織化、プラン・ルールづくり、合意形成の方法などについて、助言やコーディネートを行っている。また、表 6-2-1 にある分野についての知識、経験が豊富であることが登録の要件となっている。

平成 24 年 8 月 9 日に第 7 期まちづくりコーディネーターの満了を迎えたため、第 8 期まちづくりコーディネーターが平成 24 年 8 月 10 日～平成 29 年 3 月 31 日の期間で登録されている。

期の切り替えに際し、登録年数を 3 年間から 4 年間に、切替期を 8 月から年度末に変更した。

平成 24 年度に行われた第 8 期まちづくりコーディネーターの登録の際には、地域に合ったコーディネーターのマッチングのために、WEB に掲載されるコーディネーターの実績の記載方法等についての市民に分かりやすく表記するような工夫や、本市からのコーディネーターの経験を伺う機会を設けるなどして、詳細に得意分野や実績などを把握する取り組みを進めた。

【表 6-2-1】まちづくりコーディネーターの分野別登録状況（平成 25 年 3 月 31 日現在）

分野	登録者数（人）	合計
ルールづくりまたはプランづくり等	53	69
市街地開発事業等	44	
防災まちづくり等	43	

注）登録分野は重複しているため、合計数とは一致しない

（状況）平成 24 年度末現在、まちづくりコーディネーター登録者は 69 名である。なお、まちづくり支援団体資格構成員との重複者が 30 名含まれている。

【表 6-2-2】まちづくりコーディネーターの派遣状況（平成 23・24 年度実績）

派遣状況	
派遣実績無し	44 人
1 地区派遣	15 人
2 地区派遣	7 人
3 地区派遣	1 人
4 地区派遣	2 人

6-3 まちづくり支援団体の登録状況と活動・支援実績

まちづくり支援団体は、相談窓口の開設や専門家派遣などの支援を行うほか、市と協働で相談・支援・普及啓発活動を主体的に行う団体である。

【表 6-3-1】団体及びその構成員一覧（平成 25 年 3 月 31 日現在）

登録番号	団体名	資格構成員				
		総数		ルールまたはプランづくり	市街地再開発事業等	防災まちづくり等
		コーディネーター登録者	コーディネーター未登録者			
100	NPO法人日本都市計画家協会横浜支部 (全国でまちづくり活動をしている団体の横浜支部)	6		6	5	6
	4	2				
110	NPO法人横浜プランナーズネットワーク (市内全域でまちづくり活動を行っている団体)	25		23	11	23
	17	8				
120	公益社団法人日本技術士会神奈川県支部【新規登録】 (技術士及び技術士補により構成される専門家の団体)	10		3	6	8
	1	9				
130	NPO法人横浜市まちづくりセンター (横浜市建築事務所協会等の有志による団体)	7		7	1	6
	2	5				
140	横浜市住宅供給公社 住まい・まちづくり相談センター (住まいやまちづくりに関する相談センター)	3		/	3	3
	0	3				
150	NPO法人都市住宅とまちづくり研究会 (住まいづくりを核としたまちづくりを支援する団体)	6		/	5	5
	6	0				
160	NPO法人都市防災研究会 (都市防災関係のまちづくり支援を行っている団体)	5		/	/	5
	1	4				
170	NPO法人市民セクターよこはま【新規登録】 (地域づくり実践者のネットワーク)	5		5	/	/
	1	4				
180	NPO法人文化メリットを創る会 (「地域文化」をテーマにまちづくり活動を行っている団体)	6		6	5	5
	0	6				
合計		73 (70)		50 (47)	36 (33)	61 (58)
		32 (30)	41 (40)			

注) 2つの団体に所属するまちづくりコーディネーターが3名いるため合計数は一致しない。()は実際の人数。

まえがき

1 概

要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

【表 6-3-2】まちづくり支援団体の相談・支援・普及啓発活動の状況

番号	団体名	相談等の内容
100	NPO法人日本都市計画家協会 横浜支部	【相談】 特になし。 【支援・普及啓発活動】 ・日本都市計画家協会賞（横浜支部賞）の公募（H23） ・景観の本質を考える（シンポジウム）後援（H24）
110	NPO法人横浜プランナーズ ネットワーク	【相談】 空家活用相談：地域に貢献する活用を目的とした空家活用の相談。 月に1件程度。 一般のまちづくり相談：年に1～2件程度。 【支援・普及啓発活動】 ・横浜国立大学「地域交流科目」の講義運営支援（H23、24） ・建築協定連絡協議会の活動支援（H23、24）
120	公益社団法人日本技術士会 神奈川県支部	【相談】 金沢区民より、液状化対策の相談あり。 【支援・普及啓発活動】 ・平成25年2月7、8日パシフィコ横浜に於ける震災対策技術展の日本技術士会ブースにおいて、「地域まちづくり白書」等により、まちづくり等を啓発。
130	NPO法人横浜市 まちづくりセンター	【相談】 住宅改修などの相談、狭隘道路の拡幅の相談、空家活用の相談、 バリアフリー住宅改修などの相談 など 【支援・普及啓発活動】 ・荏田北二丁目自治会地域まちづくりルールアドバイザー（H23、24） ・西戸部町1丁目擁壁築造工事第2期工事への支援（H23、24）
140	横浜市住宅供給公社 住まい・まちづくり 相談センター	【相談】 特になし。 【支援・普及啓発活動】 ・第1回団地再生の進め方講演会及び相談会（6団地）（H23） ・第2回団地再生の進め方講演会及び相談会（10団地）（H24） ・出前講座「団地再生の進め方」（3団地）（H24）
150	NPO法人都市住宅と まちづくり研究会	【相談】 特になし。 【支援・普及啓発活動】 ・修復型まちづくり計画の検討（株）アーキテクト・アソシエイツ・ヨコハマと共同（神奈川区浦島町）（H23、24）
160	NPO法人都市防災研究会	【相談】 1件程度／年 【支援・普及啓発活動】 ・「親子防災講座～災害救助犬と町の防災点検」（H23） ・私たちのまちを災害の視点でもう1度見直そう！（H23）
170	NPO法人市民セクターよこはま	【相談】 5件 ・さくら茶屋西柴の団体運営 ・瀬谷区わくわくサロン空間計画 ・その他、旭区、磯子区、金沢区におけるコミュニティカフェ設立に関する、 空間計画、運営3件 ※上記以外に市外においてコミュニティカフェづくりに関する相談4件 （空間・施行計画、事業づくり） 【支援・普及啓発活動】 ・深谷台地域「地域と子どもネットワーク」によるまちづくり活動支援（アンケート調査、ワークショップ） ・下倉田地域「地域活動担い手づくり講座」 ・ほどがや市民活動支援センター団体スキルアップ講座（地域活動の担い手、活動のステップアップ） ・戸塚区区民活動センター団体スキルアップ講座～資金確保
180	NPO法人文化メリットを創る会	【相談】 学生からのまちづくり相談（2件）（H24） 【支援・普及啓発活動】 特になし。

番号	団体名	相談等の内容
※	NPO法人横浜青葉 まちづくりフォーラム	<p>【相談】 自主防災の啓発活動についての相談、集合住宅の建て替え問題に関する相談</p> <p>【支援・普及啓発活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すすき野・黒須田・荇子田地区地域防災フェアの企画及び協賛 (H23) ・まちづくりワークショップの開催 (H23) ・青葉区民祭りにおける防災啓発活動 (H23) ・すすき野・黒須田・荇子田・川崎虹が丘地区地域防災フェアの企画及び協賛 (H24) ・ペットボトルとソーラー電池を利用したランタンづくりの親子ワークショップの実施 (H24) ・まちづくり研究誌「青葉まちづくりフォーラム第4巻」の発刊 (H24) ・「災害時の被災生活をあらためて考える勉強会」(全6回)の開催 (H24) ・すすき野地区で行われた自主社会実験事業「地域防災力を高める社会実験」の協力 (H24)

※平成24年8月以降は登録せず。

(状況) 平成24年度末現在、登録のある9団体中、相談実績があったのは6団体である。相談件数がない団体が約3割強あることから、相談窓口の周知がより一層求められる。

【表6-3-3】まちづくり支援団体と市との協働による交流事業等の開催

H19年度	○NPO法人横浜青葉まちづくりフォーラム主催セミナー	第1回～第4回開催
	○NPO法人横浜プランナーズネットワーク主催交流会	第2回、第3回開催(第1回は平成18年度に開催)
H20年度	なし	
H21年度	○NPO法人日本都市計画家協会横浜支部	神奈川まちづくり会議イン横浜の開催
	○NPO法人都市防災研究会	阪神淡路大震災から15年 その教訓を忘れずに「親子防災講座～災害救助犬と町の防災点検」開催
H22年度	○NPO法人都市防災研究会	第1回～第3回 開催
H23年度	○NPO法人横浜プランナーズネットワーク	まちづくりに関する政策提案・意見交換
	○NPO法人都市防災研究会	地域自主防災の在り方講座(3回) (阪神淡路大震災から16年 その教訓を忘れずに)
H24年度	○NPO法人横浜プランナーズネットワーク	まちづくりに関する政策提案・意見交換
	○NPO法人都市防災研究会	「親子防災講座～災害救助犬と町の防災点検」開催 第1回～第3回 開催
	○NPO法人市民セクターよこはま	よこはま地域づくり大学校 基礎編、応用編(市民局市民活動支援課) ※この他に泉区、西区と協働で区版地域づくり大学校を実施。

(状況) 市との協働による交流事業等について、まちづくり支援団体の偏りがある。

【表6-3-4】まちづくり支援団体を目指す団体(準支援団体)と市との協働による交流事業等の開催

H19年度	なし	
H20年度	○さわやか港南 「安全・安心まちづくり講座」	第1回～第8回 開催
	○東海道風景街道 ワークショップ	保土ヶ谷区、西区、神奈川区、戸塚区で計4回実施
H21年度	○さわやか港南 「安全・安心まちづくり講座」	第1回～第7回 開催
H22年度	○さわやか港南 「安全・安心まちづくり講座」	第1回～第4回 開催
H23年度	—	—
H24年度	—	—

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

【表 6-3-5】まちづくり支援団体と横浜市との協約書（例）

まえがき	<p style="text-align: center;">まちづくり支援団体と横浜市が協働して行う地域まちづくりの支援に関する協約書</p> <p>〇〇〇〇(以下「まちづくり支援団体」という。)と横浜市長 林 文子(以下「横浜市」という。)とは、横浜市まちづくりコーディネーター等の登録等に関する要綱第8条第2項に基づき、次のとおり協約を締結します。</p>
1 概要	<p>1 協働の目的 この協約書は、横浜市民自らが地域において行うまちづくり活動に対し、まちづくり支援団体と横浜市が協働して支援することにより、良好な住環境の形成、良好な市街地の形成等に寄与することを目的とする。</p>
2 グループ	<p>2 まちづくり支援団体の行うこと (1) まちづくり支援団体は、横浜市の依頼を受けて相談・支援を行うもののほか、協働の目的を達成するために必要な地域まちづくりの相談・支援・普及啓発活動を主体的に行うものとする。 (2) まちづくり支援団体は、横浜市が行う支援・普及啓発等の施策について提案することができる。</p>
3 組織	<p>3 横浜市が行うこと (1) 横浜市は次のことを行うものとする。 ア まちづくり支援団体の相談・支援活動に対する情報提供等の協力 イ 横浜市のホームページ等でのまちづくり支援団体に関する市民への情報提供 ウ 横浜市地域まちづくり支援制度要綱第19条に基づく助成 (2) 横浜市は2(2)における提案に対して、施策への反映を検討、実施に努めるものとする。</p>
4 プラン	<p>4 活動の報告 (1) まちづくり支援団体は、年に一回地域まちづくりの相談・支援・普及啓発活動の状況を報告するものとする。 (2) 横浜市は(1)の報告を受けて必要に応じて、まちづくり支援団体への支援等を行うものとする。</p>
5 ルール	<p>5 協働の評価 まちづくり支援団体と横浜市は、協働して行った地域まちづくりの支援について、横浜市地域まちづくり推進条例施行規則第33条第2項に基づく評価を受けるものとする。</p>
6 支援制度	<p>6 個人情報の取り扱い まちづくり支援団体は、活動実施の際の個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。</p>
7 アンケート	<p>7 協約の解約 まちづくり支援団体と横浜市は、協約された内容に違反した場合、各職務に対して不適当な行為を行った場合その他やむを得ない事由が発生した場合は協約を解約することができる。</p>
8 まち普請	<p>8 協約の期間 協約の期間は平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとする。</p>
9 顕彰	<p>9 その他 この協約に定めのない事項については、まちづくり支援団体と横浜市は速やかに協議を行うものとする。</p> <p>この協約を締結するため、協約書を2通作成し、それぞれの記名押印の上、その1通を保管するものとする。</p>
10 広報	<p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所在地 団体名 代表理事</p> <p style="text-align: right;">横浜市中区港町1丁目1番地 横浜市 横浜市長 林 文子</p>
11 委員会	
12 おわりに	
資料編	

6-4 まちづくりコーディネーター等の単発派遣

まちづくりコーディネーター等の単発派遣は、地域まちづくりグループや建築協定運営委員会等を対象としており、活動対象の内容は柔軟であるため、多くの地区で利用されている。

【表 6-4-1】まちづくりコーディネーター等派遣実績一覧

	派遣地区数 (派遣回数)	派遣目的別派遣地区数(派遣回数)						
		建築協定	地区計画	地域まちづくりルール	地域まちづくりプラン	いえ・みち まち改善事業	駅周辺の まちづくり	その他
H17年度	22 (127)	10 (70)	4 (17)	2 (4)	1 (6)	4 (23)	0 (0)	1 (7)
H18年度	25 (188)	5 (43)	3 (27)	4 (20)	0 (0)	6 (59)	5 (32)	2 (7)
H19年度	37 (374)	5 (83)	4 (46)	6 (32)	1 (14)	8 (136)	6 (45)	7 (18)
H20年度	42 (415)	7 (66)	3 (46)	6 (35)	2 (8)	9 (162)	5 (48)	10 (50)
H21年度	43 (382)	3 (31)	5 (25)	6 (49)	2 (10)	9 (159)	6 (54)	12 (54)
H22年度	45 (327)	5 (16)	5 (21)	4 (27)	4 (35)	9 (131)	8 (44)	10 (53)
H23年度	32 (261)	2 (12)	3 (24)	3 (23)	1 (7)	9 (112)	5 (37)	9 (46)
H24年度	29 (228)	6 (22)	2 (12)	1 (12)	2 (9)	9 (112)	4 (39)	5 (22)
累計	275(2302)	43 (343)	29 (218)	32 (202)	13 (89)	63 (894)	39 (299)	56 (257)

注) 派遣回数は、まちづくりコーディネーター等の単発派遣の回数である。注) いえ・みち まち改善事業の派遣は、ルール策定、プラン策定を含んでいる。注) 累計は、延べ地区数と延べ回数を集計したものである。

【表 6-4-2】まちづくりコーディネーター等派遣の総合計

	再開発 区画整理	地域交通 サポート	総合計
H17年度	-	-	22 (127)
H18年度	-	-	25 (188)
H19年度	4 (30)	1 (1)	42 (405)
H20年度	7 (72)	1 (12)	50 (499)
H21年度	7 (82)	1 (6)	51 (470)
H22年度	7 (67)	実績なし	52 (394)
H23年度	11 (68)	実績なし	43 (329)
H24年度	10 (74)	2 (11)	41 (313)
累計	46 (393)	5 (30)	326 (2725)

【表 6-4-3】まちづくり支援団体派遣実績一覧

H19年度	NPO 法人横浜プランナーズネットワーク	4地区	59回
	NPO 法人横浜市まちづくりセンター	4地区	9回
H20年度	NPO 法人横浜プランナーズネットワーク	3地区	56回
	NPO 法人横浜市まちづくりセンター	6地区	14回
	NPO 法人都市住宅とまちづくり研究会	1地区	12回
H21年度	NPO 法人横浜プランナーズネットワーク	4地区	40回
H22年度	NPO 法人横浜プランナーズネットワーク	4地区	41回
H23年度	NPO 法人横浜プランナーズネットワーク	3地区	32回
H24年度	NPO 法人横浜プランナーズネットワーク	4地区	39回

【参考】支援制度要綱以前の派遣の状況

	派遣地区数 (派遣回数)	派遣目的別派遣地区数(派遣回数)			
		建築協定	地区計画	密集市街地	その他
H 8年度	27 (60)	21(48)	4 (7)	1 (2)	1 (3)
H 9年度	20 (34)	17(29)	2 (3)	1 (2)	
H10年度	17 (34)	13(23)	1 (3)	2 (2)	1 (6)
H11年度	11 (30)	7(13)	4 (17)		
H12年度	15 (63)	9(14)	6 (49)		
H13年度	14 (61)	5(7)	7 (50)	1 (2)	1 (1)
H14年度	14 (79)	5(13)	6 (62)		3 (4)
H15年度	21 (90)	10(29)	11 (61)		
H16年度	20 (132)	10(59)	8 (72)		1 (1)
累計	158 (582)	97(235)	49(324)	5 (8)	7 (15)

注) 累計は述べ地区数と述べ回数を集計したものである。

6-5 まちづくりコーディネーター等の年間委託

「地域まちづくり活動団体」に対し、まちづくりコーディネーター等を、年間を通じて派遣する支援である。この制度は、地域まちづくりプラン等のプランの策定、地域まちづくりルール等のルールの策定が見込まれる地域まちづくり活動団体に限られ、市からまちづくりコーディネーター等への委託によって実施している。

支援の期間は原則3年間であったが、平成24年度の制度改正により、市長が特に認める場合はさらに2か年、期間を延長できる旨を定めた。

【表 6-5-1】地域まちづくり支援事業一覧

年度	地区数	内 容 () は区名	
		プランの策定等	ルールの策定等
H17年度	9地区	潮田・本町通地区(鶴見)、 滝頭・磯子地区(磯子)	馬車道地区(中)、中華街地区(中)、日限山3・4丁目地区(港南)、 西武金沢文庫地区(金沢)、荏田北2丁目地区(青葉)、 小山台地区(栄)、本郷台地区(栄)
H18年度	8地区	市場西中町地区(鶴見)、 潮田・本町通地区(鶴見)、 浦島町地区(神奈川)	馬車道地区(中)、荏田北2丁目地区(青葉)、鳥が丘地区(戸塚)、 小山台地区(栄)、本郷台地区(栄)
H19年度	9地区	市場西中町地区(鶴見)、 潮田・本町通地区(鶴見)、 浦島町地区(神奈川)	大口通商店街地区(神奈川)、馬車道地区(中)、 Lプラザ周辺地区(中)、大曽根南台地区(港北)、小山台地区(栄)
H20年度	9地区	鶴ヶ峰北口地区(旭)	大口通商店街地区(神奈川)、Lプラザ周辺地区(中)、 元町地区(中)、石川町地区(中)、福浦・幸浦地区(金沢)、大曽根 南台地区(港北)、新石川四丁目地区(青葉)、浦島町地区(神奈 川)、滝頭・磯子地区(磯子)
H21年度	11地区	お三の宮通り地区(南)、新横浜駅南口地 区(港北)、市場西中町地区(鶴見)、浦島 町地区(神奈川)、本郷町3丁目地区(中)	大口通商店街地区(神奈川)、日限山3・4丁目地区(港南)、 幸浦MDC地区(金沢)、大曽根南台地区(港北)、 すみれが丘地区(都筑)、滝頭・磯子地区(磯子)
H22年度	9地区	西谷駅周辺地区(保土ヶ谷)、 川和町駅周辺地区(都筑)	大口通商店街地区(神奈川)、日限山3・4丁目地区(港南)、 大曽根南台地区(港北)、すみれが丘地区(都筑)、 幸浦MDC地区(金沢)、杉田・新杉田駅間地区(磯子)、 滝頭・磯子地区(磯子)
H23年度	6地区	新桜ヶ丘二丁目地区(保土ヶ谷)、 鶴ヶ峰駅北口地区(旭)	山手地区(中)、石川町地区(中)、日限山3・4丁目地区(港南)、 幸浦MDC地区(金沢)
H24年度	6地区	新桜ヶ丘二丁目地区(保土ヶ谷)、 金沢地区(金沢)、北方町地区(中)	六角橋商店街地区(神奈川)、西柴地区(金沢)、日限山地区(港南)

6-6 地域まちづくり活動助成

地域まちづくり活動助成は、ルールの方策定またはプランの方策定を目指す「地域まちづくり活動団体」に対し、印刷費や通信費、会議等の会場借上費などの活動費を助成するものである。支援の期間は5年間としている。

【表 6-6-1】地域まちづくり活動助成一覧

年度	支援地区数	内 容		
		プランの方策定等	ルールの方策定等	地域交通サポート事業
H17年度	7地区	1地区	6地区	—
H18年度	23地区	7地区	16地区	—
H19年度	37地区	9地区	25地区	3地区
H20年度	47地区	13地区	25地区	9地区
H21年度	37地区	10地区	21地区	6地区
H22年度	29地区	11地区	17地区	1地区
H23年度	31地区	11地区	18地区	2地区
H24年度	37地区	13地区	19地区	5地区
累計	248地区	75地区	147地区	26地区

注) 累計は、延べ地区数を集計したものである。

まえがき

1 概 要

2 グループ

3 組 織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕 彰

10 広 報

11 委員会

12 おわりに

資料編

6-7 地域まちづくり事業助成

地域まちづくり事業助成は、地域課題の改善や魅力の向上を図ることを目的として、地域が主体となって行う施設整備に対して支援するものである。地域まちづくり推進条例により、主に組織認定を受けたまちづくり協議会等が実施する地域まちづくりプラン等にもとづく施設整備が対象となる。助成率は設計費・工事費・工事監理費の合計の原則 10 分の 9 以内、助成金額は認定された地域まちづくりプランがある場合、500 万円を上限としている。助成の可否などは、プラン上の位置付けや公共性・必要性を考慮して審査委員会等に諮り、決定する。

なお、地域まちづくり事業助成の審査基準は運用細則に定められており、表 6-7-2 の通りである。

【表 6-7-1】地域まちづくり事業助成一覧

	地区名	防災メニュー			掲示板	事業助成 単位：円
		かまど ベンチ	雨水 タンク	その他		
H17年度	なし					
H18年度	磯子区中浜町			○		2,436,000
H19年度	なし					
H20年度	西区西戸部町	○	○	○		1,606,690
H21年度	西区東久保町	○	○			1,214,300
	西区西戸部町		○	○		1,365,052
H22年度	西区東久保町			○		29,800
H23年度	南区南吉田町				○	995,895
	中区本郷町			○	○	745,461
	磯子区中浜町		○			264,600
	南区三春台			○		826,780
H24年度	西区東久保町			○		357,210
	西区東久保町			○		661,230
	南区三春台	○				640,080
	鶴見区市場西中町			○		249,000

【表 6-7-2】地域まちづくり事業助成の審査基準

横浜市地域まちづくり事業助成金交付要領運用細則

第 4 条 審査は、次に掲げる基準に基づき審査を行うものとする。

- (1) 地域まちづくりプランの目的又は地域まちづくり組織の活動の目的及び年間の活動計画に合致していること。
- (2) 様々な上位計画及び地域まちづくりプランと適合していること。
- (3) 申請者が事業実施者として適格であること。
- (4) 公共性が高い事業内容であること。
- (5) 地権者、管理者等の同意又は了承が得られているなど、実行可能な事業であること。
- (6) 他の助成金により明らかに対応できるものでないこと。
- (7) 事業による成果物が一定年数使えること。
- (8) 地域ニーズを踏まえており、歴史的、空間的に重要である又は価値ある事業であること。
- (9) 費用対効果が高いこと。
- (10) その他市長が特に必要と認める要件に合致すること。

6-8 地域まちづくり支援制度の支援経費実績

支援制度ごとの支援実績額をまとめると表 6-8-1 の通りである。

【表 6-8-1】支援実績一覧

単位:円

	コーディネーター等単発派遣	コーディネーター等年間委託	活動助成	事業助成	合計
H17年度	3,810,000 (127回)	6,013,750 (9地区)	696,000 (9地区)	—	10,519,750
H18年度	5,640,000 (188回)	8,939,070 (9地区)	3,144,000 (23地区)	2,436,000 (1地区)	20,159,070
H19年度	11,570,000 (374回)	8,484,000 (9地区)	4,909,000 (34地区)	—	24,963,000
H20年度	13,370,000 (415回)	9,011,100 (9地区)	4,492,410 (38地区)	1,606,690 (2地区)	28,480,200
H21年度	13,150,000 (382回)	10,623,900 (11地区)	4,910,518 (31地区)	2,579,352 (3地区)	31,263,770
H22年度	10,680,000 (327回)	8,317,050 (9地区)	3,852,716 (28地区)	29,800 (1地区)	22,879,566
H23年度	8,490,000 (261回)	4,754,400 (6地区)	2,283,106 (29地区)	2,832,736 (4地区)	18,360,242
H24年度	6,960,000 (228回)	4,692,450 (6地区)	3,181,471 (32地区)	1,907,520 (3地区)	16,741,441

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

6-9 区による地域まちづくりの支援状況

平成 16 年 4 月に 18 区の区政推進課企画調整係に「まちのルールづくり相談コーナー」が設置され、建築協定や地区計画に関する相談等が身近な場所に対応できるようになった。(そのうち青葉区には平成 19 年 5 月に「まちのルールづくり相談センター」が設置された。)

また、各区では、局との連携も図りながら、地域の状況やニーズに応じた支援や交流事業を行っている。

平成 23、24 年度の区による市民の主体的なまちづくりを支援する取組の状況は以下のとおりである。(なお、区によるまちづくりの広報、普及・啓発については、10-2 を参照。)

【表 6-9-1】区による支援地区・交流事業一覧

区	取組状況					交流事業
	支援地区					
	ルール	プラン	いえ・みち	地域交通	その他	
鶴見			○ ○			-
神奈川	○ ○	○	○		○	-
西	○		○			-
中	○ ○	○	○ ○		○ ○ ○	まちづくり団体の活動を紹介した冊子を作成し、各団体に配布することで、地域まちづくり活動の情報の共有化を図った。
南		○	○ ○		○ ○	-
港南	○ ○ ○ ○ ○				○	-

区	取組状況					交流事業
	支援地区					
	ルール	プラン	いえ・みち	地域交通	その他	
保土ケ谷	○	○			○ ○ ○ ○ ○	-
旭		○ ○		○	○	-
磯子	○ ○ ○ ○		○		○	-
金沢	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○	○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	-

まえがき
1 概要
要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

まえがき 1 概 要 2 グループ 3 組 織 4 プラン 5 ルール 6 支援制度 7 アンケート 8 まち普請 9 顕 彰 10 広 報 11 委員会 12 おわりに 資料編	区	取組状況					交流事業	
		支援地区		分類				
		ルール	プラン	いえ・みち	地域交通	その他		
	港北	<ul style="list-style-type: none"> ・大曾根南台地区（地区計画の検討） ・大倉山商店街エルム通り（地域まちづくりルールの検討）（認定） ・綱島駅東口（再開発に向けたまちづくり協議会） ・新横浜駅南口 5ha 地区（まちづくり協議会） ・新横浜駅南部地区（今後のまちづくりに向けた住民との検討会の開催） ・高田地区（緑のまちづくり） ・西原住宅地区（建築協定の更新） ・ネクサス高田地区（建築協定の更新） ・森戸原住宅地区（建築協定運営委員会の再組織化） ・錦が丘地区（地域緑化計画の検討） 	○ ○ ○ ○ ○				○ ○ ○ ○	-
	緑	<ul style="list-style-type: none"> ・東本郷地区（地区プラン・アクションプランの推進） ・青砥、北八朔地区（地域交通サポート事業の検討） ・三保杉澤住宅（建築協定の更新） ・中山駅南口地区（再開発事業の検討） ・長津田駅北口地区（再開発事業の推進） 	○			○	○ ○	-
	青葉	<ul style="list-style-type: none"> ・あかね台 1 丁目まちづくり会、B 地区、C 地区、あかね台一丁目鍛冶谷公園西、奈良五丁目 13 番地（建築協定新規締結） ・市ヶ尾町 1636、榎が丘 B 地区、桂台 A、若草台 B、もえぎ野北、旧もえぎ野自治会、たちばな台、美しが丘住宅 B、新石川二丁目 C（建築協定更新） ・桜台住宅、松風台住宅、すみよし台 C、市ヶ尾禅当寺、ジェネヒルあざみ野 A、ジェネヒルあざみ野 B、みすずが丘、たちばな台 1 丁目 A（建築協定期間延長） ・ジェネヒルあざみ野 C、あかね台 1 丁目 A、つつじが丘 9 番地（建築協定運営委員会立ち上げ支援） ・あざみ野（第 2）、東急みたけ台団地、新石川二丁目 C、あかね台 1 丁目 A（建築協定看板作成支援） ・奈良北地区（地域交通サポート） ・玉川学園台地区（地域交通サポート） 	○ ○ ○ ○ ○				○ ○	【青葉区まちのルールづくり連絡会】まちづくりのルールを決定した地区と検討中の地区との、横のつながり・情報交換の場を設ける。（H17～年 1 回実施）
	都筑	<ul style="list-style-type: none"> ・荏田南近隣センターまちづくりの会（地区計画） ・夕月野・夕月野南（建築協定） ・川和町駅周辺 B 地区まちづくり協議会（土地区画整理） ・川向町まちづくりの会（土地区画整理） ・都筑ふれあいの丘まちづくり協議会（駅前を活用したまちづくり） ・港北ニュータウンせきれい台（建築協定） ・タウンセンター魅力アップ推進グループ（まちづくり） ・ぐるっと緑道・遊歩道研究会（駅前にぎわいづくり） 	○ ○ ○	○ ○			○ ○ ○	港北ニュータウンセンターの賑わい拡充に向けた懇話会（地域運営組織化に向けた情報交換）タウンセンター地区活性化検討会（まちづくり）
	戸塚	<ul style="list-style-type: none"> ・賀寿団地（建築協定の更新） ・皇谷台（建築協定の更新） ・小雀（地域交通サポート） ・環状 4 号線バス（地域交通サポート） 	○ ○				○ ○	上矢部まちづくりの会（アクアフェスタ）戸塚町等（グリーンサポーター）

区	取組状況					交流事業				
	支援地区									
	ルール	プラン	いえ・みち	地域交通	その他					
栄	<ul style="list-style-type: none"> ・湘南桂台地区地区計画（湘南桂台まちづくり指針の改訂） ・大船駅北第二地区市街地再開発事業 ・横浜環状南線・都市計画道路上郷公田線整備 	○				○	○	<p>【さかえ住宅環境フォーラム】</p> <p>定例会を開催（年6回）し、建築協定・地区計画の運営やまちづくりに関する各地区の活動状況などの情報を共有し意見交換を行う。</p>		
泉	<ul style="list-style-type: none"> ・岡津地区（建築協定の更新） ・泉ゆめが丘土地区画整理事業地区（泉ゆめが丘土地区画整理事業組合設立準備会の支援） ・領家地区（まちづくりルール見直し作業の支援） ・下和泉地区（地域交通サポート） ・緑園地区（地域交通サポート） ・環状4号線バス（地域交通サポート） 	○	○				○	○	○	<p>まち普請事業提案案件「うめ花カフェ」の支援</p>
瀬谷	<ul style="list-style-type: none"> ・向陽台地区（建築協定関係支援） ・二ツ橋北部地区（沿道まちづくりの支援） ・瀬谷駅南口A地区（再開発事業の支援） 	○					○			-

まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

6-10 区による独自の支援事業

各区では、地域特性に合わせ、福祉や環境、文化、歴史、生活、教育などの分野の取組みとも連携しながら、独自のまちづくり支援事業を行っている。

平成 23、24 年度の区による独自の支援事業の状況は以下のとおりである。

【表 6-10-1】区による区独自の事業一覧

区	取組状況
鶴見	<p>【多文化共生のまち・つるみ推進事業】</p> <p>「鶴見区多文化共生推進アクションプラン」に基づき、外国人区民対象の情報提供や相談の場づくり、日本語を母語としない小中学生への学習支援、鶴見国際交流ラウンジの運営などを行った。</p> <p>【千客万来「世界がみつかるつるみ」発信事業（H24 年度～）】</p> <p>歴史、文化や観光スポットなど、鶴見の魅力を一体的に情報発信・アピールするイベントを実施し、鶴見区への誘客・回遊を促進することにより、地域経済の活性化を図る取組を行った。「千客万来！つるみ」ロゴの策定と各所イベント告知へ。</p>
神奈川	<p>【旧東海道関連】</p> <p>パンフレット「神奈川宿歴史の道」を配布。</p> <p>旧東海道ハマウォーク（区局連携事業）の開催。沿道 5 区（鶴見、神奈川、西、保土ヶ谷、戸塚）を 3 回に分けて歩くウォーキングイベントを実施。</p>
西	<p>【にし緑化指針】</p> <p>区民・企業・行政が共有できる指針として平成 22 年 8 月に策定。この指針に基づき具体的な緑化を推進。みどりのカーテン栽培講座の実施、企業による、区内小学校への植樹・植栽活動を行った。</p> <p>【西区の温故知新！魅力アップ事業】</p> <p>平成 26 年に区制 70 周年を迎えることをきっかけに、就業者も含めた区民の地域間交流を促進するため、「新しい街」と「昔ながらの町」の様々な資源をつなげることで、地域の魅力を高める施策を検討・実施。区民・企業・学識経験者から構成される検討委員会での検討を経て、取組の基本的な考え方をまとめた「西区の温故知新！ひと・まち交流指針」を策定。</p> <p>指針に基づく取組を推進するための組織「西区制 70 周年記念『温故知新』魅力アップ事業実行委員会」の立ち上げ、取組の検討。</p>
中	<p>【中区まちづくり推進事業】</p> <p>地域住民との対話や、区民ニーズ把握調査等を通じて地域のニーズを把握し、局区と連携したまちづくりを進めている。また、区民や団体が自主的に行うまちづくり活動に対して、迅速で細やかな対応や支援を行っている。</p> <p>【初黄・日ノ出町地域再生まちづくり事業】</p> <p>初黄・日ノ出町地区は違法風俗営業を行う飲食店が多くあり、警察、地元協議会、行政の活動により一掃されたが、空き店舗が多く、まちの空洞化が進んでいるため、地元への支援を積極的に行っている。</p>
南	<p>【南区さくらプロジェクト】</p> <p>南区の地域資源である大岡川プロムナードの再整備に合わせて、桜の更新を行う。再整備で伐採した桜は小割して区民に配布、新たな桜を区民の募金（南区さくら貯金）で植樹することで、区全体で桜を守り育てていく様々な取り組み。</p> <p>【緑のカーテン推進事業】</p> <p>緑のカーテン栽培 DVD や区民から募集したゴーヤーレシピを盛り込んだ栽培テキストを活用し、ヒートアイランド対策や地球温暖化対策に寄与する緑のカーテンの普及啓発を行う。</p>
港南	<p>【ひまわりを活用した区の魅力アップ事業】</p> <p>区内の公園等でひまわり栽培を通じた地域間・世代間交流（公園愛護会、保育園等）を実施。</p> <p>【農地の魅力アップ事業】</p> <p>農耕作体験を通じた交流や地産地消の推進・啓発を実施。</p> <p>【河川の魅力アップ事業】</p> <p>区民と協働で日野川プロムナードの計画検討を実施。</p>
保土ヶ谷	<p>【まちかど博物館事業】〔24 年度現在 10 館〕</p> <p>区内旧東海道沿道の一般の商店や住宅の一角に、地域の歴史やなりわいの技を伝える古道具や写真等を展示し、旧東海道の魅力増進をはかっている。（19 年度～）博物館の日常的な運営は、各館の館長（店主、家主等）に一任し、区では運営を支援。</p> <p>【旧東海道ハマウォーク（区局連携事業）】</p> <p>沿道 5 区（鶴見、神奈川、西、保土ヶ谷、戸塚）を 3 回に分けて歩くウォーキングイベントを実施。</p> <p>【ほどがや語りべ事業】</p> <p>まちの魅力を語る人を増やすため、平成 24 年度から始まった「ほどがや語りべ会」。公募で集まった地域活動を行っている方々が中心となり、ワークショップやまち歩きを行い、エリアごとにまちの魅力を取りまとめた冊子を作成した。</p>

区	取組状況
磯子	【堀割川魅力づくり活動支援】 堀割川の魅力や現状の課題を区民等に周知するため、イベントや広報活動等を行う団体を平成17年度から支援。
旭	【ホテルの舞う里づくり】 区内小学校等での幼虫飼育支援、親水公園等への放流。→ホテル飛翔確認 【グリーンロードの活用推進】 各種イベントでの見所紹介、ホームページでのPRほか。 【LED防犯灯設置更新への補助】 H23、H24年度各200灯 【農作業講座】 「一生懸命！野菜づくり実践講座」（10回シリーズ）、収穫ウォークラリー（2回、177人）
金沢	【旧川合玉堂別邸の保全活動事業】 地元の運営委員会の庭園維持管理作業や月1回の一般公開を支援。 【キャンパスタウン金沢】 区内大学との連携
港北	【まちづくりプランの策定】 「鶴見川を活かした魅力あるまちづくりプラン」を策定し、その内容を「港北区魅力プラスカード」としてとりまとめた。
緑	【山下地区のまちづくり課題図作成】 地区の課題解決のため、課題を抽出した図の作成
青葉	【まちづくり計画策定事業】 青葉区を走る東急田園都市線7駅周辺エリアを対象として、「田園都市線駅周辺のまちづくり計画策定事業」を実施（区局連携事業） 平成20～22年度 たまプラーザ、あざみ野、江田、田奈駅 平成22～24年度 市が尾、藤が丘、青葉台駅 【青葉区花いっぱい運動事業】 建築協定などまちづくり活動を行っている地域から、花でいっぱいにし、併せてまちづくり活動を行う団体の活性化を図る。 【環境未来都市の事業】 事業の一つに位置づけられている「次世代郊外まちづくり」の住民とのワークショップに参加
都筑	【まちづくり入門講座】 区内の中学生を対象に、まちづくりの普及啓発を目的とした講座・パネル展を実施 【メイドインつづき】 都筑区の製造業の持つ高度なものづくり技術や独創的な製品、区内でとれた新鮮な野菜果樹などの「メイドインつづき」をPRすることにより、販路開拓や地産地消につながる支援を実施 【緑のカーテン事業】 区庁舎緑のカーテン維持管理や、区内小中学校・保育園への緑のカーテン栽培支援を実施
戸塚	【柏尾川魅力づくりフォーラム】 市民団体や企業等で構成される「柏尾川魅力づくりフォーラム」の活動を支援 【旧東海道関連】 ・「旧東海道戸塚宿でおもてなし」ワークショップの開催 ・旧東海道ハマウォーク（区局連携事業）の開催 【校庭芝生化】 育成イベントの開催
栄	【栄区まちづくり行動計画】 計画に基づく進ちょく管理 【本郷台駅周辺地区バリアフリー基本構想】 基本構想に基づく特定事業計画の策定と事業着手
泉	【農を生かしたまちづくり事業】 泉区ファーマーズマーケット“ハマっ子”の運営、泉区農業応援隊の支援ほか 【緑保全啓発事業】 あやめ普及団体の支援、緑地保全団体への活動助成及び物品支援ほか
瀬谷	【瀬谷の名所づくり事業】 和泉川における新たな親水拠点(宮沢ふれあいの水辺)の整備において、区民の方々と協働で整備内容や愛称を検討。

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

7 地域まちづくりグループ・組織等に対するアンケート

平成 24 年度末に登録していた地域まちづくりグループ等（支援制度を利用している建築協定運営委員会 9 地区を含む。）と、平成 24 年度までに認定された地域まちづくり組織に対して、活動状況や支援策に対する評価を聞くため、下記の通りアンケート調査を行った。

【表 7-1】地域まちづくりグループ等に対するアンケートの概要

調査対象：137 地区	調査期間：平成 25 年 5 月
回答数：87 地区	回収率：63.50%

【表 7-2】地域まちづくり組織に対するアンケートの概要

調査対象：23 組織	調査期間：平成 25 年 5 月
回答数：16 組織	回収率：69.57%

(1) 推進状況

① 地域まちづくりの効果を感じているグループ・組織が多い

登録・認定後の活動の変化についての質問（Q5）では、グループの 1 位が「地域で認知されるようになった」、組織の 1 位が「市や区との関係が緊密になった」となっている。

「活動が活発になった」「地域で認知されるようになった」「専門的な知識が増えた」「市や区との関係が緊密になった」は、グループ・組織に共通して上位となっている。

グループでは、「計画が具体化した」が 5 位に、組織では「まちづくりの情報が増えた」が 3 位となっている。

【図 7-1】Q5 活動の変化（複数回答、実数、上位）

順位	グループ(n=87)		順位	組織(n=16)	
1	地域で認知されるようになった	47	1	市や区との関係が緊密になった	11
2	専門的な知識が増えた	39	2	地域で認知されるようになった	10
2	市や区との関係が緊密になった	39	2	まちづくりの情報が増えた	10
4	活動が活発になった	30	4	専門的な知識が増えた	9
5	計画が具体化した	29	5	活動が活発になった	8

② 計画の具体化や専門的な知識の増加、地域での活動の認知などに高い評価

今回のアンケートの新規項目として、地域まちづくり支援制度を活用して現れた効果（Q9⑥）を聞いている。

グループ、組織とも「活動が活発になった」「地域で認知されるようになった」「計画が具体化した」「専門的な知識が増えた」などの効果が表れたという回答が上位に入っている。

また、グループでは、「市や区との関係が緊密になった」が 1 位に、組織では、「まちづくりの情報が増えた」が 4 位に入っている。

【図 7-2】Q9⑥ 地域まちづくり支援制度を活用して表れた効果（複数回答、実数、上位）

順位	グループ(n=87)		順位	組織(n=16)	
1	市や区との関係が緊密になった	24	1	計画が具体化した	10
2	専門的な知識が増えた	23	2	専門的な知識が増えた	9
3	地域で認知されるようになった	22	3	地域で認知されるようになった	8
3	計画が具体化した	22	3	まちづくりの情報が増えた	8
5	活動が活発になった	17	5	活動が活発になった	6

③ リーダーシップや財政面、専門知識などに関する課題の多いグループ

現在の活動の課題についての質問(Q6)において、地域まちづくりグループは、「問題はない」を除くと、「活動が停滞している、活性化していない」(16件、約18%)、「リーダーがいない」(15件、約17%)、「財政状況が良くない、資金が少ない」(13件、約15%)、「専門的な知識が不足している」(11件、約13%)を選択している地区が多い。

地域まちづくり組織では、16地区のうち4地区(25%)が、「会員が増えない」を課題にあげており、グループの87地区中7地区(約8%)と大きな違いがある。「活動が停滞している、活性化していない」を挙げている地区は3地区で、グループと同様に約18%となっている。

【図7-3】Q6 現在の活動の課題(複数回答、実数、上位)

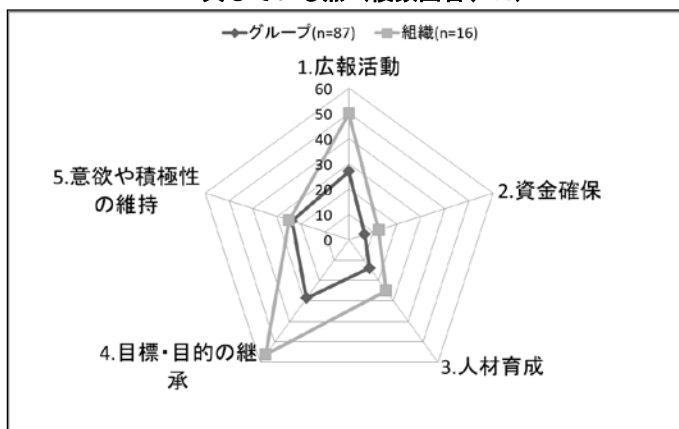
順位	グループ(n=87)		順位	組織(n=16)	
1	問題はない	22	1	会員が増えない	4
2	活動が停滞している、活性化していない	16	1	問題はない	4
3	リーダーがいない	15	3	活動が停滞している、活性化していない	3
4	財政状況が良くない、資金が少ない	13	4	リーダーがいない 専門的な知識が不足している	2
5	専門的な知識が不足している	11	4	組織が脆弱である 他の団体との交流が少ない	2

④ 目標・目的の継承や広報への意識の高い組織

今回のアンケートでは、持続的で自立した活動をしていくために、工夫していること(Q7)を聞いている。

いずれの項目も、グループよりも組織の方が選択した割合が高くなっており、特に、「4.目標・目的の継承」が16地区中9地区(56%)、「1.広報活動」が8地区(50%)となっている。一方で、グループも組織も、資金確保の工夫を行っている地区は少ない。

【図7-4】Q7 持続的で自立した活動をしていくために工夫している点(複数回答、%)

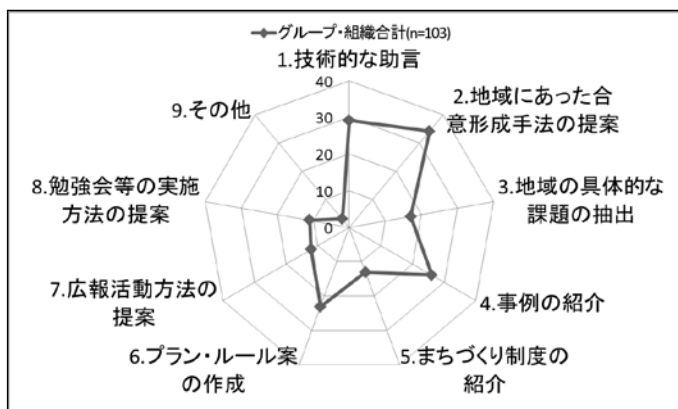


⑤ 重要な役割を担うコーディネーター

今回のアンケートでは、まちづくりコーディネーターに期待する役割(Q9⑤)を聞いている。(グループ・組織合計でn=103)

「2.地域にあった合意形成手法の提案」が45地区(34%)、「1.技術的な助言」が40地区(29%)、「4.事例の紹介」が33地区(26%)、「6.プラン・ルール案の作成」が30地区(23%)となっている。

【図7-5】Q9⑤ まちづくりコーディネーターに期待する役割(複数回答、実数)



7 地域まちづくりグループ・組織等に対するアンケート

(2) 現状に対する取組・認識

地域まちづくりグループでは、グループ登録以後の活動の変化や支援を受けた結果として、地域での認知度が向上したことや専門的な知識が得られたこと、市や区との関係が緊密になったことなどを挙げているグループが多い。一方、活動が停滞していたり、人材や資金に関する課題を抱えていたりするグループも存在することも明らかになった。

地域まちづくり組織は支援策を受けた効果として、計画が実現した、という回答がトップとなっており、計画等の具体化という効果を地域が感じていることがわかった。また、持続的で自立した活動をしていくために、広報や目標・目的の継承などに積極的に取り組む姿がうかがえる。一方、会員が増えないという課題を抱えている地区が16地区中4地区となっており、メンバーの固定化などに対する取り組みなど、活動をさらに発展させていくための支援も必要と考えられる。

今回のアンケート結果から、グループも組織も、地域まちづくりの支援制度に対する、地域の満足度も高く、また、計画等の具体化をはじめとした様々な効果も出ていると地域が感じていることが分かった。

今後は、グループ・組織と市や区との関係性をさらに強めていく一方で、各グループ・組織が自立した活動をしていくための、資金確保や人材育成などに関する支援を強化していく必要がある。支援にあたっては、今後もまちづくりコーディネーター等と連携しながら進めていきたい。

地域まちづくり推進委員会の評価

登録グループ等に対するアンケートの実施、分析を継続的に行っていることは評価できる。必要に応じて更なる分析を行い、より地域性に沿った支援が行われるよう期待したい。

自由意見への返答、対応が対象グループ等に出来ているのかが不明瞭なため、記載していただきたい。アンケート内容に関しての精査も必要かと思われる。市民に対して有効な項目を作ることで、このアンケート結果がより活用できるものになると考える。

市の見解

アンケート結果を参考に、引き続き地域の実情やニーズにあった支援を検討・推進していきます。

自由意見への返答、対応につきましては、アンケートの目的は、個別対応が目的ではなく、地域まちづくりの活動状況の実態を経年比較し、把握することにあります。手続きの簡素化等の制度に対する意見については参考にさせていただき、個別に頂いた自由意見については、該当団体ごとに検討・対応します。

アンケート内容につきましては、質問表現は整理しましたが、経年変化を分析するために、項目は大きくは変えていません。頂いた評価を踏まえ、次回アンケートでは項目の見直しも検討していきます。

7-1 地域まちづくりグループ等の活動状況アンケート調査結果

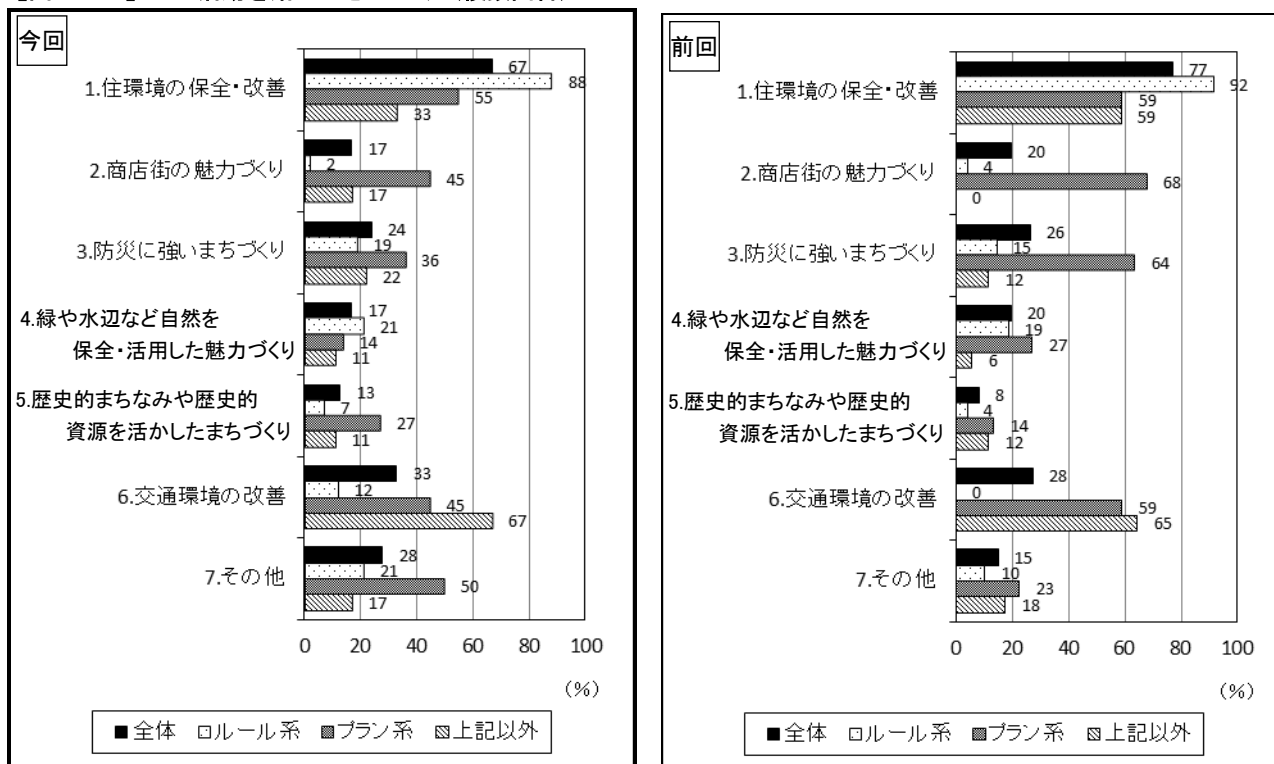
平成 24 年度末に登録していた地域まちづくりグループ等（支援制度を利用している建築協定運営委員会 9 地区を含む。）に対して、活動状況や支援策に対する評価を聞くため、下記の通りアンケート調査を行った。一部、前回（平成 23 年）に行ったアンケートと比較できるように、今回と前回のアンケート結果を両方載せている。

今回	調査対象：137 地区 回答数：87 地区	調査期間：平成 25 年 5 月 回収率：63.50%
前回	調査対象：141 地区 回答数：83 地区	調査期間：平成 23 年 6 月、7 月 回収率：58.87%

7-1-1 活動状況

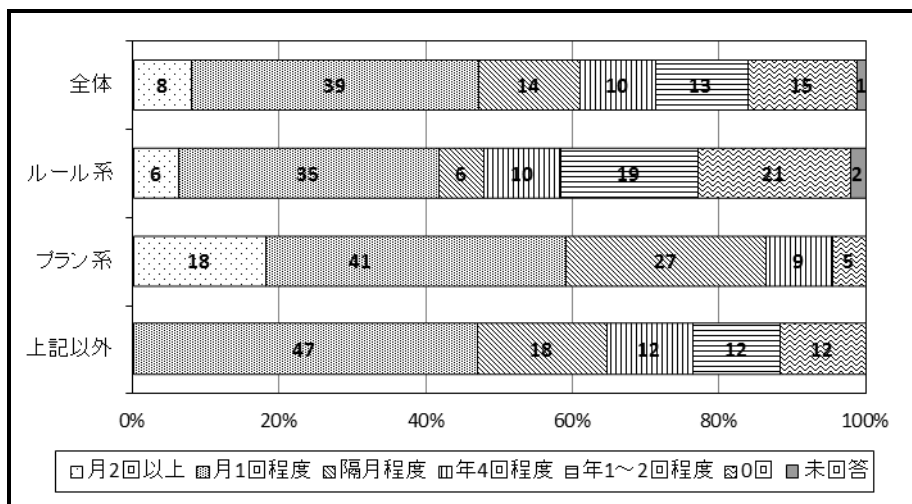
各項目とも、表 2-1-1 のカテゴリー分類をもとに、「ルール系」、「プラン系」、「上記以外の生活改善」に集計した。Q3 以外は、各項目とも、回答があった地区数（89 地区）に対する割合を示している。

【図 7-1-1】Q1 活動を始めたきっかけ（複数回答）



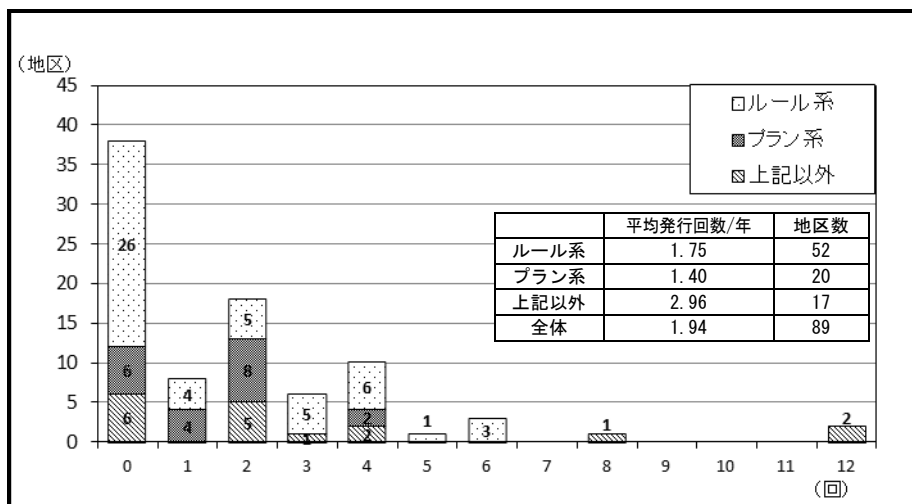
(状況) Q1 の活動を始めたきっかけは、住環境の保全が多く全体の 8 割弱を占めている。活動を始めたきっかけは、住環境の保全・改善が多いことは、前回と同様であるが、プラン系の商店街の魅力づくりや防災に強いまちづくりが今回は割合が増えている。平成 23 年の東日本大震災などにより、防災の意識をもってまちづくりの活動を始めたと推測される。

【図 7-1-2】 Q2 定例会、勉強会、ワークショップなどの活動頻度



(状況) Q2 の定例会、勉強会、ワークショップなどの活動の頻度については、全体で約 5 割が月 1 回以上であった。「プラン系」は約 6 割が月 1 回以上となっており、全体の平均よりも高い数字となっている。

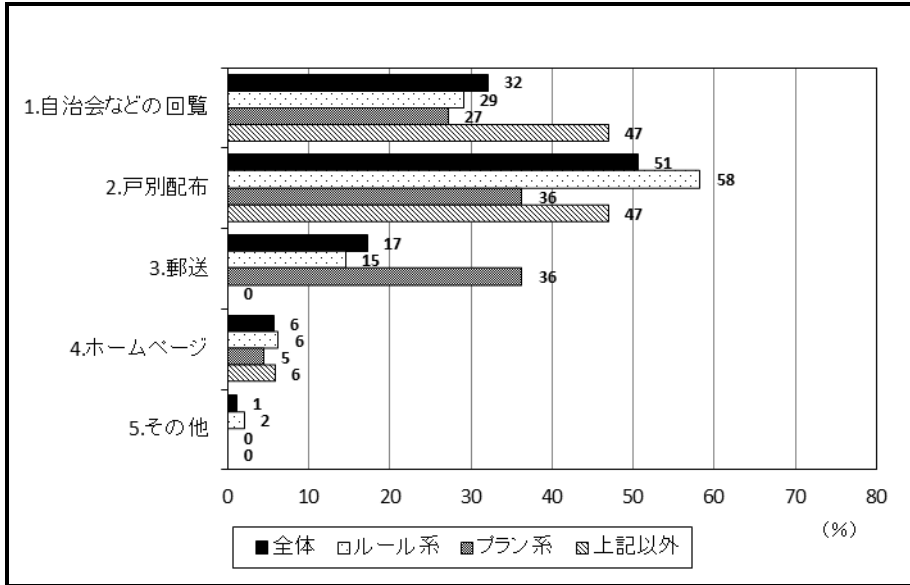
【図 7-1-3】 Q3 広報誌の発行回数（1 年あたりの回数）



(状況) Q3 のまちづくりニュースなどの広報誌の発行については、全体では約 6 割弱が発行している。また、発行回数のカテゴリー別の平均は、「ルール系」が 1.75 回/年、「プラン系」が 1.40 回/年、「上記以外の生活環境改善」が 2.96 回/年となっており、「上記以外の生活環境改善」が高い数字を示している。

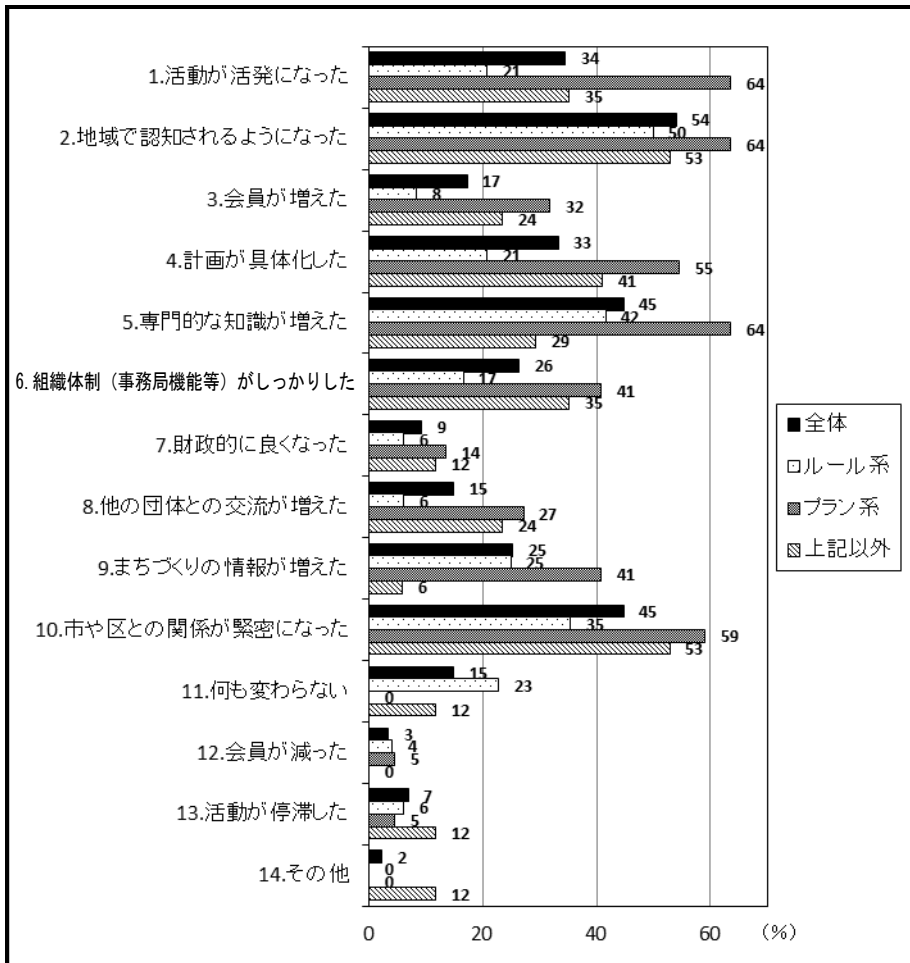
まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

【図 7-1-4】 Q4 広報誌の配布方法（複数回答）



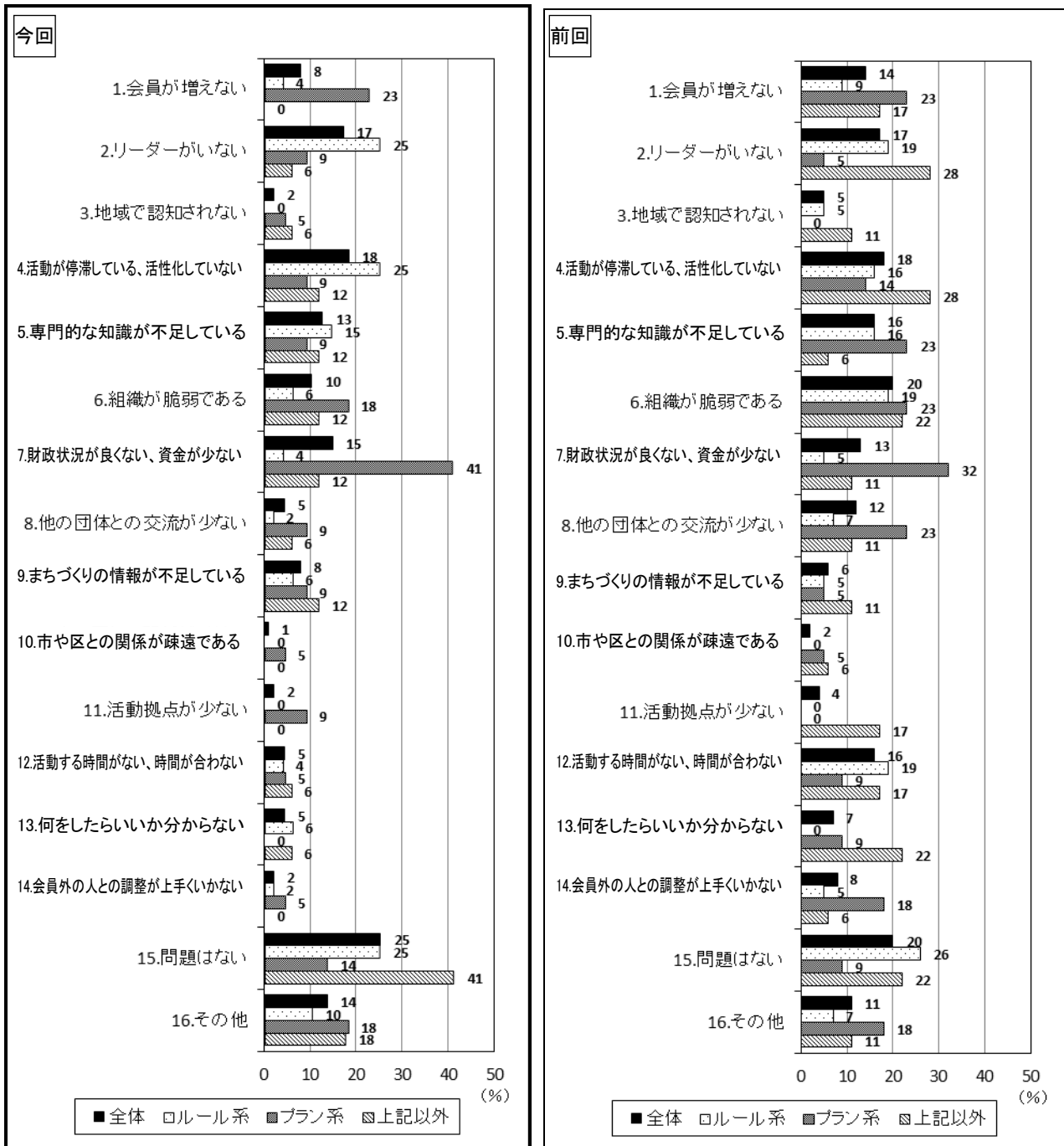
（状況）Q4の配布方法は、「戸別配布」が51%と最も多いが、「自治会などの回覧」も31%と活用されていることがわかる。

【図 7-1-5】 Q5 グループの活動の変化（複数回答）



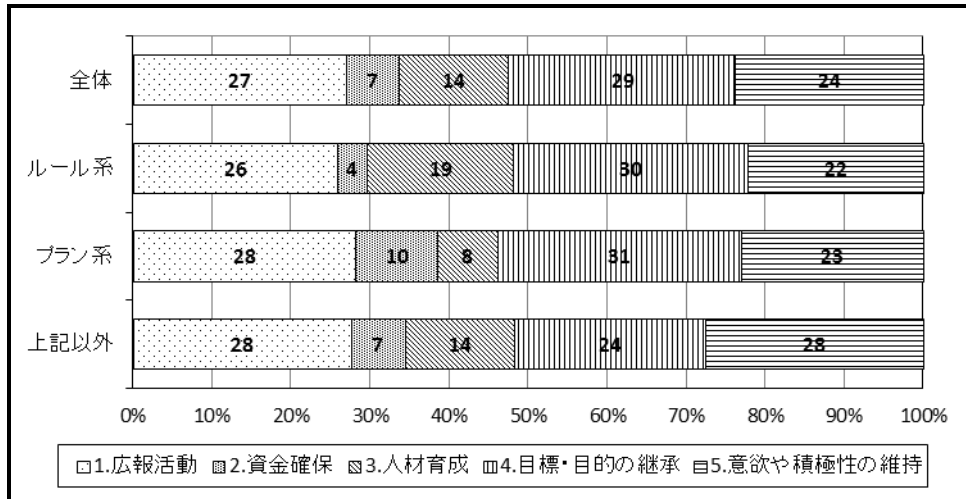
（状況）Q5のグループの活動の変化は、全体で「地域で認知されるようになった」という意見が54%を超えており、次いで「専門的な知識が増えた」「市や区との関係が緊密になった」という意見が45%と多い。プラン系が高い数値を示している項目が多く、特に活動の変化があったと推測される。

【図 7-1-6】 Q6 グループの活動の課題（複数回答）



(状況) Q6 のグループの活動の課題は、前回調査と比較し、「15.問題はない」としている地区が全体で4分の1と多くなっているものの、そのほかの項目は全体的に数値が下がっている。各項目を見てみると、「活動が停滞している、活性化していない」が18%、「リーダーがいらない」が17%と比較的多い。プラン系では「財政状況がよくない」との意見が41%で突出して多くなっている。

【図 7-1-7】 Q7 持続的で自立した活動をしていくために工夫している点（今回新規項目、複数回答）



(状況) Q7 全体をみると、の持続的で自立した活動へ向けての工夫は、全体を見ると「広報活動」「目標・目的の継承」「意欲や積極性の維持」が3割弱で同じくらいの割合となった。一方で、「資金確保」「人材育成」の割合がほかの項目と比べて低くなっている。

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

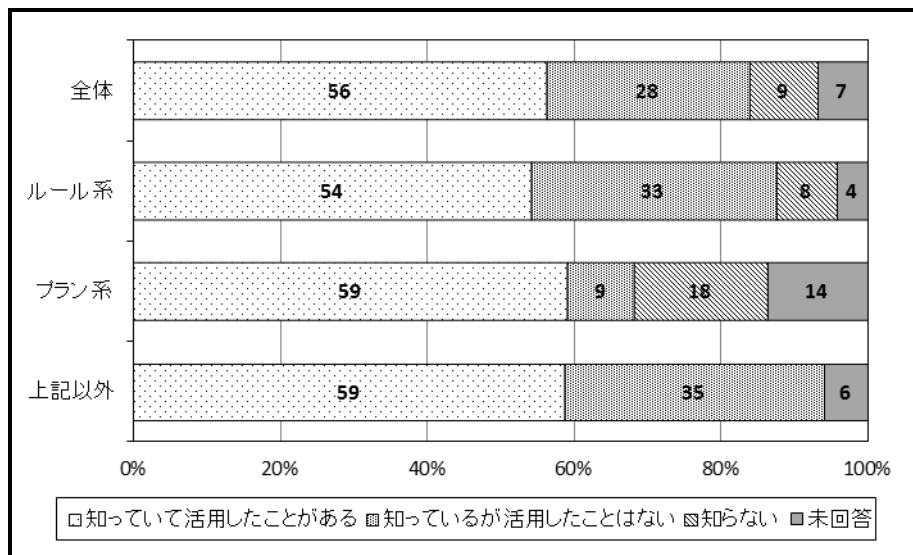
11 委員会

12 おわりに

資料編

7-1-2 市の支援制度の活用状況

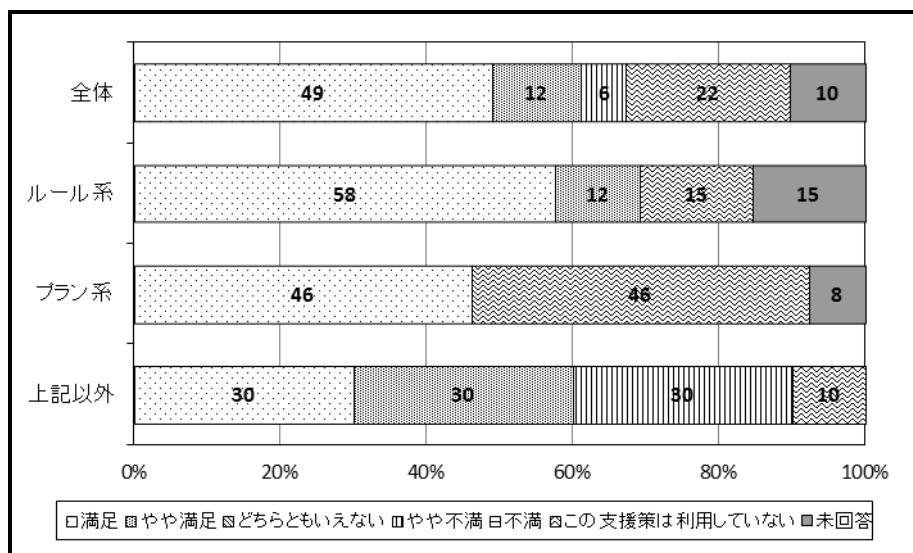
【図 7-1-8】 Q8 支援制度を知っている割合



(状況) Q8 の支援制度を活用していない割合が全体の 3 割となっており、知らないという回答をした割合も約 1 割となっている。

Q9 の各支援制度については、きめ細やかな支援ができているため、概ね「満足」「やや満足」という回答である。

【図 7-1-9】 Q9① 出前塾の満足度



(状況) Q9①の出前塾はルール系の満足度が「満足」「やや満足」と合わせて 67%と高くなっている。プラン系は「満足」は 46%と高いものの、支援策を利用していないという回答も 46%占めている。

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

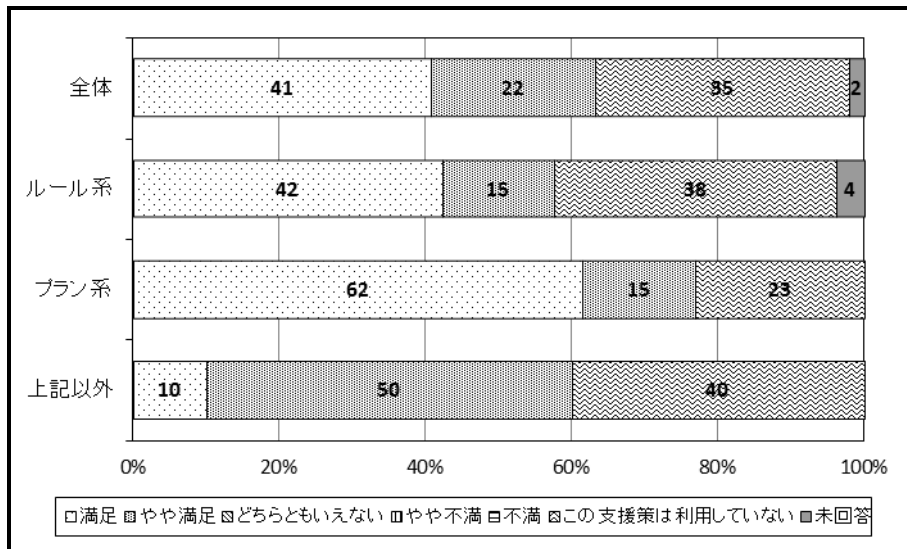
11 委員会

12 おわりに

資料編

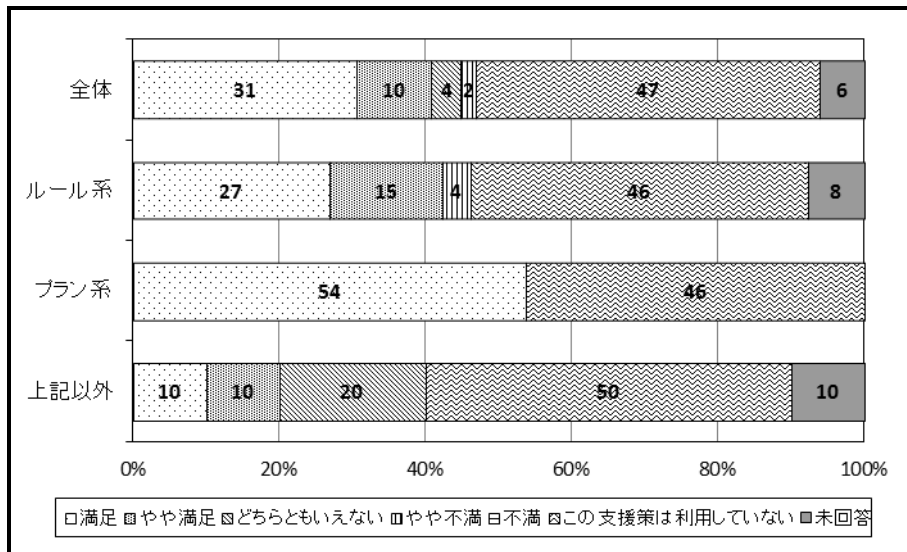
まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

【図 7-1-10】 Q9② まちづくりコーディネーター単発派遣の満足度



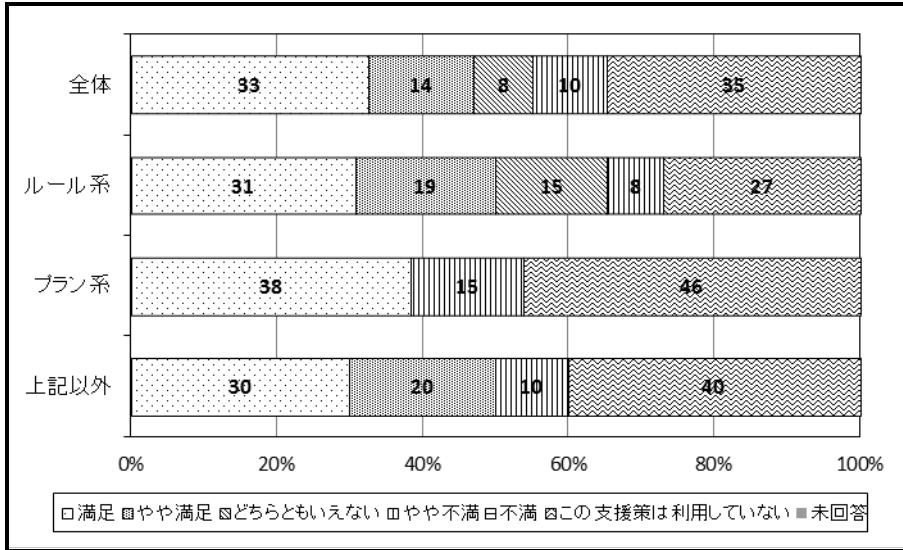
(状況) Q9②のまちづくりコーディネーターの単発派遣はプラン系の満足度が「満足」「やや満足」と合わせて77%と高くなっている。

【図 7-1-11】 Q9③ まちづくりコーディネーター等の年間委託の満足度



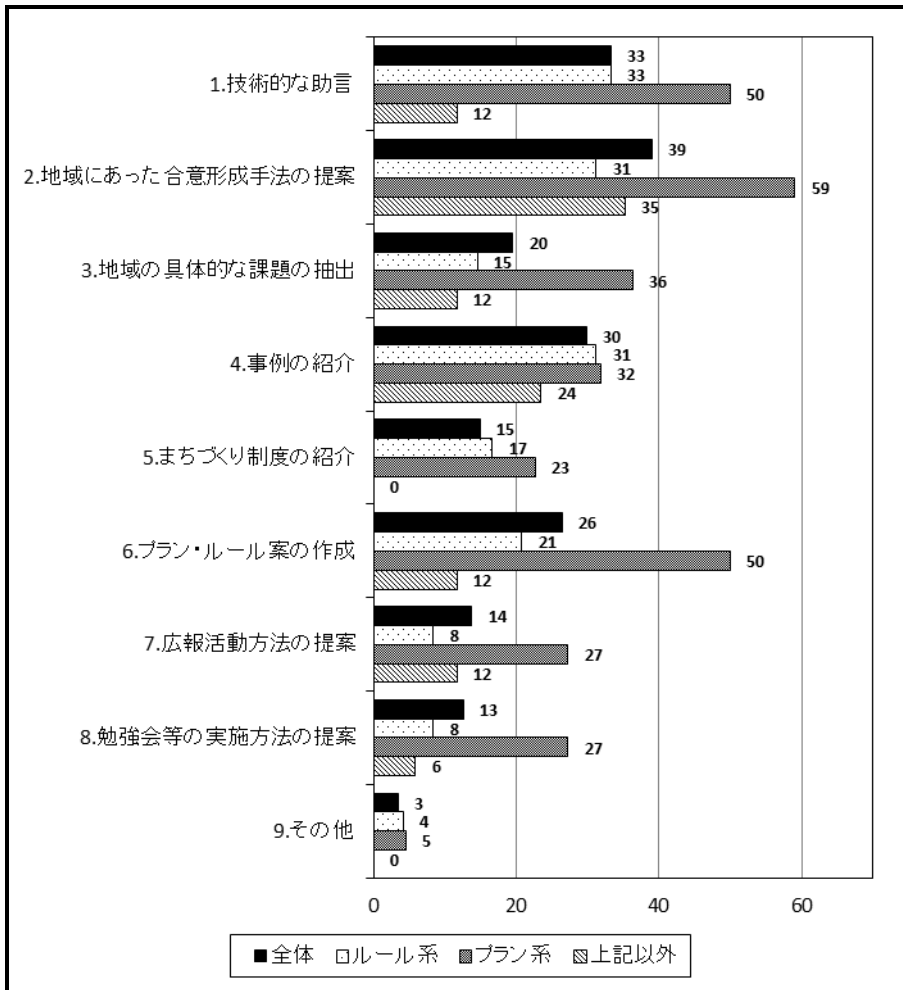
(状況) Q9③のまちづくりコーディネーター等の年間委託はプラン系の「満足」が54%と高くなっている。

【図 7-1-12】 Q9④ 活動助成の満足度



(状況) Q9④の活動助成の満足度は、全体では「満足」と「やや満足」を合わせると 48%と高いものの、「やや不満」も 10%を占めている。

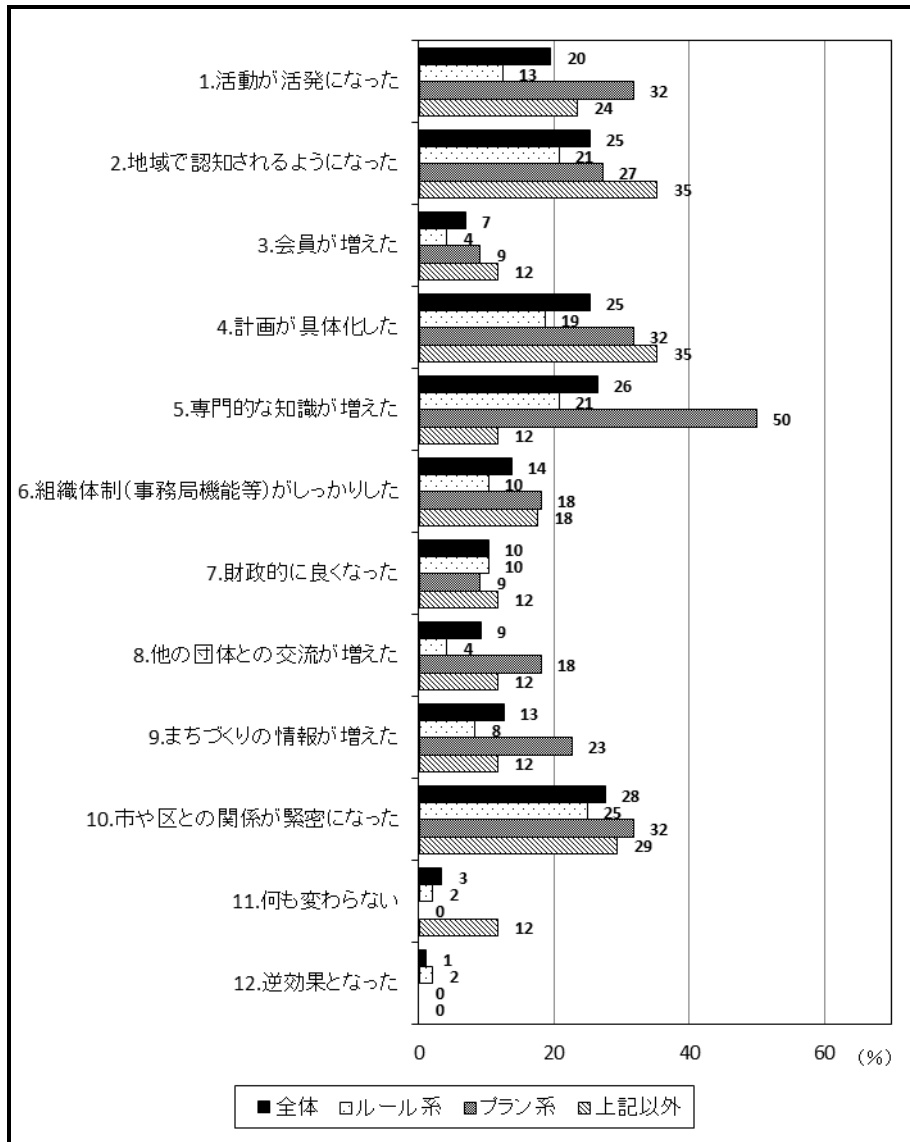
【図 7-1-13】 Q9⑤ まちづくりコーディネーターに期待する役割 (今回新規項目、複数回答)



(状況) Q9⑤のコーディネーターに期待する役割は、「地域にあった合意形成の提案」が約 4 割、「技術的な助言」が約 3 割と比較的多く、技術的・専門的な部分への支援が期待されている。

まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

【図 7-1-14】 Q9⑥ 地域まちづくり支援制度を活用して表れた効果（今回新規項目、複数回答）



(状況) Q9⑥の支援制度を活用して表れた効果は、「専門的な知識が増えた」「市や区との関係が緊密になった」が3割弱と比較的多く、市職員やコーディネーターとの関係が良好であることがうかがえる。

【主な自由意見】

- ・助成金の手続き等がかなり煩雑な書類を要求され、事務局担当の負担が大きくなっています。手続きの簡素化をお願いします。
- ・具体的な、まちづくりプラン・ルール案を作成する段階に入り、活動助成金を含めた行政の支援を期待しています。
- ・自分たちで計画して活動するのが一番良いのは理解しているが、コーディネーターの派遣が3年しかない。その後は、何に手を付けてよいのか分からないのが、現状ではないかと思う。
- ・地域まちづくりは、建築協定や地区計画、地域防災計画などのルールやプランづくりを計画的に進めるには、タスクフォース的な「まちづくりグループ」とコーディネーターの支援は必要であると思うが、その後の持続的なまちづくり活動は、地域住民に根ざした自治会・町会や公園愛護会などの日常活動を行う組織が担っていくことが重要だと考えています。
- ・横浜市地域まちづくり活動制度によって、課題が整理され時間を要したものの着実に計画を推進することが出来た。
- ・支援内容は協定の策定目的以外には、活用できない様で、本来のまちづくり活動の継続に利用できないとのことでした。
- ・建築協定はあくまでも「まちづくり」の一途であります。区域内の交流のための支援金をお願いします。

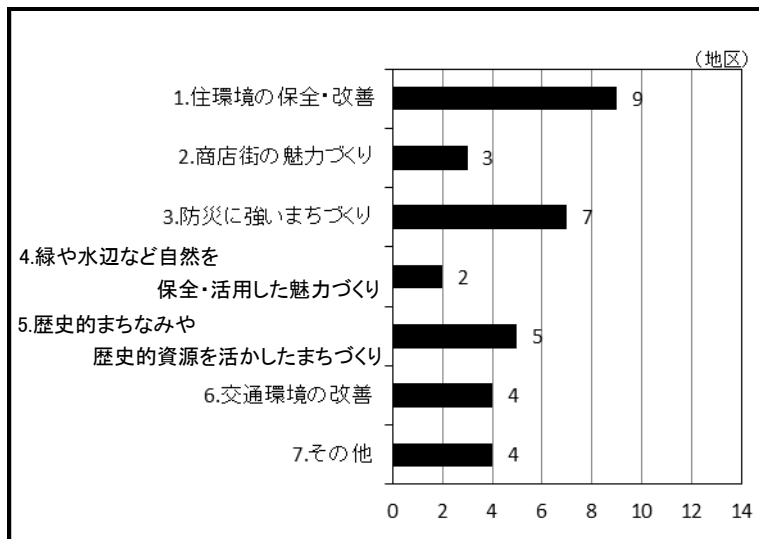
7-2 地域まちづくり組織の活動状況アンケート調査結果

平成24年度までに認定された地域まちづくり組織の活動状況や支援策に対する評価等を把握するため、下記の通りアンケート調査を行った。

今回	調査対象：23 組織 回答数：16 組織	調査期間：平成25年5月 回収率：69.57%
----	-------------------------	----------------------------

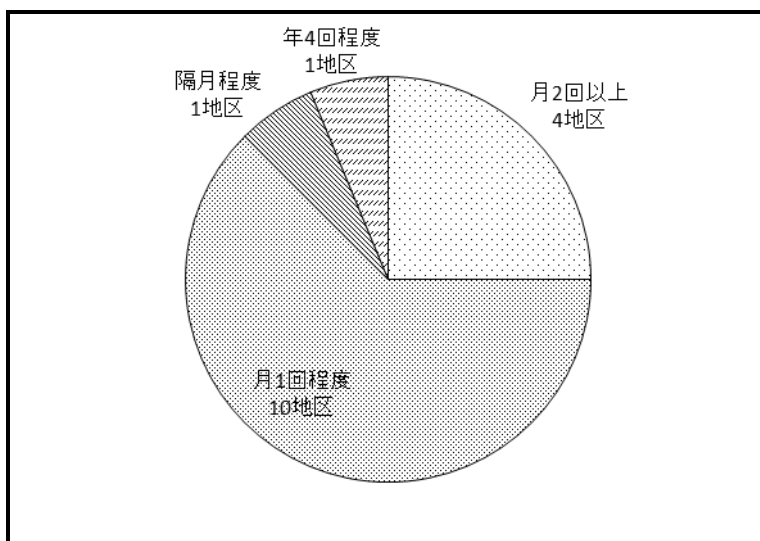
7-2-1 活動状況

【図 7-2-1】 Q1 活動を始めたきっかけ（複数回答）



（状況）Q1の活動を始めたきっかけは、地域まちづくりグループと同じく住環境の保全・改善が多く、続いて防災に強いまちづくりである。

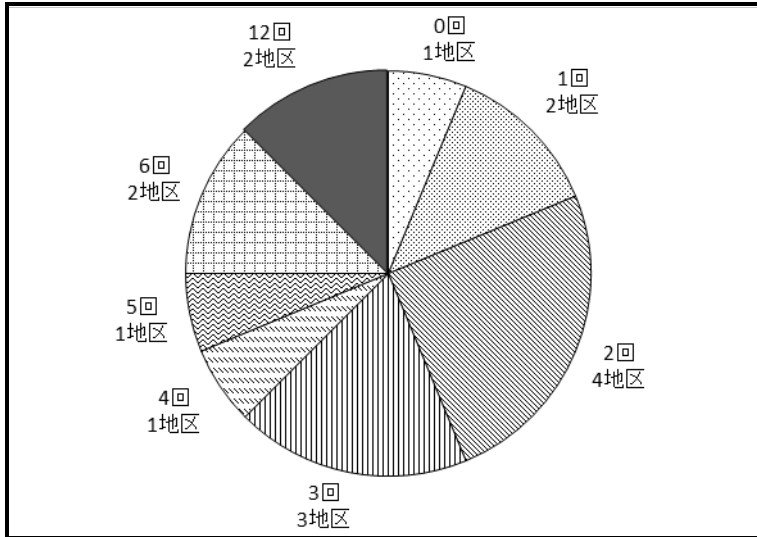
【図 7-2-2】 Q2 定例会、勉強会、ワークショップなどの活動頻度



（状況）Q2の定例会などの活動頻度は、月1回程度としている地区が9地区と最も多いが、前回と比較すると、活動頻度については若干頻度が少なくなっている。

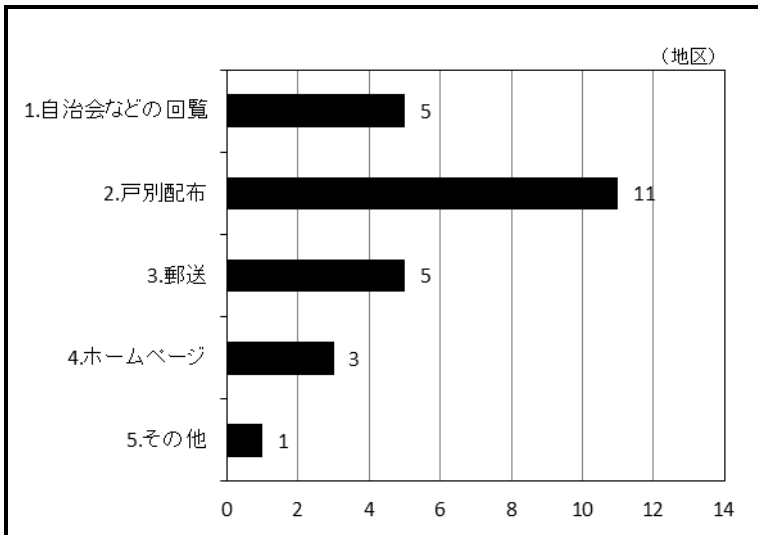
まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

【図 7-2-3】 Q3 広報誌の発行回数（1年あたりの回数）



(状況) Q3 の広報誌の発行回数は、1年あたり 1～3 回発行している地区が半数程度である。

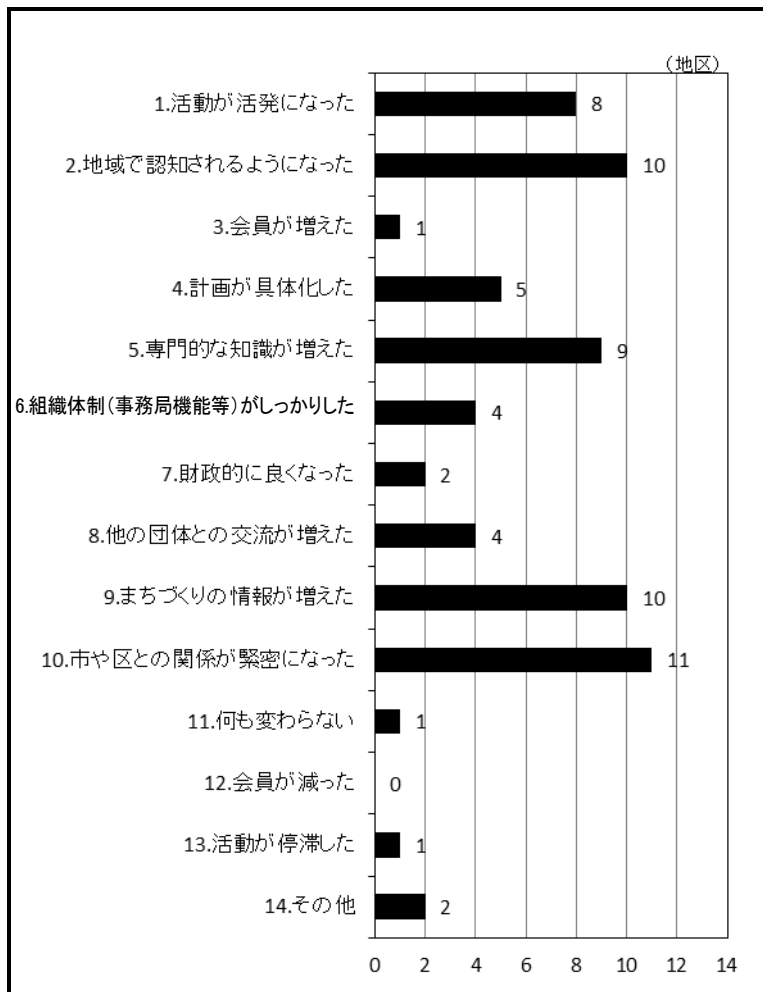
【図 7-2-4】 Q4 広報誌の配布方法（複数回答）



(状況) Q4 の広報誌等の配布方法は、戸別配布が多い。

まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

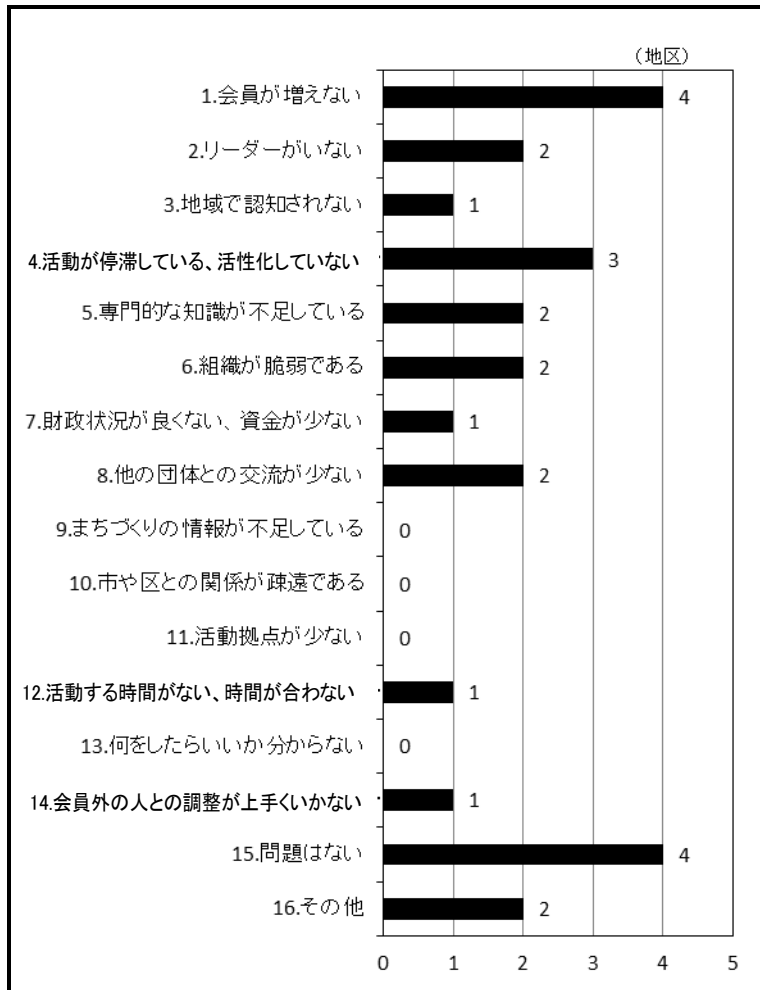
【図 7-2-5】 Q5 組織の活動の変化（複数回答）



(状況) Q5 の組織の活動の変化では、「地域で認知されるようになった」「市や区との関係が緊密になった」としている団体が多い。

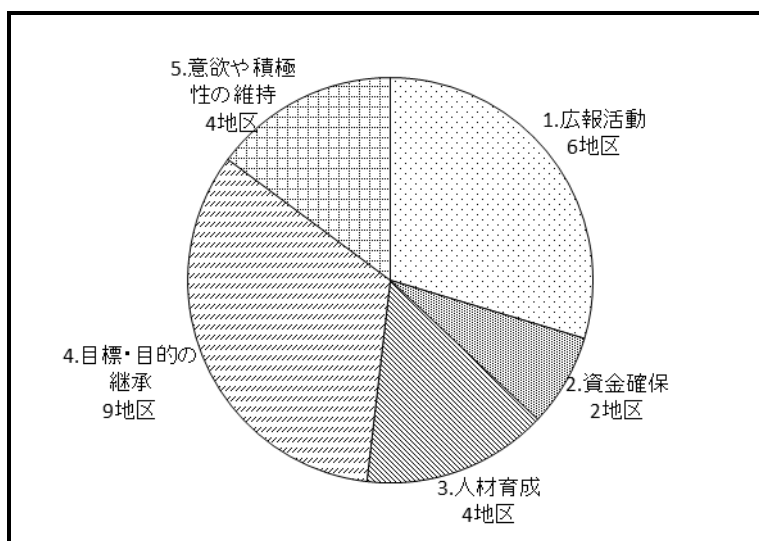
まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

【図 7-2-6】 Q6 組織の活動の課題（複数回答）



（状況） Q6 の組織の活動の課題では、「会員が増えない」が 4 地区と最も多くなっている。

【図 7-2-7】 Q7 持続的で自立した活動をしていくために工夫している点（今回新規項目、複数回答）

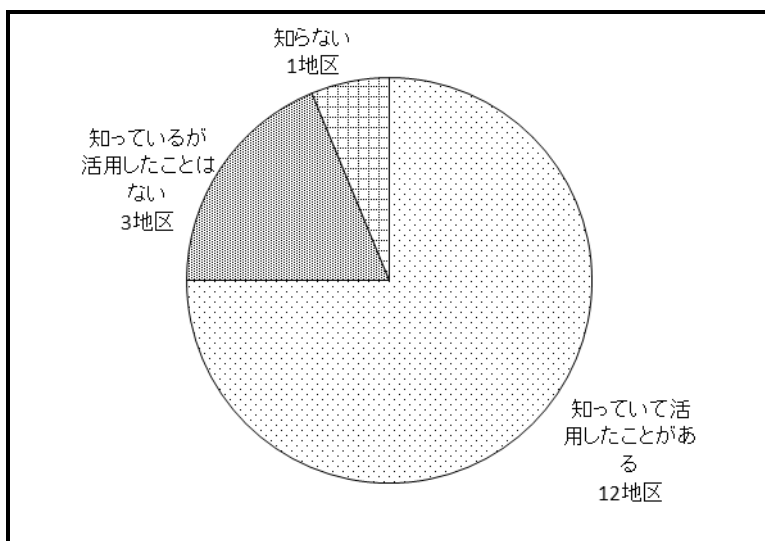


（状況） Q7 の持続的で自立した活動をしていくための工夫については、「目標・目的の継承」についてが最も多く、組織の更新を重ねていくにあたり、重要視されていることがうかがえる。

まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

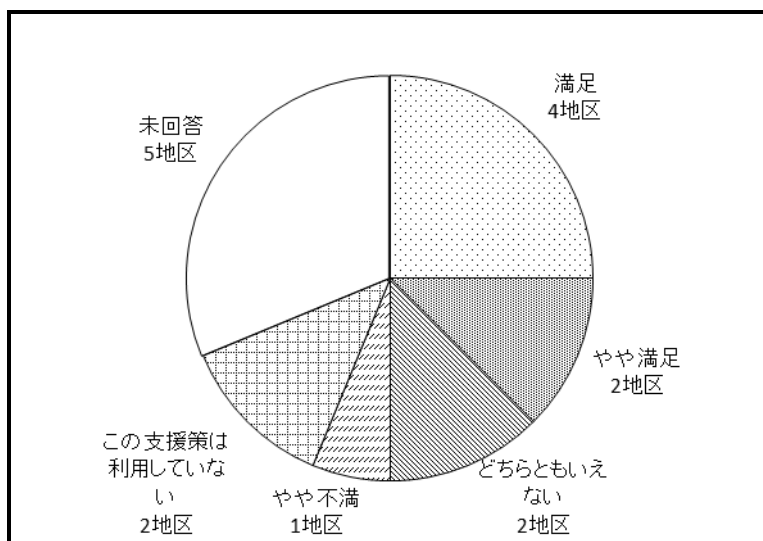
7-2-2 市の支援制度の活用状況

【図 7-2-8】 Q8 支援制度を知っている割合



(状況) Q8 の支援制度活用状況については、12 地区の団体で活用されている。

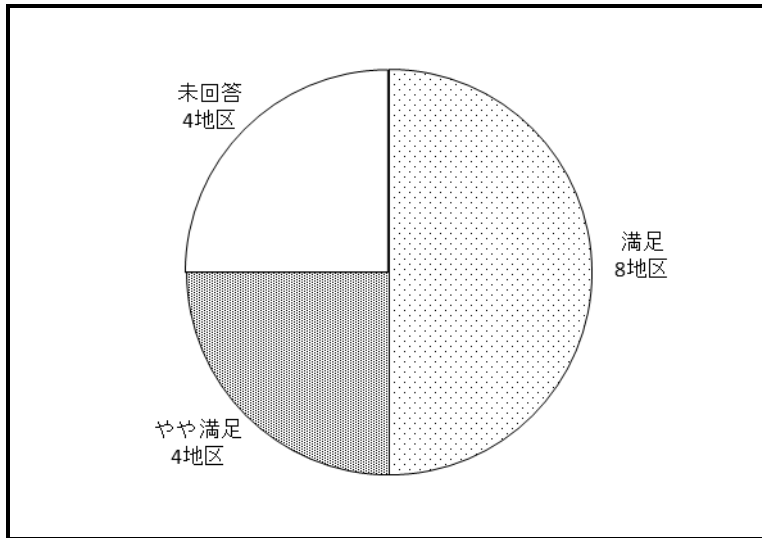
【図 7-2-9】 Q9① 出前塾の満足度



(状況) Q9①の出前塾については、未回答やこの支援策を利用していない組織が7地区と多く、「満足」と「やや満足」を合わせて6地区であった。

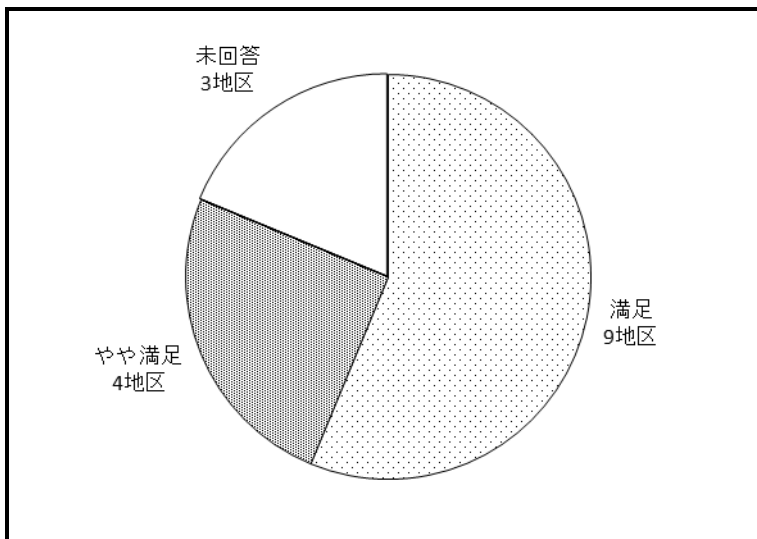
まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

【図 7-2-10】 Q9② まちづくりコーディネーター単発派遣の満足度



(状況) Q9②のまちづくりコーディネーター等の単発派遣、年間委託に対しては「満足」「やや満足」の回答が4分の3となっており、「やや不満」「不満」と答えた地区は無かった。

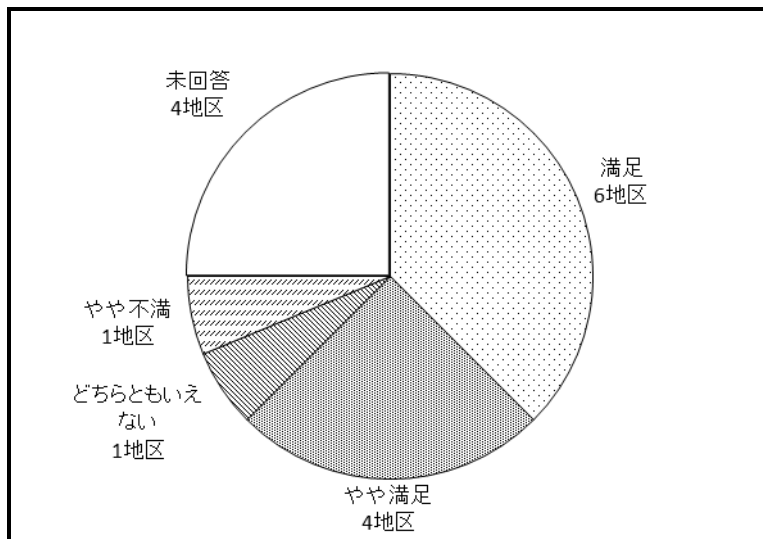
【図 7-2-11】 Q9③ まちづくりコーディネーター等の年間委託の満足度



(状況) Q9③のまちづくりコーディネーターの年間委託に関しては、前回調査と比べて、さらに満足度が高まっている。

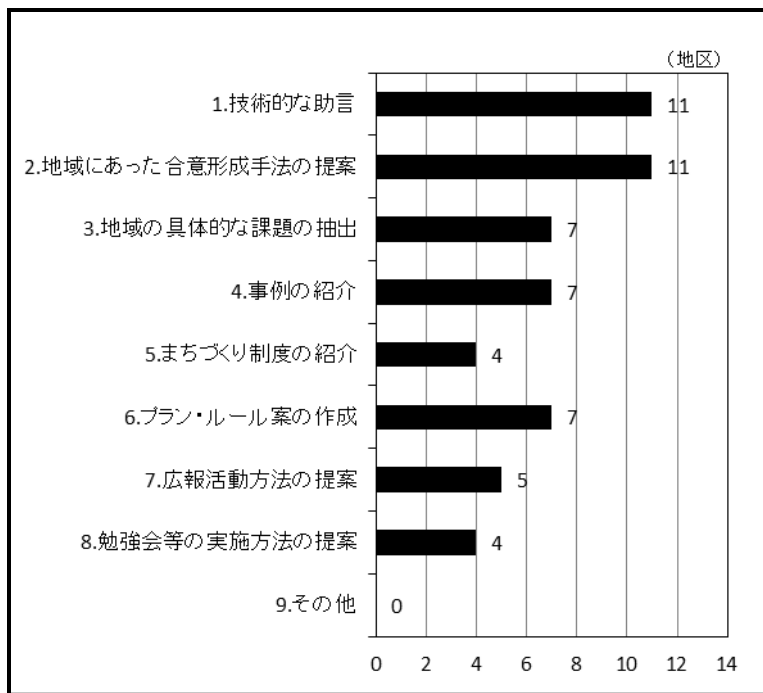
まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

【図 7-2-12】 Q9④ 活動助成の満足度



(状況) Q9④の活動助成の満足度も、前回調査と比べて高くなっている。

【図 7-2-13】 Q9⑤ まちづくりコーディネーターに期待する役割 (今回新規項目、複数回答)



(状況) Q9⑤のコーディネーターに期待する役割は、「技術的な助言」「地域にあった合意形成手法の提案」と回答した団体が多かった。

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

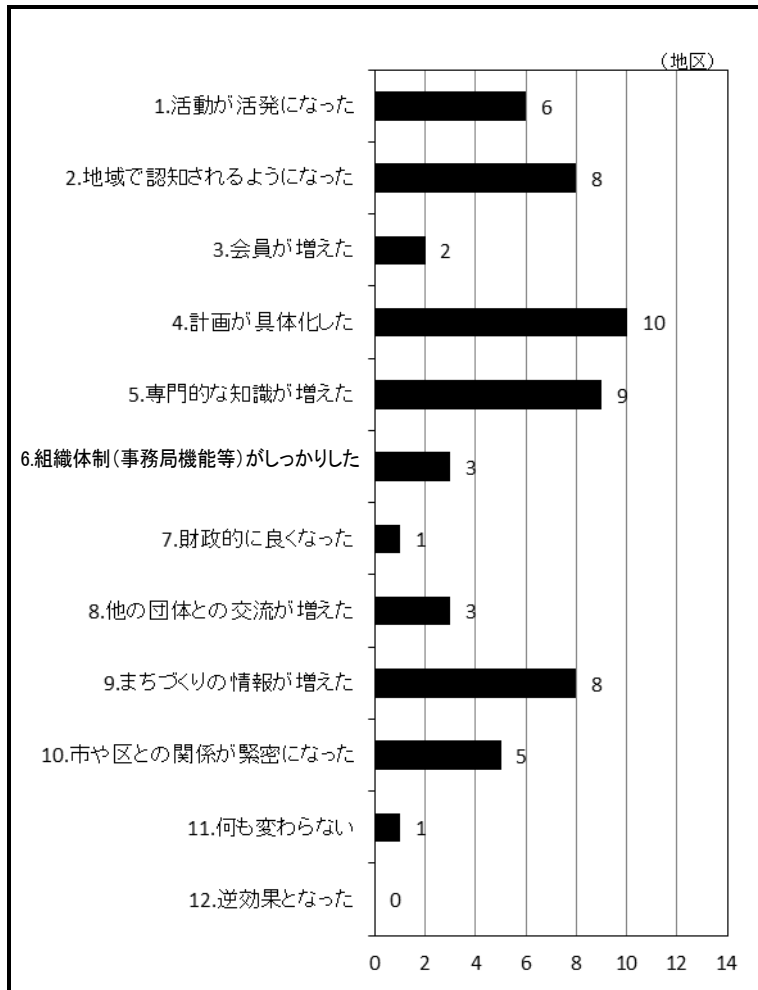
10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

【図 7-2-14】 Q9⑥ 地域まちづくり支援制度を活用して表れた効果（今回新規項目、複数回答）



(状況) Q9⑥の支援制度の効果については、「計画が具体化した」が10地区、「専門的な知識が増えた」が9地区、「地域で認知されるようになった」「まちづくりの情報が増えた」が8地区と多い。市では、段階に応じて、情報提供や活動への助成、組織等の認定など、様々な支援を行っているが、各種支援制度を活用して、様々な効果が表れていることが伺える。

【主な自由意見】

- ・横浜を住み良い街にしたいと思っております。官民一体となった活動が必要かと思えます。
- ・まちづくりを継続することによって、だんだんとまちの目標が身近に少しずつでも住み良いまちになっていることは確かです。まちづくり団体になっていますので他のまちからうらやましがられます。恵まれていることを自覚し、住民意識を目覚めさせたい。
- ・協議会の活動はメンバーも固定化して、対象地区の住民の皆様も関心が薄いです。協議会ニュース等で広報に努めていますが、具体的な効果は表れておりません。地域にあった合意形成は難しいのが現状です。

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

8 ヨコハマ市民まち普請事業の状況

ヨコハマ市民まち普請事業は、市民から身近なまちの整備に関する提案を募集し、2段階にわたる公開コンテストで選考された提案に対し、最高500万円の整備助成金を交付するもので、平成17年度から開始した。

【表 8-1】 制度の特徴

1	施設（ハード）整備を実現するための助成のほか、活動助成も行っていること。
2	助成金の助成率を設定しない代わりに、整備における労力、整備した施設の維持管理、整備に要する費用の一部などの負担を求めていること。
3	多様化する市民ニーズに対応し、整備分野を限定していないこと。
4	1次コンテストを通過した提案グループに対し、行政との話し合いの場づくりや活動費用などを支援し、その上で2次コンテストを行うという2段階の選考システムとしていること。
5	コンテストでは、選考のプロセスすべてを公開し、透明性、公開性、公平性を確保していること。

(1) 実施状況

① 2年間で16件が応募、6件が整備に向けて活動

平成23、24年度は、16件が応募し、6件が2次通過し、整備に向けた活動を行った。整備場所は、住宅地が11件と最も多く、メインの整備内容は休憩・交流施設が9件、整備テーマも地域交流が7件で、拠点系の整備が増える傾向にある。

【表 8-2】 まち普請事業応募団体の分類

年度	整備場所		メイン整備内容						メイン整備テーマ				2次通過数		
	商業地等	住宅地	市街化調整区域	植樹・花壇・伐採	水環境の整備	広場・遊び場	みち空間整備	休憩・交流施設	設備・備品	歴史・文化	自然	防災・防犯		美化・環境改善	地域交流
H23	1	5	-	-	-	-	2	4	-	1	-	-	1	4	3
H24	2	6	2	2	1	-	-	5	2	-	2	1	4	3	3
合計	3	11	2	2	1	-	2	9	2	1	2	1	5	7	6

② まち普請事業の広報・普及活動や事業の効果、質を高めるための制度の改善を実施

平成23、24年度から、応募グループの相互支援等を目的とした「まちづくり人全員集合（活動懇談会・整備成果報告会・交流会）」、事業の周知を図るための一般市民向け「まちづくり体感バスツアー」、整備済箇所への「まち普請プレート」の設置、中間支援組織向けに地域課題の解決策の一つとして、当事業を知り、市民の皆さんへマッチングしていただくことを目的としたパンフレット作成の4つの取組を開始した。



【図 8-1】 まちづくり人全員集合の様子（左）

【図 8-2】 バスツアーの様子（右）

(2) 現状に対する取組・認識

応募は10件程度という状態が続いているが、整備場所を見学するバスツアーやプレートの設置など、広報・普及活動に新たに取り組み始めたため、今後応募数が増えることを期待したい。また、提案の内容や整備後の活動の質を高めるサポートや助成対象としなかった団体に対するフォローの取り組みも引き続き進めていくことが重要となっている。

また、当事業による施設の整備・活用と、市が同種同等の施設を整備・活用する場合に要する経費を比較した場合、整備前の調整費、設計費、工事費、監理費、維持管理費、人件費等においても効果が高いと考えられる。さらにコンテストや整備の機会を通じて地域コミュニティが形成されることや、市民の皆さんが主体的にまちづくりに取り組むことで、住みやすい横浜の実現に効果を発揮しており、市民のQOL (quality of life : 生活の質) 向上にも寄与している。

地域まちづくり推進委員会の評価

本事業は、市民が地域資源を活かした身近な環境整備を行う事で、ハード面の成果と、コミュニティ醸成等のソフト面の相乗効果をもたらす事業であり、地域まちづくり条例の理念を実践する重要な事業である。

高齢者や子供の暮らしを地域で支えたい、リタイア世代の想いを地域で実現する場がほしい、商店街と連携したコミュニティビジネスをしたい、防災や減災のためのシステムをつくりたい、地域文化や観光資源を活かして魅力的なまちにしたい、住民やNPO、企業が一緒になって公園を緑化したい、地域に若者の活動の場をつくりたい、このような市民ニーズや地域課題について、本事業では、住民らが自ら地域資源を集約し、合意を形成し、課題解決にむけた実践活動を重ねてきた。これからの日本社会において、超高齢化、人口減少、人間関係の希薄化、財源逼迫、社会資本の老朽化、経済活動の低成長、地球規模での気象と災害の様相変化、と、都市をたたむ時代の到来を考えると、本事業の「地域まちづくり」は、極めて示唆深く先駆的な地域運営モデルを提供してきた。

ここ数年は、応募数が減少し、それに伴い事業予算が減少、採択数も減少した。提案内容の熟度は一定のレベルに達しながら、コンテストで採用に至らず、結果、まちづくりの実現が遅れ、地域再生の好機を逸している場合がある。提案内容の規模や助成希望額等に応じた柔軟な助成を可能にする仕組みの再構築を求めたい。

人間関係の希薄化が社会問題につながっている現状を鑑みると、一見、資源豊富な大都市にあっても、社会課題に取り組む主体のいない地域では、孤立や貧困、放置された劣悪な環境と、負の社会要素は連鎖的に増加する。地域主体の自治能力や課題解決能力を向上させなければ、都市問題の現象悪化を阻むことはできない。これからの横浜の地域社会には、まち普請のような地域活動を効果的に支援していくことこそが重要である。結果、本市の社会的費用の逡減にもつながると考える。そのためにも助成採択数を増やすべく、事業予算を増資すべきである。

言うまでもなく地域の課題は、多種多様であるが故に、行政が漏れなく対処解決するには限界がある。そこで、まち普請事業を、コミュニティ施策の重点事業と位置づけ、多局連携の下、協働事業として再構築を図るべきである。多種多様なテーマに加え、持続的な地域の発展を支援するため、活動のステージ (例えば、初期の拠点整備から活動立ち上げ、続く施設運営、更なる展開としてのコミュニティビジネス化等) に応じた支援が必要である。横断的事业として地域に包括的な予算を投入し、部局を統合して地域に入り課題にあたることで、安心して快適で魅力のあるコミュニティとして地域が再生されるだろう。同時に、多様な主体が地域コミュニティの増進に寄与する機会になるように企業等からの外部資金の導入の検討を求めたい。(次ページへ続く)

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

8 ヨコハマ市民まち普請事業の状況

まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

(地域まちづくり推進委員会の評価続き)

本事業は、これまでの成果に基づき、次は、重点事業として普及・本格導入段階を迎えていると考える。まち普請事業は、これからが本番である。

不採択提案へのフォローは、事業創設時からの課題である。しかし、現状では市や専門家側に支援の用意があっても、団体の意向によっては支援が難しい状況にある。本点については、引き続き検討が必要である。

整備後の展開については、地域でのさらなる相乗効果がのぞめるような方法論が必要である。本点は、現在、助成を受けた団体を交えた方法が検討実践中である。加えて、事業の位置づけの見直しや担当部局の連携拡大等と関連付けて検討することを期待する。

市の見解

小規模な施設整備であっても気軽に提案できることで、提案内容の多様化が増進されることを目指し、応募の手引きの整備助成金の記載を、これまでの「整備助成金上限額 500 万円」から「整備助成金 50 万円～500 万円」に改めることを検討し、より多くの提案グループが参加できるように、コンテストのあり方を再考します。

整備助成金は、これまで 30 百万円、25 百万円、15 百万円と減少しています。本市は大変厳しい財政状況にありますが、当事業は地域課題の解決に資する施設が整備されるだけでなく、整備に至るまでの過程や維持管理の機会を通じて、地域コミュニティの形成に非常に大きな効果を発揮しています。平成 25 年 3 月に策定された「横浜特別自治市大綱」の前提となっている、「新たな大都市制度創設の基本的考え方 (22 年 5 月)」では、地域内の住民自治の機能を高めるためには、地域における合意形成を図りながら、市民が主体となり、行政との協働、市民同士又は地域の企業等との協力により、地域運営や地域課題の解決を住民の発意により行っていくことが必要とされています。当事業による施設整備を通じた住民自治の取り組みや、その効果として地域コミュニティが活性化することは、まさに時代を先取りした行政運営モデルの一つであると言えます。また、現在、当事業は地域まちづくり支援制度における施設整備に対する助成事業の中核を担っており、当事業の活用により、いっそう魅力ある地域まちづくりが実現されるように事業費の確保に努めていきます。

当事業の位置付けについては、地域コミュニティの活性化に大きく寄与していることに鑑み、地域福祉の増進や市民活動の推進にあたって、どのように再構築していくべきかを事業の局際化による効果や影響などについて関係局と検討していきます。また、事業費の確保にあたっては、当事業が企業等の社会貢献事業となり得るかなどを検討・協議していきます。

提案を検討しているグループが提案内容の向上を図ろうとする際、活用しやすい支援制度の一つとして「事前登録制度」を用意しています。この制度は、不採択となったグループも活用することができますが、24 年度までに利用された例はありません。当事業は提案方式で実施しているため、各グループの自主的な判断を尊重しつつ、継続的に情報提供することで、提案機運の向上に努めます。

整備後の展開については、当事業で施設を整備したグループが、お互いに知り合える機会をつくること等を目的として実施している交流会への参加を通じて、各グループが得意分野を活かして他のグループを支援する関係づくりに取り組んでいます。そこで生まれる「相互支援」の関係が、地域まちづくりの進展に効果を発揮することを促していきます。また、地域福祉の向上や市民活動の活性化など、各局が担う施策と連携してコミュニティ行政を展開していきます。

8-1 ヨコハマ市民まち普請事業の実施状況

ヨコハマ市民まち普請事業は、市民から身近なまちの整備に関する提案を募集し、2段階にわたる公開コンテストで選考された提案に対し、最高500万円の整備助成金を交付するもので、平成17年度から開始された。

【表 8-1-1】 制度の特徴

1	施設（ハード）整備を実現するための助成のほか、活動助成も行っていること。
2	助成金の助成率を設定しない代わりに、整備における労力、整備した施設の維持管理、整備に要する費用の一部などの負担を求めていること。
3	多様化する市民ニーズに対応し、整備分野を限定していないこと。
4	1次コンテストを通過した提案グループに対し、行政との話し合いの場づくりや活動費用などを支援し、その上で2次コンテストを行うという2段階の選考システムとしていること。
5	コンテストでは、選考のプロセスすべてを公開し、透明性、公開性、公平性を確保していること。

【表 8-1-2】 制度の改善点

年度	主な改善点
H17年度	—
H18年度	・1次コンテストから2次コンテストまでの期間を5ヶ月から6ヶ月に延長。
H19年度	・1次コンテストから2次コンテストまでの期間を6ヶ月から7ヶ月に延長。 ・2次コンテストで求められる整備計画の水準に比べコーディネーター費用など資金が不足しているというアンケートの結果を受け、1次コンテスト通過グループへの活動助成金を平成19年度に20万円から30万円に引き上げた。 ・平成20年の1月から3月にかけて事前登録制度として、提案を検討しているグループに対してコーディネーターの派遣を行うことができるようにした。
H20年度	・10月から、年間を通じてコーディネーターの派遣をできるようにした。 ・10月にまち普請のメーリングリストを立ち上げ、提案グループ間の情報交換をしやすくした。 ・整備助成金の対象に新たに活動費を加えることで、コーディネーターの指導を受けつつ、地域を巻き込みながら、まちづくりとしての施設整備を行いやすくした。
H21年度	—
H22年度	—
H23年度	・提案意欲が増進するようまちづくりに関心のある市民向けに、整備箇所を見学できるバスツアーを実施した。 ・コンテストに取り組んでいるグループが参加する活動懇談会と、前年度に整備が完了したグループが参加する整備成果報告会に加え、過年度に整備を完了したグループ全てが参加できる交流会を新たに行い、グループ同士の相互支援のきっかけづくりに着手した。
H24年度	・市内に点在する整備箇所にもち普請事業により整備を行ったことを表示するためのプレートを作成し、配布した。 ・中間支援組織の相談窓口の担当者向けに、まち普請事業の活用促進を図るためのパンフレットを作成した。 ・2次コンテスト対象グループが前年度整備箇所のグループから直接話を聞く機会を通して、活動の発展と2次コンテストの提案内容の精度向上を図ることを目的として、整備箇所の見学会に参加できることとした。

まえがき

1 概

要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

【表 8-1-3】応募状況集計

年 度	応募件数	1次通過	2次コンテスト		整備	活動助成 単位:円	整備助成 単位:円
			1次免除	通過 ()は1次免除で内数			
H17年度	31件	13件	2件	7 (0) 件	—	2,339,561	—
H18年度	20件	8件	1件	5 (1) 件	7件	1,649,653	25,370,867
H19年度	10件	8件	2件	5 (0) 件	5件	2,369,768	24,269,896
H20年度	10件	7件	1件	4 (0) 件	3件	1,996,291	13,215,230
H21年度	8件	8件	2件	5 (1) 件	5件	2,598,028	24,162,045
H22年度	8件	5件	1件	4 (1) 件	5件	1,786,862	25,000,000
H23年度	6件	3件	0件	3 (1) 件	4件	900,000	15,377,203
H24年度	10件	6件	1件	3 (0) 件	3件	1,163,191	15,401,397
合 計	103件	58件	10件	36 (4) 件	32件	14,803,354	142,796,638

※ 19年度は、2次コンテスト通過提案のうち整備辞退1件。かつ、1件は21年度整備。
 ※ 2次コンテスト通過の()は、通過した提案のうち、前年度は1次免除だった提案の数を示している。

(状況) コンテスト等の執行状況は表 8-1-3 のとおりで、応募件数は平成 21 年度から 23 年度までは 10 件未満となっており、事業の開始時と比べて少ない状況となっていた。22 年度末 (H23.3) には東日本大震災が発生したこともあり、23 年度の応募件数は 6 件となったが、復興にあたって地域の絆やコミュニティの重要さが改めて見直されたこともあり、24 年度の応募件数は 10 件に増加した。23 年、24 年度は、それぞれ 3 地区が 2 次通過した。

活動助成金は 1 次通過後に提案内容の向上を図るための活動費として、専門家の技術料、図面作成費などを対象に 30 万円を上限 (17 年度は 20 万円) として交付し、整備助成金は 2 次通過後の施設の設計費、工事費などを対象として 500 万円を上限として交付している。

【表 8-1-4】まち普請事業応募団体一覧

☆ 1 次通過 ★ 次回 1 次免除 数字は整備年度

区名	整備提案名	提案主体名	整備場所		整備内容 メインが◎					整備テーマ メインが◎				結果	
			公有地	民有地	植樹・花壇・伐採	水環境の整備	広場・遊び場	みち空間整備	休憩・交流施設	設備・備品	歴史・文化	自然	防災・防犯		美化・環境改善
H17 年度															
鶴見	市場西中町いこいの散歩道整備	鶴見区市場西中町まちづくり協議会普請事業部会	○					◎					◎		☆
	岸谷公園を中心とした、まちの防災・防犯拠点の再整備	岸谷第二自治会	○							◎			◎		☆ H18
神奈川	地域のコミュニケーション基地「うさきちハウス」づくり	うさきちハウスづくり実行委員会	○				○		◎					◎	★ H19
西	みなとみらい地区の手作りベンチの設置	NPO 法人 アニミ	○						◎					◎	
中	(仮称) 日ノ出町大明神プロジェクト	日ノ出町駅周辺市民と文化メリットを創る会 (略称: HCCA)	○	○					◎					◎	

区名	整備提案名	提案主体名	整備場所		整備内容 メインが◎						整備テーマ メインが◎				結果
			公有地	民有地	植樹・花壇・伐採	水環境の整備	広場・遊び場	みち空間整備	休憩・交流施設	設備・備品	歴史・文化	自然	防災・防犯	美化・環境改善	
中	横浜寿町ホステルビレッジ街化事業	横浜寿町ホステルビレッジ街化事業実行委員会	○						◎	○			◎	○	☆ H18
	伊勢佐木モールの活性化につながる子育て支援と誰もが安心して利用できる生き甲斐サロン（たまり場）づくり計画	特定非営利活動法人D&D 夢と多様性		○										◎	
南	こどもの遊び場、ビオトープ作り	永田町上第三町内会		○	○	○	◎		○			◎	○		☆ H18
港南	日野南連合自治会地域自主防犯・防災活動拠点整備事業	日野南連合自治会	○						◎	○		◎			
保土ケ谷	まちにわ（街庭）のあるみちー国道16号歩行者空間の魅力づくりー	和田町タウンマネジメント協議会まち庭推進チーム	○		○			◎	○				◎		
	東海道保土ケ谷宿 松並木・一里塚等再創造プロジェクト	保土ケ谷宿四百倶楽部＋東海道保土ケ谷宿松並木プロムナード実行委員会	○		◎							◎			☆ H18
磯子	洋光台地区活動備品収納倉庫の協同管理と活動拠点整備	洋光台青少年育成協議会	○							◎			◎		
	滝頭1丁目に提案型ゴミ箱の設置	滝1研究会	○							◎			◎		
	まちの買物駐輪場	洋光台まちづくり協議会	○							◎			◎		
	メルヘン時計塔	洋光台まちづくり協議会 青少年夢環境部会	○							◎			◎		
金沢	センターシーサイド活性化プラン	金沢シーサイドタウン連合自治会+NPO 法人らしく並木	○										◎		☆
	「能見堂跡地眺望復活・整備計画」（金沢再生プロジェクト第一弾）	金沢街づくりの会 能見堂復活プロジェクト	○		○					◎	◎	○			
港北	高田東小学校における雨水貯留・浸透施設の設置とビオトープ整備による流域学習推進事業（総合治水・水循環回復・環境保全・回復の総合的学習）	高田東小学校の雨水利用をすすめる会	○			◎						◎			☆ H18
青葉	熊ヶ谷 自然観察の道普請	熊ヶ谷の自然を愛する会	○					◎	○		◎				☆

まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

まえがき 1 概要 2 グループ 3 組織 4 プラン 5 ルール 6 支援制度 7 アンケート 8 まち普請 9 顕彰 10 広報 11 委員会 12 おわりに 資料編	区名	整備提案名	提案主体名	整備場所		整備内容 メインが◎						整備テーマ メインが◎				結果	
				公有地	民有地	植樹・花壇・伐採	水環境の整備	広場・遊び場	みち空間整備	休憩・交流施設	設備・備品	歴史・文化	自然	防災・防犯	美化・環境改善		地域交流
	青葉	住民主体で整備を行う、美しが丘西よもぎ地区における「複数の借上げ公共空地と遊歩道を結ぶ空間」を安心して楽しく過ごせる空間にする事業	美しが丘西よもぎ地区まちづくり協議会準備会	○				◎	○						◎		☆
		寺家ふるさと村くやすみ処づくり事業	特定非営利活動法人のむぎ地域教育文化センター		○											◎	
		嶮山自治会域内安全安心の道路整備計画	嶮山自治会域内道路を考える会	○					◎						◎		★
	都筑	花*花に 楽々水やり	花*花 倶楽部	○	○	○	◎		○						◎		☆ H18
		早瀬川桜堤プロジェクト（親水公園での桜の植樹）		○		◎		○				◎					
		つづきアートプロムナードの整備（展示ショーケースの設置）	つづきセンター地区景観形成推進会	○					○		◎	○			◎		
		つづきセンター花広場の整備		○		○		◎				○			◎		
		中川駅北西の途切れている遊歩道をつなぐ	ぐるっと緑道・遊歩道研究会	○					◎						◎		
		中川のひろばリニューアル	特定非営利活動法人 I Love つづき	○				○	◎						◎		
	戸塚	誰でも気楽にコンサート	とつかファン倶楽部	○				○	○	◎	○	◎					
		バス停前傾斜地の緑化事業	舞岡第二ゆめプロジェクト推進会	○		◎			○	○					◎		☆ H18
		遊休地の活用で町おこし	舞岡まちづくりクラブ (My 舞ドッグラン計画実行委員会)		○					◎						◎	
H18 年度																	
	鶴見	二ツ池から学び、自然、環境を考えるブース	二ツ池プロジェクト	○										◎			
		貯水池前 出会いの道標	メガネット	○											◎		
	神奈川	井戸のある災害時の一時避難広場整備	浦島町まちづくり協議会		○				◎						◎		
	西	みんなで楽しく作る空き地の整備と防災街づくり	羽沢西部自治会	○	○				◎		○				◎		
		不便な盆地も雨水・湧き水で大変身！	西戸部二丁目第一自治会 わくわく倶楽部	○	○		○	◎							◎		☆ H19
	中	仮称) 日ノ出町・初黄地区ライトアップ地域浄化構想	美しい環境・市民文化づくりの会 (略:B-UPの会)	○	○				◎		○				◎		☆ H19
		関内にシドモア桜並木を！	関内を愛する会・馬車道万国橋通り街路樹整備事業	商店街協同組合	○		◎					○			◎		
	南	登り窯付属施設及び周辺環境の整備	登り窯と永田の自然を守る会		○	○	◎	○				○	◎				☆ H19

区名	整備提案名	提案主体名	整備場所		整備内容 メインが◎						整備テーマ メインが◎				結果
			公有地	民有地	植樹・花壇・伐採	水環境の整備	広場・遊び場	みち空間整備	休憩・交流施設	設備・備品	歴史・文化	自然	防災・防犯	美化・環境改善	
南	まるちゃん～防災マルチ機能付き舞台・掲示板の整備～	三春の丘いえ・みち・まち応援隊	○				◎			○		◎			☆
港南	車椅子使用者の為にリフト設置と相談ルームの増設	在宅支援サービス さわやか港南		○					◎	○			◎		☆ H19
	太陽光風力発電と障害者用トイレ設置	西洗自治会	○						◎		◎				
磯子	ゴミ置場の改善及び防犯対策	滝一研究会	○							◎			◎		
	洋光台地区活動拠点整備	洋光台青少年育成協議会	○							◎			◎		
青葉	寺家ふるさと村 足湯どころ	特定非営利活動法人のむぎ地域教育文化センター		○					◎	○			◎		
	自分たちの手でまちづくり～遊歩道と憩いの場～	青葉 奈良エコチーム	○				○		◎			◎			☆
	駅前プレイバック・プレイパーク	NPO 法人 W.Co パレット	○					◎					◎		☆
	まちの縁側 コミバルCafe づくり	コミバル (コミュニティバルコニー)	○				○		◎				◎		
都筑	中川に水と緑とにぎわいをー中川ふれあいのまちづくり	中川ふれあいのまちづくりグループ	○		○				◎			◎			
戸塚	川でつながる地域と子供のふれあい広場	舞岡川とふれあう会	○			○	◎				◎			★ (辞退)	
泉	遊歩道四季の径を中心としたより魅力的なまちづくり	緑園都市コミュニティ協会	○				○		◎				◎		
H19年度															
港南	安全・安心のひろば整備事業	西洗自治会	○					◎					◎		
旭	「自然力 (太陽光、風、水)」活用によるまちづくり	今宿コミュニティガーデン友の会		○					◎		◎		○		☆ (辞退)
	シニアパークと (ふるさと) 2づくり	左近山団地二街区住民有志		○			○		◎				◎		☆H20 (辞退)
磯子	地域に愛される浜マーケットを次世代に残していこう!	商店街活性化×若者の働く場創出プロジェクトチーム	○	○					◎				◎	○	☆ H21
金沢	県営住宅跡地を利用し地元の多目的広場として利用	ふるさと侍従川に親しむ会	○				○	◎				◎			★ (辞退)
港北	地元企業・地主と市民による安全・安心のみちづくり	新羽駅周辺街づくり協議会	○					○	◎			◎	○		☆ H20
都筑	荒磯川源流の日本庭園・清流復活	茅ヶ崎公園・緑道愛護会	○					◎				◎			☆ H20
戸塚	俣野公園の水路を、ホテルが生息できるように整備	ホテルの里づくりの会	○		○	◎						◎			★ (辞退)

まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

まえがき	区名	整備提案名	提案主体名	整備場所		整備内容 メインが◎						整備テーマ メインが◎				結果
				公有地	民有地	植樹・花壇・伐採	水環境の整備	広場・遊び場	みち空間整備	休憩・交流施設	設備・備品	歴史・文化	自然	防災・防犯	美化・環境改善	
1 概要	栄	栄湘南地区ドッグラン計画	栄湘南地区ドッグランの会	○				◎							◎	
2 グループ	瀬谷	境川上流河川沿い道路に桜並木の名所づくり	境川沿いと鎌倉古道沿いに桜の名所づくり実行委員会	○	○	◎							◎			☆ H20
3 組織	H20年度															
4 プラン	鶴見	生麦ふるさと国道駅復活	生麦活性化プロジェクト(「生プロ」)		○						◎				◎	☆ (辞退)
		鶴見川大曲、花と緑と水の広場づくり	駒岡連合町会大曲広場整備実行委員会	○		○	○	◎							◎	★ H22
5 ルール	中	高島中央公園におけるファミリーガーデン計画	高島中央公園ガーデニングクラブ	○		○				◎					◎	☆ H21
		関内にシドモア桜並木を！北仲北界隈街路整備事業	関内を愛する会・馬車道商店街協同組合	○		○				◎			○		◎	
6 支援制度	旭	千代崎川の碑作製と震災復興橋の一部保存	千代崎川の歴史を残す会	○							◎	◎				☆
		森に隣接した旭高校外周道路のコミュニティ空間化	よこはま里山研究所川井緑地森づくりプロジェクト	○	○	○			◎	○			○		◎	☆ H21
7 アンケート	緑	霧が丘三代交流カフェ&マーケット開設プロジェクト	マザール・カフェプロジェクト事務局		○						◎				◎	
		カーシェアリング付シニアマンション	N.P.O.自分達でシニアマンションをつくる会		○						◎				◎	
8 まち普請	都筑	都筑民家園に市民に親しまれる本格的な「茶室」を整備	茶室を贈る有志の会+茶室まち普請・活用推進委員会	○			○			◎		◎	○		○	☆ H21
		農業体験を通して高齢者と地域住民が交流する場づくり	高齢者 こども等が農体験で交流する場づくり実行委員会		○		○				◎	○	◎		○	☆ H21
H21年度																
9 顕彰	鶴見	地域ぐるみで地域開放型コミュニティ・サロンをつくる	地域開放型サロンを豊岡につくる会		○						◎				◎	☆ H22
		うらしまたろうのまちづくり ～路傍博物館～	神奈河うらしま組	○							◎	◎				☆
10 広報	中	関内の公開空地进行ビジネス街のポケットオアシスに！	関内を愛する会 馬車道商店街協同組合 関内中央振興会	○	○	○		◎							◎	☆ (辞退)
		西柴団地商店街の空き店舗を利用した地域活性化プラン	私たちのふるさと「西柴団地を愛する会」		○						◎				◎	☆ H22
11 委員会	金沢	地域に根ざす技術を生かしふるさと大道の風景をつくる	ふるさと大道の風景をつくる会	○			◎		○			◎			○	☆ H22
		高田・花の丘プロジェクト	安心通学路実現の会	○	○	◎			○				◎	○		★ (辞退)
12 おわりに	港北															

区名	整備提案名	提案主体名	整備場所		整備内容 メインが◎						整備テーマ メインが◎				結果
			公有地	民有地	植樹・花壇・伐採	水環境の整備	広場・遊び場	みち空間整備	休憩・交流施設	設備・備品	歴史・文化	自然	防災・防犯	美化・環境改善	
緑	長津田の樹木を利活用したアートワークプロジェクト	長津田駅北側まちづくり協議会	○		○					◎	◎			○	★ H23
瀬谷	樹林と湧水を活かしたホテルの里山づくり	緑地保全地区を核にしたホテルの里山づくり実行委員会		○	○	◎						◎			☆ H22
H22年度															
中	本牧山頂公園里山あそびプロジェクト	本牧山頂公園和田山地区地域連絡会	○				◎					◎		○	☆ H23
	横浜寿町まちづくり拠点の整備及び持続的活動	ことぶきタウンマネジメント	○											○ ◎	
	初黄・日の出町地区に集いの広場を！階段広場をつくる	初黄・日ノ出町環境浄化推進協議会チームひろば		○				◎						◎ ○	☆ H23
南	新観光地域活性構想歴史と文化のある街・お三の宮通り	お三の宮通りまちづくり委員会	○								◎			○	★ H24
旭	荒廃緑地を地域のコミュニティ空間に！	南希望が丘緑の仲間(愛称ロビンフッド)		○	◎							◎			
緑	中山町「緊急放送システム」導入によるまちづくり	中山町自治会	○	○						◎			◎		☆
	新治市民の森に至る取付道路の整備	グループホーム世間座	○											◎	
青葉	美しが丘第六公園集会所整備計画	美しが丘西部自治会建設委員会役員会	○											◎	☆ H23
H23年度															
中	桜道橋・小港橋親柱街灯復元と千代崎川流域碑等の整備	千代崎川の歴史を残す会	○										◎		
	関内の桜通りをビジネス街の花のオアシスに！	関内まちづくり振興会・関内中央振興会	○		○									◎	
旭	いつまでも思い出とともに暮らせる安心なまちづくり	地域ビズ左近山	○											◎	
金沢	地域力醸成の拠点となるコミュニティサロンの整備	湘南八景自治会役員と湘南八景「お助けマン」		○										◎	☆ H24
栄	公田今昔物語～「公田町の歴史を辿る坂道」整備事業	お互いさまねっといこい応援団	○											◎	☆ (辞退)
瀬谷	阿久和北部見守り合い拠点・大きな傘「みまもり広場」	阿久和北部見守り合いネットワーク実行委員会	○											◎	☆ H24
H24年度															
神奈川	瀧乃川源流の湧！優！悠！防災井戸作り	瀧乃川保存を考える会	○											◎	☆ H25
中	関わりつづけ繋がる本牧里山あそび	本牧山頂公園和田山地区地域連絡会	○											◎ ○	
磯子	つなげよう！広げよう！『木』の活動と地域の「環」	NPO 法人こどもりクラブ		○										◎ ○ ◎	

まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

区名	整備提案名	提案主体名	整備場所		整備内容 メインが◎						整備テーマ メインが◎				結果
			公有地	民有地	植樹・花壇・伐採	水環境の整備	広場・遊び場	みち空間整備	休憩・交流施設	設備・備品	歴史・文化	自然	防災・防犯	美化・環境改善	
港北	夢・街のナビゲート大倉山 コンシェルジュパーク	大倉山に地域交流拠点 をつくる会		○					◎					◎	☆ H25
青葉	竹林 eco 体験で学びながら 地域問題を解決します！	NPO 法人 eco 体験工房		○	○				◎	○		◎			
	どんな時もつながり合える 街の家族	「どんな時もつながり 合える街の家族」の実行 委員会		○					◎				◎	★	
	鴨志田カモカモマーケット 自然エネルギー化整備事業	鴨志田カモカモマーケ ット実行委員会		○				○		◎			◎		
都筑	中川駅前中央遊歩道のルネ ッサンスプロジェクト	NPO 法人ぐるっと緑道	○		◎	○		○					◎	☆ H25	
栄	市民の果樹園・農園整備と 富士山展望の丘整備	一般財団法人オアシ ス・畑ミニストーリー		○	◎		○						◎	○	☆
泉	地域の情報ひろば「うめ花 カフェ」	新橋ふれあい会		○					◎					◎	☆ (辞退)

8-2 ヨコハマ市民まち普請事業に関する新規取組の紹介

平成 23・24 年度から、応募グループの交流や事業の広報を中心として、4 つの取組を開始した。

8-2-1 報告会等の実施

グループの相互支援を推進するため、活動懇談会、整備成果報告会に合わせて交流会を実施した。これらの3会を合わせて「まちづくり人全員集合」と呼ぶこととし、新しい縁が生まれるきっかけの場の提供を行った。

- ・ 活動懇談会（2次コンテスト対象グループ）
- ・ 整備成果報告会（前年度整備済みグループ）
- ・ 交流会（過年度整備（前年度含）グループ全てに参加呼びかけ）



交流相談会の様子

8-2-2 一般市民向けバスツアーの実施

事業の周知を図るため、整備された施設を見学する一般市民向けバスツアーを実施した。整備に携わった方々に現場で直接話を聞くことで、提案意欲の醸成にも繋がることを狙っている。



バスツアーの様子

ヨコハマ市民まち普請事業
まちづくり体感バスツアー
 わたしたちのまちは わたしがつくる きっとまちが好きになる

ヨコハマ市民まち普請事業の助成を受けて整備された「まちづくりの現場」を訪ねて、実際に整備に携わった方々から、整備の内容だけでなく、参加したきっかけやまち普請事業で得た助成金や人間的「支援」について、現場で話を聞きましょう。『まちづくり』の実態を体感していただきます。

●日時
 平成25年2月16日(土)
 9:30～16:30(予定)

●申込期間
 平成25年1月15日～

●申込方法
 メール、FAXで、下記必要事項を申込先までお送りください。

●必要事項
 1.お名前(複数の場合は参加希望者全員)
 2.連絡先(住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス)、所属、性別、年齢

●応募資格
 1.これからヨコハマ市民まち普請事業に参画しようとする方。
 2.観光、研修のまっすぐな参加希望者。
 3.まっすぐな参加希望者。

●参加費 無料(先着30名)

●見学場所
 ●市民生活館(緑区)
 ●市民生活館(中区)
 ●市民生活館(南区)
 ●市民生活館(西区)

■申し込み先: NPO法人アクションポート横浜 ヨコハマ市民まち普請事業係
 E-mail: info@actionport-yokohama.org FAX: 045-662-4335
 ■問い合わせ先: 横浜市民まち普請事業推進センター 暮らし 045-671-3079
 ■主催: 横浜市・NPO法人アクションポート横浜・NPO法人市民センターよこはま

※本事業についてはこちらのホームページをご覧ください。 [まち普請](#) [お問い合わせ](#)

バスツアーチラシ

まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

8-2-3 整備済み箇所へのプレートの設置

まち普請事業で整備された施設に、「まち普請プレート」を設置した。施設利用者や一般市民等に事業を周知するとともに、整備グループと市民との交流のきっかけ作りとなることを狙っている。



まち普請プレートの掲示例

8-2-4 中間支援組織向けパンフレットの作成

中間支援組織の皆さんに事業を周知するため、パンフレットを作成した。市民ニーズの解決策の一つとして、事業を紹介（マッチング）していただくことを目的としている。



パンフレット表紙



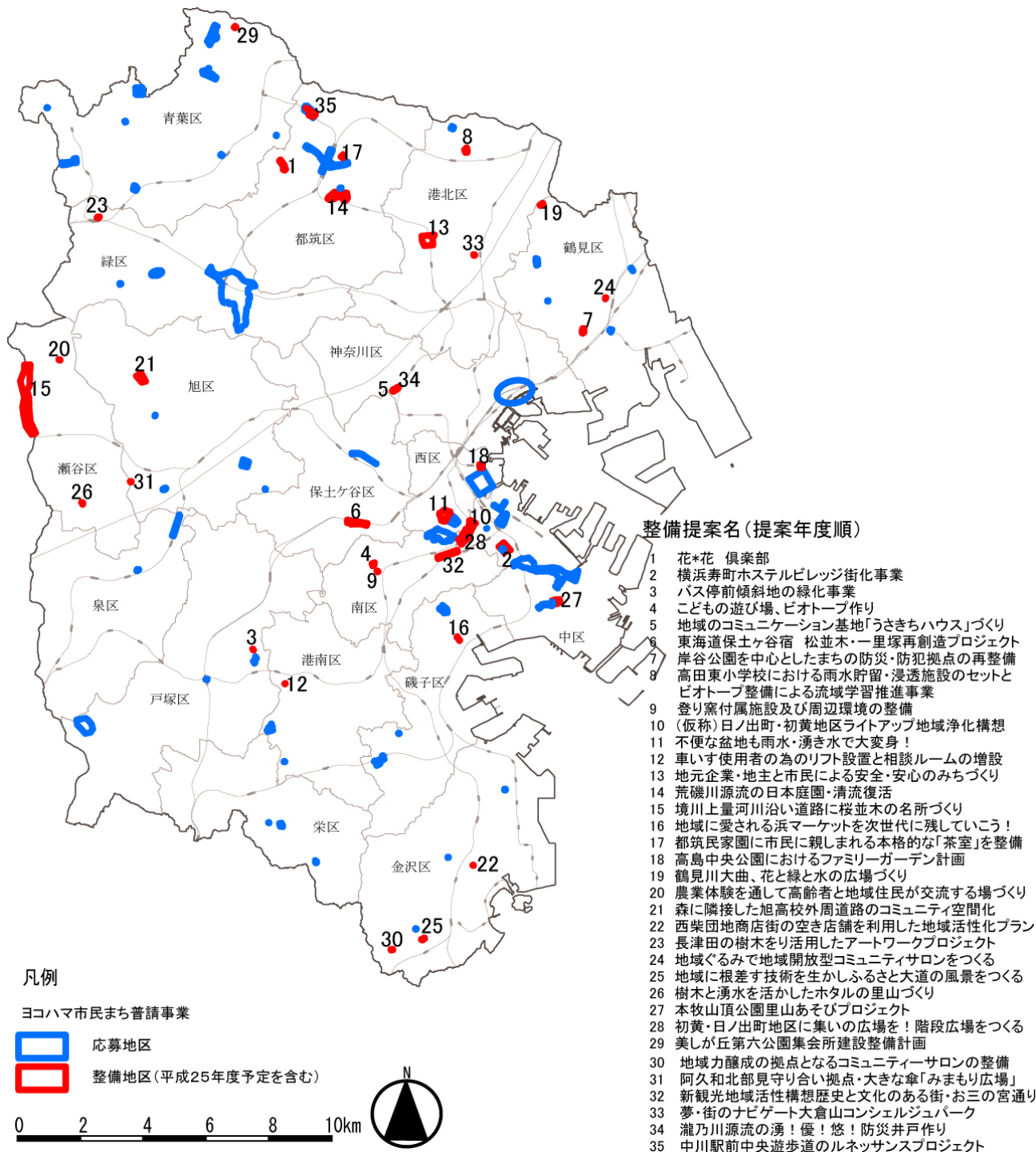
パンフレット中面

8-3 ヨコハマ市民まち普請事業の応募地区・整備地区の分布

平成 17 年度の事業開始から平成 20 年度の提案（1～21）までは、道路・公園などの公共空間や地域の里山空間における緑化・水辺環境の整備に係る自然系の提案・整備が多く見られた。平成 21 年度以降、自然系の提案が減少傾向となり、空き店舗や公園の空間等を活用した地域住民の交流拠点やコミュニティカフェなどの拠点系の提案・整備が増加傾向となっている。

また、平成 17 年度以降の行政区別（整備数/提案数）の状況では、提案件数の多い順に、中（4/14）・青葉（1/12）・都筑（2/11）で、少ない順では、保土ヶ谷（1/2）、泉（0/2）、栄（0/3）となっている。

【図 8-3-1】ヨコハマ市民まち普請事業の応募地区・整備地区の分布（平成 25 年 3 月 31 日現在）



まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

まち普請鼎談会コラム

ヨコハマ市民まち普請事業(以下まち普請という)について、「10周年を迎えるにあたって～これからのまちづくりへの期待～」をテーマとし、ヨコハマ市民まち普請事業部会の委員3名(名和田部会長、嶋田委員、松本委員(以下敬称略))で鼎談会を行った。(平成25年9月12日(木)開催)



●まち普請はハードとソフトのまちづくり

名和田 まず、「まち普請」の意義などをお聞きしたいと思います、いかがですか。

嶋田 「まち普請」は、横浜市民が施設(ハード)整備に取り組むことを通じて、人々のつながりや地域コミュニティをつくっていくことに力点と作用点があり、提案グループと地域が連携して初めて、ハード整備が実現していくところが、大変素晴らしいところだと思います。

名和田 自治会町内会等の地縁系と特定の課題に取り組むテーマ系のグループが協働・混在して、まちづくりに関わることも重要で、その中で行政は、提案を法律的、制度的に調整するなどの役割を担っていますね。

松本 ハード整備という共通の目標を持って、様々な才能や技術を持った人が参加することや、モノが残ることで、一過性にならず継続性が生まれることが、「まち普請」の魅力の一つであると思います。

名和田 実際の整備にあたっては、地域での合意形成が重要で、そこをやりきってきたのは横浜市民の優れた市民性があるからだと思っています。

松本 実際に提案側として関わってみて、1次コンテストから2次コンテストに向けて、地域の団体を説得したり、声掛けをしてメンバーを集めたりなど、地域の皆さんの協力を得られるようになることは大変でしたが、その反面、モノができた後の達成感は大きなものでした。

名和田 その負担を考えると、採択されなかった提案をフォローする仕組みの強化が必要ですね。事業の初年度である17年度に提案したグループが、24年度に再度提案して整備までに至りましたが、活動が継続されていて再挑戦してもらえたことは非常にうれしく思います。「まち普請」の本質は、地域力を掘り起こす、市民を元気にすることだとつくづく思います。

●提案の力強さとモノの力強さ

名和田 これまでのコンテストを振り返って、どんなことを感じていますか。

嶋田 「まち普請」の整備にあたって、公園に小屋を設置するために環境創造局が新たな要綱をつくることに発展したことがあります。要綱の検討に至るには提案者の力があり、市がそれを応援することは、「まち普請」だからできることだと思います。

名和田 「まち普請」にチャレンジするグループは、枠にとらわれず人と人とのつながりをつくるなど、地域に与える変化が大きいと感じています。また、提案グループ自身も十分自覚しないまま、実際にモノをつくってみたら、思っていた以上に魅力的なものになることがしばしばあります。それは、必ずしもハードの専門家ではない市民の手によってつくられたモノの力であり、「まち普請」の魅力が表れている部分だと思います。

●1次コンテストはアイデアレベルで

名和田 コンテストのあり方や、審査員としてのお考えなどはありますか。

松本 コンテスト形式の「まち普請」の面白いところは、公開審査ということ。審査員は提案をただ審査するだけでなく、半年以上の期間にわたって提案グループとコミュニケーションしていく中で最終審査に臨み、助成対象となる提案を選考しています。そのようなプロセスを経て、皆さんに納得し

ていただけるよう努めていることが「まち普請」の良さにつながっていると感じています。

名和田 全体として提案のレベルが上がっていると感じていますか。

松本 近年、1次提案の時点でのレベルが高くなっていて、アイデアレベルの提案が少なくなっています。1次提案では、色々な提案が出てくる方が面白いと思います。1次の提案レベルが上がると、提案そのものが負担となってしまう、提案数の減少にもつながっていくと感じています。

嶋田 形になっていなくても、アイデアがたくさん盛り込まれているようなものが、一堂に会するほうが面白いと思います。今は、1次コンテストと2次コンテストの差がなくなってきました。

名和田 これからは、1次コンテストの雰囲気を変えて、アイデアベースの提案を集めたお祭りのなものにしたほうが良いかもしれないですね。

●まち普請の効果の検証

名和田 整備後の施設見学で、実際に現地の様子を確認することで自信を持って審査できるようになりました。一方で、グループ同士の交流会では、施設の維持管理などが話題になっていて、市民側のまちづくり活動に関する支援策の充実も必要になってくるでしょう。

嶋田 整備した施設の維持管理は地域住民が自前で行うことになっていますが、それを持続していける地域力が保たれているかは大きな問題です。ボランティアだけで維持管理できる地域と、それができない地域があり、これからの「まち普請」の課題の一つとなるのではないかと感じています。

松本 ハード整備には500万円では足りないこともあります。500万円という重みをかけてつくったモノであればこそ、後々も有効に活用され続けられます。これを、件数は増やすが金額を減らすということになると、「まち普請」の良さが消えてしまいます。

名和田 実際、整備グループからは、500万円では不足、住民同士の工夫で何とかしたという話を多く聞きます。足りないものを、創意工夫や労力提供で補っていくことで、コミュニティ形成につながっていくということが、「まち普請」の醍醐味の一つであり、そういった意味では最高500万円という整備助成の額は絶妙なのでしょう。

●横浜市民の力

名和田 数としては多くはないですが、学校が関わっている事例がいくつかあります。学校が関わることでPTAも関わり、地域コミュニティの担い手が広がっていく可能性があります。学校が関わってくる事例には注目しておくべきではないでしょうか。

嶋田 地域課題の解決に学校と一緒に知恵を絞るようにしていく方が、良い案ができると考えています。1次2次とコンテストが進むにつれて、地域コミュニティに広がりが見えていくことになると思いますが、将来を見据えると、そこで若い担い手をどれだけ迎え入れられるかという点が、その後の地域コミュニティの継続的な発展につながるカギになると思います。

松本 単純に500万円でモノがつくられるだけでなく、提案・整備を通じて地域にネットワークをつくり、地域全体で協力することが「まち普請」らしいところだと思います。そこでつくられたネットワークは、モノができた後にも活かされていきます。まちに500万円を投資することにより、地域課題の解決に役立つ施設が整備され、地域コミュニティが発展するような化学変化が人々に起こることが「まち普請」の意味だと感じます。

名和田 「まち普請」は、ハード整備における協働提案事業であり、実際の整備にあたっては、地域や地権者等の合意が必要になります。コンテストで勝ち抜いていくためには、非常に高い地域力が要求されていて、それがあってやり切れていく。これだけ提案が集まり、今も各地で施設が活用され続けている要因は、横浜の優れた市民性によるものであり、同じ横浜市民としても誇りに思います。

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

9 顕彰事業の状況

地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを推進する目的で、平成 11 年度から「横浜・人・まち・デザイン賞（地域まちづくり部門、まちなみ景観部門）」を実施しており、平成 24 年度の募集で第 6 回を迎えた。

「横浜・人・まち・デザイン賞」は、魅力あるまちづくりへの貢献が認められる活動を対象とした「地域まちづくり部門」（地区ではなく、活動そのものが選考対象であり、活動を支援した団体も選考対象）と、魅力ある都市空間の形成に寄与しているまちなみ、建築物などを対象とする「まちなみ景観部門」の 2 部門で構成されている。市民公募によるものの中から、「地域まちづくり部門」は横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会、「まちなみ景観部門」は横浜市都市美対策審議会表彰広報部会の選考に基づいて、顕彰する活動とその主体である表彰対象を決定している。

(1) 実施状況(地域まちづくり部門)

① 32 活動が選考対象となり、本賞 8 グループ (7 活動)、支援賞 4 グループ (2 活動) を選考

地域まちづくり部門の選考では、専門的なテーマに取り組みつつ、他のテーマで活動する団体等と積極的に連携している活動や、運営の仕組みをオープンにすることで周囲へ好影響が波及することが期待される活動が選ばれた。

活動を支援した団体としては、中間支援機能を発揮した地域活動拠点の運営団体 (3 グループ) と、地域活動への協働的支援の継続が連携に発展している活動主体として大学生の団体 (1 グループ) が選考された。

② 選考と表彰のスケジュール

横浜・人・まち・デザイン賞は、募集・選考を行う年度の翌年度に表彰式を執り行っている。今回は 24 年度に募集・選考、25 年度に表彰式を行っている。

表彰式には、まちなみ景観部門も合わせて受賞関係者約 70 人が臨み、都市整備局担当の鈴木（伸）副市長から各グループの代表者に表彰状と記念のプレートが贈られた。

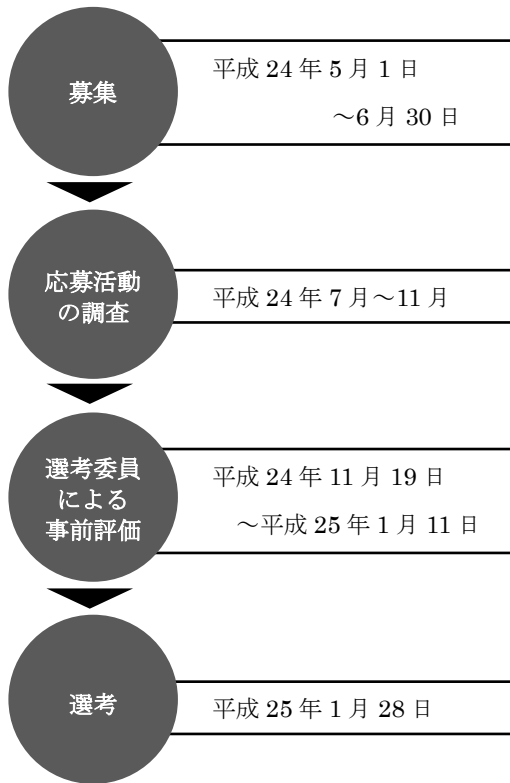
【表 9-1】第 6 回 横浜・人・まち・デザイン賞 地域まちづくり部門 実績

	・活動名称 ・活動テーマ等（顕彰対象）	活動団体（表彰対象）	区
1	・新治市民の森一帯の里山景観と生物多様性を守り育てる活動 ・里山景観・生態系保全	新治谷戸田を守る会 (1-1)	緑
		新治市民の森愛護会 (1-2)	
2	・初黄・日ノ出町地区のアートによる安全・安心のまちづくり ・アートによる賑わい創出	特定非営利活動法人 黄金町エリアマネジメントセンター	中
3	・寺尾地区で身近なまちの暮らしを豊かにする活動 ・安心・安全のまちづくり	寺尾地区福祉のまちづくり推進協議会	鶴見
4	・港南区の歴史を後世へ伝承する活動 ・地域の歴史伝承 【支援団体】 中間支援機能の発揮	特定非営利活動法人 港南歴史協議会 【活動を支援した団体】 港南台タウンカフェ コミュニティルーム・ここ さわやか港南	港南
5	・高齢化が進む西柴を生き生きと暮らせる街にしたい ・コミュニティカフェによる地域交流	特定非営利活動法人 さくら茶屋にししば	金沢
6	・六角橋商店街の新たな企画 空き店舗を活用したドッキリヤマ市場 ・商業による地域振興 【支援団体】 協働的支援の継続	六角橋商店街連合会 【活動を支援した団体】 神奈川大学神大フェスタ実行委員会	神奈川
7	・下和泉地区での交通不便を解消コミュニティバスの自主運営活動 ・地域独自の交通手段の運営	下和泉地区交通対策委員会	泉

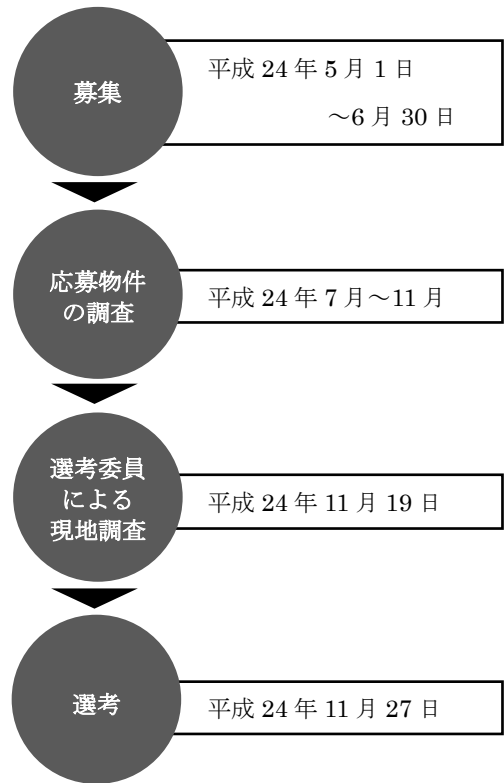
まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

【図9-1】第6回 横浜・人・まち・デザイン賞 募集から選考までの流れ

地域まちづくり部門



まちなみ景観部門



横浜・人・まち・デザイン賞パンフレット



表彰式の様子（平成25年5月13日）

9 顕彰事業の状況

まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

(2) 現状に対する取組・認識

今回受賞した案件を見ると、地域まちづくり部門では、高齢化が進む中、人々が地域でつながり、元気で豊かに暮らすための活動が見受けられる。また、まちなみ景観部門では、既存建物を活かした創造的限界や街並みの形成などがある。これらは、平成 23 年 12 月に横浜市が国からの選定を受け進めている「環境未来都市」のテーマに掲げられている、「安心で高品質な生活基盤が支える幸せな市民生活」や「多彩な地域の魅力の『つながり』がつくる横浜の創造力」にもつながるものといえる。

地域まちづくりの活動やまちなみの形成が、様々な担い手の幅広い連携と取組によって進められ、このことが本市全体のまちづくりに寄与していることが、改めて認識された。こうした取組が、これからの横浜をリードする役割を担っていくことが期待される。

地域まちづくり推進委員会の評価

「横浜・人・まち・デザイン賞」は、この名称を冠する形で平成 11 年度より計 6 回が実施され、2 つの部門でのこれまでの選考対象数は延べ 612 件、表彰件数が 73 件を数えるまでになった。このことは、地域まちづくりとはどのようなテーマや活動であるか、具体的な形で市民に見せることにつながるものであり、大いに評価したい。

同時に「横浜・人・まち・デザイン賞」は、地域まちづくり推進委員会等の選考委員が地域まちづくりの望ましい取組を表明する機会とも言える。即ち、委員は各時代の先行事例の特徴と推移をきちんと見つけ、時代の持つ価値観の変化や新たな時代への期待などを読み取る努力を怠ってはならない。そのためにも今後、これまでの蓄積を分析するためのデータ整理を行うとともに、各活動のその後の経緯等についても追跡調査されたい。

市の見解

多様化する価値観や時代の変化を踏まえた審査に資することを目的として、24 年度に選考の視点の考え方を整理しました。この中で、創意工夫に対する評価の考え方に、「現代社会が求める活動であるか」という参考指標を設け、価値観の変化や新たな時代への期待などを評価することとしました。

今後も社会ニーズに沿った顕彰事業となるよう、継続的にデータ整理を行うとともに、一定期間経過後に顕彰効果をヒアリングし、各活動の状況確認に取り組んでいきます。

なお、横浜・人・まち・デザイン賞が、受賞団体にとって活動の励みになることはもちろん、市内における地域まちづくりのさらなる推進につながるよう、受賞団体の活動内容などについて、市・区庁舎での展示や、冊子などで広報するなど広く市民の皆様にご覧いただき取組も引き続き進めます。

9-1 横浜・人・まち・デザイン賞

地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを推進する目的で、平成 11 年度から隔年で「横浜・人・まち・デザイン賞（地域まちづくり部門、まちなみ景観部門）」を 3 回実施した。その後、両部門の根拠となる条例の策定に伴い募集を休止していたが、条例の制定・関連要綱の施行を受け、平成 20 年度に再開し、第 6 回を迎えた。

「横浜・人・まち・デザイン賞」は、魅力あるまちづくりへの貢献が認められる活動を対象とした「地域まちづくり部門」と、魅力ある都市空間の形成に寄与している、まちなみ、建築物などを対象とする「まちなみ景観部門」の 2 部門で構成されている。市民公募によるものの中から、「地域まちづくり部門」は横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会、「まちなみ景観部門」は横浜市都市美対策審議会表彰広報部会の選考にもとづいて表彰対象を決定している。なお、地域まちづくり部門では、第 4 回から顕彰対象の活動を支援した個人または団体も表彰することとした。

「地域まちづくり部門」の応募の内訳では、安心・安全に資するまちづくり活動、環境保全活動、市民参加型イベント活動が案件数で上位となっている。これらの分野は前 2 回も案件数の上位を占めており、傾向に特段の変化は見られない。また、歴史や景観の保全、子育てなどの活動内容もあり、多様な分野から応募があった。

「まちなみ景観部門」は、横浜市都市美対策審議会条例に基づいて設置された表彰広報部会が選考している。両部門のダブル受賞には至らなかったものの、地域まちづくり部門との重複応募が 8 件あり、ハードとソフトの両面が合わさって横浜の魅力を高めている。

【表 9-1-1】横浜・人・まち・デザイン賞応募概要（地域まちづくり部門）

	第 5 回	第 6 回
応募期間	H22 年 5 月～6 月（2 か月間）	H24 年 5 月～6 月（2 か月間）
新規広報活動 （第 5 回との比較）	-	区役所にて区民向けモニター画面での PR 画像放映
応募要件	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市内における地域まちづくりの主体である団体であること。 おおむね 3 年以上の取組実績があること。（過去に「横浜まちづくり功労者賞」及び「横浜・人・まち・デザイン賞まちづくり活動部門又は地域まちづくり部門」で表彰されたものは対象外） 	
応募方法等	<ul style="list-style-type: none"> 応募はがき、又はウェブページからの電子申請による応募（複数の応募も可） 記載事項：活動団体名、団体の連絡先、応募・推薦理由、地域まちづくりの取組概要 自薦、他薦は不問 	
選考基準	①公共性（地域社会への貢献）②積極性 ③地域住民等の幅広い参加や他団体との連携 ④今後の活動の継続性・発展性 ⑤創意工夫	

【表 9-1-2】横浜・人・まち・デザイン賞応募等状況

	募集年度	地域まちづくり部門		まちなみ景観部門	
		選考対象数	顕彰活動数	選考対象数	顕彰景観数
第 1 回	H11 年度	34	6	83	6
第 2 回	H13 年度	24	5	70	5
第 3 回	H15 年度	20	6	66	7
第 4 回	H20 年度	36	6	55	6
第 5 回	H22 年度	40	6	68	6
第 6 回	H24 年度	32	7	84	7
合計		186	36	426	37

【表 9-1-3】第6回横浜・人・まち・デザイン賞 地域まちづくり部門（活動概要等）（一部再掲）

まえがき	・活動名称 ・活動テーマ等 (顕彰対象)	活動団体 (表彰対象)	区	活動概要
1 概要	・新治市民の森一帯の里山景観と生物多様性を守り育てる活動 ・里山景観・生態系保全	新治谷戸田を守る会 (1-1)	緑	新治市民の森一帯は横浜の原風景と呼ばれる谷戸の景観が連なり、さまざまな生きものが生息している。地元農家の協力も得ながら、多くの市民が森や田んぼの手入れを行っている。近隣小中学校や市民団体と連携し、次世代への担い手を育てる活動をすすめている。
2 グループ		新治市民の森愛護会 (1-2)		
3 組織	・初黄・日ノ出町地区のアートによる安全・安心のまちづくり ・アートによる賑わい創出	特定非営利活動法人 黄金町エアーマネジメントセンター	中	この地区では、違法風俗営業を行う小規模店舗の乱立により生活環境の悪化が地域の深刻な問題となっていた。その改善を目指し、地域住民・警察・行政・大学・NPO等が連携し、安全・安心なまちを、小規模店舗の活用や「アートによるまちづくり」等を通じて実現した。今、まちの賑わいを創出する活動は地域と一体となって行われている。
4 プラン	・寺尾地区で身近なまちの暮らしを豊かにする活動 ・安心・安全のまちづくり	寺尾地区福祉のまちづくり推進協議会	鶴見	福祉の視点を大切にしながら、暮らしやすいまちを実現するため、地域住民から地域の課題や困りごと、楽しみ等の情報を共有する会議を毎月行っている。活動には誰もが参加できるという姿勢と、連合自治会や町内会、地域の福祉施設等との幅広い連携で、バス停の改善や車いすが通行しやすい歩道の実現など多くの成果があった。
5 ルール	・港南区の歴史を後世へ伝承する活動 ・地域の歴史伝承	特定非営利活動法人 港南歴史協議会	港南	港南区の歴史を丹念に保存・記録し続けている。また、一般市民が地域の文化財を知る機会を設けることで郷土愛が育まれることにも力を入れている。郷土史情報の普及のために図書館と協働で企画講座を設け、小学校や市民団体への出張講座も行っている。歴史を知ることで見えてくる今のまちづくりもある。
6 支援制度		【支援団体】 中間支援機能の発揮		
7 アンケート	・高齢化が進む西柴を生き生きと暮らせる街にしたい ・コミュニティカフェによる地域交流	特定非営利活動法人 さくら茶屋にししば	金沢	シャッター化が進んでいた商店街の空き店舗を活用して、住民が世代を超えて交流できる地域の拠点としてコミュニティカフェをつくった。地域の方々のまちの活性化を望む声に応えてきた努力が多くの人の支持を得て、今では応援されるまでになり、ボランティアスタッフも毎日「楽しく」活動している。
8 まち普請	・六角橋商店街の新たな企画 空き店舗を活用したドッキリヤミ市場 ・商業による地域振興	六角橋商店街連合会	神奈川	市民の台所として古くから賑わってきた細く長い商店街でも、店主の高齢化や後継者の問題に頭を悩ませていた。そこで、閉店後のシャッター前でフリーマーケットやライブイベントを行い、通路そのものをイベント会場に利用して商店街を盛り上げている。この取組で商店街の知名度も上がり、今では商店街に空き店舗はなくなった。
9 顕彰		【支援団体】 協働的支援の継続		
10 広報	・下和泉地区での交通不便を解消コミュニティバスの自主運営活動 ・地域独自の交通手段の運営	下和泉地区交通対策委員会	泉	路線バスの廃止と減便で交通不便地域となり、特に高齢者の外出機会が減ることが懸念される事態になった。公共交通機関とは定期運行に向けた協議を重ねたが、実現に至ることができず次の打開策の検討を始めた。そして、バスを自主運営する組織を立ち上げ、基金を募り民間のバス会社と契約を結び定期運行を実現した。
11 委員会				
12 おわりに				



1-1. 森林の保全活動



1-2. 毎年6月の田植え



2. 黄金町バザールの模様



3. まち歩きで課題発見



4. 江戸時代の高札の説明



5. 店さきにはテラス席もあります



6. フリーマーケットの様子



7. 運行中のEバス

まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

【表 9-1-4】第 6 回横浜・人・まち・デザイン賞 まちなみ景観部門（景観概要等）

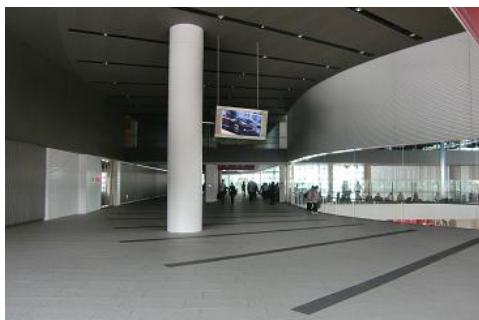
まえがき	・景観名称 (顕彰対象)	区	概要
1 概要	・ヨコハマアパートメント ・住居系:地域に開かれたシェアハウス	西	西戸部の入り組んだ住宅街の中に建てられたシェアハウス。建物は木造で、4つの三角形の柱の上に4戸の住居が乗っている。柱で囲まれた空間はピロティ状になっており、共用のアトリエとしてだけでなく、作品の展示スペースにもなる。共用部にはキッチンや家具も備え付けられているため、日常生活や、地域の交流の場としても使用されている。 設計・運営者…有限会社オンデザインパートナーズ 所有者…川口ひろ子(個人) 構造・設計者…坂根構造デザイン 施工者…有限会社伸栄
2 グループ	・防火帯建築を活用した吉田町のまちなみ ・商業系:既存建物の活用による景観形成	中	1950年代の戦後復興期に、都市の防災を目的として市内中心部に多数建てられた長大な壁面をもつ不燃建物「防火帯建築」による街区を活用した都市空間。通りに面した部分はバーやギャラリー、カフェなどに利用されており、地域でのイベントの拠点にもなっている。 事業者…一般社団法人 吉田町名店街会
3 組織	・日産グローバル本社 NISSAN ウォーク 横浜三井ビルディング公開空地 ・業務系:市民に開かれた憩いの空間	西	【日産グローバル本社 NISSAN ウォーク】地区のマスタープランに基づいて日産グローバル本社内に設けられた通り抜け通路で、横浜駅東口とみなとみらい 21 中央地区を連絡する快適な歩行者空間を形成している。また通路としてだけでなく、ギャラリーとしても広く一般に開放されている。 【横浜三井ビルディング公開空地】日産グローバル本社に隣接する横浜三井ビルディングの足元に設けられた公開空地。緑豊かで開放的な憩いの空間を提供するとともに、ウォーターフロントの立地を活かし賑わいと憩いの水際空間を形成している。 事業者…【NISSANウォーク】日産自動車株式会社 【横浜三井ビルディング】三井不動産株式会社 設計監督…【NISSANウォーク】谷口 吉生 設計監理者…株式会社竹中工務店 設計者…【横浜三井ビルディング】株式会社日建設計 施工者…【NISSANウォーク】清水建設株式会社 【横浜三井ビルディング】大成建設株式会社
4 プラン	・ザ・テラス/パークサイドカフェ ・商業・業務系:公園との関係をいかした建築	都筑	港北ニュータウンのグリーンマトリックス計画の一部、公園に面してこの「ザ・テラス」がある。建築家横河健氏のアトリエが 2 階に、1 階にセレクトショップがあり、緑道に面したグランドフロアにパークサイドカフェがある。この 3 つが一体に生活支援、ライフスタイルの提案をしており、公園との境界をとりはらい、緑にとけ込むように建っている。カフェでは吹抜けの開口部により、公園の中にいるような感覚を覚える。 設計・運営者…株式会社横河設計工房 施工者…株式会社奥村組
5 ルール	・BankART Studio NYK 創造空間 万国橋 SOKO ・港湾系:倉庫建築を活用した文化・芸術拠点	中	【BankART Studio NYK】日本郵船株式会社の倉庫を改修したスタジオで、横浜市が推進する文化芸術創造都市施策のもと、アーティスト・クリエイターが創作・発表・滞在する「創造界限拠点」として、特定非営利活動法人 BankART1929 が運営している。 【万国橋SOKO】株式会社宇徳が所有している倉庫を改修し、クリエイターやアートスクール等が入居・活動する事務所・スタジオにリノベーションした。 所有者…【BankART Studio NYK】日本郵船株式会社 【万国橋SOKO】株式会社宇徳 事業者…【BankART Studio NYK】特定非営利活動法人 BankART 1929 改修設計者…【BankART Studio NYK】株式会社みかめぐみ 【万国橋SOKO】鹿島建設株式会社
6 支援制度	・ラ バンク ド ロア ・歴史的建造物:銀行建築を活用した結婚式場	中	市指定有形文化財である「旧露亜銀行横浜支店」をリノベーションした結婚式場。この建物は震災前に建てられた煉瓦造から鉄筋コンクリート造への変換期の混構造の建築であり、建築的、歴史的にも非常に価値の高い建造物として知られ、時代とともに領事館や事務所として用途を変え、保全改修を経て現在に至っている。 事業者…株式会社大和地所 運営者…株式会社ワールドサービス 設計・監理者…株式会社佐藤総合計画 施工者…五洋建設株式会社
7 アンケート	・山手ライナー ・交通系:地区の雰囲気にあわせたラッピングバス	—	2007(平成19)年に廃止された旧市営バス11系統を神奈川中央交通株式会社が引き継いだ際に、走行する山手地区の雰囲気にあわせた柔らかな色合いの車体カラーとした。また、地区内には色合いやデザインが統一されたバス停も設置されている。 事業者…神奈川中央交通株式会社
8 まち普請			
9 顕彰			
10 広報			
11 委員会			
12 おわりに			
資料編			



1. ヨコハマアパートメント



2. 吉田町のまちなみ



3-1. 日産グローバル本社 NISSAN ウォーク



3-2. 横浜三井ビルディング公開空地



4. ザ・テラス/パークサイドカフェ



5-1. BankART Studio NYK



5-2. 創造空間 万国橋 SOKO



6. ラ バンク ド ロア



7. 山手ライナー

まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

9-2 まちづくり月間 国土交通大臣表彰

国土交通省では、昭和58年から毎年6月を「まちづくり月間」と定め、様々な行事を実施しており、魅力あるまちづくりに功績のあった個人または団体に対し、国土交通大臣が表彰状を贈呈している。

本市では、横浜・人・まち・デザイン賞の受賞者を、「まちづくり功労者表彰」の候補者として推薦することができる(横浜まちづくり顕彰事業実施要綱第7条)としている。

平成23、24年度はそれぞれ2件ずつ表彰を受け、これまでに計58団体が受賞している。

国土交通大臣表彰では区画整理事業や再開発事業といったハード面の整備に伴って活動した団体が表彰される傾向がみられる。しかし、本市では横浜・人・まち・デザイン賞の受賞者を「まちづくり功労者表彰」の候補者として推薦していることから、ハード面のみだけではなく、ルールづくり、福祉、ソーシャルビジネスなどのソフト面でのまちづくり活動も表彰対象に選考される結果となっている。

【表 9-2-1】まちづくり月間 国土交通大臣表彰

(カッコ内は、横浜・人・まち・デザイン賞等受賞年度)
(H11年度より掲載)

年度	表彰対象団体
H11年度	T・R・Y90 事業者組合、三菱地所株式会社、日揮株式会社 (H9)
H12年度	横浜駅西口駅前再開発協議会 (H12)、元町仲通り会 (H12)
H13年度	横浜シティガイド協会 (H12)、仲町台駅前センター街づくり協定運営委員会、仲町台商業振興会、地域作業所「ワークアシスト仲町台」(H12)、横浜駅西口振興協議会 (H12)
H14年度	横浜弘明寺商店街協同組合 (H14)、第一共同開発株式会社、株式会社モザイク開発 (H14)
H15年度	新横浜町内会 (H14)、鶴見西口オープンカフェ (H14)
H16年度	旭ジャズまつり実行委員会 (H16)、東神奈川駅東口地区市街地再開発組合 (H16)、片倉うさぎ山公園遊び場管理運営委員会 (H16)
H17年度	西谷商栄会井戸ばた倶楽部@nishiya (H16) 新杉田駅前地区市街地再開発組合
H18年度	株式会社日平トヤマ 荏田北二丁目自治会住環境委員会 < 条例に基づく「地域まちづくり組織・ルールの認定」 >
H19年度	市内受賞なし
H20年度	高島二丁目地区市街地再開発組合 鶴ヶ峰駅南口地区市街地再開発組合 本郷台自治会
H21年度	上大岡マスタープランの会
H22年度	港南台タウンカフェ (H21)
H23年度	NPO 法人横濱ジェントルタウン倶楽部 (H21) 上大岡 C 南地区市街地再開発組合
H24年度	NPO 法人 I Love つづき (H23) 大口通商店街協同組合大口街づくり委員会 (H21)

まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

10 広報、普及啓発活動

地域まちづくり制度の広報及び普及啓発として、メールマガジンや各制度を紹介したパンフレット等を発行し、配布している。パンフレット等については、主に市民向けのパンフレットを充実させ、地域まちづくりについて、より良く知ってもらうための情報を発信している。

また、各区では、広報よこはま区版への掲載やパネル展示等により、地域まちづくりの広報を行っている。

(1) 実施状況

① 平成 23・24 年度に発行・改訂したパンフレット等は 7 種類

広報及び普及啓発の一環として、各種制度等のパンフレット等を発行しているが、平成 23・24 年度で発行または改訂したパンフレット等は、7 種類となる。その内、市民向けのパンフレット等は 6 種類である。(表 10-1 参照) また、市民向けのパンフレット等は、市職員が地域まちづくりを支援する際、制度説明や支援の提案等を行う上で重要な役割を担っている。

【表 10-1】平成 23・24 年度に発行・改訂した発行者一覧（定期的に発行しているものを除く）

発行者名	発行年月日	配布対象者	内容
地域まちづくり推進条例関係			
地域まちづくり白書 2011	H24.3	市民	まちづくりの事例集
地域まちづくり支援制度関係			
「横浜市地域まちづくり支援制度」って知っていますか？	H25.3 改訂	市民	支援制度の流れを説明しているパンフレット
「横浜市地域まちづくり活動助成事業」助成金の取扱いについて	H24.10 改訂	市民	活動助成金についての説明資料
まちづくり活動の段階に応じた支援	H24.4	職員	各段階における支援制度の使い方を図解
いえ・みち まち改善事業関係			
いえ・みち まち改善事業パンフレット	H24.7 改訂	市民	いえ・みち まち改善事業の案内
いえ・みち まち改善事業事例記録集	H24.7 改訂	市民	いえ・みち まち改善事業の事例紹介
ヨコハマ市民まち普請事業関係			
ヨコハマ市民まち普請事業活動事例集 vol.1	H25.3	市民	ヨコハマ市民まち普請事業による整備を終えた施設で展開されている活動の事例集

② 平成 23・24 年度のメールマガジンは総数 23 通

メールマガジンでは、ヨコハマ 人・まちのデータ配信及び、号外として地域まちづくりに関連する情報の配信を行っており、2 年間の配信数は合計 23 通となった。

メールマガジンの登録数は、平成 25 年 4 月 1 日現在で 1,277 人となっている。

③ 各区では、広報区版への掲載やパネル展示等を実施

各区における広報については、広報よこはま区版やパネル展示による地域の魅力の紹介や、学校や地元のラジオ番組と連携して地域の魅力を発信する事業などが行なわれている。

また、地域まちづくり活動の区広報への掲載や、新聞、タウン誌等への情報提供など、地域まちづくり活動についての広報の支援なども行っている。

(2) 現状に対する取組・認識

広報及び情報提供として、メールマガジンや地域まちづくり白書、支援制度パンフレットなどの発行物を活用し、広く市民に周知している。また、今回、支援制度のパンフレットについて、支援の流れや内容を分かりやすく示すよう、全面改訂した。

地域まちづくり課のホームページにおいては、発行物等を閲覧できるだけでなく、まちづくりに関連した制度や事業についてのページへリンクしており、地域まちづくりに関する基本的な情報源の一つとしている。

なお、市民向けのパンフレット等は、配架するだけでなく、関心のある市民に対し、市職員が支援の説明等を行う際にも活用している。

市民にとってより身近な区役所においては、区によって地域に根差した広報の工夫を進めている。

地域まちづくり推進委員会の評価

地域まちづくり制度の広報活動として、各種発行物が充実していることは、評価できる。ホームページやメールマガジン等、インターネットを利用した広報にも積極的であり、評価できる。ホームページではデザインに一定の工夫が見られ、(例えば、パンフレットをダウンロードする際、資料タイトルのみが表示されるのではなく、表紙写真が掲載されていることで、発行物の特定・確認が容易)、評価できる。

全市レベルの広報活動に加え、市による各区レベルの「広報よこはま区版」、「パネル展示」、「ラジオ番組」などは、市民のより身近な環境における市民生活に寄り添った広報の実施であり、大いに評価できる。区の広報でも、「パネル展示」、「ラジオ番組」、「学校と連携」した活動など、市と連動した「地域に根差した」広報を実施している。このような、市民の身近な環境で広報を実践する姿勢が高く評価できる。

メールマガジンや、職員を対象とした広報は、市民と担当部署のみならず、幅広い関係者間での情報共有と地域まちづくりへの関心喚起や政策の有効利用につながる活動であり、高く評価できる。特に、職員を対象とした、活動段階に応じたまちづくり支援紹介パンフレットは、有用である。このような情報を他部署職員が認知していることで、地域まちづくりとは直接接点のなかった分野において、地域課題の解決模索場面での地域まちづくり政策の利用検討を可能にする。

担当職員らが、日常業務の中で積極的に発行物を利用し、顔の見える広報として市民や他部署職員、その他の関係者へ、地域まちづくりを具体的に紹介している姿勢も、高く評価できる。地道ながらもこのような日常業務の積み重ねが、活きた広報チャンネルの維持につながっている。

ホームページの構成の工夫を求めたい。現状では支援内容別に発行物を探す必要があり、アクセスするのに情報を探す必要がある。例えば、役所窓口にみられる、発行物が一覧できる情報ラックのように、各種発行物が、ワンストップでアクセス可能なページ、タイトルと表紙写真が一覧できてダウンロードが可能なページなどの検討を求めたい。

ホームページのデザイン上の更なる工夫が求められる。ホームページがより利用しやすく、情報への心理的近接性を高めるためにも、やわらかいデザイン(文字デザインやレイアウト、図写真の多用など)の検討を期待する。(次ページへ続く)

10 広報、普及啓発活動

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

(地域まちづくり推進委員会の評価続き)

区の広報活動の状況は、区によって差が見られる。特に、活動が極めて少ない区では、市と協調した活動への協力を求めたく、そのための継続的な働きかけが必要である。

事業広報のツールとして、以前作成していた成果記録の映像 DVD とまち普請ニュースは有効である。コストを極力かけない形での製作再考を求めたい。

市の見解

ホームページの構成については、頂いた評価を踏まえ、必要な情報へのアクセス性を向上させます。レイアウトについては、視認性の高い構成やデザインを採用します。また、図や写真などを効果的に用いながら、利用者である市民目線で見やすく、親しみやすく、かつ分かりやすい内容となるよう工夫していきます。

区の広報活動については、区によって「まちのルールづくり相談コーナー」が担当するまちづくりに関する広報活動の報告範囲や内容が異なるため、庁内の「まちのルールづくり相談コーナー」連絡調整会議などを利用し、他区の事例を紹介するなどして区間の情報共有を進め、区による広報活動が積極的に行われるよう働きかけていきます。

広報用映像 DVD は 21 年度を最後に制作していませんが、改めて制作が可能か検討していきます。また、ニュース（まちぶしんぶん）は 22 年度末で終了し、23 年度から広報紙「ヨコハマ人・まち」で当事業の広報を行っています。

なお、地域まちづくり支援制度の広報は、メールマガジンやパンフレットだけでなく、他局の研修等を活用して制度や事業の紹介をする等、新たな広報の取組についても引き続き検討していきます。

10-1 メールマガジン、発行物、ホームページ等

【表 10-1-1】平成 23・24 年度メールマガジン一覧

配信月	タイトル
平成 23 年 4 月	平成 23 年度 ヨコハマ市民まち普請事業 整備提案を募集します
6 月	平成 23 年度 ヨコハマ市民まち普請事業 1 次コンテスト開催！
7 月	横浜市広報番組「ずばり！横濱」で放映された「ヨコハマ市民まち普請事業」
8 月	ヨコハマ 人・まち 第 37 号
8 月	片倉うさぎ山プレイパーク 10 周年記念誌発行
9 月	練馬まちづくりセンター所長公募
10 月	まちづくりびと全員集合！！
12 月	ヨコハマ 人・まち 第 38 号
平成 24 年 1 月	平成 23 年度 ヨコハマ市民まち普請事業 2 次コンテスト開催
1 月	ヨコハマ市民まち普請事業 現場体感バスツアー 参加者募集
1 月	「ヨコハマ e アンケート」メンバー募集中
3 月	ヨコハマ 人・まち 第 39 号
4 月	ヨコハマ市民まち普請事業 平成 24 年度整備提案募集
6 月	第 6 回横浜・人・まち・デザイン賞 応募受付中
9 月	第 2 回 まちづくりびと 全員集合
10 月	世田谷まちづくり交流会～社会的起業とまちづくり
10 月	～共創オープンフォーラム 2012～「次世代に継ぐ、公民連携で創る横浜郊外部のまちづくり」
11 月	「世田谷まちづくりファン」20 周年記念イベント「ファンがひらいた世田谷まちづくり～20 年とこれから」
平成 25 年 1 月	「ヨコハマ市民まち普請事業」平成 24 年度 2 次コンテスト開催
1 月	「ヨコハマ市民まち普請事業」まちづくり体感バスツアー ～参加者募集～
2 月	「ヨコハマ市民まち普請事業」平成 24 年度 2 次コンテストのケーブルテレビでの放送
2 月	第 20 回公益信託世田谷まちづくりファン助成事業 災害対策・復興まちづくり部門 活動成果発表会
3 月	「ヨコハマ市民まち普請事業」平成 25 年度整備提案募集

(状況) メールマガジンでは、ヨコハマ 人・まちの配信及び、号外として地域まちづくりに関連する情報の配信を行っている。

【表 10-1-2】これまでの発行物一覧 (平成 25 年 3 月 31 日現在) (一部再掲)

発行物名	発行年月日	配布対象者	内容
地域まちづくり推進条例関係			
横浜市地域まちづくり推進条例	H19.4 改訂	市民	推進条例について説明しているパンフレット
地域まちづくり白書 みんなで進めるまちづくり事例集	H20.3	市民	まちづくりの事例集
地域まちづくり白書 2009	H21.12	市民	横浜市のデータと事例の紹介
地域まちづくり白書 2011	H24.3	市民	まちづくりの事例集
地域まちづくりプランガイドブック まちへの思いをプランに	H21.3	市民	地域まちづくりプラン策定の紹介
地域まちづくりプラン ガイドブック まちへの思いをプランに 概要版	H21.6	市民	地域まちづくりプラン策定の紹介
地域まちづくりグループ登録の手順 について	—	市民	地域まちづくりグループ登録をするための必要書類等
地域まちづくり支援制度関係			
「横浜市地域まちづくり支援制度」 って知っていますか？	H25.3 改訂	市民	支援制度の流れを説明しているパンフレット
「横浜市地域まちづくり活動助成事業」 助成金の取扱いについて	H24.10 改訂	市民	活動助成金についての説明資料
地域まちづくりグループ・組織の ためのハンドブック	H24.3 改訂	市民	推進条例に関する仕組みや制度を解説したもの
まちづくり活動の段階に応じた支援	H24.4	職員	各段階における支援制度の使い方を図解

発行物名	発行年月日	配布対象者	内容
ルール・プランづくり関係			
住民合意形成ガイドライン	H17.10	市民	事例を基にポイントを示した合意形成を図るためのガイドライン（有償配布）
みんなでつくろうまちのルール	H20.3	市民	ルール制度の初心者向け説明リーフレット
	H21.3	市民	ルール制度（建築協定・景観協定、地区計画、地域まちづくりルール、景観計画）の個別シート及び比較表
みんなでつくろうまちのルール～定められるルールの種類～	H21.3	市民	定められるルール内容の種類を説明
いちからつくる建築協定	H22.6	市民	建築協定締結に向けたマニュアル
建築協定運営委員会の手引き	H19.12	運営委員会	運営委員会向けの円滑な運営のための手引き書
建築協定更新マニュアル	H24.4 改訂	運営委員会	運営委員会の更新活動作業を説明
建築協定だより	年に2回発行	建築協定区域の方	建築協定連絡協議会の機関紙
いえ・みち まち改善事業関係			
いえ・みち まち改善事業パンフレット	H24.7 改訂	市民	いえ・みち まち改善事業の案内
いえ・みち まち改善事業事例記録集	H24.7 改訂	市民	いえ・みち まち改善事業の事例紹介
ヨコハマ市民まち普請事業関係			
ヨコハマ市民まち普請事業整備事例集	年に1回発行	市民	年度ごとの整備事例を紹介
ヨコハマ市民まち普請事業活動事例集 vol.1	H25.3	市民	ヨコハマ市民まち普請事業による整備を終えた施設で展開されている活動の事例集
まちぶしんぶん 第1号～第16号(最終号)	発行終了(H17.10～H23.3)	市民	まち普請事業のイベント等についてのニュース
ヨコハマ市民まち普請事業応募の手引き	年に1回発行	市民	募集要項
ヨコハマ市民まち普請事業提案募集リーフレット	年に1回発行	市民	事業提案の募集案内
広報用映像DVD	H18～21年度	市民	年度ごとのコンテストの様子を紹介（貸出専用）
顕彰事業			
横浜・人・まちデザイン賞受賞活動・受賞景観集	隔年で発行	市民	受賞作品集
横浜・人・まちデザイン賞募集リーフレット	隔年で発行	市民	募集要項
都市計画関係			
まちづくりは皆さんの“発意”から～都市計画提案制度のご案内～	—	市民	都市計画提案制度の説明
その他			
ヨコハマ 人・まち	年に3回程度発行	市民	協働によるまちづくり事例の紹介
メールマガジン「ヨコハマ 人・まち」のご案内	—	市民	メールマガジンの登録案内 (http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/chiikimachi/hitomati/mailmn/mailmn.html)

（状況）発行物は、建築協定だよりやヨコハマ 人・まちを定期的に発行しているほか、制度等を紹介するパンフレットや事例集についても、適宜改訂を行っている。なお、これらの情報の一部については、地域まちづくり課のホームページで閲覧可能である。

10-2 区による広報活動

各区では、広報よこはま区版への掲載やパネル展示等により、地域まちづくりの広報を行っている。平成 23、24 年度の区による広報の状況は以下のとおり。

【表 10-2-1】区による広報・区独自の事業一覧

区	取組状況
鶴見	<ul style="list-style-type: none"> ・広報よこはま鶴見区版 平成 23 年 9 月号・平成 24 年 11 月号 「多文化共生のまち・つるみ推進事業」 ・広報よこはま鶴見区版 平成 23 年 8 月号 「千客万来「世界がみつかるつるみ」発信事業（H24 年度～）」 ・広報よこはま鶴見区版 「エコに関わる人のコエ」（環境特集として、学校・地域・区内企業のエコ活動などを紹介）
神奈川	<ul style="list-style-type: none"> ・区ホームページによる広報
西	<ul style="list-style-type: none"> ・広報よこはま西区版 平成 23 年 6 月号 「東久保町地区でぬくもりトークを開催、まちづくり協議会の紹介等」 ・広報よこはま西区版 平成 24 年 3 月号 「東久保町地区での防災まちづくりの取組」 ・広報よこはま西区版 平成 24 年 9 月号 「西戸部町でオリジナルの防災マップ作成」 ・横浜国立大学大学院・建築都市スクール（Y-G S A）の学生によるまちづくり研究成果を区民ホールにて建築・都市模型やパネルで展示（平成 23・24 年度）
中	<ul style="list-style-type: none"> ・広報よこはま なか区版 平成 24 年 9 月号 「初黄・日ノ出町地区へ行こう！」（まちのオススメ、協議会の活動等を紹介）
南	-
港南	<ul style="list-style-type: none"> ・23 年度区版 毎月連載 「ふるさと港南ビタミン満菜」 地産地消の推進・啓発を通じて、地域の理解を深め、愛着を高めるため、野菜を使ったレシピや区内の野菜生産者のコメント等を紹介。 ・24 年 11 月区版 特集「地産地消で地域のつながりづくり」 地産地消の取り組みを通じて、ふるさと意識を高め、自然環境を次世代へ継承し、様々なつながりを作るため、ビタミン満菜市（区役所での直売）や区内の直売所、農耕作体験等を紹介。
保土ケ谷	<ul style="list-style-type: none"> ・各種イベントにおけるパネル展示 区民まつり、保土ケ谷宿場まつり、横浜 FC 区民 DAY などでの、まちかど博物館や保土ケ谷宿にまつわる浮世絵タペストリー等の展示などを実施した。 ・広報よこはま区版特集ページ掲載 旧東海道保土ケ谷宿の紹介やイベントを掲載した。
磯子	<ul style="list-style-type: none"> ・広報よこはま磯子区版への掲載 堀割川魅力づくりイベント まちづくり活動団体紹介（堀割川魅力づくり実行委員会、滝頭・磯子まちづくり協議会、洋光台まちづくり協議会） ・区役所 1 F ホールでのパネル展 堀割川魅力づくり
旭	-
金沢	-
港北	-
緑	<ul style="list-style-type: none"> ・広報みどり区版 平成 24 年 8 月号 まちづくり団体の活動紹介を掲載
青葉	<ul style="list-style-type: none"> ・広報区版 「田園都市線駅周辺のまちづくりプラン」（平成 23 年 3 月策定）の掲載 ・広報区版 「地域力を活かした違反建築未然防止の取組」の掲載 ・コミュニティ FM ラジオ（FM サルース） 地域まちづくりの支援業務の紹介 ・区役所 1 階区民ホールにて「みんなでつくるまちのルール」紹介のパネル展示

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

まえがき 1 概要 2 グループ 3 組織 4 プラン 5 ルール 6 支援制度 7 アンケート 8 まち普請 9 顕彰 10 広報 11 委員会 12 おわりに 資料編	区	取組状況
	都筑	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの普及啓発パネル展 ・広報区版 平成 23 年 8 月～11 月全 4 回、平成 24 年 7 月～11 月全 5 回 「いただきます都筑野菜」連載 地産地消を推進するため、区内の農家や事業所を紹介
	戸塚	<ul style="list-style-type: none"> ・広報よこはま区版 23 年 8 月・9 月 「とつかの歴史」特集（旧東海道の名所と「お休み処」の紹介） ・広報よこはま区版 24 年 12 月 「環境活動に取り組む地域を応援しています！」特集
	栄	<ul style="list-style-type: none"> ・さかえ住宅環境フォーラムが「平成 22 年度住まい・まちづくり担い手事業」の支援を受け作成した「まちのルールづくり定石集」の講演会を開催（H23.9）
	泉	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消広報紙「いずみ自慢」の発行、配布 ・緑のカーテンコンテスト及び写真展の開催
	瀬谷	-

まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

11 地域まちづくり推進委員会の開催状況

地域まちづくり推進委員会（以下、「委員会」という）は、地域まちづくりに関する基本的事項を調査審議するため、地方自治法に基づく市長の附属機関として位置付けられている。委員会では、基本事項や組織認定、プラン・ルール認定等の審議を行っている。委員の任期は2年間であり、平成23・24年度は、第4期委員が審議等に当たった。

委員会には、部会を設けることができ、平成23・24年度は、ヨコハマ市民まち普請事業（8章参照）において、市民からの身近なまちの施設（ハード）整備に関する提案の選考等を担当するヨコハマ市民まち普請事業部会、また、横浜・人・まち・デザイン賞（9章参照）において、顕彰対象となる優れた地域まちづくり活動の選考等を担当する表彰部会が組織され、それぞれ審議や選考を行った。

（1）開催状況

① 2か年度において委員会で審議された地区数は延べ15件

平成23・24年度に開催された地域まちづくり推進委員会（全5回）で審議された地区数は、組織認定が5件、プラン認定が2件、ルール認定が8件（うち3件は変更）の計15件であった。地域による主体的なまちづくりが進んでいることが伺える。

また、ルールの変更については、地域の状況の変化や地区計画との整合性をとる対応として審議した。

② ヨコハマ市民まち普請事業部会はH23年度7回、H24年度6回開催

ヨコハマ市民まち普請事業部会は、事務局に対して運営全般に係る助言のほか、コンテストでの審査・選考を担当した。

運営全般に係る助言では、市民が主体となったまちづくりが一層推進されることと事業の安定的な運営について活発な議論が行われた。

提案者と直接向き合うコンテストでは、各委員の知見や経験に基づいて、提案内容の精査や質の向上につながる助言も行われた。

③ 表彰部会は3回開催

表彰部会は、2か年度を通して合計3回開催され、事務局に対する制度全般に係る助言のほか、顕彰対象とする地域まちづくり活動の審査・選考を担当した。制度全般に係る助言では、地域でのまちづくり活動が推進されることと表彰の意義や効果的な広報について議論された。

顕彰対象の選考では、各委員の知見や経験に基づいて、応募内容を審査し本賞のほか、支援賞の選考を行った。3回のうち1回は、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会と合同で開催された。

【表11-1】平成23・24年度の地域まちづくり推進委員会における認定案件

年度	認定された組織・プラン・ルール
H23	【組織】 ・大倉山エルム通り街づくり委員会 【プラン】 ・地域力・魅力あっぷ 新子安地域まちづくりプラン 【ルール】 ・山手まちづくり協定 ・滝頭・磯子地区地域まちづくりルール ・大口通地区まちづくり協定（変更） ・大倉山エルム通り街づくり協定
H24	【組織】 ・米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会 ・メール・ド磯子まちづくりルール運営委員会 ・新桜ヶ丘二丁目まちづくり協議会 ・六角橋商店街連合会 【プラン】 ・新桜ヶ丘二丁目地区 安全、安心なみちづくりプラン 【ルール】 ・湘南桂台まちづくり指針（変更） ・幸浦MDC地区まちづくり協定（変更） ・メール・ド磯子まちづくりルール ・六角橋商店街地区まちづくりルール（1-11区域）

(2) 現状に対する取組・認識

- ① 委員会での認定案件については、地区の代表者が市の担当者と共に、委員会においてこれまでの活動状況や認定案件の内容、今後の活動への意欲などを説明し、委員からの質疑にも対応する方法で審議している。審議において、委員はいかに地区の活動の良さを聞き出し、今後の活動に結び付けられるかという視点で審議を進められたと考える。地区の代表者に対しては、審議の中で今後の活動に向けてのアドバイスに近い意見があったり、これまでにないテーマの新しい地域まちづくりプランの審議についても、改善提案を含めた前向きな審議が行われた。

また、委員会の運営に当たっては、審議案件資料の送付は1週間前に委員へ送付していたが、「より審議案件を理解して審議したい」との委員からの意見により、平成24年度後半からは、1か月前に案件の概要を送付することになった。そのほか、認定された案件のその後の活動について、状況を知る機会が欲しいという意見もあり、現地視察等を検討している。

「平成23年度地域まちづくり推進状況評価書」の作成にあたっては、委員全員の意見を盛り込むことを重視し、委員がそれぞれ評価書に盛り込む意見を事務局に提出する方法でまとめた。なお、この評価書・見解書の内容及びその後の対応については、P.140 資料2のとおりである。

- ② ヨコハマ市民まち普請事業のコンテストでは、選考のプロセスをすべて公開することで、透明性、公開性、公平性の確保に努めている。

部会の委員は、提案の多様化によって比較が困難な中で、地域課題の解決に資するハード整備の内容にとどまらず、その後の地域コミュニティの発展という視点で審査・選考を行っている。その際、コンテストの場でまちづくり提案に臨んだ応募者と長時間にわたって直接向き合い、選考・不選考を決める役割を担っている。そこでは、不通過となったグループへ理由の説明と再チャレンジへの期待を伝え、通過となったグループには助成金が交付される意義と、地域まちづくりの進展へ力を発揮することへの責務を分かりやすく伝えるよう努めている。

このような委員の尽力があって、当事業は地域まちづくりにつながる運営ができています。

- ③ 応募された対象の中から、顕彰対象となる地域まちづくり活動の選考と、本賞の表彰対象となる活動主体の認定の他、支援賞の表彰対象となる活動主体の認定を部会の委員が総合的な視点で選考している。

受賞者からは、活動が認められたという喜びの声、今後も活動に力を入れていくとのコメントも多くいただいております。横浜・人・まち・デザイン賞（地域まちづくり部門）の顕彰効果は大きいと認識している。

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

11 地域まちづくり推進委員会の開催状況

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

地域まちづくり推進委員会の評価

地域まちづくり推進委員会は各年度に3回開催（部会等は除く）されたが、その多くの時間は地域からの認定案件の審議に費やしている。各地域活動に対しての慎重で真摯な審議を今後とも十分な時間をかけて行っていくことの必要性は、言うまでもない。

加えて、条例が制定されてから8年が経過したことを考えると、これまでの地域まちづくり活動を総括しつつ、次の時代のさらにステップアップした地域まちづくりの推進に向けての方向性を深める議論を行う時期に来ていると考える。議論の着眼としては、【評価指標の確立】、【地域まちづくり活動の底辺拡大】、【市民事業の仕組みの確立】、【市民による継続的な維持管理を可能とする仕組みの構築】【行政内部での局際的連携による地域まちづくりの実践】、【中間支援組織による地域まちづくりの推進】を挙げたい。

市の見解

本報告書は、平成27年度に地域まちづくり推進条例制定後10年を迎えるため、その時に備えてこれまでの実績を振り返ることも視野に入れて、過年度に比べて幅広い視点で地域まちづくりの推進状況をまとめました。

地域まちづくり推進委員会の運営については、ご指摘のとおり、審議案件が委員会の中心となっており、地域まちづくりの推進に向けた方向性を深める議論が足りていない部分もありますが、歴史や地域交通などをテーマとした新たな地域まちづくりプランの審議についても、地域の声を聞きながら改善提案を含めた前向きな議論も行って頂いております。

次年度は、引き続き十分な時間をかけて審議を行っていただくと同時に、次の時代の地域まちづくりの推進に向けた議論の機会を設けることも検討していきます。

11-1 委員会構成（第4期、平成23年4月～平成25年3月）

【表 11-1-1】地域まちづくり推進委員会の構成

委員長	卯月 盛夫（うづき もりお）	早稲田大学教授
副委員長	名和田 是彦（なわた よしひこ）	法政大学教授
	小渡 佳代子（こわたり かよこ）	株式会社 小渡建築設計室 代表取締役
	齊藤 広子（さいとう ひろこ）	明海大学教授
	John Adams（じょん あだむす）	公募市民
	関根 崇年（せきね たかとし）	公募市民
	山家 京子（やまが きょうこ）	神奈川大学教授
	山路 清貴（やまじ きよたか）	山路商事株式会社 都市・建築設計室長

【表 11-1-2】ヨコハマ市民まち普請事業部会の構成

部会長	名和田 是彦（なわた よしひこ）	法政大学教授
	河上 牧子（かわかみ まきこ）	慶應義塾大学産業研究所共同研究員
	木下 勇（きのした いさみ）	千葉大学教授
	嶋田 昌子（しまだ まさこ）	NPO法人横浜シティガイド協会理事
	末永 浩之（すえなが ひろゆき）	公募市民
	轟木 ひろ子（とどろき ひろこ）	国際草の根交流センター 事務局次長
	松本 道雄（まつもと みちお）	公募市民

【表 11-1-3】表彰部会の構成

部会長	山路 清貴（やまじ きよたか）	山路商事株式会社 都市・建築設計室長
	佐谷 和江（さたに かずえ）	株式会社 計画技術研究所 代表取締役
	関根 崇年（せきね たかとし）	公募市民
	山家 京子（やまが きょうこ）	神奈川大学教授
	吉武 美保子（よしたけ みほこ）	特定非営利活動法人よこはま里山研究所 主任研究員

【表 11-1-4】第5期※ 横浜市地域まちづくり推進委員会名簿

委員長	卯月 盛夫（うづき もりお）	早稲田大学教授
副委員長	早田 宰（そうだ おさむ）	早稲田大学教授
	岩松 二郎（いわまつ じろう）	公募市民
	植木 美子（うえき よしこ）	公募市民
	小渡 佳代子（こわたり かよこ）	株式会社 小渡建築設計室 代表取締役
	齊藤 広子（さいとう ひろこ）	明海大学教授
	山家 京子（やまが きょうこ）	神奈川大学教授
	山路 清貴（やまじ きよたか）	山路商事株式会社 都市・建築設計室長

※第5期の期間は、平成25年4月から平成27年3月まで。

注）委員は五十音順、所属等は当時のもの。

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

11-2 開催状況と審議内容

推進委員会及び部会の開催状況と審議内容は以下のとおりである。

11-2-1 地域まちづくり推進委員会 《平成23年度》

■第19回委員会(平成23年7月25日)

- (1) 地域まちづくりルールの認定
 - ・山手まちづくり協定
- (2) 地域まちづくり推進状況報告書・評価書及び見解書について

■第20回委員会(平成23年10月27日)

- (1) 地域まちづくりプランの認定
 - ・地域力・魅力あっぷ 新子安地域まちづくりプラン
- (2) 地域まちづくり推進状況報告書・評価書及び見解書について
- (3) 表彰部会について
- (4) 地域まちづくり事業助成金交付審査委員会について

■第21回委員会(平成24年3月2日)

- (1) 地域まちづくりルールの認定
 - ・滝頭・磯子地区地域まちづくりルール
- (2) 地域まちづくりルールの変更認定
 - ・大口通地区まちづくり協定
- (3) 地域まちづくり組織・ルールの認定
 - ・大倉山エルム通り街づくり委員会(組織認定)
 - ・大倉山エルム通り街づくり協定(ルール認定)
- (4) 地域まちづくり推進状況報告書・評価書及び見解書について

《平成24年度》

■第22回委員会(平成24年6月15日)

- (1) 地域まちづくり組織の認定
 - ・米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会
- (2) 地域まちづくりルールの変更認定
 - ・湘南桂台まちづくり指針

■第23回委員会(平成24年10月18日)

※ 審議案件の申出がないため、中止。

まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

■第24回委員会(平成25年3月6日)

- (1) 地域まちづくりルールの変更認定
 - ・幸浦MDC地区まちづくり協定
- (2) 地域まちづくり組織・ルールの認定
 - ・メール・ド磯子まちづくりルール運営委員会(組織認定)
 - ・メール・ド磯子まちづくりルール(ルール認定)
- (3) 地域まちづくり組織・プランの認定
 - ・新桜ヶ丘二丁目まちづくり協議会(組織認定)
 - ・新桜ヶ丘二丁目地区 安全、安心なみちづくりプラン(プラン認定)
- (4) 地域まちづくり組織・ルールの認定
 - ・六角橋商店街連合会(組織認定)
 - ・六角橋商店街地区まちづくりルール(1-11区域)(ルール認定)

11-2-2 ヨコハマ市民まち普請事業部会
《平成23年度》
■第25回部会(平成23年5月30日)

- (1) 委員長選任について
- (2) コンテストの評価方法について

■第26回部会(平成23年6月13日)

- (1) 平成23年度1次コンテストの進め方について

■第27回部会(平成23年6月18日)

- (1) 平成23年度1次コンテスト

■第28回部会(平成23年9月1日)

- (1) 平成21年度選考整備提案整備報告会について
- (2) 平成23年度懇談会について

■第29回部会(平成23年11月10日)

- (1) 現地見学会について
- (2) 平成23年度2次コンテストの進め方について
- (3) 平成24年度スケジュールについて

■第30回部会(平成24年1月20日)

- (1) 現場見学の振り返り
- (2) 平成23年度2次コンテストの進め方について
- (3) 平成24年度応募の手引きについて

■第31回部会(平成24年2月4日)

- (1) 平成23年度2次コンテスト

《平成24年度》**■第32回部会(平成24年6月14日)**

- (1) 平成24年度1次コンテストの進め方について

まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

■第33回部会(平成24年6月23日)

- (1) 平成24年度1次コンテスト

■第34回部会(平成24年9月6日)

- (1) 平成24年度活動懇談会、22年度選考整備提案整備報告会について
- (2) 市民委員選考委員の指名について

■第35回部会(平成24年11月8日)

- (1) 現地見学会の進め方について
- (2) 平成24年度2次コンテストの進め方について
- (3) 平成25年度スケジュールについて

■第36回部会(平成25年1月18日)

- (1) 平成24年度2次コンテストの進め方について

■第37回部会(平成25年2月3日)

- (1) 平成24年度2次コンテスト

11-2-3 表彰部会

《平成23年度》

■第7回表彰部会(平成23年12月26日)

- (1) 部会長の選出について
- (2) 第6回横浜・人・まち・デザイン賞の進め方について
- (3) その他

■平成23年度横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会

及び横浜市都市美対策審議会表彰広報部会合同部会(平成24年1月26日)

- (1) 座長の決定について
- (2) 第6回横浜・人・まち・デザイン賞について
- (3) その他

《平成24年度》

■第8回表彰部会(平成25年1月28日)

- (1) 地域まちづくり部門の選考
- (2) 活動を支援した個人または団体の選考
- (3) その他

まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

12 おわりに～地域まちづくり推進状況の評価及び見解書のまとめ

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

全体を通しての地域まちづくり推進委員会の評価

地域まちづくり推進条例は平成 17 年に制定・施行されてから 8 年の歳月が経過した。その間、地域まちづくりへの市民の関わりは、確実に広がりと深まりを見せてきた。

横浜市としても、本条例を根拠として地域まちづくりグループ・組織の育成、地域まちづくりプランやルールの策定と運用、地域まちづくり支援制度の活用、ヨコハマ市民まち普請事業の実施、顕彰事業、広報・啓発活動、等を通じて、地域まちづくりの推進に少なからず寄与してきたことは疑う余地がない。例えば、ヨコハマ市民まち普請事業の実績を見れば、行政が市民活動を支援することで活動が実現し、市民や地域社会を元気にしてきたことが伺える。また、事細かに制度改正を行って、支援を受けやすくするなどのきめの細かい対応を数多く行ってきていることも評価に値する。

しかしながら、地域まちづくり活動の内容は地域それぞれに多様化し、特色に応じた柔軟で多様な対応を制度に求めるようになった。と同時に、活動への継続的な支援や活動の新たな担い手の発掘や育成への支援といった様々な課題が顕在化してきている。これもまたヨコハマ市民まち普請事業を例にとれば、応募提案の質が上がることでコンテストの敷居が高くなり、応募件数の減少に至っていると考えられるなど、事業の熟度が地域まちづくり活動の幅をかえって狭めている状況すら見受けられる。

行政の組織内部においては、地域まちづくりは都市整備分野に限らず多くの政策分野が横断的に関わるようになるとともに、地域に直結する区役所の主導で数多く実践されるようになった。すなわち、都市整備局の内側だけで地域活動をまちづくりとして切り出すことが困難になってきている状況が見受けられる。

こうした状況を踏まえると、条例制定 10 周年に向けてこれまでの推進状況を総括すると共に、次の時代にステップアップした地域まちづくりを推進するための抜本的且つ包括的な議論をおこなう必要性を感じるものである。議論の着眼としては、例えば次の点を挙げることができる。

- 【評価指標の確立】 地域まちづくり活動と支援事業の成果を、客観性を持って如何に評価すべきか。例えば達成された「暮らしやすさ」といったものを評価指標化することはできないか。
- 【地域まちづくり活動の底辺拡大】 地域まちづくり活動への入口部分での敷居の低さを担保するために、制度は如何に運用できるか。
- 【市民による身近なまちの整備の仕組みの確立】 地域まちづくりプランを市民自らが実行していく仕組みをより広く持てないか。例えば、ヨコハマ市民まち普請事業とまちづくりプランに基づく事業費助成の仕組みを再構築して、まちづくりプランの位置づけに基づいた「市民による身近なまちの整備」をより広範に展開できないか。
- 【市民による継続的な維持管理を可能とする仕組みの構築】 市民が生み出した公共的空間を自ら継続的に維持管理していく仕組みを作り出せないか。
- 【行政内部での局際的連携による地域まちづくりの実践】 地域まちづくりを、ハードとソフトが融合した取り組みとして実践していく局が連携した仕組みを構築できないか。そのために、局際的な地域まちづくり目標の共有と役割分担をしつつ推進する仕組みを構築できないか。

(次ページにつづく)

(全体を通しての地域まちづくり推進委員会の評価続き)

○【中間支援組織による地域まちづくりの推進】これまで記したような地域まちづくりのステップアップを図るためには、市民と行政それぞれが主体性を発揮した取り組みを進めることに加えて、まちづくりコーディネーターやまちづくり支援団体が一層力をつけ、中間的支援に力を発揮していくことが不可欠である。

私たち地域まちづくり推進委員会は、以上の指摘を具現化するために、先行事例をきちんと見つめつつ、新たな時代の持つ価値観や期待などを読み取り、さらに効果的な仕組みへと改善する努力を惜しまない所存である。

今後の地域まちづくりの推進に向けて(市の見解書まとめ)

地域まちづくり推進条例の制定以降、制度運用を軌道に乗せ、これを活用して地域まちづくりの活動を支援してきたこと、このことで地域まちづくりを推進し、活動の裾野を広げてきたことについて、評価を頂きました。また、地域が制度を活用しやすくなるよう要領等の改正を行ってきたこと、支援の体制として区役所に設置している「まちのルールづくり相談コーナー」と都市整備局及び青葉区の「まちのルールづくり相談センター」との連携体制の有効性や、より地域との中立な立場で支援を行うまちづくりコーディネーター等の役割の重要性などについても、合わせて認めて頂いたと受け止めています。

しかし、郊外の住宅地では急速に高齢化が進んでいることや、市民のライフスタイルや価値観の多様化など、社会情勢の変化に伴い、地域まちづくりの課題やニーズも多様化・複合化してきており、将来も引き続き地域まちづくりを推進させるためには、現行の制度をこれまでどおり運用するだけでは十分とは言えないというご指摘のもと、改善提案を頂きました。

まず、分野横断的な支援については、地域の課題解決や魅力向上のための活動は、他分野との連携によって成功や活性化、継続につながっている現状を今回の報告書で確認したところですので、区役所及び地域支援の制度を有する市民局や健康福祉局などの関係局と連携体制について検討し、より分野横断的な連携によって地域を支える体制を構築していきます。

また、プランやルールの認定を受けた団体に対して、活動の継続的な支援や担い手の発掘・育成といった新たな課題については、活動継続等を意識したアドバイスや活動の基盤づくりを認定までの支援の段階で行うとともに、継続的な支援のあり方についても検討してまいります。

さらに、地域への支援の厚みを確保し、それを一層強化するため、まちづくりコーディネーターやまちづくり支援団体の力が十分に発揮されるよう、位置付けの充実・強化と連携を図っていきます。

以上の点を含め、「地域まちづくり」のさらなる推進のため、「地域まちづくり推進条例」を有効に活用する支援と協働のあり方について、今後とも「地域まちづくり推進委員会」や関係者のご意見を頂いて検討してまいります。

そうして、市内各地の地域特性にふさわしい、創意工夫に満ちた多様な地域まちづくり活動が、地域コミュニティにおいて活発に行われることにより、魅力ある特性を備え、さまざまな地域課題を克服し、社会構造の変化に対応しうる地域の集合体として、誰もが訪れ、住みたくなる、いつもでも住み続けられる横浜市となるように努めます。

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

地域まちづくりの活動状況にかかるアンケート

認定番号・登録番号 _____

地域まちづくり組織・グループ名： _____ ←必ずご記入ください

I. 活動状況についてお尋ねします。

Q 1. 地域まちづくりの活動をはじめたきっかけはどのようなものでしたか。あてはまるものをいくつかも選んで○で囲んでください。

1. 住環境の保全・改善
2. 商店街の魅力づくり
3. 防災に強いまちづくり
4. 緑や水辺など自然を保全・活用した魅力づくり
5. 歴史的まちなみや歴史的資源を活かしたまちづくり
6. 交通環境の改善
7. その他 (_____)

Q 2. 平成 23 年度から 24 年度の活動状況について書いて下さい。

①定例会、勉強会、ワークショップなどの活動

1. 月 2 回以上 2. 月 1 回程度 3. 隔月程度 4. 年 4 回程度 5. 年 1～2 回程度
6. 0 回

②イベントの開催、催しへの参加等の活動

具体的に何を行なったかをお書きください。

(_____)

Q 3. 平成 23 年度から 24 年度において広報誌（まちづくりニュースなど）を発行しましたか。

1. 発行した (_____ 回/年) 2. 発行しなかった

Q 4. 広報誌はどのような方法で配布（公表）しましたか。あてはまるものをいくつかも選んで○で囲んでください。

1. 自治会などの回覧 2. 戸別配布 3. 郵送 4. ホームページ
5. その他 (_____)

Q 5. 認定又は登録後から平成25年3月末までに団体活動にどのような変化があったでしょうか。あてはまるものをいくつでも選んで○で囲んでください。

1. 活動が活発になった	2. 地域で認知されるようになった
3. 会員が増えた	4. 計画が具体化した
5. 専門的な知識が増えた	6. 組織体制(事務局機能等)がしっかりした
7. 財政的に良くなった	8. 他の団体との交流が増えた
9. まちづくりの情報が増えた	10. 市や区との関係が緊密になった
11. 何も変わらない	12. 会員が減った
13. 活動が停滞した	14. その他 ()

Q 6. 現在、団体の活動について、困っている内容は何ですか。あてはまるものをいくつでも選んで○で囲んでください。

1. 会員が増えない	2. リーダーがいない
3. 地域で認知されない	4. 活動が停滞している、活性化していない
5. 専門的な知識が不足している	6. 組織が脆弱である
7. 財政状況が良くない、資金が少ない	8. 他の団体との交流が少ない
9. まちづくりの情報不足している	10. 市や区との関係が疎遠である
11. 活動拠点が無い	12. 活動する時間がない、時間が合わない
13. 何をしたらいいかわからない	14. 会員外の人との調整が上手くいかない
15. 問題はない	16. その他 ()

Q 7. 持続的で自立した活動をしていくために、工夫されていることはございますか。あてはまるものをいくつでも選んで○で囲んでください。

1. 広報活動	2. 資金確保
3. 人材育成	4. 目標・目的の継承
5. 意欲や積極性の維持	
工夫されている内容、アイデアなどご自由にお書きください。	
()	

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに
資料編

II. 地域まちづくり支援制度の活用状況についてお尋ねします。

Q 8. 横浜市には、ルール等を策定する際に対する支援制度がありますが、市の支援制度をご存知ですか。

- | |
|--------------------------------|
| 1. 知っていて活用したことがある。 (Q 9へ) |
| 2. 知っているが活用したことはない。 (質問は以上です。) |
| 3. 知らない。 (質問は以上です。) |

Q 9. Q 8で1と答えた方に伺います。次の市の支援策についてどのようにお考えですか。

①出前塾（市の職員が訪問し、制度などの説明をすること）

- | | | | | |
|------------------|---------|--------------|---------|-------|
| 1. 満足 | 2. やや満足 | 3. どちらともいえない | 4. やや不満 | 5. 不満 |
| 6. この支援策は利用していない | | | | |
| その理由を自由にお書きください | | | | |
| () | | | | |

②まちづくりコーディネーター・まちづくり支援団体(NPO)の派遣（市に登録している専門家やNPOをグループの勉強会等へ派遣し、アドバイス・助言等を行うこと）

- | | | | | |
|------------------|---------|--------------|---------|-------|
| 1. 満足 | 2. やや満足 | 3. どちらともいえない | 4. やや不満 | 5. 不満 |
| 6. この支援策は利用していない | | | | |
| その理由を自由にお書きください | | | | |
| () | | | | |

③まちづくりコーディネーター等への委託による年間派遣(プランやルールの策定が見込まれる段階において、プラン案やルール案の作成、まちづくりニュースやアンケート案の作成など、コーディネーター等が年間を通じてグループを支援すること)

- | | | | | |
|------------------|---------|--------------|---------|-------|
| 1. 満足 | 2. やや満足 | 3. どちらともいえない | 4. やや不満 | 5. 不満 |
| 6. この支援策は利用していない | | | | |
| その理由を自由にお書きください | | | | |
| () | | | | |

④活動助成金（プランやルールの策定が見込まれる段階において、まちづくりニュースの印刷費やアンケートの郵送費などの必要経費について助成金を交付すること）

- | | | | | |
|------------------|---------|--------------|---------|-------|
| 1. 満足 | 2. やや満足 | 3. どちらともいえない | 4. やや不満 | 5. 不満 |
| 6. この支援策は利用していない | | | | |
| その理由を自由にお書きください | | | | |
| () | | | | |

⑤まちづくりコーディネーターに期待する役割はどのようなものですか。あてはまるものをいくつかも選んで○で囲んでください。

1. 技術的な助言	2. 地域に合った合意形成手法の提案
3. 地域の具体的な課題の抽出	4. 事例の紹介
5. まちづくり制度の紹介	6. プラン・ルール案の作成
7. 広報活動方法の提案	8. 勉強会等の実施方法の提案
9. その他 ()	

⑥地域まちづくり支援制度を活用して、団体の活動にどのような効果が表れましたか。あてはまるものをいくつかも選んで○で囲んでください。

1. 活動が活発になった	2. 地域で認知されるようになった
3. 会員が増えた	4. 計画が具体化した
5. 専門的な知識が増えた	6. 組織体制(事務局機能等)がしっかりした
7. 財政的に良くなった	8. 他の団体との交流が増えた
9. まちづくりの情報が増えた	10. 市や区との関係が緊密になった
11. 何も変わらない	
12. 逆効果となった 具体的に ()	

Q10. そのほか何かありましたら、ご意見等をお書きください。

(自由意見欄)

ありがとうございました。
同封した返信用の封筒を用いて、5月22日(水)までにご返送下さい。

資料2 平成23年度評価書に対する見解書とその後の対応状況

平成23年度評価書と市の見解		その後の対応状況 (平成24年度までの対応に一部平成25年度について明記)
地域まちづくり推進委員会からの評価	市の見解	
<p>(1) 地域まちづくり推進条例について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハードからソフトのまちづくりに関わる「市民等と市が協働の関係を築きながら、横浜らしい個性と魅力あるまちづくり」の段階に応じたきめ細かな制度により地域まちづくりのすそ野は拡大し、より充実したものになっている。 ・地域まちづくりグループ及び、組織の登録数が安定してきている点や市民と市や区の関係が密になっている点も取り組みの成果があらわれていると評価できる。 ・防災や少子高齢社会の問題は、高度成長期の爆発的な人口膨張に対応して形成されたコミュニティの中で、まちづくりにおける人間関係が担っていくことも大きい。政策的に地域性を考慮した展開を図るには、区のレベルでさらに身近なニーズに応える自助共助の地域まちづくりの推進が区民に分かりやすく周知され、身近な条例になることが望まれる。 	<p>※市の見解は、基本的に【改善すべきと考える内容】としての評価に対して、対応形式で記載しました。</p>	

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

平成23年度評価書と市の見解		その後の対応状況 (平成24年度までの対応に 一部平成25年度について明記)
地域まちづくり推進委員会からの 評価	市の見解	
<p>【改善すべきと考える内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域まちづくりを推進するため、横浜市民全体に地域まちづくり推進条例の周知を図るべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域まちづくり白書の発行などを通じて、地域まちづくり推進条例の周知を図ります。なお、平成23年度作成予定の地域まちづくり白書では、まちづくり活動に関心のある方々の活動のきっかけとしていただけよう、既に活動に取り組んでおられる団体の地域まちづくりの取組状況を中心に、内容を構成しました。今後とも、より地域への関心を深めていただけるような広報に努めて参ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域まちづくり白書を発行し、区役所等で配架しています。また、活動に興味のある市民や、地域を支援する職員などへの説明や研修の機会には、条例のパンフレットと白書などを資料として配布し、周知に努めています。 広報紙「ヨコハマ人・まち」で、ルール認定した地区や事業助成の事例を紹介しました。 条例のパンフレット等を引き続き区の窓口や市民活動支援センター等で配布しています。 支援団体による普及啓発をお願いし、震災対策技術展や団体の窓口などで、条例のパンフレット等を配架しました。
<ul style="list-style-type: none"> 地区計画などの既存ルールを地域まちづくりルールが補完できるとより効果的に推進されると思われるので検討されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> これまでも、湘南桂台地区、丸山台地区など地区計画を策定した地区で、補完する意味で地域まちづくりルールを策定している事例もあり、今後は、こうした事例を、より積極的に他地区に紹介することで、地域まちづくりルールを効果的に推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画を補完するための地域まちづくりルールの認定として、山手地区が追加となりました。 現在、建築協定を補完するための地域まちづくりルールの検討などの活動をしている地区があります。

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

	平成23年度評価書と市の見解		その後の対応状況 (平成24年度までの対応に一部平成25年度について明記)
	地域まちづくり推進委員会からの評価	市の見解	
まえがき			
1 概要			
2 グループ			
3 組織			
4 プラン			
5 ルール			
6 支援制度			
7 アンケート			
8 まち普請			
9 顕彰			
10 広報			
11 委員会			
12 おわりに			
資料編			

平成23年度評価書と市の見解		その後の対応状況 (平成24年度までの対応に一部平成25年度について明記)
地域まちづくり推進委員会からの評価	市の見解	
<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査や数字分析など、行政がよくフォローしている印象。コツコツと課題を抽出・改善していけば、市民に評価されるはずである。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、真摯に市民の皆さまの声を聞き、課題解決に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、真摯に市民の皆さまの声を聞き、課題解決に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> 地域まちづくりルールを運用するために、地域まちづくり組織と建築主が協議を行う際に、第三者を入れた場を設けることも有効であると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 青葉区荏田北二丁目でNPO法人まちづくりセンターが支援を行っております。ルール運用地区等にこうした事例を積極的に紹介します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域まちづくりルールの運用において、第三者としてまちづくり支援団体が参加している事例は、荏田北二丁目地区のみです。この事例は、ルール運用の検討を行う地区や、地区を支援する担当者へ、機会があるごとに紹介しています。
<p>(2) 地域まちづくり支援制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援制度については、認知度も増加しており、利用している団体も多く、制度は評価できる。今後も推進されたい。 支援制度のひとつとして行っている対象区域内の地権者等に関する情報提供は、行政ならではの大変有意義な制度であると考えている。 		
<p>【改善すべきと考える内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状は「住環境の保全」が各地の活動の最大テーマであるようだが、本来は「再生」や「高揚」も図るべきである。その展望を横浜市が地域まちづくりへの関心が高くない地域に対し、支援制度を活用することにより訴えて欲しい。 様々な支援があり評価できるが、地域のニーズに即した支援も生まれきたらよい。地域まちづくり組織が地域まちづくりルールを自主運用していく際、組織認定された構成員の高齢化や地域まちづくりルールを運用する担い手が少ないという問題は組織の弱体化に繋がっていく。組織相互の情報交換の場や具体的な支援も検討課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域まちづくりを始めるにあたっては、地域の目指す姿を共有しながら進めています。「住宅地の保全」に留まらず、地域の自主性を図りながら、地域に応じたテーマで支援を進めていきます。 今後とも、地域のニーズに即した支援が行えるよう支援制度の内容は随時見直します。支援の際には、地域の自立性・自主性を重視した上で、より効果的な支援を行って参ります。さらに、地域まちづくり白書等を活用し、組織やグループの情報交換を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域に応じたテーマとして、防災以外に、交通問題に重点をおいたプランなども出てきています。 新子安では、企業の跡地の利用を中心にまちづくりを考えたプランが策定されました。 活動助成金を使用し、他地区への視察なども積極的に行っています。 地域の活動の事例紹介を中心に作成した「地域まちづくり白書2011」を活用し、団体のニーズに応じて、他の団体の取組を紹介しています。

まえがき
1 概要
2 グループ
3 組織
4 プラン
5 ルール
6 支援制度
7 アンケート
8 まち普請
9 顕彰
10 広報
11 委員会
12 おわりに

平成23年度評価書と市の見解		その後の対応状況 (平成24年度までの対応に 一部平成25年度について明記)
地域まちづくり推進委員会からの 評価	市の見解	
<p>①制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケートの支援制度を知っている割合において「知らない。」と回答した割合が1割を超えており、制度の周知が課題である。制度の活用を促すために、自由意見の精査とともに「知っているが活用したことはない。」理由についても把握する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援制度については、ホームページの随時更新、地域まちづくり白書・制度紹介パンフレットそのほか広報誌などを活用して、引き続き周知を進めていきます。自由意見を精査し、知っているが活用したことはない理由の把握に努めます。その上で必要な地区に適切な支援を行い、地域の主体的な活動を促していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援制度について興味を持っていたき、より理解しやすいよう、支援制度のパンフレットを全面改定しました。 引き続き、地域の主体的な活動を促すように支援しています。
<p>②まちづくりコーディネーター</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくりコーディネーター派遣では、特定のコーディネーターが複数地区に派遣されているなど偏りがある。派遣方法など検討されたい。 まちづくりコーディネーター派遣については、実績のある登録者に依頼が集中するのは自然なことであり、マッチングについては見直し(市が支援団体に紹介を依頼するなど)があってもよいのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりコーディネーターはグループや組織の方の自主性を尊重する見地から、グループ自らが選定する方式となっており、その際には実績を重視して選定されることが多いため、特定のコーディネーターに集中する傾向があります。今後、まちづくりコーディネーター登録にあたっては、各コーディネーターが得意とする分野や内容を地域に判り易く伝えることができるよう、登録制度を見直し、多くのコーディネーターが派遣を受けられるよう工夫していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度のコーディネーターの更新では、横浜市での支援実績を確認できない方は、全て面接させて頂きました。 登録シートには、より具体的に実績などを記載していただくように徹底しました。 面接や登録シートの改定により、各コーディネーターの得意分野や取組実績が把握できましたので、新たに活動を始める地区へご案内しました。 結果、これまで横浜市での実績がなかったコーディネーターにもご活躍いただいております、コーディネーター1人あたりの派遣地区数は平準化されてきています。
<p>③まちづくり支援団体・準支援団体</p> <ul style="list-style-type: none"> 準支援団体から支援団体へとステップアップするメリットを明確にして、支援団体登録を増強すべく働きかけをすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 準支援団体として助成を受けたことのある団体に、次回登録時に支援団体への登録を促します。 	<ul style="list-style-type: none"> 準支援団体として助成を受けたことのある団体に対し、近い将来に支援団体へご登録いただくよう、働きかけました。 今後も、登録のメリットなどをお伝えしながら、働きかけを続けます。

平成23年度評価書と市の見解		その後の対応状況 (平成24年度までの対応に 一部平成25年度について明記)
地域まちづくり推進委員会からの 評価	市の見解	
<p>④地域まちづくりグループ・組織間の交流</p> <p>・活動をする中で苦勞する点なども多いはずで、情報を共有することで、自立を促せるのではないかと。公開の報告会を開催する等、紙ベースだけでなく報告スタイル、相互が学べる場が必要ではないかと。例えば、活動資金の得方など、各自が工夫していることがあるはずである。単に活動費が不足しているという要望に、助成金を増額するのではない、知恵を提供する場や機会があればと考える。また、こうした活動も本来は地域自ら行うものであり、自立を促すための支援体制を検討されたい。</p>	<p>・活動をしている地区同士の交流会は現在も行っており、今後も要望等に沿って設定していく予定です。交流会の開催については検討するとともに、財政的支援に留まらない支援のあり方についても、引き続き検討してまいります。</p>	<p>・活動助成金を活用し、同じような課題を抱えながら解決をしている先行地区への視察（勉強会）などを行っています。</p> <p>・いえ・みち まち改善事業地区では、2地区間の交流会を個別に実施しており、平成25年度は全地区の交流会の開催を計画しています。</p> <p>・建築協定運営委員会については、別途、建築協定連絡協議会を年3回程度（総会を含む）開催し、交流しています。</p> <p>・平成25年度にグループ・組織を対象に行ったアンケート結果では、交流が少ないことが課題と挙げている団体の比率は全体の4%で、前回（平成23年度）の11%より低下しています。今後も、団体のニーズを踏まえながら、検討してまいります。</p>
<p>・「活動団体同士が交流できる場」との意見があるようだが、交流会の開催が難しいようなら連絡先の交換を仲介してはどうか。</p>	<p>・連絡先の提供については、個人情報の扱いとの関係を整理しながら、支障のない範囲で行ってまいります。</p> <p>・連絡先の公開をしている地区同士の交流は積極的に行っていただくよう推奨します。</p>	<p>・地域から、「他の活動の事例を知りたい、直接話を聞きたい」という希望がある場合は、視察等ができるよう、支援しています。また、その費用を、活動助成で支援しています。</p>
<p>(3) ヨコハマ市民まち普請事業</p> <p>・ハードの取り組みがコミュニティを活性化し、地域の課題を解決していくプロセスによって人間関係の繋りを創っているという点で、この事業の持つ意義が大きい。活動の結果報告会、その後の交流会など、できるだけ、広く公開し、人々が交流できる場と機会ができればと考える。</p> <p>・全体件数は減少しているものの、質の良い応募が増え、実際に地域も活性化されており大変評価できる。</p>		

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

まえがき	平成23年度評価書と市の見解		その後の対応状況 (平成24年度までの対応に一部平成25年度について明記)
	地域まちづくり推進委員会からの評価	市の見解	
1 概要	<p>【改善すべきと考える内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続的な自立した活動にむけて、今後は整備後のフォロー体制も含めて、継続してまち普請事業を推進されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> まち普請事業では、市民が自ら主体となって身近な施設の整備や維持管理を行う提案に対して整備費を助成する事業です。そのような趣旨から、維持管理への費用助成等はできませんが、既に整備を終えて活動を進めているグループ同士が相互に交流する機会や情報交換等ができるような取組を進めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 1次コンテスト通過グループが参加する活動懇談会、前年度に整備を完了したグループによる整備成果報告会、これまで整備に携わった方や一般の参加者による交流会を「まちづくり人全員集合!!」として開催しました。整備後のフォローに加え、各グループによる相互支援の発展に取り組んでいます。
2 グループ			
3 組織	<ul style="list-style-type: none"> この制度を知らない市民も多いので、「ヨコハマ市民まち普請事業により整備」などの看板があるとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な場所で整備された施設がまち普請事業によって整備されたものであることを分かりやすく表示することで効果的な事業PRとなるため、視認性やメンテナンス性等といった観点を考慮した上で実施予定です。 	<ul style="list-style-type: none"> ※配布した中間支援組織 地域ケアプラザ 社会福祉協議会(市/区/地区) 市民活動支援センター等
4 プラン			
5 ルール	<ul style="list-style-type: none"> この制度を知らない市民も多いので、「ヨコハマ市民まち普請事業により整備」などの看板があるとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な場所で整備された施設がまち普請事業によって整備されたものであることを分かりやすく表示することで効果的な事業PRとなるため、視認性やメンテナンス性等といった観点を考慮した上で実施予定です。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業認知度の向上を目指して、当事業の助成金で整備したことを表示した金属製のプレートを作成し、整備済箇所に配付しました。
6 支援制度			
7 アンケート	<ul style="list-style-type: none"> この制度を知らない市民も多いので、「ヨコハマ市民まち普請事業により整備」などの看板があるとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業認知度の向上を目指して、当事業の助成金で整備したことを表示した金属製のプレートを作成し、整備済箇所に配付しました。 	
8 まち普請			<ul style="list-style-type: none"> この制度を知らない市民も多いので、「ヨコハマ市民まち普請事業により整備」などの看板があるとよい。
9 顕彰	<ul style="list-style-type: none"> この制度を知らない市民も多いので、「ヨコハマ市民まち普請事業により整備」などの看板があるとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業認知度の向上を目指して、当事業の助成金で整備したことを表示した金属製のプレートを作成し、整備済箇所に配付しました。 	
10 広報			<ul style="list-style-type: none"> この制度を知らない市民も多いので、「ヨコハマ市民まち普請事業により整備」などの看板があるとよい。
11 委員会	<ul style="list-style-type: none"> この制度を知らない市民も多いので、「ヨコハマ市民まち普請事業により整備」などの看板があるとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業認知度の向上を目指して、当事業の助成金で整備したことを表示した金属製のプレートを作成し、整備済箇所に配付しました。 	
12 おわりに			<ul style="list-style-type: none"> この制度を知らない市民も多いので、「ヨコハマ市民まち普請事業により整備」などの看板があるとよい。

平成23年度評価書と市の見解		その後の対応状況 (平成24年度までの対応に 一部平成25年度について明記)
地域まちづくり推進委員会からの 評価	市の見解	
<p>(4) 表彰について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回は、横浜を代表する活動歴の長い団体の応募が多数あったこと、民間事業者からも応募が多かったことが評価できる。 ・表彰制度自体は定着してきている。賞の知名度を上げ、応募件数を増やしていくことが望まれる。 		
<p>【改善すべきと考える内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回と同じ「公共性、積極性、地域住民等の幅広い参加や他団体との連携、今後の活動の継続性・発展性、創意工夫」の5つの選考基準に「横浜らしさ」を加えると、横浜・人・まち・デザイン賞の魅力がより高まっただろう。ハード、ソフトにわたり風土やハマッコ気質にスポットを当てることにより、地元横浜への愛着も深まり、日本全国への発信性も強力になると思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・選考基準については地域まちづくり推進委員会表彰部会の中で検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の皆様のご検討を経て、審査基準に係る指標を整理しました。その一つとして、創意工夫の指標に「現代社会が求める活動であるか」という考え方を採用し、横浜らしく先取性、適時性をもって行われている市民活動を適切に評価していただきました。
<ul style="list-style-type: none"> ・今回の表彰では民間企業も表彰されていた。民間企業に対しても表彰をきっかけとして地域まちづくりへ関わる主体として、活動を促すことが課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業も含め多くの市民の方に周知をするため、より効果なPR方法を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回募集時（H24.5/1～6/30）には、市内企業や大学への広報、区役所ロビーでの映像放映を行い、表彰式（H25.5/13）後には市区庁舎で受賞作のパネル展を行うなど、新たなPRに取り組みました。

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

まえがき	平成23年度評価書と市の見解		その後の対応状況 (平成24年度までの対応に一部平成25年度について明記)
	地域まちづくり推進委員会からの評価	市の見解	
1 概要	<p>(5) 区による地域まちづくりの推進状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> 区で行っている地域まちづくり推進に資する事業について、その収集・内容把握に努めるとともに、都市整備局（地域まちづくり課）として支援できる内容は何か等対応すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 区のまちづくりは各区の独自性に基づき進められていますが、庁内で行っている「まちのルールづくり相談コーナー連絡調整会議」などで定期的に情報共有の場を設け、必要に応じて連携して取り組んでいきます。平成23年度は、他都市と区役所の代表3区が意見交換を行うなど、情報共有の場を設けました。 	<ul style="list-style-type: none"> 「まちのルールづくり相談コーナー連絡調整会議」を隔月で開催し、23年度には各区の取組についての発表会も行いました。 全庁的に設置している「地域支援会議」（事務局：市民局）においては、地域まちづくり推進に資する活動を含む、各区局による地域を支援する取組について、情報共有しています。 今後、こうした取組へ都市整備局（地域まちづくり課）として働きかけていくべきことがないか、検討してまいります。
2 グループ			
3 組織	<p>(6) まとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域まちづくり推進条例制定から6年が経過し、当初から予定された計画や事業は順調に展開されていると評価できる。しかし、今後の推進にあたっては、いくつかの課題が見えてきたことも事実である。 		
4 プラン			
5 ルール			
6 支援制度			
7 アンケート			
8 まち普請			
9 顕彰			
10 広報			
11 委員会			
12 おわりに			
資料編			

平成23年度評価書と市の見解		その後の対応状況 (平成24年度までの対応に 一部平成25年度について明記)
地域まちづくり推進委員会からの 評価	市の見解	
<p>・最も大きな課題は、昨年3月11日に起きた東日本大震災後の対応である。ハードとソフトが合体した横浜型の地域まちづくりの考え方や事業計画が大きな成果をあげつつあると思うが、首都圏においても予測されている大地震に対して、現在でもそれが最適なのかどうかの検証は、今一度改めて再検討しなければならない時期を迎えているのではないだろうか。</p>	<p>・昨年の東日本大震災を受けて、地域コミュニティの大切さ、人と人とのつながりの大切さが実感されており、市民のまちづくり活動を支援することがますます重要になっています。市内でも震災直後において、防災まちづくり活動に取り組んでいる地区で声かけ活動や一時避難などの活動が行われるなど、ハードとソフトが合体したまちづくりの考え方の成果が現れています。引き続き、近い将来に発生しうる首都圏での大地震を想定しながら取り組んでいく必要があります。</p> <p>・特にいえ・みち まち改善事業では、防災マップづくりなどソフト部門も含めた取組を行っております。今後もしえ・みち まち改善事業地区内で協議会活動地域を増やすよう組織づくりを進めることを始め、その他の地区においても防災に対する意識づくりを進めます。</p>	<p>・いえ・みち まち改善事業地区では、防災マップづくりなども、より一層進んでいます。</p> <p>・ハードの面では、事業助成を使い、かまどベンチ、防災備蓄庫などの設置を行い、地域の防災性を高めています。</p> <p>・現在、新たに4地区で勉強会を実施中であり、その他4地区でも勉強会の開催に向けて調整中です。また、さらに取組を広げるべき地域について、地区カルテを作成し、より積極的な働きかけを行う予定です。</p> <p>・一方、いえ・みち まち改善事業に限定せずに地震による被災リスクが高いと想定される地域について、より効果的な対策手法の検討を全庁的に行っています。</p>

まえがき

1 概要

2 グループ

3 組織

4 プラン

5 ルール

6 支援制度

7 アンケート

8 まち普請

9 顕彰

10 広報

11 委員会

12 おわりに

資料編

まえがき	平成23年度評価書と市の見解		その後の対応状況 (平成24年度までの対応に一部平成25年度について明記)
	地域まちづくり推進委員会からの評価	市の見解	
1 概要	<p>・次の課題は、時代が都市計画から福祉へと大きく舵取りが行われていることへの対応である。しかし、より社会的な問題を解決するためにはソフトな施策と最小限必要なハード事業の密接な連携が必要とされている。単独の部や課だけで複雑な都市問題や社会問題が解決できる状況ではない。ソフトとハードを担当する複数の担当課が協働してひとつの事業を実施するような考え方や予算の導入によってこそ、財政的に逼迫した状況において、最もコストパフォーマンスが高い事業が実施されると考えられる。これは、私達がヨコハマ市民まち普請事業のプロセスとその成果から学んだ貴重な体験である。コミュニティ醸成に関係するソフト施策との連携実施を真剣に考えるべきである。</p>	<p>・市民局や健康福祉局など主にソフト部門でのまちづくりを支援している部署と連携をしながら地域まちづくりの取組を進めていきます。なお、平成23年度からは、各区局が連携して地域支援を全庁的に進めていくため、関係区局による「地域支援会議」を開催し、各区局の関係事業や取組事例などの情報を庁内で体系的に共有し、地域に的確に情報提供するとともに、地域に必要な支援策を横断的に検討しているところです。</p> <p>・なお、ハード分野に限らず、交通問題や歴史をテーマとしたプランづくり、昔の風情を残すための特別なまちのルールづくり、高齢化が進んでいる地域における様々な活動など、幅広い分野のまちづくり活動に対して関係部署と連携しながら支援しています。</p> <p>・都市整備局、市民局、健康福祉局、地域力推進担当、まちのルールづくり相談コーナーなど地域の支援を行う関係部署間の情報共有を図り連携した上で専門性を活かした支援を行い、地域まちづくりの芽を育みます。</p>	<p>・全庁的に設置している「地域支援会議」(事務局：市民局)においては、地域まちづくり推進に資する活動を含む、各区局による地域を支援する取組について、情報共有しています。</p> <p>・超高齢社会を迎え、郊外住宅地を中心に地域に根差した福祉施設や事業所の設置が進みつつあり、地域まちづくりのルールなどとの調整が必要となっています。こうした状況を踏まえ、健康福祉局との情報交換や連携を進めているところです。</p> <p>・まちづくりコーディネーターの中には、まちづくりコーディネーターの肩書で地域の福祉や防災のまちづくりなどの講師を務める方もいらっしゃり、コーディネーターのご経験やスキルが他の分野でも生かされています。</p> <p>・地域まちづくりを推進するには、地域コミュニティの醸成を促す取組が欠かせず、そのノウハウは、ソフト施策でも活用されるものと考えられます。今後、ソフト・ハードに関わらず地域まちづくりに資する取組の連携をさらに進めてまいります。</p>
2 グループ			
3 組織			
4 プラン			
5 ルール			
6 支援制度			
7 アンケート			
8 まち普請			
9 顕彰			
10 広報			
11 委員会			
12 おわりに			
資料編	<p>・さらなる課題は、区役所への地域内分権である。これまで本庁と区役所との連携については様々な場面で指摘されているが、あまり進展していない状況と言える。そこで今回はむしろ、地域まちづくりを完全に区役所に分権し、より住民に近い立場からの推進を是非望みたい。</p>	<p>・区役所との役割分担については、平成16年度にまちのルールづくり相談コーナーが区役所に設置された以降、区で直接相談を受ける状況も浸透しつつあり、住民に近い立場のまちづくりは推進されつつあると認識していますが、今後とも、より地域のニーズに即した住民主体のまちづくりを推進するため、引き続き検討します。</p>	<p>・区役所は住民にもっとも近い立場として、日頃から地域の相談役としての役割を担っています。また、都市整備局は、より多くの事例と接しているため、様々な情報提供、法令解釈を含む技術的支援などを担っています。</p> <p>・超高齢社会となるなど、「まち」の状況が変化している中、地域主体のまちづくりをいかに推進していくかという視点で、引き続き、支援のあり方を検討してまいります。</p>

平成 26 年 3 月発行

編集・発行 横浜市 都市整備局 地域まちづくり課

〒231-0017 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

TEL : 045-671-2679 FAX : 045-662-8641

ホームページ : <http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/chiikimachi/top/>

